

令和 4 年

波佐見町議会定例会会議録

第2回

開会：令和 4年 6月 7日

閉会：令和 4年 6月 16日

波佐見町議会

令和4年第2回（6月）波佐見町議会定例会 会期日程

	月 日	曜	区 分	内 容
第1日	6月 7日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議（質疑・討論・採決） 一般質問（2人）
第2日	6月 8日	水	本会議	一般質問（5人）
第3日	6月 9日	木	本会議	一般質問（5人）
第4日	6月10日	金	休 会	議事整理
第5日	6月11日	土	休 会	
第6日	6月12日	日	休 会	
第7日	6月13日	月	休 会	議事整理
第8日	6月14日	火	休 会	議事整理
第9日	6月15日	水	休 会	議事整理
第10日	6月16日	木	本会議	諸報告 議案審議（質疑・討論・採決）
以下余白				

令和4年第2回（6月）波佐見町議会定例会会議録 目次

第1日目（6月7日）（火曜日）

○開 会.....	2
○諸報告 諸般の報告.....	2
○議事日程	
日程第1 会議録署名議員の指名.....	2
日程第2 会期の決定.....	2
日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明.....	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 議案第27号.....	7
日程第5 議案第30号.....	15
日程第6 議案第31号.....	16
日程第7 議案第38号.....	17
日程第8 議案第39号.....	19
日程第9 町政に対する一般質問.....	23
福田 勝也 議員.....	23
横山 聖代 議員.....	38
○散 会.....	52

第2日目（6月8日）（水曜日）

○開 会.....	54
日程第1 町政に対する一般質問.....	54
城後 光 議員.....	54
岡村 達馬 議員.....	72
田添 有喜 議員.....	88
北村 清美 議員.....	105
岡村 真由美 議員.....	121
○散 会.....	137

第3日目（6月9日）（木曜日）

○開 会.....	139
日程第1 町政に対する一般質問.....	139
尾上 和孝 議員.....	139
藤川 法男 議員.....	152
今井 泰照 議員.....	167
脇坂 正孝 議員.....	182
三石 孝 議員.....	197
○散 会.....	214

第10日目（6月16日）（木曜日）

○開 会.....	216
○諸報告 諸般の報告.....	216
○議事日程	
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第1 発委第1号（議会改革調査特別委員会提出）.....	224
日程第2 議案第28号.....	233
日程第3 議案第29号.....	236
日程第4 議案第32号.....	238
日程第5 議案第33号.....	241
日程第6 議案第34号.....	256
日程第7 議案第35号.....	258
日程第8 議案第36号.....	259
日程第9 議案第37号.....	260
日程第10 報告第1号.....	262
日程第11 報告第2号.....	262
閉会中の継続調査	
日程第12 閉会中の継続調査申出について.....	263
（総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長）	
○閉 会.....	263

第1日目（6月7日）（火曜日）

諸報告

- 1 諸般の報告
 - (1) 委員会報告
 - (2) 例月現金出納検査結果の報告（2、3、4月分）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提案要旨の説明
- 第4 議案第27号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第30号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第31号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第38号 財産の取得について
- 第8 議案第39号 新庁舎建設工事請負契約の締結について
- 第9 町政に対する一般質問

福田 勝也 議員

1. ふるさとづくり応援寄付金の活用事業について
2. 町長選挙について

横山 聖代 議員

1. 学校給食費について
2. 家族同然のペットの飼育及び支援について

第1日目（6月7日）（火曜日）

1. 出席議員

1 番	澤田	昭則	2 番	岡村	真由美
3 番	田添	有喜	4 番	岡村	達馬
5 番	福田	勝也	6 番	城後	光
7 番	横山	聖代	8 番	三石	孝
9 番	北村	清美	10 番	脇坂	正孝
11 番	藤川	法男	12 番	今井	泰照
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬	政太	副 町 長	前川	芳徳
総務課長	福田	博治	企画財政課長	辻川	尚徳
商工観光課長	澤田	健一	庁舎建設推進室長	大橋	秀一
税務課長	山口	博道	住民福祉課長	井関	昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟	建設課長	本山	征一郎
水道課長	中村	和彦	長寿支援課長	松添	博
子ども・健康保険課長	石橋	万里子	会計管理者 兼会計課長	宮田	和子
教育長	森田	法幸	教育次長兼 教育センター所長	朝長	哲也
総務課課長補佐	太田	誠也	企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。皆さんおはようございます。
ただいまから令和4年第2回波佐見町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから、諸般の報告を行います。委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。また今定例会までに陳情4件を受理しました。陳情4件については、配付にとどめておきますので御了承願います。
これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番 脇坂正孝議員、11番 藤川法男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から6月16日までの10日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月16日までの10日間と決定しました。

日程第3 町長の施政方針及び提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。
町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに令和4年第2回波佐見町議会定例会を招集しましたとこ

ろ、議員の皆様には御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

新年度に入り、2か月が過ぎ当初の慌ただしさも若干の落ちつきを感じておりますが、直近の国際情勢は、ロシアによるウクライナへの武力侵攻から早3か月以上が経ったものの、解決の糸口が一向に見当たらず激戦化と長期化の様相を呈しています。

これにより穀物類を主とした食物や飼料に加え鉱物、エネルギー資源などの流通が停滞し、世界規模での物価の高騰が起き始め経済への影響はもとより、日常生活への影響も深刻度を増してきております。

非常に高まる世界規模戦争への緊張感のさなか、北朝鮮による弾道ミサイルの発射も頻発しており、核や武力で威嚇を保持する姿に、平和を願う世界の人々の思いが通じない。これらの国の指導者に対して歯がゆい思いと、やるせない気持ちばかりが募っています。

さて昨年は5月15日に、北部九州地方の梅雨入りの発表がありました。今年は連日晴天が続く、農繁期に入り圃場で色づいた麦の収穫が進む中、雨を見ることも少なく、山間部の一部では、田植の遅れを心配する声も届いておりましたので、日曜日の恵みの雨には本当にほっとしたところでもあります。

6月に入り、いよいよ災害が発生しやすい時期を迎えましたが、5月29日には長崎県総合防災訓練が松浦市で実施され、実践に即した救助訓練や各種防災訓練各種機材などを目の当たりにしたとの報告を受けております。

また災害に対する備えを確認するために、6月2日に波佐見町防災会議を開催したところでもあります。災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、災害の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る減災を防災の基本方針にして、人命を最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるように様々な対策を組合せて、効果的な災害対策を講じ住民福祉の確保に万全を期してまいります。

昨年の8月豪雨による甚大な被害もまだ記憶に新しいところであり、災害復旧工事における町道や普通河川などの公共土木施設については、全て発注も終わり、一部は既に完了しているところですが、農地や農業用施設においてはまだこれからのものも多く、その復旧に向けては全力で一丸となって取り組んでいるところでもあります。

一方、目で見ることができない災害といえる新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株の変異型により、無症状者からの感染が疑われるケースが多発している模様で、感染者ゼロという日がなかなかありません。

世界に目を向けると感染症防止対策と、経済活動との同時進行という、ウィズコロナの世界への移行も徐々に進んでいるようにも感じております。

感染症対策を講じて3年ぶりに開催された波佐見陶器まつりには、関係者の努力と熱意により、また好天にも恵まれて多くの来場者をお迎えすることができました。

九州経済調査協会が発表した、今年のゴールデンウィークの各地への来訪者数を示すお出

かけ指数が2019年通年比で、本町は12.5倍となり九州山口県内では、1位とのことで、ウィズコロナ、アフターコロナへの試金石としては、十分な成功事例となったように思います。間もなく特定の方を対象にした第4回目のワクチン接種も開始しますし、またワクチン接種の効果も相まって、重症化リスクが低減したとの報道もありますが、今後も町民の皆様を守るために適切な感染症予防対策を講じながら、国や県と共に地域経済の振興策を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

長年の懸案でありました、役場新庁舎建設事業におきましては、敷地造成工事も順調に進み、先日は庁舎本体工事の入札を実施し、その請負工事契約については、本議会に上程し承認をお願いするところであります。シンプルで機能的でありながらも、町民が誇れる庁舎となるように鋭意進めてまいりたいと思います。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第27号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算第1号は、今回4,600万円を追加し、補正後の予算の総額を111億5,600万円としております。補正の内容は、新型コロナウイルス予防接種事業や、子育て世帯生活支援特別給付金事業等に係る経費であり、その財源は全額国庫支出金で賄われることとなっています。

議案第28号 町長の専決処分事項の指定に関する条例については、一定の額以下の和解や損害賠償について専決事項として指定するものです。

議案第29号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、公職選挙法実施施行例の一部改正に伴い、公費負担でできる選挙費用の額を変更するものです。

議案第30号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染の影響に係る国民健康保険料の減免に関する特例を改正するものです。

議案第31号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染の影響に係る介護保険料の減免に関する特例を改正するものです。

議案第32号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が3月31日付で改正されその一部が4月1日から施行されるために、所要の改正を行い3月31日付で専決したのでその承認を求めるものです。

次に議案第33号から議案第37号までは、令和3年度各会計の補正予算であります。それぞれの事務事業の実績を見込んで予算の整理を行い、3月31日付で専決したので、その承認を求めるものです。

一般会計では2,700万円の減額で、その結果補正後の令和3年度予算は104億8,100万円となっています。

そのほか、特別会計として国民健康保険事業特別会計1,100万円の減額、後期高齢者医療特別会計100万円の減額、介護保険事業特別会計1,050万円の増額、公共下水道事業特別会計

340万円の減額とした補正を行っています。

議案第38号 財産の取得については、町内小・中学校に電気黒板機能付きディスプレイ等を配備するため、購入しようとするもので地方自治法の規定により議会の同意を求めるものです。

議案第39号 波佐見町新庁舎建設工事請負契約の締結については、条件付一般競争入札により落札業者が決定したので、本契約を締結するために地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号 令和3年度波佐見町一般会計予算繰越計算書の報告については、諸般の事情により令和3年度内に完了できず、次年度への繰越明許費となった事務事業について、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

報告第2号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄については、水道料金の一部を放棄したので、同条例の規定に基づき報告するものであります。

以上提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

ここで町長から発言の申出があります。これを許可します。

町長。

○町長（一瀬政太君）

議長に発言のお許しをいただきましたので、貴重な時間を費やすことを皆様には御了承をお願い申し上げます。

私の町長としての任期も9月21日までと迫っておりまして、この議会が今任期中、最後の定例会であると思われるので町長としての進退について、申し上げなければならない時であると思います。

私は平成10年に波佐見町長として就任以来開かれた町政を基本理念に据えて、市政実行、不易流行、恩顧創始を政治信条としこれまで6期24年間皆様の御指導、御協力をいただきながら町政を司ってまいりました。

就任した当時はバブル経済崩壊後で、疲弊した経済や地域活性化の打開策として国が旗振り役となり地域総合整備事業債という財源をもとに各種大型事業が実施されておりました。

その結果、借金である起債残高が年度予算を大きく上回るというような、極めて厳しい財政状況となり、町独自事業ができる余裕など全くない状態となっていました。

ただそのような厳しい財政状況であっても、調整を停滞させることはできませんし、多様化し高まる町民の行政ニーズに対しても、何とか応えなくてはならないことから、早速財政構造改善計画を策定し実行してきたところであります。

そして地域の代表者として、自治会長制度を確立させ地域の声を拾いながら、最少の経費

で最大の効果を出すべき与えられた環境の中で、最善を尽くしてまいり町民皆様の御理解と御協力、職員の頑張り、議員の皆様の御支援によりまして一定の成果を出すことができました。

そうした中であって国では平成の大合併が推進され、その流れで県内においては、71の町村が一举に8町となりました。

本町も東彼杵郡内3町を枠組みとする合併協議を進めてまいりましたが、突然の意図しない流れで破綻となり、現在に至っていることは皆様御承知のとおりです。

ただ今日、振り返ってみますと単独自治体として頑張らなければならない状況に追い込まれたことが、ピンチはチャンスという言葉が示すとおり、結果としてよかったのではないかと思う次第であります。

一方で平成15年から小泉内閣による地方交付税の削減、補助金の見直し、税源移譲といった、いわゆる三位一体改革の名のもと、厳しい財政状況はさらに厳しいものへと追い込まれたこともまた事実であります。

そのことから行政改革集中改革プランを立て、聖域なき補助金削減や職員の削減、民間委託の推進など本当に町民の皆様には、血のにじむそして身を切る思いで御協力をいただいたおかげで、厳しい当時をしのぐことができたものと思っております。

そのような努力が報われたかのごとく、雇用の創出と交流及び定住人口の拡大という、掲げた目標に沿うように県営工業団地の誘致や、町営工業団地の造成などが進展し、長崎キャノン様や昭和金属工業様、幸運トラック様などの企業誘致に成功しました。

これらとともに、歯車がかみ合うがごとく、地場産品である波佐見焼の名も全国的な広がり浸透を見せ、結果これがふるさと納税の増へとつながり、町の貴重な財源を確保できるという好循環が図られてきたところであります。

一方自身のことではありますが高齢になりますと年々、気力、体力、知力の、衰えはいかんともしがたいものがあると同時に、人口減少とデジタルトランスフォーメーションの時代へと突入し経済のみならず、日常生活にも急激な変化が押し寄せている現状に、適用するには少々厳しいものがあると感じております。

在任中は常に、地域自治会と産業界、そして行政がスクラムを組まないと、まちづくりはできないと考え取り組んでまいりました。これが一定の成果となり元気な波佐見町として、他市町から高い評価をいただいているところではあります。新たな時代にはその時代の変化に適応できるリーダーが求められているものと思えます。

以上のようなことから、私は今期をもって波佐見町長の職を引かせていただきたいと存じます。

これまで長きにわたって議員の皆様、町民の皆様、そして職員の皆さんの御支援と御協力をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

なお任期はまだ9月21日まで残っております。

残りの任期を波佐見町発展のため、精いっぱい力の限りを尽くしてまいりますので、御指導、御協力を切にお願い申し上げまして甚だ簡単ではございますが、現況の所信とさせていただきます。誠にありがとうございました。

日程第4 議案第27号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第27号 令和4年波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

おはようございます。議案第27号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに46,000千円を追加し、総額11,156,000千円とするものです。今回の補正は新型コロナウイルス感染症予防接種事業や、子育て世帯生活支援特別給付金事業等の所要額を計上しております。

6ページをお願いします。歳入についてですが14款、1項、2目。衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルス感染症予防接種費として1,241万1,000円を増額しております。

7ページをお願いします。14款、2項、2目。民生費国庫補助金は、子育て世帯等臨時特別給付費、子育て世帯生活支援特別給付費として2,750万円の増額しております。

3目。衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス予防接種体制確保事業費として608万9000円を増額しております。

歳出につきましては、それぞれ担当課から説明します。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは歳出について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。2款、1項、13目。電算管理費12節。委託料でございますが、システム改修委託料として219万3,000円を計上しています。

これは先ほど説明がございました子育て世帯等臨時特別給付費等に係るシステム改修でございます。

あわせて予防接種等の追加接種対応ツールについても、今回システム改修の費用を計上しています。

以上で総務課の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

続きまして、住民福祉課所管について御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。3款、1項、6目．子育て世代等臨時特別支援事業でございますが、18節．負担金、補助金及び交付金の非課税世帯等への臨時特別給付金1,500万円を増額しております。

内容といたしましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合緊急対策として、令和4年度住民税非課税世帯等で、令和3年度にこの給付金を受給していない世帯を対象としています。

1世帯当たり10万円の現金給付をするものでございます。以上で終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

10ページをお願いします。3款、2項、児童福祉費4目．子育て世帯生活支援特別給付費を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによりその実情を踏まえ生活の支援を行うものです。

児童手当、児童扶養手当の支給を受けている方へは申請不要で、児童1人当たり5万円の支給を受けられるものですが、今回、新型コロナの影響を受けて家計が急変するなど、児童扶養手当受給世帯に準ずる世帯の方へ1人親世帯に限らず、支援の対象となっています。

18節で200人分の児童分として給付費、1,000万円を見込んだものです。

昨年も同様の支援がありましたが、167人の支給実績があります。

11ページをお願いします。4款、1項、2目．予防費は新型コロナワクチンに係る補正になります。60歳以上の方、あるいは18歳以上の基礎疾患を有する方が希望する場合、4回目のワクチン接種が実施されることになり、所要額を見込んだものです。

主なものとして3節の職員の時間外勤務手当、7節集団接種に従事していただく医師、看護師への謝礼、11節接種券を郵送するための通信運搬費、12節個別接種の予防接種委託料です。

合計で1,807万1,000円を増額しています。

以上で令和4年度波佐見町一般会計補正予算第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三石議員。

○8番（三石 孝君）

9ページになりますけども、子育て世帯の給付金が支出として上がっておりますが、1,500万計上されています。1世帯10万ということで150世帯という勘定にはなりますけども、前回3年度に支給できなかった分という御説明がありました。3年度も支給含めて全体で何世帯非課税世帯として給付を受ける対象になっていますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

まず令和3年度でございますが支給対象の世帯数が、令和3年度が1,180世帯。今回150世帯でございますので合計しまして1,330世帯が対象世帯数となっております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

11ページをお願いいたします。今の御説明いただきました1,800万の予防費ということで、3月まで、2月でしょうか。

関連するのですが、なかなか子供たちの予防、接種等が希望であったということで、かなり多かったということで、皆さん不安に思いだということで今回4回目でしょうけど、関連してその希望された子供たちの割合的なものが今分かればお願いします。

それと今回の4回目ですからかなり重症化しないということと、昨日あたりは患者数が無かったということも聞いておりますので、かなりそのあたりは予防が効いたのかなと思っております。

60歳以上の方、18歳基礎疾患ということで大体そのスケジュール的にはどうなるのかをお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子供のと、おっしゃいましたけれど5歳から11歳の小児ということでお答えいたします。調査をいたしまして約3割の方が接種を希望されております。

続いて4回目のスケジュールに関してですが、この4回目の接種が5か月を経過した後ということになっておりますので、波佐見町の場合、大部分の方が2月以降に実施をしておりますので、早い方は7月から実施をするスケジュールで思っております。

今回ですね4回目、3回目のときもそうだったのですが、少し接種の意向を把握しようかと思っております。そうしないと割当てができないなど日程の調整がございます。

4回目の接種、3回目を済まれている60歳以上の方については意向調査を行いまして、その希望によって接種の日程を進めたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

わかりました。本町はそのコロナ対策予防に関しては、本当に担当課と医師会とで一緒に
なられて、スムーズにいったと思います。

今後とも協議をされてスムーズな結果が出るようお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 答弁要りますか。

○11番（藤川法男君） 結構です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。横山議員。

○7番（横山聖代君）

ページ数は10ページです。3款、2項、4目、18節1,000万の分です。

こちら児童扶養手当受給者はもうそのままってことだと、厚労省の概要によると申請不要
で6月までに支給ってということが書いてありました。

本町も6月までの支給ができるようなスケジュール調整を、やられているのかどうかを一
つ確認と。あとその準ずる地位の方が非課税世帯に当たるのかなと思うんですけども、こ
れは申請が必要なのかどうか。

そしてまた申請が必要でしたらいつから申請をスタートされるのか、お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まず1点目の児童扶養手当を受給されている方への支給については、これは県が行いまし
て、恐らく6月中に支給されるように進んでいるかと思えます。

2点目の非課税世帯の方。児童補填手当に準ずる方については、今議会の成立で準備を進
めます。システム改修等々も必要ですので、早ければ7月ぐらいから申請が必要になってお
り、受付ができればと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

先ほどのですね9ページに戻っていただきまして申し訳ございません。先ほどの子育て世
代ですね、臨時特別給付金に関することですが、令和3年度実施の時期は大体いつぐ
らいでしたか。

それと全体でおっしゃいましたけども1,330世帯なのに、1,180世帯が令和3年度に実施を
された。150世帯がまだ給付できなかった、その理由は何ですか。

そもそもその非課税世帯の把握は、全体としてしっかり把握されているじゃないですか。

何でそのようなことで支給がいかなかったのか。

なぜこのように2段階的に給付されるようになったのか、理由をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

令和3年度の取組みっていうのが、ちょっと手元に準備してない部分もございますので、答えられない部分もございますが、まず令和3年度です。支給決定世帯数は1,180世帯。今実績で1,020世帯、1億200万円を給付しております。

次年度につきましては、繰越しをいたしまして160世帯1,600万円の繰越しを4年度にしております。今現在も申請漏れ等があれば随時、受け付けをしている状況でございます。

今回令和4年度につきましては、令和3年度の対象者につきましてはその当時申請の発送をいたしまして、郵送で申請を受け付ける。当然役場でも受け付けをしている状況でございますが辞退っていう方も何人かいらっしゃいます。

まだ5月の連休も町内放送等でも周知を図っている状況でございます。

申請漏れや申請書を紛失したという状況であれば、住民福祉課のほうに問合せをしていたら、再度発送し申請を受け付けるという状況も随時しております。

問合せ等あれば、住民福祉課まで連絡をしていただければと思います。

今回につきましては令和4年度、この新たな住民税非課税世帯を対象にしているということで、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

説明がよく分かる部分と分からない部分ありますけども、実際3年度においては、その非課税世帯の全体の数っていうのは把握されていたのですよね。

それに伴う予算措置はもう当然されているがゆえに執行をされたというように判断しますが、今年度の150世帯に関しては3年度の申告によって税金の申告等により非課税世帯になったからという理解でよろしいですか。

150の根拠がよくわからない。実際非課税世帯というのはこちらのほうで、課税されていない世帯というのは把握されていると思います。

そこについて当然のことながら予算措置があったにもかかわらず、ここで補正を上げるっていうことは新たな非課税世帯が発生したという理解をしていいのか悪いのか。そのあたりがよくわからないので質問しています。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員御説のとおり4年度に新たに、新規の非課税世帯ということで、今回150世帯ということで計上させていただいております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

11ページをお願いいたします。

4款、1項、2目、13節使用料及び賃借料の中で車借上料がございます。これは4回目の

送迎バスの車借上代と思いますが、大体何台分になったのかということと、今までずっと送迎バスを出されております。

送迎において問題なかったのか。以上2点お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

11ページ4款、2目、13節使用料及び賃借料のうちの車借上料につきましては、おっしゃるとおり集団接種会場へ向かうためのバスをこちらで手配する分になります。

初回接種から3回目の追加接種も、希望の自治会は手配をしたところで、4回目についても希望を聞いたところです。

覚えておりませんが5、6自治会ほど希望がっております。問題はなかったかということですが、特に聞いてはおりません。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

新型コロナウイルスの、非課税世帯への臨時特別給付金。それから子育て世帯生活支援特別給付金。今の世帯ごとということ、それぞれ10万円とか5万円とかという話になっておりますけども、これは世帯でしょうか。1人当たりでしょうか。1人当たり10万円とか5万円でしょうか。

というのが、私も去年のホームページからの資料なのですが、去年の支給の例を見ますと、児童1人当たり一律5万円。それから扶養手当のほうにも児童1人当たりというような表現になっているわけです。

ですので、世帯となりますと、1世帯1人じゃなく2人3人という児童もあろうかと思えますし、そのあたりははっきりさせていただきたいと思っております。

それからもう一つこの非課税世帯への臨時特別給付金と、子育て世帯の生活支援特別給付金これは併給。併せてどちらも給付が可能なかどうか。以上2点をお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

まず非課税世帯等への臨時特別給付金につきましては、世帯に対しての給付金でございます。

また非課税世帯と子育て世帯特別給付金でございますが併給できるということで認識しております。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

10ページの18節。子育て世帯生活支援特別給付金については、児童1人当たり5万円の給付となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そこが紛らわしいところでありますので、そうしますと子育て世帯の生活支援特別給付金ですか。

これについては、世帯ではなく100人分ということによろしいですかね。予算は。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

児童1人5万円になりますので200人分になります。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

8ページ。2款1項13節のシステム改修委託料なのですが、これは新規でもなければ追加でもなく、先ほど子育て支援システムのための、改修の委託料という説明をお聞きしたのですが、どういった改修が必要だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず8ページ2款1項13目についてご質問いただきました。今回の給付金の支出については、非課税ということで基幹系のシステムから税情報を引き渡す仕組みが必要でございます。

したがって基幹系のそういった状況について、データ連携を行うためのシステム改修。あるいは先ほど触れましたが、4回目の予防接種について対象者を絞り込むについての、データ連携の改修が発生しているということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。今井議員。

○12番（今井泰照君）

11ページお願いします。先ほどから質問がっております4款、2目、12節委託料。新型コロナウイルス感染症予防接種委託料1,195万2,000円。

これは大体何件、何人分を予定されているのか、また3回目の接種は何人ぐらい、60歳以上18歳からの疾患がある方は受けられたのか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

大体ですね1回の接種につき、2,277円がかかります。で、プラス休日の場合は加算がついたりしまして、約1,195万2,000円分というのが4000回とか、約3,000回の接種分かと思えます。

それから接種を受けた人の人数ですがこれまで6月6日に公表された数値がございますが、3回目の接種を受けた方が9,786人いらっしゃいます。

そのうち、60歳以上の方が約5,000人ぐらいですので差額に4,000。18歳から69歳までの方が4,500人ぐらいいらっしゃるとして、そのうち800人ぐらいが基礎疾患を持っていらっしゃる方ではないかと推定をしております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

周りから聞くところによると3回目ですね、今までファイザーファイザーと打っていき、モデルを打ったら副反応があったということを知りたりしております。

そしてもう4回目はもう打たなくてもいいという人の話もかなり聞きます。そのあたりの4回目の大事さ、4回打ってほしいというところの周知あたりもやっていかなければならないかと思えます。

その辺はよろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

おっしゃるとおりですね4回目も必要だとは思っております。

なかなか感染者も多い中で、ワクチンを打って打たなくても感染するのではないかっていうお声をよく聞くのですけれども、町内の先生ともお話をしたところ、ワクチンを打っても感染することはあります。

ただワクチンを打っている人と打っていない人では、感染したときの症状が違うように感じます。

まだ統計的にはそういう数字は出てないのですが、先生が見た患者さんの中には3回目のワクチンをちゃんと打っている方については1日ぐらいで症状は収まっています。

ワクチンを打っていない方はですね2、3日高熱が続くなどの症状が出ることがありましたという報告を受けております。

特に60歳以上という方は重症化しやすい要因をお持ちですので、なるべく打っていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和4年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

全員起立であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。13時から再開をいたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第30号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第30号波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第30号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものです。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する特例を改正するものです。

2ページをお願いします。波佐見町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正する条項は附則第9条になります。3ページの新旧対照表をお願いします。

現行の減免の対象となる保険料を令和2年度分及び令和3年度分から、令和3年度分及び令和4年度分に。またその納期限を令和4年4月1日から令和5年3月31日までに改めるものです。

世帯の主たる生計維持者の令和3年分の収入見込みが、令和4年分の収入見込みが、令和3年分の収入の3割以上を減少することが減免の条件となります。

参考までに昨年度の実績を申し上げますと、令和3年度分の減免額は281万3,300円。13世帯に対し減免を行っております。

2ページに戻っていただき附則において、この条項は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 波佐見町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第31号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

それでは議案第31号について御説明申し上げます。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例（平成12年波佐見町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免に関する特例を定めるものでございます。

2ページをご覧ください。別紙、波佐見町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

今回の改正は昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯へ減免を行うものですが、現在の規定では令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に、納期が発生する保険料分が対象とならないため、附則を改正し対象の年度及び期間を改めるものです。

ちなみに令和3年度分の減免件数は6件。減免金額といたしましては47万5,200円となっております。

3ページ目は、新旧対照表となっております。

以上で議案第31号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第38号 財産の取得についてを議題とします。
本案について内容説明を求めます。教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは議案第38号を御説明します。

財産の取得について。別紙のとおり、財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月7日。

2ページ目をお願いします。

財産の種類でございますけども、電子黒板機能付きディスプレイ及び同スタンド。
数量65台。取得予定価格1,758万9,000円。取得予定年月日 令和4年8月26日。

契約の相手方 佐世保市大塔町1266番地24。

扇精光ソリューションズ株式会社 佐世保支店 支店長 川下正人。

3ページでございますが、入札結果の一覧でございます。

今回、電子黒板。昨年度に引き続き、今年度残りの電子黒板の更新を行っております。東小が12台、中央小が17台、南小が15台、中学校が21台の合計65台でございます。

その更新及びその各学校において操作研修を1回ということで、一般競争入札に付しまして、5月20日入札を行いまして、仮契約を5月26日行ったものでございます。

以上を御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

協坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

契約の相手方と、それから入札結果一覧表にあります扇精光ソリューションズの、こちらの入札された方が濱口さんになっておりますけども、このところは契約者と入札執行者が違うわけですが、このところはどういうことでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

この件につきましては、契約の委任を佐世保支店の支店長のほうが受け取ることでこのようになっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

委任は認められていると思いますが、これは委任状とかはとってありますか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

入札の際に委任状はいただいております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

入札に関わる公告が、これはいつなされてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

公告は4月の25日に行っております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

説明の折に昨年引き続きという御案内があっております。

今回落札された扇精光ソリューションズ株式会社でございますけども、昨年と同じ業者でしたか。それとも今回は新しく扇精光ソリューションズ株式会社が落札されていますか。

そのあたりを教えてください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

昨年の落札業者は扇精光ソリューションズ株式会社でございます。

昨年につきましては、1社のみの入札ということでございます。以上、申し上げます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。三石議員。

○8番（三石 孝君）

ということは昨年の場合もここに入札方法が書いてありますが、一般競争入札で入札された方が、扇精光ソリューションズ株式会社だけが参加されたということですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

そのとおりでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第39号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

議案第39号 波佐見町新庁舎建設工事請負契約の締結について説明申し上げます。

令和4年5月20日に条件付一般競争入札に付した「波佐見町新庁舎建設工事」について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第

5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。

契約の目的 波佐見町新庁舎建設工事。

契約の方法 条件付き一般競争入札による契約。

契約金額 1,472,900,000円です。

契約の相手方 池田工業・田崎工務店特定建設工事共同企業体。

代表構成員

佐世保市干尽町6番6号

株式会社 池田工業

構成員 波佐見町折敷瀬郷1765

有限会社 田崎工務店です。

3ページをお願いします。

入札結果の一覧ですが5社より参加資格申請書の提出がなされ入札を行った結果、池田工業・田崎工務店特定建設工事共同企業体が落札したものです。

なお工事の概要につきましては、担当の庁舎建設推進室から説明申し上げます。以上です。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、工事概要の説明をさせていただきます。4ページをお願いします。

1 工事概要 庁舎建設工事

- ・用途 庁舎
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・階数 地上3階建
- ・延床面積 3,357.34㎡
- ・建築面積 1,380.56㎡

2 工事内容

建築工事 一式

付帯工事 建築の基礎となる数量、主なものを説明します。生コン2,738㎥、鉄筋355t。

電気設備工事 一式。

主なものとしたしましては、配線設備、照明設備、器具、非常用発電機、太陽光発電設備などです。

機械設備工事 一式。

主なものとしたしましては、給水工事、排水工事、用便器などのトイレ設備、電気温水器、換気扇、エアコンなどです。

昇降機設備工事 一式。

最大定員13名、1か所になります。

倉庫棟 一式。

水防倉庫、備蓄庫、その他、事業課の倉庫になります。

外構工事 一式。

一次施工5139㎡。駐車場整備、アスファルト舗装、排水工、側溝整備工事などになります。

次に、5ページをお願いします。イメージ図。

6ページに各階平面図を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で議案第39号 新庁舎建設工事請負契約の締結についての説明を終わります。御審議のほどをよろしくをお願いします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。三石議員。

○8番（三石 孝君）

今回の入札方法として、条件付き一般競争入札という方法をされていますが、その条件付きという部分についての御説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

一般競争入札に当たって、あらかじめ定められた資格を有する者の中から、さらに事業者の所在地や当該契約に係る工事等についての経験、技術的適性等の有無に関する必要資格等を定め、入札を行うことができるとなっております。

これを一般的に条件付きもしくは制限つき一般競争入札と呼ばれております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

契約の相手方の、予定者の株式会社池田工業の主な業績について、特にこのような庁舎あたりの経験の業績がありましたら、御紹介をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

申し訳ございません。

手元に細かな資料も持ち合わせておりませんが、今回の入札に当たって資格を定める中に、そういう実績等も求めるようにしております。

そこで基準を満たす条件をクリアしておりましたので、資格を与えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 新庁舎建設基新庁舎建設工事請負契約の締結について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

○協坂議員（協坂正孝君）

採決後に申し訳ないのですが、先ほどの農業の業績について御指導いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君）

採決後ですから、あとは個人的に庁舎建設室にお尋ねください。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。再開は15時になります。よろしくお願いいたします。

午後 1 時 21 分 休憩

午後 3 時 00 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。企画財政課長より発言の申出がっておりますのでこれを許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほど議案第38号 財産取得について御説明をさせていただきましたが、一部修正をさせていただきます。御報告させていただきます。

議案の3ページ目に記載がありました入札結果一覧表についてですが、「商号または名称」のところに、本来であれば今回の落札者である「扇精光ソリューションズ株式会社佐世保支店」という名称が、本来記載すべきでしたが漏れておりました。

また併せて代表者名がこちらに記載されておりますのが、本社の代表取締役名となっておりますので、こちらにも佐世保支店の支店長に修正が必要であります。

改めて修正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

日程第9 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第9. 町政に対する一般質問を行います。通告に従い、順次発言を許します。

5番 福田勝也議員。

○5番（福田勝也君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

1. ふるさとづくり応援基金の活用事業について。

本町ではふるさとづくり応援寄附金が順調な推移で多く寄せられており、各種の支援策やまちづくりのための事業に幅広く活用されております。

本年度は、18事業に対して活用基金総額7億1,000万円が当初予算に計上されております。

(1) 活用基準はどのようになっているのか。

(2) これまでの収入の総額と活用額は。

(3) これまでの活用事業の主な内容は、どのようなものがあるか。

2. 町長選挙について。

今年9月、任期満了による町長選挙が行われます。

一瀬町長は、6期24年間と長期にわたり本町行政に携わってこられました。

(1) 6期24年間の財政面、基幹産業、観光事業、まちづくりの実績と成果は。

(2) 本町の今後の課題は、どのように考えるか。

(3) 次期改選は、どのように考えているか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（百武辰美君）町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 福田議員の御質問にお答えいたします。

まず、ふるさとづくり応援基金の活用事業について。

本町では、ふるさとづくり応援寄附金が順調な推移で多く寄せられており、各種の支援策やまちづくりのための事業に幅広く活用されている。本年度は18事業に対して活用基金総額7億1,000万円が当初予算に計上されている。

(1) 活用基準はどのようになっているか。という御質問ですが、ふるさとづくり応援寄附金については、令和3年度も全国の皆様から多数の寄附が寄せられ、過去最高となる20億3,795万円の寄附をいただいたところであります。

お尋ねの活用基準についてですが、条例で寄附金を財源として実施する事業を定めており、

1. ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業。

2. 未来に伝えたい伝統文化の保存整備に関する事業。

3. 懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業。
4. 次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業。
5. その他町長が必要と認める事業。

以上の5つとしております。寄附をいただく際、その人に5つの中から選んでいただいております。町といたしましても寄附者の皆様の意向に沿えるよう、活用事業の検討に努めてまいります。

(2) これまでの収入の総額と活用額は。という御質問ですが、本町のふるさとづくり応援寄附金の過去5年間の推移といたしましては、平成29年度が5億1,573万円、令和元年度に14億円。令和3年度には先ほど答弁しましたとおり20億3,795万円と、初めて20億円を超え、5年間で約4倍増加しており、平成20年度の制度創設から総額66億8,000万円を超える寄附をいただいております。

寄附については、経費を差し引いた残額をふるさとづくり応援基金に積立てまいりました。平成29年度から一般会計に繰入れ、各事業の財源として充当を行い、令和4年度の当初予算分を含めると、総額23億2,000万円余りを充当してきたということになっております。

(3) これまでの活用事業の主な内容はどのようなものがあるか。という御質問ですが、事業の財源として充当を行った23億2,000万円を、条例で定める5つの事業ごとに説明いたしますと、まずふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業が約4億4,100万円。

主なものとして窯業振興や新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援する事業継続給付金などに充当しております。

次に未来に伝えたい芸術文化の保存整備に関する事業が4,500万円が主なものとして、文化財保護で歴史文化交流館の関係経費などに充当しております。

次に懐かしい景観新しい町並み整備に関する事業が、約3億9,800万円が主なものとして、町道整備関連や桜堤河川公園の改修などに充当しております。

次に次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業は、約7億9,500万円が、主なものとして教育環境整備のため、小中学校の情報端末機器の導入や校舎の修繕などに充当しております。

最後にその他町長が必要と認める事業が約6億4100万円が、主なものとして昨年大雨により発生しました災害の復旧に要する経費などに充当しております。今後このふるさと納税の制度自体、いつ変更や廃止になるかもわかりませんので、計上の経費や継続的事业への活用は極力避け、単年度、またはある程度期間を区切った事業に、いわゆる臨時的経費として活用することを念頭に置いております。

2. 町長選挙について。

今年9月、任期満了による町長選挙が行われる。一瀬町長は6期24年間と長期にわたり本町行政に携わってこられた。

その中で、6期24年間の財政面、基幹産業、観光事業、まちづくりの実績と成果は。という御質問ですが、私は平成10年9月22日、波佐見町の第12代の町長に就任しましたが、当時全国的にバブル経済崩壊後の経済低迷に加え、急激な国際化に伴う構造不況が続いている中、本町においては、国の経済対策に交付する形で取り組んだ過去の大型公共事業の借入金残高が、一般会計でも81億円を超え、加えて人件費等の経常的経費が増大しており、財政破綻寸前の中でのスタートでありました。

このため、平成11年度に財政構造改善計画を策定し、人件費の削減を初めとする事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、自治会制度導入や観光協会設立など、官民連携のまちづくりを進めました。

地方産業の窯業については外国産の安い陶磁器が流通し、大量生産による安価な陶磁器づくりが限界でもあったため、波佐見焼振興会を中心に、東京ドームでテーブルウェアフェスティバルをはじめとする都市部でのイベントに積極的に出展し、消費者のトレンドをじかに陶磁器生産に取り入れる体制を整え、デザイン性豊かな波佐見焼ブランドの確立と知名度向上を図りました。

農業振興については、平たん部では、農地集積による集落営農と大型圃場整備を初めとする基盤整備を進めるとともに、条件不利地では、中山間地域等直接支払い交付金等の国の支援制度も活用し、町全体の農業の活性化にも努めてきたところです。

観光事業については、平成13年に「来なっせ100万人」を掲げ、交流人口拡大による町全体の活性化を行うとともに、町外からの移住者を積極的に受入れ、町に新しい風を吹き込んだことは、その後の「はさみ温泉 湯治楼」「ホテルブリスヴィラ波佐見」のオープンや人材育成につながったものと考えています。

一方で平成15年の小泉内閣による三位一体の改革とその後の、集中改革プランによる財政締めつけ、三町合併協議会破綻など本町を取り巻く様々なでき事がありましたが、町民皆様の御理解により進めた様々な改革で、少しずつ財政も肯定し東小学校体育館を初めとする教育施設の改修や、公共下水道を初めとする社会資本整備を進めることができました。

また平成18年には、県営工業団地の誘致に成功し、平成20年には長崎、キャノンの進出決定につながったことは、その後の町政拡大の大きな転化になりました。

そこには当時の金子原二郎知事様の多大なる御尽力を初め、本県出身の国会議員、経済界の方々の御支援があったからこそと深く感謝をしております。

平成22年にはミニポートピアはさみのオープン、平成28年には町営工業団地に昭和金属、平成30年には幸運トラックが進出、操業され、町内の雇用情勢も大きく好転したのではないかと思います。

観光交流人口についても、長年の様々な取組が功を奏して目標であった100万人も達成し、西の原地区を初めとする観光スポットが県内外からの観光客でにぎわいを見せている

中、平成31年に波佐見町公道の改修、令和3年7月には波佐見町歴史文化交流館を開館し、波佐見町の歴史、文化、伝統を町内外に情報発信できていることは嬉しい限りです。

このような数々の事業を実施した一方で、一般会計の借入金残高は令和3年度末で63億円まで減少し、国が後年度において地方交付税で措置する臨時財政対策債を差し引くと、実質的な起債残高は39億円まで削減できており、これまでの行財政改革の一つの大きな成果ではないかと思えます。

さらにふるさと納税については、民間事業者の情報発信、波佐見焼ブランドを初めとする波佐見町全体の認知度向上に伴い、全国から多くの支援をいただいていることはこれまで行った数々の施策の集大成の成果があらわれているものと考えており、今後も1人でも多くの波佐見町のファンが増えるよう努力を重ねるべきものと考えています。

そして長年の懸案であった新庁舎建設についても、先月入札を実施し今議会に請負契約締結の議案を上程でき、本日可決承認いただきましたことは、本当に喜ばしい限りであり、新しい時代に即したまちづくり、行政、防災の拠点になることを願ってやみません。

振り返ってみますと社会情勢の変化に伴い幾多の困難がありましたが、町民や議会の理解のもと、様々な施策が行えたことが最大の成果ではないかと考えており、その施策のアイデアや実行を行った町職員にも深く感謝しているところです。

本町の今後の課題はどのように考えるかという御質問ですが、我々基礎自治体の行政は、住民と直接対話し行政を進めていることから、時の社会情勢の変化に大きく左右される上、自治体独自の課題にも取り組む必要があります。

これらの課題は時代の変化に伴い多種多様化しており、その原因も複雑化、複合化しており行政の組織力と、役場職員力の向上が求められていることは言うまでもありません。

そこで本町の課題はどのように考えるかですが、まずは費用産業の振興と雇用の創出ではないかと思えます。

400年の歴史を有する波佐見焼きブランドのさらなる向上と人材育成、農業においては農作業の集約等の集落営農を協議しつつ、園芸作物を組合せた付加価値の高い農業経営を図りながら、後継者確保を行う必要があります。

観光については、今後もInstagramを初めとする情報発信を積極的に行いながら、本町に内在する様々な観光資源を有機的に組合せて、町内を周遊、滞在する波佐見町ならではの観光プログラムを今後も進めていく必要があると考えています。

また少子高齢化に伴い、優秀な人材育成が重要であることから、教育環境の充実を行う必要があります教育委員会が行っている様々な施策について、役場組織全体で支援するとともに町内の小中高校が連携しふるさと教育を進め、今後の波佐見町を担う子供たちの育成を図るため波佐見高校の支援を継続することが大切だと考えています。

一方で本格的な人口減少社会の到来は、これまで申し上げた様々な課題がさらに複雑化す

る可能性があり、これまでの対応を基本にしつつ行政改革と、自治体DX、廃石膏リサイクルを初めとするSDGsへの取組等を強化し、行政効率化を進め波佐見町の様々な行政サービスを向上させることで、波佐見に住んでよかったと実感できるまちづくりを進めることで、全国の自治体間競争を勝ち抜き、選ばれる波佐見町をつくり上げることが大切だと思います。

(3) 次期町長選はどのように考えているかという御質問ですが、本日の議会開会にあたっての御挨拶で申し上げましたとおり、今期をもって町長の職を引かせていただきたいと思います。

6期24年で自分なりの一定の成果は出せたものと思いますが、本格的な人口減少社会の到来と、デジタルトランスフォーメーション社会への移行など、目まぐるしく変化する現代においては、自身の気力体力知力の衰えを感じるようになった今は、その時代の変化に適應できるリーダーにバトンタッチすべき時期であると感じております。

柔軟な考えや発想そして機敏な行動力で、元気な波佐見町を牽引してくれる、そのような新リーダーの登場に期待するところです。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それではふるさとづくり応援寄附金についてお尋ねしたいのですが、ここ数年コロナ禍の大変な時代にも、影響なく順調な推移で、多くの寄附金が寄せられております。

これはまさに登録された各事業者さんの、販売や売上げにも大きく寄与されており、また本町でもふるさとづくり応援寄附金のおかげで、100億円を超す一般会計となってきております。

今年度も約18事業に7億1,000万円の当初予算を組んで、この基金を活用されようとしております。

一番最初の基準についてなんですが、基金の活用基準としましては、答弁でありましたとおり新規事業や整備と単発的な事業に活用して、経常的あるいは恒常的な事業には活用しないということを私も認識しているのですが、例えば今年度の当初予算の概要で、ふるさとづくりの活用基金の事業一覧がございます。

この事業内容を見ましても、衣食住の促進事業関係で、定住奨励金やリフォーム支援、あと3世代同居の近居促進による居住取得奨励に加えとか云々あります。

それと町並みの整備事業も、拡幅等の道路改良、桜つつみ河川公園の道路改良という内容。あるいはスポーツ文化の推進事業についてもいろんな施設の改修やメンテナンスを行うとか、あるいは安心安全まちづくり事業についても、自治会要望の交通安全の施設、ガードレールやカーブミラーあるいは防犯灯の整備関係ですが、こういったものについては継続的な事業じゃないかなと思います。

このような事業につきまして基金を活用すべきなのか、一般会計で一般財源のほうで歳出するものか。それらはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

ふるさとづくり応援寄附金についてですけれども、町外の方から多数の今年度の寄附をいただいております。

先ほど町長が答弁しておりますように、極力継続的な事業について充当するのは、例えばこの制度がいつまで続くかわからない部分もありますので、そのあたりを考えたときにあまり長期的な例えば補助をするようなものに対して、充当した際に制度が終了することによって、そういう補助制度を終了せざるを得ないような事態も想定されます。

なるべくなら単発的なものなど、ちょっと大きめなもの。そういうものに充当したいと考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

基金の活用で今回も18の企業で、様々な支援とか活用をされているようですが、もちろんどれも大事な事業だと思いますが、やはり普通の一般財源で活用すべきなのか、基金を活用してすべき事業なのかを精査してほしいと思います。

ここ2年コロナ禍で感染防止対策費、あるいはプレミアム商品事業や、波佐見高校の寮の財産取得。あるいはキャンプサイトパークの新規事業っていうのは、やはり単発的な事業かと思います。

いろんな内容を見てもやはり通常の継続的な事業なども、大きく事業化されているのではないかと感じております。

先ほどお話ありました5つの項目のふるさとを元気に楽しくする事業とか、あるいは懐かしい景観、次世代を担う子供たち、あと未来に伝えたい伝統文化、あるいはその町長の認める事業ということがありますが、やっぱりどの事業についてもこのような条例の目的はクリアできると思います。

ただその内容によってはやはり一般財源で賄うべきもの。あるいは基金ですべきもの。というのをしっかり住み分けをお願いしたいと思います。

そのように、やはり一般家庭に例えるとこの基金が日常生活の生活費に使われているように感じます。

あるいはいろんな施設の改修工事でも、一般家庭で例えると車の修理。修理がずっと嵩んでいけば、結局新車のほうを買ったほうが安くなったとか、そういうケースもございます。

やはりそういった改修をするのか、あるいはもう新しく施設を建て直したほうがいいのか、そういったことも検討をしていただきたいなと思っております。

この前も鴻ノ巣グラウンドもしかり、やはり6、7年前ですか。1回全面改修工事を行われましたよね。それも約1億円かかっているかと思います。

また去年テニスコートの改修に7,000万円とか。あとはトイレや管理棟の改修でナイター照明の修繕などもよく行われております。そのような多額のやはり修繕、改修っていうのが過去かかっております。

もう少し出せば新しい運動公園ができたのではないかなと、そういう内容もありますので、やはり基金の活用内容として、やはり今何回も申しますとおり継続事業改修工事、また国や県の補助事業の町負担分を基金で活用していると、そういうケースを見うけます。

やはりこの事業の内容の精査検討をしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

確かに今議員が御指摘いただいたとおりでございますけども、今年度初めて20億を超えるなど全国の皆様から、波佐見町を元気にしたい、そういう子供たちの場に使ってほしいとか、ふるさとが元気になるようにしてほしいというような要望、気持ちを込めていただいているものかと思います。

令和5年度の当初予算等に向けて、何か目玉になるような事業とか、そのあたりを検討できるような仕組みについて考えていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そういった内容の精査のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それで今度これまでの基金の総額と活用金額を答弁いただきましたけども、各年度額に御提示できるようなものがあれば、御提示していただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

先ほど大まかなところはご説明させていただいたのですが、年度ごとの内訳をタブレットの関連資料のファイルにデータを入れさせていただいております。画面のほうに映しますのでそちらをご覧ください。

○議長（百武辰美君）

お分かりになりましたか、資料が送ってきたはずですが大丈夫ですか。

福田議員。

○5番（福田勝也君）

今御説明にありました、年度ごとの寄附額あるいはその積立額、取崩額、年度末残高という表示をしていただいております。

寄附額においては66億8,000万円と。そのうち基金が32億6,000万円、取崩額を15億6,600

万円、残高が16億9,000万円。約17億円が3年度末の実績になっております。

年度ごとの取崩額、基金を活用した金額っていうのが、やはりこの4、5年で10億7,000万円の基金を繰り崩して支援事業とか改修工事などが行われております。

約15、6億円ともなれば新庁舎の建設費、今日ありましたけども約14億7,000万円。この新庁舎建設費よりも多額の活用基金が使われております。

これまでにやはり15、6億円を活用してこれといったインパクトのある事業が少ないのではないかと思います。同じ単年度で7億円活用するのであれば、もっと大胆な活用も検討してほしいなと思っております。

例えば各学校区に公園をつくるとか、以前は子供たちも山や川で遊んだりとか、田んぼで野球やったりとか、いろんな遊び方法があったのですが、やはり最近ではそういうところは危険だから駄目だよという通知等もあっているようです。

こうやって遊ぶ場所がないということもあり、友達と一緒に遊ぶこともない。あるいはまた基礎体力の低下などをよく言われるようになっております。

遊ぶ場所が無いのなら安全な遊び場を提供するのも必要じゃないかなと思いますが、教育委員会としてはどのようにお考えになりますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

一昨年の生涯学習のつどいの今年の発表だとか、昨年度もですがやっぱりそういう公園とか、遊び場が欲しいというような意見がありました。

一つは既存の施設の活用というのは、なかなかやっぱり地元に住んでいながら知らないっていう子供たちがいるということも大きくあるのかなということもありますし、近頃の子供たちの遊び方の変化。遊びをどれだけの子がやっているのかということもありますし、様々な環境の変化が私たちの子供の頃とは随分変わったところもあると思います。

ですから子供たちが感じているような思い、願い、それと既存の部分、現状等々もしっかり分析をしながら、やはりこれは有限性のあるお金ですので、有効な使い方をしなくちゃいけないだろうということを思っておりますので、そのような方向で考えていきたいなということを思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

それで今湯無田郷にも「HIROPPA」ですか。ある事業者さんがされておりますけども、ここの経営者の方もやはり子育て世代で子供たちが遊ぶ場所がないということで、こういった公園を兼ねた会社の計画を立てて、あのような会社をつくられたわけです。

それで今日も午前中、南小学校の子供たちが傍聴に来ていただいて、議会の様子を伺いました。それで11時から子供たちの意見発表会がございまして約12名プラス5、6名ですから

20名弱の人たちが意見発表したのですが、その中でも一番多かったのが、公園が欲しい、あるいは屋外のバスケットコートが欲しい、あるいは芝のサッカー場が欲しいとか、そういった運動を兼ね備えた公園、あるいは競技場といいますか、そういった施設も生の声を聞いて、みんなそうなのだと感じました。

今日は南小学校の子供たちだけでしたけども、中央小学校や東小学校の子供たちも同じような考え方を、持っているのではないかと思います。

やはり生の話を聞いて感じるものがあったのだと思います。

もう一度よろしいですか、教育長。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

午前中のことをあえて避けておりました。

子供たちがどのような公園、遊び場をイメージしているのかがまだよく解らないというのが正直なところです。

今日も実際に芝生が欲しい、野球場が欲しい、サッカー場が欲しい、バスケット場が欲しい、遊具あるところが欲しいとなると、かなり大規模なもう総合公園。あるいはディズニーランドみたいなところを子供たちが意識している可能性もあってですね。

そうなるのかなり莫大なお金がかかるってところがあるものですから、子供たちの思い願いと、現状の部分の、やっぱりせっかく波佐見町の今まである既存の部分と、波佐見町の売りの部分とすればもしかしたら、もう少し自然的なものかもしれないという。そういうお金を使った建物の器具ではなくて、何かそういうもう少し自然を生かしたような、違った視点のものもあるのかもしれない。

ただ子供たちの素直な意見につきまして、今日は南小学校さん。あるいは東小学、中央小学校生も同じようなことを尋ねていながら、あるいは担任を介して固めていながら町のこれからということでの具現化の少しでもヒントになるようなことができればなということをお思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そうですね。ある意味子供たちは同じような考え方をお持ちでしょうから、ぜひいろんな情報を収集していただきたいなと思います。

やはり公園などがあれば子育て世代の家庭にも喜ばれて、あるいは移住定住を考えている家族の皆さんも、波佐見に移住しようかなあと思うきっかけにもつながっていくものと考えられます。

ぜひそういった何らかの施設ができればいいのかなと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

それとあと窯業振興の事業で、緊急の課題である廃石膏型のリサイクルについて、前年度に引き続き外部専門家の意見を取り入れた窯業と農業分野で、地域内循環モデル構築に取り組むとともにリサイクルに伴う費用を支援することで推進を図ると。また販路拡大や生地業育成についても継続して取り組むという今年度の事業内容となっております。

廃石膏のリサイクル事業では、だいぶ研究を進み実用化に向けて動き出しているようになったようですが、販路拡大とか企業の育成については現在どのような取組みをされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今ですな生地事業の生地不足というのがこの産地の非常に大きな問題で、消費者においても売上げを伸ばす機会損失が非常に大きいということで、非常に大きな問題だと認識をしております。

ただ生地をつくる人がいない。教わっていないってところは非常に、何というかやるせなさも感じるのですが、今まで窯業人材育成事業において、まず従事者が町内にないのであれば町外から来ていただいて、育ててっていう状況をつくってきましたが、なかなか1年2年研修したぐらいではなかなか定着といいますか、技術がしっかり独立して戦力になるにはもう少し時間があるのかなと思っています。

ただそう言いながらも、数名は定着していただいて頑張っていると思いますので、そこは評価していくべきだと思っております。

前の議会でも出ましたように、この生地をつくる環境をどのように整えていくのか。また機械化の推進、メーカーさんの内製化だとか。

いろいろな方法をまず役場も考えますが、当然事業者の皆さんに大いに知恵を出していただき、こういうことをやりたい。こうしたら解決する。ということを出していただければと、それに対する後方支援というのを十分考えていければと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

先日の新聞記事でふるさと納税のことでちょっと載っておりましたので、ちょっと紹介したいと思います。

ふるさと納税除外で陰ということで、宮崎のある町の政策が困難にという見出しでございました。

ふるさと納税の返礼品ルールに違反したとして制度の対象から除外された宮崎県の〇〇町の財政が、住民生活に影を落とし始めた。このほど弊政した2022年度の町の予算は、前年比44%減の87億円。看板政策の継続が危ぶまれるほか地元業者の売上げも激減したと。

〇〇町では21年地元業者が用意した宮崎牛の返礼品に寄附が殺到と、発送が間に合わず町は代替の返礼品で対応した。ただ調達費がかさみ、調達費は寄附額の30%以下の基準を守れず、今年1月に2年間の除外が決まった。

そのようなかたちでやはり、本町でもふるさとづくり応援寄附金の約8割9割が焼き物だと聞いております。やはり先ほど課長のほうから答弁ありましたが、その生地業の後継者がなかなか今のところ難しいということがございます。

やはり生地がなければ商品もできない。商品ができねば発想もできないということで返礼品を確保、また期日までに発送できる体制が大事になってくることと思います。

やはりペナルティーを受けずに済むような取組みが、必要になってくるものだと考えております。やはりふるさとづくり応援寄附金に限らず、産業の焼き物業界の発展には生地業の後継者体制の整備が必要になってくると考えております。

これまで焼き物業界っていうのは、やはり分担制で賄われてきております。業界自体がバブル崩壊後、売上げも減少して厳しい状況とか環境がついておりますけども、やはり今の生地業のほとんどの方が個人事業者で、その後継者ってなれば御子息に限られたり、よそから来る方なのですが、個人事業者となればやはり国保だったり国民年金だったり。

また仕事量も安定しないもので、後継者を確保するためには安定した生活や、仕事とかそういういったものが大事になろうかと思えます。そのような社会保障の整備など、生地業者さんが法人化になり、そういうものも対策の一つかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

議員おっしゃるようなことができることが一番いいのではないかと思いますし、今までは分業制でそれぞれの立場で波佐見町全体が一つの会社だとしたら、それぞれ分業の個人事業主さんがいらっやって、それぞれ役割として成り立ってきたところで、いいところもすごくあったのだと思います。

ただ今後継者がいないような状況、もちろん売上げが上がるなど賃金と申しますか、ゆくゆくお金がいっぱい入ってくれば当然後継者は自然と生まれてくると思うんですが、今の流通とかお金の流れの仕組みの中で、簡単に今までの流れが変わるのはなかなか難しいところもあります。

これは自分の個人的意見になりますが、今の分業の部分でいいところもあったけど、ロスも大きい部分もあるのではないかとちょっと考えます。

それをもう少しスムーズに整理して、ロスをなるべく少なくする。そのために一つの大きな工場など、いろんな方法があるのですが、そこを解決するための一つの旗振り役といえますか、生地の部分でリードしてくれるような人が現れて、それを解決できれば一番いいのですが。

それを業界と一緒にするのに、議論し検討しなければならない。もう待ったなしの状況になっているということは我々も認識しています。

そこを今後、業界と一緒に話を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

そうですね。今後のことを考えればやはり生地業者さんも、高齢化が進んで廃業されてこられる方も増えてくるかと思えます。やはり近々な課題だと思えますので、前向きな検討をしていただきたいなと思っております。

それと後継者の問題などになれば、生地業者さんだけではなく農業者後継者の問題も然りだと思えます。せつかく他の地区の整備も整って、これからの儲かる農業とか、あるいはスマート農業とか、そういった持続可能な体制作りはこの基金を有効かつ大胆に活用してもらいたいと思えますが、農林課としてはどのような対策、支援を考えていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） お答えできますか。農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

農業分野におきましても先ほど議員おっしゃったとおり、後継者不足とか担い手がかなり不足している状況でございます。

その中で一つは集落営農法人を立ち上げまして、集落ごとに農業を担っていただくとうかたちで今進めておるところでございます。

なかなかまだ法人化、それから集落営農組織ができていない地域もございますので、そういったところにどういう支援があるかということで検討をしていかなければならないかなと思っております。

また今ある法人につきましても、今後やっぱり持続していかなければならないというのが一番でございますので、そういったところについても、今後検討の課題であるということで認識をしております。

それをやる上では、このふるさと応援基金をいかにうまく使うか。有効に使うかということも検討しながら、何が一番いいのかということをやって考えていかなければならないし、国とか県の補助もございますのでそういったところをうまく使いながら、国県の補助が使えないところをこのふるさと応援基金を使って、町独自で支援していければと思っております。

ちょっとうまい答えにはなっていないかなとは思っておりますが、今後はそういったところで常に、検討をしていく必要があると思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ぜひ有効な基金の活用を模索して、そういった後継者の問題あるいは農業の持続的に反映できるような、施策を検討していただきたいなと思っております。

令和3年度末で基金残高も約17億円となっております。これまでの答弁で今後のふるさと納税の制度自体がどうなるのか。あるいは今後の納税の推移がどうなるのか。

また臨時的なですね災害や支出が出た場合のために、ある程度基金の残高をプールしておく必要があると聞いておりますけど、具体的というか、どのぐらいあれば安心できるかというところがあれば、よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

どの程度残しておけばというのは、なかなか難しいところであると思います。

確かに制度がどうなるか分からない部分もありますし、今残高がたくさんあるから一気に使っていいののかと言われれば、そういうものでもないと思います。

今年初めて20億を超えたというところもあります。正直今年度も同じ額が入るかというのもなかなか難しいところもあると思いますので、そのあたりも様子を見ながら有効に活用できるように考えたいと思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

ふるさとづくり応援基金の活用については、今まで質問とか提案をさせていただきましたが、今後どのような制度自体になるのか、寄附金の推移がどうなるのか。動向も見ながら、活用の内容あるいは金額も検討する余地はございます。

しかし、この基金は貯めていくものではなく、活用していくものだと思いますのでぜひ有効な活用を検討してもらいたいです。

寄附者の方の意向もやはり波佐見町の魅力あるまちづくりのために、活用してもらいたいと、そのために寄附していただいております。

先ほど申しますように運動公園や観光地のスポットとなるような施設の建設、地場産業の発展などにもっと思い切った活用を期待したい。

今年度もやはり7億円を超す予算で活用されるようですが、その半分の3億5,000万もあればいろんな設備や施設ができると思います。形としても残してほしい。寄附金が順調な今だからこそできる事業だと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

先ほど申しました公園の建設等でも、できたらホームページ等で公表して、納税寄附をしていただいた方にもお知らせをすれば、私たちの寄附で子供たちの公園ができたのだと喜んでいただけるし、また波佐見町にまた寄附しようとしてリピートする方も増えるかもしれません。

ぜひそういった公園や運動公園の建設、地場産業の持続可能な体制づくりに活用していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それともう一つ。先ほどの新聞の後段にあるのが、寄附増加を背景に子供の医療費、保育

料と給食費を無料にして人口流出抑制に努めてきた。だが寄附金の麻薬が切れたことで、町の困窮は再び顕在化。22年度は積立てた寄附金から約10億円取崩し住民サービスを維持したが今後の持続は危うい。

こういったかたちで、やはりこれを当てに普通の事業を進めれば、いつか底をつくというのが見えます。やはり継続的に進められる地域住民サービスは一般財源で、単発的な新規事業や単独事業、建設の投資や支援策を基金で、というように使い分けをして、何度も申し上げますが、今後の基金の活用をもう少し検討してもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

まさに議員がおっしゃるとおりでございますけれども、各自治会あるいは地域からの要望に対する、例えばお話があった交通安全整備だとか、道路の改修だとか、こういったものを継続的に出しているのではないかとということでございますけれども、こういった建設事業につきましては、臨時的な経費という仕分をさせていただいております。

当然一般財源で賄うべきものではないかとということでございますけれども、ふるさと納税が入ります以前は、大体各自治会から要望があったものについては、100万円ぐらいの事業費を一般財源で賄ってきたわけでございます。

ただし、各自治会からの要望が非常に多ございますので、可能な限り自治会の要望にお答えしたいということで、できるだけその枠を広げながら財源としてふるさと納税を活用させていただいたりしているわけでございます。

それから10何億円も使って目玉事業がないということをおっしゃいましたけれども、これは私たちにとってちょっと心外といたしますか、決して目玉事業をやるためのふるさと納税ではありません。

波佐見町を元気にするあるいは活力あるといたしますか、寄附者にお答えするような使い方をしてきたつもりでございますし、その額が小さかったり大きかったりいろんな事業ございますけれども、それぞれ活用においては喜ばれている制度、事業もございます。

決して目玉がないということではないと思います。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

申し訳ございませんでした。

それでは基金のことは以上です。

次いで町長選挙についての質問に入ります。ちょっと時間もございませんので、何個か準備してきたのですが1点2点ほどしたいと思います。

これまで6期24年間と長きにわたり旗振り役として御活躍されました。

その中で、いろんな観光事業あるいは財政面の立て直し、全国町村会の会長としていろん

な大活躍をされてこられました。答弁のとおり次回の改正には出場されないということをお願いされました。

今後の政策を引き継ぐ後継者をどのように考えているのかということで、やはり4年前の選挙でも当時の副町長にと思ってらっしゃったようですが、その当時説得とかその方の家庭の事情もあって後任が見つからず、前回出馬されております。

今期のこの4年間は実績を残したこれまでの政策に枝葉をつけて、あと引き継ぐ後継者の育成も大きな課題だったのではないかなと思います。どのようにお考えになりますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

後継者の育成はできません。育つものです、自分で自ら。その中から道を切り開いてトップリーダーになってほしいなと思います。相当勉強された方々が、履行されるのではないかと考えております。

現役の者が次の後継者を決めたりとか、育てたりっていうようなことはあってはならないことです。

やはり次は次の人の特性を生かして、そして今までの流れの中で、もう一つ今の時代の変化に対してどんなことをやればいいのか。どういう姿勢でやればいいのか。そういうことを十分考えて、取り組んでいただけるのではないかと考えております。

そういうことで、やはり自分自らが育つっていう機会を持ってやらないと、リーダーにはなれないのではないかなという思いをいたしております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○5番（福田勝也君）

後継者の問題は、そのように個人で頑張ってもらいたいなと思います。

最後に6期24年間本当に本町の発展に、御尽力されましたことに感謝申し上げます。まだ残された3か月、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

町長として24年間の政治活動というものはどうであったでしょうか。充実、達成感で終わられたのか、あるいはまだ若かったら続けてやりたいなとか。まだやり残したことがありましたら、お願いします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私は常に与えられた環境の中で、最善を尽くすベストを尽くすっていうようなことで、いいときでも悪いときでも、やっぱり悪いときには這い上がって登っていかうというようなかたちで、気持ちを一つにして皆さんの理解を得ながらやってきたし、今ちょうど一番いいときです。だから気を引締めていかないといけないのではないかと。

そして本当に必要な事業、必要なことに対し取り組んでいくのがベターじゃないかなと思っております。

○議長（百武辰美君）

以上で5番 福田議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。16時10分より再開します。

午後4時01分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は一般質問の時間が60分であるため、時間はあらかじめ延長します。

一般質問を続けます。次は7番 横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

皆様こんにちは。本日冒頭で町長から進退の表明をお聞きしましたので、私から一言。町長24年間という長きにわたり大変お疲れ様でした。町長という重責を四半世紀という長い間担われてこられたこと、敬意を表するとともに敬服するばかりです。

私は短い間でしたが議会をはじめ、いろんなところで御一緒しお話しさせてもらったことに心から感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

まだ、3か月ありますので最後までよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして質問いたします。

1. 学校給食費について

現在、本町の学校給食費は、自治会制度による地区PTAの役員が徴収を行い、町へ納付する私会計であります。

全国的には、学校で給食費の管理等をしていることが、教職員の大きな負担となるため、働き方改革も兼ねて学校給食費の公会計化が推奨されています。

そこで、以下の質問をいたします。

(1) 学校給食費の徴収等を地区PTAにお願いしている理由は。

(2) 地区PTA役員に学校給食費ゼロ世帯、すなわち要保護・準要保護世帯であることが知られることについて、プライバシーの侵害に当たると考えられないか。

(3) 地区PTA役員の負担軽減を図るためにも、学校給食費を公会計に移行すべきではないか。

2. 家族同然のペットの飼育及び支援について

環境省の統計によると、2020年度に県内で殺処分された猫は1,528匹で全国最多でありました。県は、2008年に動物愛護管理推進計画を策定し、自治体に対してボランティア団体等と連携した譲渡体制づくりの推進を求め、飼い主の責任内容を明記していました。現在、本

町ではボランティアの方により、地域猫活動が徐々にではありますが進められているものの、未だ捨てられる猫は後を絶ちません。

また本年6月1日より動物愛護管理法の改正が施行されたことで、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬猫にはマイクロチップの装着が義務化されました。なお、飼い主に対しては努力義務に留まっております。

そこで以下の質問をいたします。

(1) 県では、地域猫とするための避妊去勢手術費用の助成はあるが、捨てられる猫が多いため、地域猫活動すら追いつかない状況である。捨てられる猫を減らすためにも、飼い猫に対しての避妊去勢手術費の助成はできないか。

(2) 野良猫化の要因として、捨て猫以外に多頭飼育の崩壊もある。そのため多頭飼育する、またはしている飼い主に対しての届出制度を策定してはどうか。

(3) マイクロチップ装着の議義務化に伴い、迷い犬や猫の搜索の負担軽減のためにも、本町にマイクロチップ読み取りリーダーの設置をしてはどうか。

以上壇上より質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 横山議員の御質問にお答えいたします。御質問の順序と答弁が異なりますが、御了承をお願いします。

2. の家族同然のペットの飼育及び支援について。

環境省の統計によると、2020年度に県内で殺処分された猫は1,528匹で全国最多であった。県は2008年に動物愛護管理推進計画を策定し、自治会に対してボランティア団体等と連携した譲渡体制作りの推進を求め、飼い主の責任内容を明記した。現在、本町ではボランティアの方により、地域猫活動が徐々にではあるが進められているものの、未だ捨てられる猫は後を絶たない。

また本年6月1日より動物愛護管理法の改正が施行されたことで、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬猫にはマイクロチップの装着が義務化された。なお、飼い主に対しては努力義務に留まっている。

(1) 県では、地域猫とするための避妊去勢手術費用の助成はあるが、捨てられる猫が多いため地域猫活動すら追いつかない状況である。捨てられる猫を減らすためにも、飼い猫に対して避妊去勢手術費の助成ができないかの御質問ですが、本来飼い猫に対しては飼い主が、猫を終生ともにする家族の一員として愛情を注ぎ、命が尽きるまで責任を持って飼育することが責務であると考えています。

県では飼い主がいない猫のうち複数の住民やボランティアによって定期的にえさを与え、ふん尿の清掃を行い、避妊、去勢手術を施されている猫を地域猫と定義し避妊去勢手術に対

し助成を行っています。

ただし飼い猫に対しては、飼い主が最後まで責任を持って飼育することや、室内飼育の徹底を呼びかけ周知を図っていききたいとのことで、避妊去勢手術の助成は考えていないとのことでした。

町としましても、飼い猫の避妊去勢手術の助成は考えておりませんので、今後も飼い主に對する適正な飼育の普及啓発を図っていききたいと思ひます。

(2) 野良猫化は要因として、捨て猫以外に多頭飼育の崩壊もある。そのため多頭飼育する、またはしている飼い主に対しての届出制度を策定してはどうか。という御質問ですが、猫などのペットを飼い主が世話できる頭数以上に増やしてしまい、世話ができなくなり破綻してしまう多頭飼育崩壊が社会問題となっています。

多頭飼育崩壊が発生すると、飼い主の生活環境だけでなく周辺にも多大な影響を及ぼします。何より飼われているペットたちの生命に影響を及ぼすこともあります。

御提案の多頭飼育の届出制度についてですが、この件に関しましては県において検討しているとのことでありますので、町としてもその推移を見て進めていききたいと思ひています。

(3) マイクロチップの装着の義務化に伴い、迷い犬や猫の捜査の負担軽減のためにも、本町にマイクロチップ読み取りリーダーの設置をしたらどうか。という御質問ですが、御指摘のように犬猫にマイクロチップの装着の義務化により、災害時にははぐれた犬猫を見つけやすいことや、飼い主による遺棄、虐待の防止などが期待されます。

本年6月1日の動物愛護管理法の改正によりブリーダーやペットショップ等で販売されている犬猫へのマイクロチップ装置が義務化され、既に家庭で飼われている犬猫は努力義務になります。

これを受けて県では各保健所にマイクロチップ読み込み装置を整備し、迷い犬や迷い猫の解消につなげようとしています。当面はそれを活用していききたいと思ひますが、今後の普及状況や他市町の状況を判断しながら、設置導入については検討していききたいと思ひます。

その他の質問については、教育委員会より答弁がござひます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 学校給食について

現在本町の学校給食費は、自治会制度による地区PTAの役員が徴収を行い、町へ納付する私会計である。

全国的には学校で給食費の管理等をしていることが、教職員の大きな負担となるため、働き方改革を兼ねて、学校給食費の公会計化が推奨されている。

(1) 学校給食費の徴収等を地区PTAにお願いをしている理由は何か。とのお尋ねでござひますが、本町の学校給食費の取扱ひは、学校給食法に基づき給食の食材部分に係る費用を

保護者に負担していただいております、以前から自治会組織と行政が共同したかたちで、保護者負担分である給食費の徴収を行っています。

徴収等を各自治会にお願いしている理由としては、学校給食費の未納につながる要因にならないように策を講じている点です。

その結果として本町の学校給食費は徴収率100%を維持しており、これは自治会組織の関わりなくしてなし遂げられないものとなっています。

御存じのとおり、学校給食は少しでも質がよく栄養価の高い食材を厳選して購入しており、その食材費全てを給食費で賄っています。

公会計や口座振込を導入され、未納額がある自治体の状況を申し上げますと、食材の調達に支障をきたし質を落とした食材や調味料などで調理せざるを得ない事態が発生したり、汁物の具を減らしたりしているところもあるようです。また未納であっても同じ給食が提供されるため、不公平感が生まれることにもなります。

以上のことから本町の徴収の形態が、保護者の安心感にもつながっており、給食の公平さと安定した提供体制になっているものと思慮するものであります。

(2) 地区PTA役員に学校給食費ゼロ世帯、すなわち要保護・準要保護世帯であることが知られることについて、プライバシーの侵害にあたると思われるかというお尋ねでございますが、要保護・準要保護世帯とは、すなわち就学援助の対象世帯ということになります。要保護世帯はいわゆる生活保護世帯であり、準要保護世帯は生活保護に準じた基準により町独自で認定し経済的援助を行っている世帯となっています。

要保護世帯については毎月、県から給食センターへ直接納付がなされています。また準要保護世帯については、保護者に一旦立替え払いを行っていただくか、給食センターへの直接納付か選択できるようにしておりますので、保護者の御希望に沿ったかたちで対応させていただきます。こちらについてはプライバシーに配慮しているものと考えております。

確かに配慮を要する部分もありますので、給食費の徴収員会議の折には、地区PTAの役員さんに趣旨義務のお願いをしているところでございます。

(3) 地区PTA役員の負担軽減を図るためにも、学校給食費を公会計に移行すべきではないか。とのお尋ねでございますが、近年学校給食費の公会計化は全国的な流れとなっており、文部科学省は学校給食費徴収管理に関するガイドラインを、令和元年7月に策定し全国の地方公共団体に対し、公会計を推進するよう通知がされました。

その内容は給食費の管理を学校の教職員に任せている地方公共団体が多い中で、教職員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計を促進するとともに、学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体が自らの業務として、行うことを促進するというものでした。

その中で移行により見込まれる効果を見てみると、教職員の業務負担の軽減保護者の利便性の向上などが挙げられています。

本町の給食費の徴収は、冒頭に申し上げたように自治会組織と行政が共同して行っているため、教職員は全く関わっておらず前者については、本町は文科省の趣旨に該当しないものとなります。

後者は納付方法の多様化等が想定されており、議員御説の地区PTAの負担軽減へとつながる効果であると考えますが、最初の質問で答弁しましたとおり、本町としては徴収率に重きを置いており、今のところ徴収形態を変更する考えはありません。

また、もし公会計を導入するとなると業務シフトの導入費用や、保守管理費などのランニングコストが必要になることや、恒常的な事務量の増加と、返金事務等の煩雑化が考えられ、財政的にも事務的にも相当な負担となることが予想されます。

以上、総合的に判断し本町としてはこれまでどおり徴収率に重きを置き、成長盛りの子供たちの発育に欠かせない、栄養価の高い、安心安全でしかもおいしい給食を安定的に提供できるよう、本町の現在の徴収システムで徴収率100%を維持してまいりたいと思っておりますので、公会計へ移行する考えはありません。

今後とも保護者の皆様と一緒に子供たちの学校給食を守り、子供たちの健全な育成を見守っていききたいと思っておりますので、保護者皆様の御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

再質問に移らせていただきます。

最初に項目1からです。

なぜ今回学校給食費を取上げたかといいますと、今回私が、今年度から湯無田郷の集金係となって班長会に出席したときに、地区の役員さんたちとお話をした際、その話を聞いて驚いたことがまず発端でした。

湯無田以外の役員さん、東小校区の役員さんと中央小校区あと南小校区の保護者さんにも、もちろん話を伺いました。そしたらやっぱり皆さん口を揃えて、やっぱり口座振替が良いと言われていました。

また今のこうやって集金していることで、そういった滞納者が出ないことが一番ですよ、滞納の抑止のためですよということを話した上で、それをわかった上でも、それでも口座振替に変えて欲しいという声が多かったです。

中にはいろんな話も聞いたのですが、あと現在の役員さんの体験談ではなかったのですが、集金に行った際に留守の御家庭や、あとは手持ちが無いということで、何度も足を運ばないといけないという経験もあったそうです。

とある地区は集金に行くのではなく、公民館に毎月何日に持って来て下さいと決まっているので、そこに持っていくように言われています。忘れる方もいらっしゃるので催促の電話

もしたことあるというのもお聞きしました。

そして私が思ったのが給食費のこういった集金をされている方は、ほぼお母さんです。皆さん仕事をして家事、仕事終わって帰ってばたばたしながら夕食の支度もして家事をして。子供に声をかけて、早く寝なさいよと言いながら、夜出かけて行きますよね。そういった毎日忙しくしている時間の合間を縫って、やってもらっています。

私が思ったのが、ほかの地区の話とかを聞いていて思ったのですが、波佐見町の保護者の負担って、ほかの市町と比べると大きいと思いました。

何かと出事も多いですし、ましてやこういった地区の役員になったら、PTAとはまた別の地区のPTAの役員とかになったらこういった、負担も増してきますから。

今って女性ももっと社会で活躍していかないと、と言われていないですか。女性活躍推進って言うけどこのように忙し過ぎたら、誰でも忙し過ぎだからもうしなくていいってなると思います。私だってそういう時あります。忙し過ぎたらもういい、したくないとなります。

少しでも保護者の負担の軽減を図るために、この給食費だけでも公会計にして、滞納者が出たときは他市町がやられているように、児童手当から相殺するかたちをとればいいんじゃないかと思ったわけです。

このように今、保護者の意見を私が聞いて代弁していますが、こういった意見や現状を聞いた上でもう一度お伺いします。

学校給食費を公会計にすべきと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今お伺いしました。確かに保護者の皆様には、いろいろと御足労をかけているということは承知をいたしております。

まずもってこの学校給食費についてでございます。答弁の中でも申し上げましたけども、学校給食法と法律がございまして、その中で学校給食に従事する職員の給与、その他の人件費、並びに学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費については、義務教育の設置者、つまり町が負担するということになっております。

それ以外の学校給食に関する経費。ですから施設、人件費、職員の給与ですね。給食費でございましてそちらにつきましては、保護者の負担ということでまず法律に明記をされておりますので保護者の方をお願いしているところでございます。

先ほども申し上げましたけども、そういった保護者の方々の御助力によりまして、本町は徴収率100%維持しております。この100%という数字の重きのところは、給食センターの立場から申し上げさせていただければ、そういった100%あるからこそ、そこに向けてよりいい食材、おいしい栄養価の高い食材の仕入れをして、子供たちに頑張って給食をつくって、

時間内に届けるということができております。

他の市町の話しなんですけど、公布日以降そういった公会計をされているところは、必ずしも100%ではないというところでお伺いしております。そういった100%に満たない給食費になるかどうかというところで、食材の調達がやはりなかなか難しいと。

本当に100%来るのだろうか。いやいや待てよと、ひよっとしたら100%にならなかったらという思いの中で、そういった栄養士の先生が良い食材を本当は買いたいんだけどひよっとしたらっていうところで、食材を落とさざるを得ないという状況もあるということです。

子供たちの本当の安全でおいしい給食のために、保護者の方に御努力をいただいているということは誠にもって本当にありがたく思っております。

ですので、いろんな御足労をおかけしているかとは思いますが、結果的には御自身のお子様のために頑張らせていただいているというところをもう1回認識といいますか、お諮りしていただければというのが今の給食センターサイドの意見でございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

それは重々分かっています。もちろん子供のため、子供の給食の質が落ちないようにしている。だから保護者もしている。そこは分かります。

ということは徴収率100%を保てばいいってことだと思うのですが、数年前に保育料が無料になり、そうなったら幼稚園や保育園が、副食費っていうのを自分たちで徴収しないといけない。

それを口座振替にされている園にお尋ねしました。こうやって保育料が無償になって、副食費は自分たちで徴収することになり口座振替にされているけれども、滞納者いますかと。そしたら居ませんよとおっしゃいました。

つまりそこは保護者のモラルだと思うのです。

今回私も本当に結構いろんな人に聞きました。友達にLINEとか電話とかして。その時に私の知り合いや友達が、滞納しないっていう方たちなのかもしれないけれども、そこはモラルの問題だから分からないけれども、そこは信じるしかないっていうのがありますが、滞納者が出ないようにすればいいのです。

さっきも言ったように、他市町がされているように、もし滞納になったら児童扶養手当から相殺するようなかたちにすればいいのではないかなと思うのですが、そちらはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今の保護者の方にこういった自治会制度を使って徴収をお願いしておりますけども、実際まだそれでも期日までにそういった役員のところ、持って来ていただくという地域もある

みたいです。その期日が過ぎたところは、直接給食センターのほうに持っていくという地域もございます。

そういったところはなかなか持って来ていただくというのが叶わないということで、そちらについてはセンターの職員と連絡等をしながら、給食費を納めていただいているという現状もございます。

給食センター職員もそういった地区から、全ていただいているというわけではなく、自らそういった電話連絡等をしながら、給食費の維持100%というのを行っております。

先ほど園の副食費ということでお話もございましたけども、なかなか園の副食費となれば、毎日園に通われて送り迎えされていると思うのですが、そういった毎日会うというのは副食費の徴収というのに影響が出てくるのではないかなというところがございます。

それと、児童手当のところからということでお聞きしておりますけども、児童手当からも年度当初にそういった同意書をいただければ、児童手当からも引き落としができるというのはお伺いしております。

そちらについてはまだまだ波佐見町としては、こういった自治会制度を利用して徴収ということでお願いしようと思っております。

その検討というのはまだ、全くできてないというところがございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

何度もすいません。もう1回念押しするのですが。

私とその役員さんの話を聞いて一番驚いたのが、湯無田地区はその会計さんだったのですが、ほかの地区は会計さんかどうかわかりませんが、年度初めに給食センターでの話合いに参加され、そこで地区の子供と保護者が書かれた名簿を貰ってくるとのこと。そこからその名簿が学年別なので、世帯別に分けないといけません。

地区が多いと、少ないところだったらいいのかもしれませんが、湯無田、宿、折敷瀬のように多いところは多分班別になります。

そしたら地区のPTAの会計さんなり役員さんが、郷の子供たちが学年別になっているのを、世帯別にまず仕分からされます。仕分をした後に班ごとの名簿を作っていただいて、それを貰います。

その話を聞いたときに大変でしたねと言ったら、大変だったとおっしゃいました。自分はパソコンができないから、すごく大変だったと。事務作業とかパソコン操作に慣れている人たちでも、このような忙しい時間を縫ってするのは大変なのに、このように事務作業やパソコンとか使えない方たちがするのは相当大変だったのだろうな、御苦労されたのだなって本当に思いました。そういった作業をしてもらっているのです。

特に今回給食費を軽減してもらって、第2子からは半額、第3子は無料となったので、そ

の仕分も大変だったと。そういう話を聞いたら言われました。

どのくらいお金を貰っているか聞いたら、ほぼボランティアで自治会から少し貰っているとのことでした。ほかの地区の人にも聞きました。何か報酬ありますかと。そしたら、どこの地区も一緒でした2、3,000円ぐらいです。

それを何日もかけてしていると考えたら、もう相当大変な御苦勞をいただいているなど、もう頭が上がらないと思った次第でした。

今回こうやってコロナの感染者が増えた時期があったじゃないですか、陽性者も増えた。今は落ちてはきているのですけれども、その時に集金する方がコロナにかかったから集金に行けなかった。そして集金に行く先にコロナの陽性者がいるので、行けなかったと。

そうなったら後日給食センターに持って行くようになっていたみたいなのですが、そういうのを考えたら、口座振替にしたらそういう問題って発生しなかったのにねっていう話を、この間の湯無田の班長会のときにしていました。

なので、こういったコロナ禍じゃないですか。いつまたこうなるかもわからない。コロナ以外の他のよく分からないウイルスが出てくるかもしれない。

そうなったときに、やっぱりこういう機会に、もう移行する時期なんじゃないかなとは思うのですけれどもいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

何度も次長のほうも答弁しておりますけれども、現在の私たちのスタンスとすれば今の徴収システムを堅持したいというのが思いでございます。

本当に保護者の皆様方の御努力、今おっしゃったような御苦勞も踏まえて、高い徴収率を確保していることによって、栄養価の高い適切な給食を提供できているということが、やはりこれが一番大きなことではないかなと思っております。

同時に口座振替をしているところの自治体の状況を確認しますと、やはり残念ながら大変厳しい状況であるというのは、もうほぼほぼではないかなということをおもっております。ですから、私たちとすれば口座振り込みの利便性等々、保護者の方の御負担、御苦勞ということに対して本当に申し訳なく思っておりますが、安定した給食の提供ということの目的のためには、この方法が今のところベストではないかなということを感じております。

口座振り込みの利便性による、やっぱり未納という部分が確実にやっぱり起きてしまうという現状を考えたときにはこのやり方で、徴収していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それと議員のお話の中で名簿のお話がございましたけれども、今回確かに給食費の補助をいたしまして、私たちも名簿の確認をしました。

中学校の名簿と小学校の名簿を取り寄せて、なかなか様式が違っていましたので私たちも苦労しました。ですからこれはもう来年に向けて、改善だなというのは本当、身をもってわかっておりますので、名簿の作成については来年に向けて改善させていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

なかなか難しいのかな。今までの方法でということなのかなと思いますけど、私も僭越ながら保護者を代表しまして、どうか口座振替にしてほしいというのは強く要望しておきます。いろいろと本当に検討とかしてもらって移行してほしいなって心から思っております。

では給食費ってということで関連しまして一つ質問なのですが、その学校給食費が今年度から軽減になって確かに多子世帯の方から本当にありがたいというお声は、私も聞いていました。

こんな声が私のところに寄せられたので一つ御紹介なんですけど、中学生と小学生がいらっしゃる御家庭からだったんですが、その御家庭が中学校は波佐見中学校ではない学校に行っている、そして第2子である子供さんは町内の小学校に行っています。

そしたらその第2子である小学生が、第1子として給食費を換算されていたという話を聞ききました。中学校とは波佐見中学校じゃないと駄目なのですか。

すいませんそこを一つ確認です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今年度からそういった給食費子育て世代の補助ということで、給食費の補助、学校給食費支援事業というのを立ち上げまして、昨年度から検討して今年度4月から実施をさせていただいております。

昨年からお話をしている中で対象者としては、その町内の小中学校に通っている方の支援ということで、最初そこから動き出しております。ですので、今回そういった町外の方は対象にしていないというのが現状でございます。

昨年はそういった町外の方も、給食費の補助ということで出させていただきましたけれども、昨年度コロナの影響で経済的に厳しかったという状況がございましたので、そういった方に対しても補助を出していたのですが、今年度につきましては町内の方を対象ということで、限定をさせていただいて事業を立ち上げたということでございます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

波佐見中学校じゃなくても、ほかの中学校に行っても、中学校自体は義務教育っていうことには変わりはないと思います。

また、そういう私立の中学校とか中高一貫の中学校に行かれている御家庭の話を聞いたら、給食はないから毎日お弁当を作っていると。そしたらお弁当代って意外と高いって聞きました。給食費よりも結構高いとのことでした。

そうなった時に思ったのですが、波佐見中学校に行こうが他の中学校に行こうが、波佐見の子じゃないですか。何か公平性に欠けると思ったのですが、波佐見中以外に行っている中学校の子供も、その子供として加算できないですか。今後、その給食費を計算するときに。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今回の補助を考える際に、県内他市町の状況等々も調査をさせていただいております。他町を見たからといってそれを即とはできないところもあるのですが、21市町のうち、現在私たちも入れて、6市町がこういう何らかの補助をされているようです。

一番多いのが第3子以降の全額無償というのが一番多いのですが、全て町内の小中学校に在籍をしているという一つの括りがあります。

先ほど申しましたように6市町。本町を入れた6市町が補助をしておりますが、そういう現状も私たち当初考えるときにやはり、町内の小中学校に通っている原籍の子供たちへの対象ということでスタートさせていただいております。

今後、そういうような意見要望等々が出てきたときには、一つの協議材料にはなるとは思いますが、スタートとしてはそういうことで行っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

今年度から確かにスタートしたばかりの事業、制度だと思しますので、次年度以降に向けていろいろ保護者さんの意見も来るかもしれないので、見直しの対象とかにしてもらえたらなと思います。

そしたら次に行きます。2番目のペットの飼育及び支援についてなんですけれども、今回本町でもボランボランティアで、「さくら猫」っていいですかねTNRをして「さくら猫」化して地域猫活動をしてくださっている方が本当増えてきてですね。前年度は野々川地区で、結構たくさん地域猫が誕生したと聞いています。現在こういった地域猫があるのが、湯無田郷、中尾郷、宿郷、野々川郷、川内郷、長野郷でこういった地域猫がいると私は聞いております。

しかし、こういったTNRをしていない野良猫からどんどん繁殖して、それに輪をかけて捨てられる猫も減らないとよく聞きます。またあそこに捨てられていたって。

捨てられる猫も減らないということはボランティアの方がTNRしても、全然追いつかない状況に今現在あるのです。そうしたら野良猫による、ふん尿被害も減ることは無いです。

じゃあどうすればいいか考えたときに、もちろん飼い主さんのモラルの問題です。そこは

分かっています。

でも中には不妊去勢手術費用が高くて、もうできないという方もいらっしゃいます。そして、さらにはこのような不必要な繁殖を防止し、適正な飼育管理の普及を図るためにも不妊去勢手術費用を助成していくべきじゃないかと私は考えたのですけれども、もう一度いかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

確かに今、地域猫というのは町内でも増えてきているという状況は聞き及んでおります。

しかしながら長崎県下では、動物の飼い主が飼養の全責任を負うということを主に計画がなされており、それによって動物管理を進めているという状況でございます。

長崎県下ではそういう状況で動物の飼い主が、飼養の全責任を負うということを主に計画がなされているという状況で本町も進めております。

現状でそれを逸する助成の作成っていうのは、今のところは考えておりません。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

私も長崎県のことを読んでから分かっているのですけれども、確かに長崎県内ではこういった飼い猫、飼い犬に対する手術費用の助成は確かに無いですが、大村市が多分今年度からだったと思うんですが、野良猫の不妊去勢手術の助成を今年度から始められています。

やっぱりこのように県の動向ばかり見ても追いつかないから、多分市独自でやられたのではないかと私自身思っています。

本町も確かに県のそういった計画がありますけど、野良猫の生ごみの飛散だったり、あとふん尿被害だったり、こういった住民トラブルっていうのは、もう減ることないじゃないですか。なので、その防止のためにはまず根本的なところにメスを入れていかないとはいけません。私常々思っていたのですけど、その根本って何かって考えたときに野良猫を増やさないということは、捨てられる猫を増やさないってことですね。

捨てられる猫を増やさないためには、不必要な繁殖をさせない。そして必要な繁殖を防止するために、避妊去勢手術があるのですけれども、そこがきついている人がいるのであれば確かに、飼い主さんが最後までしっかり責任は持って育てないとだから、そこはしっかり飼い主さんが出すべきなのでしょうけれども、そこが大変で出すことができないから赤ちゃんがポンと生まれて、ポンと捨てられるのしょうからそこに助成をしていく。

もう大村市も独自でしているように、本町もそろそろ根本的なところの対策に目を向けて、独自でやってもいいのではないかと思うのですけれども、もう一度いかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

確かに議員おっしゃるとおりでございますが、大村市が独自で野良猫を対象に手術費用を

出しているという状況もございますけども、今の状況というのは再三申し上げているとおり、飼い猫への飼養責任というのは飼い主が負うものと思っております。

繁殖を抑えるっていう状況を、例えば餌を与えることで野良猫が集まり繁殖の場が生まれると思っております。逆に餌を与える環境がなければ野良猫は集まりませんし、飼い主のいない可哀想な猫も生まれる状況は少なくなると考えております。

そういうかたちでお互い、地域それぞれがそういう状況をつくらないと、繁殖させないという方法も考えながら、今後地域の状況も見据えながら進んでいかなければいけないのかなというところでございます。

県では先ほどから言っておりますが保護猫の手術費用というのは、進める方向というところは御理解いただいておりますので、今後もそういうかたちで町としては飼い主への助成というのは、まだ考えておりません。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

近隣の話をしみますと、これは全部佐賀県なのですが有田町と武雄市と嬉野市は、犬猫の不妊去勢手術の助成をされております。

これは県が違うからと言ったらそれで終わりなのですが、先ほど課長が言われたように野良猫化の増えないように餌をやるからとかありますけど、そしたら今一生懸命TNRに取り組んでくれているボランティアさんたちが、聞いて行われています。

県に保健所に申請して年に何頭TNRしますと。それで補助金を幾らかもらってそこの地域の人たちと協力し合って、今やっておられます。

でも病院に行くときの車のガソリン代などはそのボランティアさんたちの自費でされております。

本町も、以前私も言いましたけどTNRに対して少し補助をするなり、飼い主に対して補助はできなかつたら、もう少しボランティアさんたちが今一生懸命されていることに対して、補助をするなりそのあたりも考えていっていただきたいなと思います。

次に行きます。さっきも野良猫化するのに、捨て猫以外に多頭飼育の崩壊があるってことなのですけれども、多頭飼育の崩壊なのですが今回何で私がこれを言ったかということと不妊去勢手術の助成も必要なのですが、こういった多頭飼育の届出をしてもらうことで、町も把握できるのではないかと。

どこの誰さんが何頭飼っているか把握もできるし、あと届出をしたときにいろんな情報があるじゃないですか。その情報の提供もできるのではないかとあって、今回提案させていただきました。

県が今後検討しているから動向を見てと言われましたが、長崎市が来月から7月から、動物の愛護及び管理に関する条例が施行される予定です。多分施行されるでしょうね。

その条例を読んだときに、多頭飼育の届出や飼い主のいない動物への不適切な給餌等の規制とか、あと飼い主等の責務が確かに明記されていました。

なので、こういったものを一度研究してみて、本町もどういことができるかっていうのを一度研究してみてほしいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員がおっしゃるとおりでございます。

多頭飼育者への情報提供と管理責任の啓発効果としまして、届出制度というのは一案の考慮ができますので、先ほど答弁ありましたとおり、県のほうでもこの届出制度というのを今研究、調査をされていると。進めていきたいということでお話いただいております。

県の動向や他市町の実施状況等を調査研究していきたいと、今後は思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

しっかり動向を見ていただいて、本町でもいろいろしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、マイクロチップの読み取りリーダーの設置の件なのですが、今後もう法律が施行されているから、県内の各保健所にマイクロリーダーの設置はされると。

当面は他市町の動向を見てとかそういう答弁でしたけれども、確かにまだ始まったばかりの制度です。また、その6月前までに飼ってらっしゃるペットには努力義務で止まっているので、みんながみんな装着するとは限らないため、そこは急がなくてもいいのかなとは思っていますけれども、本町も度々迷い犬や迷い猫がありその都度SNSで情報提供をされています。

迷い犬とか猫がいたら役場とかに多分連絡がいくから、警察とかと一緒にSNSに情報アップ、検索をされていくと思います。

もし、まだ県にしかマイクロチップの読み取りリーダーは置かれませんが、本町にも1台あったら、まだ施行前の飼い主さんに対してこういったマイクロチップの装着の推奨ができやすくなるのではないかなと思います。

なので、そういった推奨もできやすくなるというのと、度々ある迷い犬迷い猫の検索を簡単にするためにも、本町に1台あればいいんじゃないかと、そんなに高く無かったです。数千円とか数万円ぐらいでありました。考えはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

マイクロチップの導入は6月からという状況で、今後普及状況を見ながら県においては保健所に設置するということで、当面の間はそれを利用しつつ思っているのですが、その

普及状況を見ながら他市町の設置導入を見据えながら、今後導入に向けて調査研究をしていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○7番（横山聖代君）

前向きな答弁と捉えておきます。マイクロチップを入れたら、もう迷子になってもそれをピッとかざすだけでその番号が分かり、データベースがあるみたいなのでそこと照合ができるらしいです。飼い主さんのですね。

そのため、なるべく早く設置していただきたいなと思います。設置することで本町もこういうのを設置していますと、現在の飼い主さんに対しては努力義務って言っても分からないか、勧められているからどうぞ付けてくださいみたいな感じで、本町も勧めやすくなるかなと思いますので、他市町の動向をとかではなく前向きに検討してもらうことを要望してこれで終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で7番 横山聖代議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後5時6分 散 会

第2日目（6月8日）（水曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

城後 光 議員

1. タブレット端末を活用した学習環境について
2. ジェンダーレス制服などトランスジェンダーへの対応について
3. 特別な支援が必要とされる子供たちへの対応について

岡村 達馬 議員

1. 学校の安全管理とGIGAスクール教育実践の成果等について
2. バス運行の変更問題と高齢者等の交通安全対策について

田添 有喜 議員

1. 道路整備について。
2. 教育行政について。

北村 清美 議員

1. 人口減少対策について
2. 町長選挙について

岡村 真由美 議員

1. 少子化について
2. 町民霊園と無縁墓地について
3. 荒れ地について

第2日目（6月8日）（水曜日）

1. 出席議員

1 番	澤田	昭則	2 番	岡村	真由美
3 番	田添	有喜	4 番	岡村	達馬
5 番	福田	勝也	6 番	城後	光
7 番	横山	聖代	8 番	三石	孝
9 番	北村	清美	10 番	脇坂	正孝
11 番	藤川	法男	12 番	今井	泰照
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太		
総務課長	福田 博治	副町長	前川 芳徳
商工観光課長	澤田 健一	企画財政課長	辻川 尚徳
税務課長	山口 博道	庁舎建設推進室長	大橋 秀一
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	住民福祉課長	井関 昌男
水道課長	中村 和彦	建設課長	本山 征一郎
子ども・健康保険課長	石橋 万里子	長寿支援課長	松添 博
教育長	森田 法幸	会計管理者 兼会計課長	宮田 和子
総務課課長補佐	太田 誠也	教育次長兼 教育センター所長	朝長 哲也
		企画財政課 財政管財班係長	鶴田 秀幸

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和4年第2回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き一般質問を行います。順次発言を許します。

6番 城後 光議員。

○6番（城後光君）

皆さんおはようございます。

まず昨日、一瀬町長が今限りでの退任を示されました。私、一瀬町長とお会いしてなかったらこの町に恐らく移住もしていなかったと思いますし、もちろんこの場に立つこともなかったと思います。

本当に24年間にわたって町政を発展してきていただいたことに、改めて敬意を表するとともに残りの任期も、いろんな形で一緒になって、波佐見町をよりよくしていくために、私も尽力したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは一般質問を通告に従いまして行います。

1. タブレット端末を活用した学習環境について。

昨年度、児童・生徒に一人一台のタブレット端末が配付されました。

現在では学習面での活用に限らず、卒業式の同時配信など広範囲で活用されています。そこで質問です。

(1) これまでのタブレットの活用状況は。

また改善が必要な課題と今後の活用方針は。

(2) デジタル機器への依存による集中力低下など、負の側面にどう対応しているか。

2. ジェンダーレス制服などトランスジェンダーへの対応について。

性の多様性を認め尊重するため、制服のあり方もきめ細かな対応が求められています。長崎市や大村市など、県内でもジェンダーフリーの制服導入が検討されています。そこで質問です。

(1) 学生服及びセーラー服に馴染めない生徒に対してどう対応していく考えか。

(2) 制服検討委員会が開催されていますが、どのような協議がなされたのでしょうか。

3. 特別な支援が必要とされる子供たちへの対応について。

小・中学校においては、特別支援教育支援員、学力向上支援員が配置され、特別な支援を必要としている児童・生徒に、発達状況に応じた個別支援が行われています。

しかしながら、未就学児における全町的な特別支援教育の支援は十分とはいえないと思います。

そこで質問です。

(1) 未就学児に対しての特別支援教育の現状は。

(2) 各支援員を認定こども園・保育園に派遣し、保育者のサポートを行う考えは。

以上壇上からの質問終わります。

○議長（百武辰美君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 城後議員の御質問にお答えいたします。御質問の順序とは異なりますが、御了承をお願いします。

3. 特別支援が必要とされる子供たちへの対応について。

小・中学校においては、特別支援教育支援員、学力向上支援員が配置され、特別な支援を必要としている児童・生徒に、発達状況に応じた個別支援が行われている。

しかしながら、未就学児における全町的な特別支援教育の支援は十分とはいえない。そこで(1) 未就学児に対しての特別支援教育の現状は。という御質問ですが、未就学児の教育については、まずは教育の出発点である、家庭教育が重要な役割を果たしていると認識しています。

家族の触れ合いを通して、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心社会的マナーなどを身につけていくものと思います。

その上で学校教育法に位置づけられた特別支援教育は、特別支援学校だけでなく幼稚園、小・中学校などにおいて障害のある子供が学んでいるという中で、幼児、児童・生徒に一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め学習及び生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

認定こども園の教育保育要領や、保育所の保育指針において、障害のある子供が他の子供との生活を通してともに成長できるよう、また子供の状況に応じた指導、保育に努めるものとされています。

町内の各園におかれましても、そうした指針に沿って保育に当たられているものと思っております。

園児に対し1回の声かけで通じる場合もあれば、ゆっくり話したり個別に促したりして、特性に応じた対応をされています。

また園では保護者との信頼関係を築くように、あるいは損なわないように相当の配慮をされているところですが、特に子供の発達に関しては、発達の個人差や保護者の受け取り方もあるため、慎重になられている面もあるようです。

制度上障害者手帳等を所持する子供、療育機関を利用している子供、特別児童扶養手当の対象となる子供などを保育する場合、通常より支援が必要ということで、加算措置を設けております。

現在保育所で1人、認定こども園で12人が対象となっています。しかしながら障害の程度に差があり、1人の園児に対し1人の職員が必要になる場合や、そうした制度の対象になっていない、いわゆるグレーゾーンの園児が多くなっているとの報告も増えています。

次に各支援員を認定こども園・保育園に派遣し、保育者のサポートを行う考えはないかという御質問ですが、園において、こういった支援員が必要なのか、保育士の配置基準を見直すことで対応できないのか。など各園の意向を確認する必要があります。

既に年2回臨床心理士による園支援訪問を実施しており、グレーゾーンの子供の対応に苦慮されている保育士の困り感を聞き取り、実際の保育の状況を観察して個々の児童にあったアドバイスを実施しています。

しかしながら保育士の負担軽減を主眼とするのであれば、園でできる特別支援教育と並行して、専門職のいる療育機関の利用を促すことも一つの方法と思われます。

個々の発達の状態や障害特性に応じた支援をするため、早期に療育につなげることが非常に重要です。

適切な時期に療育支援を開始することで、子育ての困り感の解決につながることを期待できます。先に申し上げましたが、家庭、保護者の理解があって子育て家庭への支援が進められます。

園で直面している課題に対して行政も一緒になり、子育て支援策を検討してまいりたいと思います。

その他の御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

御質問の順序と異なりますが、先ほどの町長答弁と関連するものからお答えをいたします。

3. 特別な支援が必要とされる子供たちへの対応について。

(2) 各支援員を認定こども園・保育園に派遣し、保育者のサポートを行う考えは。とのお尋ねでございますが、乳幼児期から学童期への引継ぎを確実にするため、教育委員会では、学校、園、学童、行政、各種団体から成る、特別支援教育連絡協議会を設置し、代表者レベルの協議会と担当者レベルの専門部で定期的な情報交換を行っております。

入学時期が近づきますと、保健師と教育委員会の職員が園を訪問し、就学予定の園児の聞

き取りを行っております。入学前、入学後も密に情報共有や連携を図り、学校生活へのスムーズな移行に努めております。

子供の様々な特性や状況に適切に対応し、きめ細やかな支援を行う特別支援教育支援員を各学校に配置しております。しかしその配置数は、小中学校のみの支援を想定しているため、人的な余裕がなく教育委員会サイドでは認定こども園・保育園まで支援員を派遣することが困難な状況であります。

改めまして1. タブレット端末を活用した学習環境について。

昨年度、児童・生徒に一人一台のタブレット端末が配付された。現在では学習面での活用に限らず、卒業式での同時配信など広範囲で活用されている。

(1) これまでのタブレットの活用状況は。また改善が必要な課題と今後の活用方針は。とのお尋ねでございますが、タブレットについてはGIGAスクール構想の一環として昨年度導入しましたが、まずはタブレットの扱いになれることを第1目標として取り組んできました。

現在の活用状況はインターネットを使っての調べ学習やまとめる活動、カメラ機能を使って春の草花の撮影などタブレットならではの使い方を行っております。また家庭に持ち帰ってデジタルドリルを使っての宿題などにも活用し始めています。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、出席できない児童・生徒については自宅からリモートで授業に参加し、他の子供たちとの授業の遅れが出ないようにもしております。

現在のタブレット教育の中での改善課題としては、学校のインターネット回線の大容量化や学校内での使用区域の拡大、またリモート事業に向けて授業の様子を映すためのカメラの整備や、新型コロナウイルス関係で長期間在宅でのリモート授業に備えて電源コードの貸出しなど、学校や家庭においてのハード面やソフト面での整備の必要が見えてきました。

まだまだこれからタブレットを使えば使うほど、いろいろな課題が出てくるものと思われるので、現場からの意見に耳を傾け、改善率改善を続けていく必要があると思われます。

今後のタブレットの活用方針については、タブレットをいかに学力向上につなげていくかが最大の課題と思われます。そのためにも教員や子供のスキルアップ。モラル、リテラシー、紙とデジタルのバランスなどの課題があると考えております。

これらの課題を解決するために、町内の担当校長や教頭、ICT担当教諭、町任用のICT支援員、それと教育委員会で組織しておりますICT活用推進委員会を毎月1回開催し、その中でICT教育に関する情報交換を行い、どうすれば子供たちの学力向上につながる活用方法があるのか。知恵を出し合い共有化、共通実践を図りながらICT教育の推進を図ってまいりたいと思っております。

(2) デジタル機能への依存による集中力低下など負の側面にどう対応しているかとお尋ねでございますが、データ機器の活用には、学力面・精神面・健康面・人間関係構築におい

て様々な負の側面が報じられております。

また活用モラルやリテラシーの課題もあります。読み書き計算を自力で行うなど不易な面と、デジタル機器の有効活用のバランスなど、学校の現状や課題、子供や教員の現状や課題を適切に把握し、確実に対応してまいりたいと思っております。

2. ジェンダーレス制服などトランスジェンダーへの対応について。

性の多様性を認め尊重するため、制服のあり方もきめ細やかな対応が求められている。

長崎市や大村市など、県内でもジェンダーフリーの制服導入が検討されている。

(1) 学生服及びセーラー服になじめない生徒に対してどう対応していく考えか。とのお尋ねでございますが、県下の半数程度の県立高校では、制服の選択制が行われており、また県内の中学校においても議員お説の長崎市や大村市などの自治体や学校単位で検討や導入が図られております。

本町では現在、学生服やセーラー服になじめないというジェンダー関係の相談は寄せられてはおりません。非常にデリケートな部分でもありますので、他の自治体の動向や本町の生徒や保護者からの意見や要望などを踏まえて、慎重に検討してまいりたいと思います。

(2) 制服検討委員会が開催されているが、どのような協議がなされたか。そのほかでございますが、制服検討委員会は中学校の制服及び体操服等の変更や取扱いについて、公正公平に協議を行うため昨年設けられています。

昨年は3回の委員会が開催されており、第1回目が6月17日にあり、委員会を立ち上げた経緯の説明、会則の決定、委員の決定、今後の流れについて協議がされております。

委員会の委員としては、保護者代表、教職員代表、教育委員会、学校運営協議会が委員となっており、そのほか制服等取扱店が関係者として参加されています。

第2回目の委員会は、7月30日に開催をされ、保護者に行うアンケート案の内容が検討されそれを受けて生徒、保護者に対してアンケートを実施しました。第3回目の委員会は10月22日に開催されアンケートの集計結果を受け、今後の方向性の協議がなされました。

結果として布地やデザインなど、おおむね現状でよいという声が多く、制服、体操服とも当面は現状維持ということになりました。なお半袖体操服については、若干生地耐久性が気になるという意見もあったため、生地の改良を業者に申し入れる等の決定がっております。

また今後制服等の検討が必要だとの意見、要望があれば、制服の選択も含めて本委員会を立ち上げ検討していくことが確認されております。

以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君）

6番 城後 光議員。

○6番（城後 光君）

それでは再質問を一番のタブレット端末についてから行います。

まず前提として今回子供たちの環境について質問したのが、人口が急にやっぱり減っていると波佐見町でも、そういうのをちょっと思いました。

波佐見町のホームページに記載されていたもので見たのですが、2022年度5月末の現在の人口が1万4,330人、そこに同じく並べられていた一番過去のものが2013年、10年経ってないですが1万5,249人です。

いずれも5月末現在なのですが、人口が減っているのはもう一目瞭然で1,000人近くこの10年たたないうちに減っています。

その中でも、日本全国同じだと思うのですが、令和3年度人口統計でいうと出生者から死亡者を引いた純減で71人。1年間に減っています。

それが令和2年だと、同じ数字で43人です。というのが、やはり減り具合が少しずつ上がってきているというのが、コロナ禍で出生率が減っているというのが新聞報道でもなされていますが、やっぱり子供たちが年々減っていく状況が当分続くと思います。

そのためやはり波佐見町の未来を背負っていく子供たちの環境をよりよくしていかない限り、今後を支えていく子供たち、ほかの場所に行ったとしても波佐見町を思ってくれる子ですので、そこは非常に力を入れないとこの町のエネルギーが生まれてこないというものも含めて、今回質問させていただきました。

まずタブレット端末についてなのですが、今回議会から波佐見町議会は、もう電子で議論するという事で紙媒体を廃止していただきました。

当初、議会の中で話していたのは大体半年ぐらい1年ぐらいかけて、徐々にしようかという話をしていたのですが、事務局サイドで非常に活発にいろいろ取り組んでいただきまして、1回試行しただけで全部タブレットにしようという動きになりました。

というのはやっぱり経費の削減の効果もかなりあったと事務局から伺っています。同じく学校現場のほうでも、タブレットが導入されてから1年ぐらい経ちますけれども、いろんなかたちで目に見えて変化していると思います。

具体的に教職員の負担について、タブレットを導入したことで、どういうことが負担減になったのか。答弁をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

授業や活動の負担の軽減よりも、まずは事務的な処理に関する処理のほうに圧倒的に多いのだらうということが予想されます。

もともとICT教育あるいはIT教育時代には、子供たちと向き合う時間の確保のために、教職員の事務処理の削減ということを目ざす様々な手だてをとられた部分だと思いますし、それが今順調に進んでいる部分で、そちらにおいてはかなりの負担軽減にはなってい

るのかなということを思っております。

ただタブレット等々を使った学力向上につながる部分、あるいは学習の準備等々については、まだまだその準備だとか、御自身のスキルアップだとか研修だとか。様々な部分であるのだろうとは思いますが、単純に議員お説の例えばプリント配布物の作成等々はこれで十分に対応できますのでそういう点での成果は上がっているのかなということで拝察しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

当然新しく導入されているので、それに新しく始まったことによって、仕事量が増えている部分は当然否めないかと思えます。

それは徐々に先生たちが慣れていかれる部分なので、今はどうしても負担がかかっている部分があるのはやむを得ないと思えます。

タブレットを使っているいろんなかたちで学校の教育環境が変わっていると思うのですが、その中で考えられるのが、やはり昨日南小学校の子供たちもこの場に来てくれたんですが、タブレットを使ってカメラでいろんなかたちで子供たちが撮って、様子を共有するっていうかたちになると思い活用していました。

やっぱり波佐見町で別にこの教育分野にかからなくて、ICTの取組が非常に遅れているという指摘はいろんな部分があります。例えば産業面とか、いろんなかたちであるのですがそういうのに、子供たちがタブレットを持ったことで町全体の意識を変えていく役割を担っていただきたいなと思うのです。

例えば、いま共同学習でいろんなかたちで子供たちが焼き物の体験とかしていただく機会が増えていると思うのですが、そういうところで例えば写真を撮ったり、いろんな授業でまとめたりっていうのをしていると思うのですが、そういうのをもちろん個人情報が入らないように、発信する方向に使っていくというのが一つ。

今までなかなか情報発信ができてなかった焼き物生産者の、立場を発信していくのは非常に一つ波佐見町の魅力を上げるためにも、教育部分が主導的に取り組んでいくのにはいい取組じゃないかなと思うのですが、そのあたりは何か動きや検討というのはありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等を使って情報を発信する、教育活動を発信する、というのはこれからのやはり学校教育の最大の課題であり努力事項だということは、校長会の中でも言っております。

学校がやっている活動を広く保護者、町民に知らせることがこれからとても求められますと言っておりますし、それでSDGsの考え方を言った時にも、頭の中で理解等々はもうで

きていますと思いますが、これをどういかに行動に移すかということがこれから求められている点では、このタブレットの利活用というのは本当に重要な、重大な危機になるだろうということを思っております。

積極的に活用していきたいということで、今おっしゃったような様々な活動の場面でタブレットを使った活動が展開されていると思っておりますし、大いに期待をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

私は今回教育分野の質問をたくさんしないといけないので、いま令和3年の4月から教育委員会の定例会議の会議録をホームページに上げていただいておりますので、1年間目を通してみました。

本当に教育委員の皆さんいろんなかたちで、日頃からどうやったらその教育の現場がよくなるかっていうのをいろんな角度で見識を持たれて定例会の中で議論されています。

本当にありがたいなと思います。それからあとは全然知らなかったのですが、教育委員会の場面では議会でどういうことが教育分野に関して取上げられたかというのも共有していただきながら、少しでも子供たちの教育環境、社会教育も含めてよくなるように取り組んでいただいたことに本当に敬意を表します。

その中でいま教育長がおっしゃったのですが、いろんなかたちで取り組まれていると思います。

例えば中央小学校の先生とかがY o u T u b e で保護者の方に動画を配信されるなど、いろんな形で取り組んでいただいていると思うのですが、まだまだ多分慣れてない方もたくさんいらっしゃると思います。先生たちですね。

そういう部分でなかなか、もしアップしたときにどういう反応が来るかっていうのを恐れられて、できてられない部分もたくさんあると思うのですが、ぜひほかの部署などで、インスタグラムを使った発信等も行われていますので、教育委員会の中だけに留まらず役場の中とか、あとは観光協会等周りの行政機関等も含めて、あとは波佐見焼振興会等いろんなかたちで発信されている機関等も含めて、一緒になって子供たちが一情報を得たものを、何か外に出していく動きをぜひ今後も検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

中央小学校では校長を中心にY o u T u b e 等を配信して、限定の保護者のみの視聴ということで、様々な教育活動のアピールということで行われております。

こういうものを他の学校にも広げていく。あるいは校長ではなくほかの職員でも構わないと思っておりますので、そういう情報発信についてはこれから、積極的にやっていきたいと

思います。

同時に今議員お説のとおり他の町内の各種団体との協働という部分が、当然それがふるさと教育の根底になっていくのだろうとっておりますので、そういうことも前向きに捉えていきながら先ほど申しましたように、ICT活用推進委員会ここが一番の私たちも根っこの部分の土台になっておりますから、ここで協議題にしていきたいということを思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いろんなかたちで今ふるさと教育、教育長おっしゃったのですけども、取組をなされていると思います。

昨日も波佐見町議会を、小学校6年生の南小学校の方が来ていただいて、社会科の授業では都議会の様子を教科書で学ぶそうです。

それが、具体的に波佐見町ではどうかたちで動いているのかなってという問題意識が、先生があられたようで議会の傍聴につながったとお話をされました。

やはりその現実に教科書に載っていても、自分たちの身の回りに近いことで起きているのだとなれば、子供たちの意識も凄く変わってくると思います。

そういうものはどんどん、もちろんカリキュラム等変わり、タブレットを使った授業が大変だと、先生たちは十分大変だと思います。ただやっぱり、波佐見町ならではの学びっていうのが子供たちにとって、ずっと長い目で見て非常に有用になると思っております。

もちろん授業時間等難しい調整も必要と思いますけれども、特にそういうものを進めていただきたいと思うのが、昨日6年生の担任の先生もおっしゃっていました。学びの場所をぜひ学校に留まらずやっていただきたいということをおっしゃっていました。というのが波佐見町は手仕事も含めて現場で職人さんたちが、仕事をやられている全国的に言うとても稀な地域だと思います。

地場産業があり、そうやって目で見て子供たちが学べる環境がいろんなところにあるというのは、やっぱりそれを大人になっても、例えば波佐見町を離れたとしても子供のときにはこういうことをされて、今もそうやって波佐見焼が続けられているということを知れば、遠くに行ったとしても何かしら波佐見町に関わっていきたいという子供たちの醸成になると思いますので、今も焼き物体験等行われていると思うのですが、ぜひ今後も積極的に小・中学校で体験プログラム等を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

以前本町では子供サミットというのを行っていたのですが数年前からそれを取りやめております。

子供たちの意見、思いをどう具現化するかというこの課題に対してどのような手だてができるだろうということの一つの例として昨日の部分について、公聴会でも話題をしながら、子供たちが考える波佐見町の現実そして今。そしてこれからということ。

昨日終わった後に、6年生に対して話した言葉が、そのように今あなたたちが考えることを、ぜひ行動に移してくれということ。あなたたちがこれからの波佐見町を担っていくのですよ。ということの意識の高揚について話をさせていただきました。

カリキュラムにつきましては、議員お説のとおり小学校6年生が今のところ、当初歴史を先に学ぶのですが、南小学校さん今回カリキュラムを変更されて、先にこの政治と公民の分野を先にやられたということで中央小学校、東小学校さんは2学期以降、2学期の後半からこういうことをやるのだらうと思いますので、また違ったかたちで自分たちが考える波佐見町の今と未来、将来ということをどう自分たちが関わっていくかという、根底になる考え方を解決できるような、改善できるような学習活動を仕組んでいくというとても大事だと思っております。

小学校・中学校とも、ふるさと波佐見をやっぴり「知る・学ぶ・触れる・経験する」からこれからは自分で実際にやってみる。行動に移すということも踏まえた学びというのを、様々な場面でやっていきたいと思っております。

今やっていることをまず充実することが先だと思っておりますし、変えるのであれば、新しいものを取り入れるのであれば、現在の分を何かなくしていかないと負担増になっていきますので、よりよいものを、よりよいかたちで子供たちに提供していく。

あるいは展開をしていくという考え方がちょっと大事ではないかなと思っておりますので、既存の部分と新しいもののバランスを考えながら、子供たちには適切に対応させていきたいということを考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

もちろん一緒に何でもかんでも新しいのをやってくれっていう思いではなくて、やっぱり波佐見町ならではの子供たちの教育環境、波佐見だからこそ与えられる小・中学生への教育っていうのはやっぱり絶対に必要だと思います。

それが波佐見町に住んでいる子供たちの特権だと思っておりますので、そこはぜひ今後とも考えていただきたいなと思っております。

タブレットを導入して、特にICT関係。例えばホームページ等いろんな部分で学校現場だけで、ICT支援員さんだけで手に負えない部分もいっぱい出てくると思います。

今コミュニティスクールということで、地域の方と連携して教育分野をいろんなかたちでサポートしていただく体制というのが、例えば東小学校とか南小学校とか、地域の方に学校の中へ入ってもらい授業をしていただくっていうケースも増えていると思います。

特にこのタブレットとかインターネットの環境というのは、場面を区切ればちょっとずつ保護者の方にお手伝いをしていただくっていうのはどんどん十分できていくと思いますので、そのあたりもぜひサポーターというか、やっていただきたいなと思うのですが、何か具体的に検討されている部分ありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等のICTに限らず、いま校長会で話題をし、各学校にお願いしていることは地域サポーターの発掘ということのお願いをしています。

ICTに限らず例えば、いまでも安全ボランティア等々やられておりますし、読書ボランティア等々もたくさん支援をいただいておりますが、いま各学校が必要とされる支援ってどういうことなのか。

それを学校あるいは学校運営協議会の中で、本校にはこういうサポートが必要だよねっていうことを、まず学校でしっかり洗い出してくれということをおっしゃっています。

それに対して、私たち教育委員会はサポートをするという考えの中で、もしかしたら今おっしゃったような、ICTに関しての支援が必要だという学校からの要請要望があればそれに準じて対応していくということで、地域サポーター制度は積極的に活用していきたいと思っております。

それは学校のニーズに対応した形でやっていきたいということをおっしゃっています。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

いま教育長が学校のニーズに対応しているいろんな形でやっていくのが前提とおっしゃったのですが、一点教育現場の方、保護者さんにお伺いをしましたところ、先生たちの配属、転勤っていうのが結構頻繁で、今までいろんなかたちで地域との関係ができてきた先生たち、例えば校長先生たちが転勤されていっしょにならなくなって、せっかく話ができている部分が多々次の年度に伝わらないっていうケースも起きています。

もちろん学校で必要な部分を求めてそれをベースに教育委員会がサポートするのは大前提だと思いますが、このようにせっかく関係性ができたのに無くなってしまいうのは本当にもったいないので、転勤等その先生たちがなられても、サポートできる支援は教育委員会としても十分考えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

教職員の定期異動に関しては、様々なルールの中で県下全体を見通して行われていることですので、私たちは要望という部分で対応しております。与えられた人材の中で、最大限の

教育効果というこれが鉄則になっております。

ただ、おっしゃったようにこれまでの関係性を維持するために、その引継ぎといいますか、そういうことをやっぱり徹底してやっていかなければいけないと思っておりますし、そういう人事を受けたときに私とすればこの人材を次に、あるいはこういう人材をぜひ欲しいというような人事的な要望等も行って、その学校の特色であり無理にしたい活動につきましても、継続的に実施できるような人的な配置については心がけているつもりですし、今後もそのことについては十分に気をつけていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

ちょっとタブレットに関してばかり言っていたら時間がなくなりますので、次制服等についてなのですが、これまで検討委員会等はなされたと言いました。

制服を新しくするっていう、考えが若干先生たちの中にあっただのも踏まえて、そういうかたちで今検討委員会が立ち上げられ、今のところは継続して使うということで決まったということなのですが、やはり私が質問の中にも入れましたとおり、長崎市や大村市でも女子が制服でスラックスを選べるというのが検討されております。

やっぱり時代の流れで、ジェンダーを気にする子供たちも増えています。もちろんそういう方がアンケートで、私はスカートを履きたいとかズボンを履きたいとか言わないと思うのです。

ただ出てこない中で、今後やっぱりそういう子供たちが出たときにも柔軟に対応できるそういう準備っていうのは、必要になってくると思います。

これは先進事例で一概に役に立つかどうかは置いていて、よくお名前を聞く皆さん聞かれたことあると思うのですが、東京の千代田区の麹町中学校の校長先生が非常に有名でいろんなことをやられています。そのため御存じの方もいらっしゃると思うのですが、ここは制服を検討するにあたり基本的にはPTAさんにお任せをされたという、学校でやるのではなくてPTAではどのように検討していくか、というのを主体的に考えていただきたいということでお任せされたみたいですね。

例えばそういう中で生徒会がそのPTAと連携して、どういう制服が自分たちにとっていいのだろうとかたちで議論をしたものは、前提にPTAさんも検討されていたと言っています。

制服検討委員会が必要なときにまた検討するということなのですが、今後もしそういう機会があればぜひ子供たちと主体的に、自分たちの時代にあった、もちろんその自分たちの制服を自分たちで決められないと思うんですけど時間的に。

やっぱり自分たちが決めたという、自分というか先輩になると思うのですが、そういう代表者が決めた制服になれば、より学校に対する愛着も出てくると思います。

今すぐではないと思うのですが、今後制服を検討されるにあたって子供たちがきちんと意見を言って、それをベースに考えられる機会を設けていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

第3回目の検討委員会の中で、一番最後に私のほうからも今後はその制服の多様性を含めて研究検討の課題になることの確認をして、この会を閉じましょう。そして次期そういうことがあればということで、締めております。

おっしゃったように子供たちの意見、考え等々を十分に生かしつつ、当然これからはやっていかなくちやいけないだろうと思っておりますし、今騒がれている校則についても、どれだけの子供たちの意見を取り入れていくかたちができるのかということ。

ただ制服っていうのはその学校にとっての大きな制服効果等々は、やっぱりその学校のとても大事なことにもなりますので、学校側、教育委員会としては教育的な配慮という部分もやっぱり当然あわせて考えていかなくては。あくまでもというところがあると思いますから、子供たちの意見要望等を踏まえながら、そして私たちの考える教育的な配慮を融合しながら、よりよいものをしていくということで、一つの指針方向性としてそういうものをスタンスとして私たちは考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

当然子供たちの意見が全て未来を決めるっていうのはよくないと思います。視野も生きてきた人間の人生も短いので。

なぜそう思うかという昨日、南小学校6年生が波佐見町に対しての思いを10数人言ってくれたのですが、結構その中の8割ぐらいが、道の幅を広げてほしいとか、遊園地をつくってほしいとか、キャンプ場が欲しいとか、インフラに対する要望でした。

いいと思うのですが、何か私自身はちょっと悲しいなと思って。というのは子供たちがもっと、現実的な部分はそれはそうとして、荒唐無稽であってもいいと思います。まだ子供のときなので。

あまりこう、狭い視野でやってもらうのは大事だと思うのですが、もっと夢があつていいなと思ったので、やっぱり子供たちだけに要望を出してもらうのがいいことばかりではないというのを改めて思わされました。

その中でもやはりいいなって思う意見があつて、例えば日曜日でも学校を開いてほしいという意見を子供たちの中で発表した子もいました。

やはり今、教育長が先ほど述べられたように地域の方と一緒に学校をつくっていくという部分をやるに当たって、学校自体もそもそも物理的に開かれた環境というのは大事だ

と思います。

もちろんコロナ禍で以前のように開放というのは難しくなっていると思うのですが、ただ子供たちに接する家族自体が減っているわけですよ、少子化なので。地域の方でお孫さんとかいらっしやらない環境だと、そもそも学校に行かないですよ。

そのためある程度無理してというか、イベントを作っても学校に行く機会っていうのをつくらないと。なかなか子供たちとも接しないですし、子供たちに接しなくても学校に接しないです地域の方が。

そういう部分は特にコロナ禍で、少しずつコロナとの共生という社会になっていますのでそのへんのイベントというか、教育委員会としてもぜひ学校を何か地域の方に活用していただくという機会を今後、検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

以前新聞で、中学生で制服ではなくて私服にしてほしいという意見があったというのも、その子の思いだったということを感じながら、やっぱり子供たちが、今長崎新聞では波佐見中学校の生徒が何日も何日も「みんなの声」のところに思いを記事としてあげているのですが、子供たちの声を大事にしながらということも踏まえて昨日の様子を見ながら、先ほど議員がおっしゃったように子供たちの考えている未来というか、理想というのとちょっと現実的な部分でそれは無理だろうというのもたくさんあり、それを学ばせることがまた一つの大事な学習だということをおもっています。

今後子供たちの声、地域の声を学校に。これは本当に今からとても大事になるキーワードでありますし、先ほど議員が波佐見町らしい、私もそれも本当を感じております。波佐見町ならではの、波佐見町だからこそということが、これからの教育活動においても、あるいは町においてもとても大事な考え方ではないかなということをおもっています。

もともと地域の教育力あるいは協力性が高い地域でございますので、組織として学校運営協議会を、確実に運営しながらその中で、どう地域の方々を学校の中に取り入れていくのかということも話題にしながら、あるいはもしくはそれが中心課題になるだろうと思いますが、それを踏まえて実施をしていきたいと思っております。

先ほどから申しますように学校現場からの要望、意見、ニーズがあれば、私たちはそれをバックアップするというかたちで、その関係性の中でやっていきたいと思っております。

私たちがトップダウンであしなさい、こうしなさいではなく、基本的には学校現場のニーズという部分を最大限生かしながら、対応していくということでやっていきたいと考えています。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

このタブレットのことに戻るのですが、やはりいま教育長が答弁された中でタブレットを使って学力向上するというのはもちろん大事だとは思いますが、ただやはりタブレットだけでは限界があると思います。

というのが書く力っていうのがタブレットを使うと、なかなか紙、書面に書くよりも文字数少なくて済むわけですね。というのは、どうしても紙のほうに優位性がある部分っていうのは絶対あります。

そういう部分は、学校の中とか外をいろんなかたちで行き来すればするほど、ここはタブレットがいい、ここはタブレットじゃないほうがいいのか分かってくると思います。

例えば先ほどコミュニティと学校の連携って話は、私の子供もそうですけど、2歳とか4歳でもタブレット使いこなせるわけです。

というのが、そもそもそれが当たり前前に育った子供たちと、私たちみたいなその後からタブレットができてきた世代でそもそも違うわけですから、考え方が。

そのため、もしかしたら高齢者の方が今後いろんなかたちで電子的な自治体の仕組みが増えていったりする中で、子供たち以上に高齢者の方、地域の方がタブレットを使わないといけない環境も出てくると思います。

ということで言えば、子供たちが先生になれるわけですよ。何かそういう機会も今後ぜひ検討。当然長寿支援課と一緒に検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

これからやはり先ほど答弁でも言いましたように、不易なものやデジタルの融合と申しますか、それが本当にこれからの教育にとっても大事だろうと思います。

I C Tを強く活用した活動によって子供たちに本当に学力がついているのか、精神が成長しているのかというなどの課題はたくさんあるのだろうとっております。

改めて今おっしゃったように漢字は書かないと覚えません。調べ物は自分が苦労して調べたからこそ身につくわけで、ぱっと調べてもほとんど解らない。

そういうタブレットを持っている、マイナスの部分も当然あるのだろうということを私たちはしっかり把握をして、それを前提にしながら不易と、デジタル有効の部分と融合するという基本的な考え方を決して忘れてはいけないなということを思っております。

いまおっしゃったように、地域の方々をどう指導者として支援者として入り込ませるっていう考えだと、逆に子供たちが地域に出かけて行って、大変言葉悪いですが、子供たちが指導あるいは支援というかたちの関係性のある活動というのはもうこれから、とてもユニークだし大事にしくなくちゃいけない活動ということを思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

一番最後の特別な支援が必要とされる子供たちについて質問したいのですが、まずなぜこの質問したかという、先日産業厚生委員会で保育園とこども園の代表の方と意見交換をする機会を設けました。

その中で、非常に保育士さんたちの負荷が増えているというお話を、各園がおっしゃいました。ただ一方で保育士さんたちの確保が難しい。

これは別に学校現場でも一緒だと思うのですが、先生たちを確保するのは難しいけども仕事量は増えている。

そのため少しでも、学校現場とか保育園・こども園に対して支援の場を周りから増やしていくっていうのをやはりどうしてもしないとイケないと思います。

学校の先生とか保育士さん、幼児教諭の方っていうプロは当然いらっしゃいますが、人的にやっぱり足りてないわけですよね、学校現場って。

今後少子化に検討、十分に波佐見町でも起こってきますので増やすに増やせない環境がずっと続くと思うのですよね。その中で、いかに地域で支えていくかっていうのが大事だと思います。

なぜこども園と保育園、小学校の連携と言ったかという、昨年国のほうで意見、協議を行われまして、保育園とこども園と小学校連携を今後はしていきましょうという方針がなされました。

教育委員会もきちんとそういう中で主導し、5歳児からできるだけ格差がないように。保育園なりこども園から小学校に上がってくる子供たちが、その前の環境で格差があって、上がらないようにしていきましょうという方向性が議論されています。

それをどんどん、国のほうもやっていっていますので波佐見町としても、もちろん主体的には町長部局のほうでこどもや保育園に対する支援を行うと思うのですが、積極的に教育委員会としても、先ほど特別支援教育の部分で学校連絡協議会等がなされており、保育士さんと教育委員会で議論する場っていうのはあると思うのです。

そういう入学前にかかわらず、定期的にいろんなかたちで特別な支援が必要とされる子供たちに対するケアも検討していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

私は他町から来ており他町の経験をしておりますけれど、本町は特別支援教育に関してあるいは保小連携といいますか、保育園、小学校、中学校との連携というのは、かなり進んでいるということは実感しております。

とはいえやっぱり現実的には様々な課題があるわけですので、本町においても教育委員会として、例えば園訪問。先ほど言いましたけど5歳児の園訪問も行っておりますし、6歳児

の園訪問も行っております。

あるいは園と保健師さんと小学校との合同の場を設けており、園と小学校だけで入学前に情報を共有するとか、様々な手だてを打っております。

情報の共有の場というのはそういう協議会的なものから、現場の実際に担当されている主任の先生、先生たちとのお互いの意見交換の場など、その中にももちろん私たちも参加をしておりますので、比較的連携はとれているのだろうということは思っておりますが、おっしゃったように配慮支援を要する子供たちが増加をしているのは間違いなく現実だと思っております。

よりきめ細やかな子供たちの引継ぎという点で、私も接続という言葉を使いたいと思っておりますが園と小学校、小学校と中学校がぶつ切れの関係ではなくて、入学前入学後の接続という点での関係性を一定期間持ちながら対応して、この大切さを実感しております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

今回私がやっぱり教育委員会すごい、子供たちの教育に大事だなと思ったのがコロナ禍の対応でした。

というのが保育園・こども園に対しては、例えば陽性の方が出たときの休園に対する扱いなど、こども園や保育園の方々でいろんな考え方がありますので、一緒にできない部分はどうしてもあったわけです。

子ども・健康保健課の担当のほうでもなかなか意見がまとまらなかった。

ただ、例えばお兄さんお姉さんたちが小学校にいれば、学校はこういうかたちで休校とかの対応になるっていうのがきちんと決まっているので、それに準じて園も対応ができると今回学校現場、教育委員会のほうから園に対して、こういう対応をしていますっていうことを示していただいて、それが私たち保護者のところにも来ました。そういう一定のルールがあれば、保護者の方も何かあったときにこういう対応が事前に分かるっていうのが非常に大事になっていきます。

そういう面ではやはり物理的に未就学児は町長部局の対応、学校に行けば教育委員会っていう、もちろんあると思うのですが、やっぱり子供たちに接する部分はぜひ主体的に、教育委員会が全部責任をとるとかではなくガイドラインというか、そういう部分は示していただいた上で、進めていただきたいと思うのですが、特別今回コロナに関して、いろんなかたちを教育委員会でやられたと思うのですが、そのあたりで何かお気づきの点とかありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今回子供たち、10歳未満の子供たちの感染の拡大は想定以上だったものですから、かなり

厳しい対応を求められました。

ルールを決めて複数以上の子供たちが学級内に存在した場合は、学年、学級閉鎖等々やっていったら、案外今回は特に園のほうからの拡大が多かったものですから、どうしてもそのつながりの部分で、学校だけで一方的にそういうルールを決めても、園のほうに広がらない。あるいは園のほうから広がっていると。

そここのところは共通性がないということで、私自身も反省の中で今回のことは一歩前進といえますか。やっぱり教育委員会、学校だけではなく、そして学童等々との連携性というのは、かたちとしてやっぱり行わないといけないし、残さないといけないなということを改めて今回私たちも勉強させていただきました。

今後そのようなかたちでいろいろなものに対しても対応していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○6番（城後 光君）

あとずっと教育長と色々なやりとりをさせていただいたのですが、町として将来を担う子供たちに対して、積極的に支援というか、そのサポートをしていくっていうのが、今波佐見高校の支援という部分で、具体的に町としては取り組んでおりますけども、やっぱり全体小中学校、子供たちの環境も含めて今から波佐見町に来ていただく方を確保していくためにも、子供たちにきちんと支援ができる町っていうのが大事だと思います。

子供たちに対してどうにかたちでやっていくかという部分を町長から思いをお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まず今日の今のお話を聞きながら、そしてまた新聞テレビ等でも人口減少その中で、やっぱり障害を抱えている人たちが増えている部分もあるし、そして子育てに対して保護者の負担といえますか、精神的、経済的負担が非常に重くなってきているというようなことを思っております。

そういう面ではやはり子供の子育てに対して保護者がある面では負担感を持たない。そしてまたそういう障害者があってもやはり就学する前から、そして就学してもというような、そのようなものをきちんとつくり上げていくことが大事じゃないかなと思っております。

そういう面ではやはり教育委員会と、役所と一体となって連携をとりながら、そしてまた保護者の皆さんたち、そしてPTAと色々なかたちで協議もやりながら。そして国県の補助等は存分に使いながら。

それこそふるさと納税でもそういう支援を厚くしていくっていう、何かがないと厚くされないっていうところもありますので、十分今から子供たちの将来にかけて、町がバックアップしていかないといけないのではという思いをいたしております。

○議長（百武辰美君）

以上で、城後議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

皆さんこんにちは。お疲れさまです。

一瀬町長とは現職時代、15年の長きにわたり一緒に行政をやってこられたことを誇りに思っております。残された期間も、しばらくでありますけども頑張ってやっていきたいと思っております。

それでは通告書に従い一般質問いたします。

1. 学校の安全管理とGIGAスクール教育実践の成果等について。

(1) 雨期や台風の時期を迎えるが、自然災害への対応はどのようにしているか。

また、必要な避難訓練等はどうしているか。

(2) 学校のセキュリティと児童・生徒の安全確保、及び災害発生時の地域や関係団体との相互協力はどうなっているか。

(3) GIGAスクールによる子供たちの創造性を育む教育やICT環境レベルに応じた教育実践の成果は出ているか。

(4) 全国的に教職員の不足が報じられている。町の学校への影響はないのか。

2. バス運行の変更問題と高齢者等の交通安全対策について。

西肥バスの大幅な運行変更が行われ、様々な問題や課題が出てきていると考える。町としての見解を伺いたい。

(1) 佐世保市内方面あるいは波佐見方面への直行バスは大きく削減された。通勤通学ばかりでなく、通院などへの生活への支障が出てきていると思われるがどう捉えているのか。

(2) 日常の公共交通が不便になると、高齢者や一般の方でも免許証返納を躊躇される方が出てくると考える。今後の対応と交通安全対策を含め、どのように考えるか。

以上、壇上からの質問を終わり、詳細については発言席から質問を行いたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

岡村達馬議員の御質問にお答えいたします。御質問の順序と答弁が異なりますが、御了承をお願いいたします。

まず2のバス運行の変更問題と高齢者等の交通安全対策について。

西肥バスの大幅な運行変更が行われ、様々な問題や課題が出ていると考える。町としての見解を伺いたい。

(1) 佐世保市内方面あるいは波佐見方面への直行バスは大きく削減された。通勤通学ばかりではなく、通院など生活への支障が出て来ていると思われるがどう捉えているのか。という御質問ですが、バス路線の佐世保嬉野線は、本町と佐世保市嬉野市を県道1号線で結ぶ極めて重要な路線です。

議員御指摘のとおり今年3月のダイヤ改正により、佐世保嬉野線に限らず佐世保市をはじめ、周辺自治体を運行する路線は大幅な変更が行われています。

佐世保嬉野線の今回の改正内容としては、全体で1日約15往復便ある中で、朝夕の便を除き、中間の時間帯の10時台から15時台までの往復5か7便の出発点及び終点が、佐世保市重尾町の西肥バス車両車庫となります。

よってその該当する便について佐世保駅方面には直通で行けなくなり、さらに早岐田子の浦も経由しないため、シルバーボール前や神社下の早岐中町停留所で基本的には乗り継ぐこととなります。

今回の改正により、現状通勤通学の時間帯は直接佐世保市中心部まで行くことができますが、土日や試験期間などで昼間の便を利用する学生や通院などの一般の利用者にも大きく影響することが予測されます。

また交通利便性の悪化により、本町自体のまちの魅力の低下にもつながる可能性もあると考えています。

これらのことを考えると今回の改正は本町にとっても、町民の皆さんにとってもマイナス要素が大きいため、本町の実情など西肥バスにもしっかりと伝える必要があると考え、先般西肥バス本社へ出向き改正に至った経緯の説明を受け、本町としての要望や今後の対策などについて協議をしたところです。

今後も引き続き町民皆様の声を拾い上げ、西肥バスとの協議は続けてまいります。

(2) 日常公共交通が不便になると、高齢者や一般の方でも免許証返納を躊躇される方が出てくると考える。今後の対応と交通安全対策を含め、どのように考えるかという御質問ですが、町内の公共交通については、以前は主要か所を結ぶバス路線がありましたが、自動車の普及に伴いバス利用が減少し採算がとれなくなったため、その多くが廃止されました。

一方で近年の高齢化に伴い、自動車を運転することに躊躇する方が増えたことや、交通空白地帯の解消のため、本町においては乗り合い交通システムを構築し、路線バス、タクシー、乗り合い交通が相互補完し合うかたちで町内を網羅するように、時代に即した新しい交

通公共交通を整備したところです。

また町独自の高齢者の免許返納支援制度、70歳以上で運転免許を保持していない方へのタクシー券交付事業を開始し、町内の公共交通が利用しやすい環境を進めています。

加えて自動車に起因する高齢者の痛ましい交通事故を防止する観点から、安全運転支援装置の補助制度や、昨年度は高齢者を対象とした「おっと危ない講習会」を開催し、自身の運転技量を再確認する取組も行ったところです。

そこで今後の対応についてですが、本町においては年齢の如何を問わず、町民の移動手段の確保と交通安全対策の両立には、重要な施策であることから、これまで様々な対策を講じています。

その都度、現状や課題を把握し必要に応じて見直しを図りながら交通安全対策を進めてまいりたいと考えています。その他の御質問については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 学校の安全管理とGIGAスクール教育実践の成果等について

(1) 雨季や台風の時期を迎えるが自然災害への対応はどのようにしているか。

また、必要な避難訓練等はどうしているのかとのお尋ねでございますが、天気予報等で自然災害が心配される際には事前に公聴会を開催し、予報される災害の程度に応じて、臨時休校、自宅待機、教師引率による集団下校、保護者への引渡しなどの対応を決定しています。対応を決定した後、緊急メール等で保護者に周知を図っております。

また、各学校とも自然災害や不審者対応のための危機管理マニュアルを整備しており、何らかの自然災害等が発生した場合は、このマニュアルに沿って行動することになります。避難訓練についても毎学期ごとに年3回行っており、引渡し訓練も各学校で年1回以上実施しております。

(2) 学校のセキュリティと児童・生徒の安全確保及び災害発生時の地域や関係団体との相互教育はどうなっているかとのお尋ねでございますが、学校のセキュリティ対策として、昨年度小中学校に防犯カメラを設置しました。

もしも不審者が学校に侵入した場合は、危機管理マニュアルに従って子供たちの安全を確保しつつ、警察への連絡不審者の確保など取るべき対応が決まっており、教職員それぞれの役割に沿って行動することになります。

災害発生時の関係団体等の相互協力については、各学校において避難確保計画を作成していますので、今後町全体で災害対応の協議をしていく必要があると思っております。

(3) GIGAスクールによる子供たちの創造性を育む教育やICT環境レベルに応じた教育実践の成果は出ているかとのお尋ねでございますが、子供たちのICT教育に関しては、昨年度タブレットを導入したばかりで、まず使用時のルールやモラルの指導を行いまし

た。

まだ慣れるという段階であり、今後どう効果的に教育実践につなげていくかが、現段階での課題であると思っております。

今後、タブレット等のデジタル機器の有効活用については、ICT活用推進委員会を中心に研究を重ね授業等での実践につなげていきたいと思っております。

(4) 全国的に町職員の不足が報じられている。町内の学校への影響はないのかとのお尋ねでございますが、全国的にも県内においても教職員は不足していますが、本町では現状において教職員の確保はできております。

ただ産休、病休等で急な代替教員が必要となった場合は、県からの確保が望めない状況のため自分たちで探しているのが現状でございます。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

自然災害の対応についてですけれども、今年も梅雨の時期になり、大雨や台風の季節となっております。

もう小学校1年生は学校には慣れたのでしょうか。これから梅雨明けまでの約1月半。校内生活ばかりでなく登下校時も気を使いますが、児童・生徒の学校での安全は絶対に図らなければなりません。

特に地球温暖化の影響を受け、本来温暖な気候である日本ですけれども、近年は亜熱帯気候や熱帯の気候にみられる長期間降雨や、短期一点集中型の大雨が見られます。

波佐見町を含む九州北部地方では、通常7月中旬には梅雨末期も降雨も終わり、梅雨明けとなるのですけれども、昨年は8月10日過ぎから本格的で強烈な豪雨が見られました。

しかも10日間に及ぶ降雨による災害も多く発生をいたしました。昨年の大雨時は幸いにして夏休み期間等お盆にも重なり、多くの児童・生徒は登校しておりませんでしたけれども、他のクラブ活動等のいわゆる部活動は、通常どおり行われていたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

当然そういう状況の場合には、部活動については中止をしております。

御存じのように、いまお盆時期については学校閉庁時ということで全ての活動が止めておりますので、その時点において児童・生徒、職員の登校がありません。

それとその時期とも幸い重なりましたし、当然そのような状況の場合には部活動については中止ということで決定をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

学校生活の避難にはまず、学校が立地している状況の把握をすることが必要だとされております。それにより避難経路を複数設置することも必要とされております。

町内各学校の自然災害時の避難場所と、避難経路は複数それぞれ設定されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

一般的に避難訓練3度行くと申しましたけれど、1回目は基本的には避難経路の確認という事になっております。

当然学年が変われば教室等々の配置が変わりますので、火元から避けた状態で避難場所に行動を移すためにということで避難経路の確認というのが、第1回目に必ず行うようにしております。

2回目は火災であったり地震であったり、不審者対策であったりというように、テーマを決めて2回目3回目。さらには授業時間ではなくて昼休みとか休み時間などの、状況に応じた対応。あるいは周知をしない。子供たちには周知をしないままで、これまでの集大成として急な避難指示のあった場合の対応ということなど、そういう様々な条件課題を設けながら避難訓練を行っております。

一般的には、全ての学校運動場を第一次避難場所として想定をしております。そこに向かって安全に確実に取り残さないように移動をし、職員もそれに向けて動いていくというのが、運動場避難場所としての訓練というのがまず一番目にあります。

ただ東日本大震災があった後に、やはり一時避難場所だけでは十分な確保ができないということで、二次避難場所以降を学校でも考えなさいということが言われました。

ただ現時的にはなかなか二次避難場所っていうのを、学校近隣に見つけることができないというのも課題ではないかなと思っております。

学校によっては二次避難場所を他の場所に求めるのではなく、最も防犯対策として自然災害対策として機能しています校舎内というのを利用し、上階。2階3階屋上というのを第二次避難場所として活用してはいいのではないかという、新たな考え方、視点も設けております。本町でもそういう考え方も一つ取り入れているところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

昨年の大雨のときに地区や場所によっては自宅から地区公民館等へ、避難した子供たちもいたと聞いております。

このような状況において、いわゆるこういう避難等をした子供たちのケア、もしくは家の周辺に被害が想定された場合に、子供たちには大きな精神的負担があったと思われましても、そうした状況に合った子供たちへの心のケア、ストレス症状への対応も必要と思われま

すけども、どのような対応がなされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

災害の状況だとか事案によって変わってくると思いますが、昨年度の部分でそういう大きな被害を受けた児童・生徒の把握については、すみません。

そこは把握をしておりませんが当然子供たちに大きな災害等があれば、心的なケアについて学校あげて対応しておりますし、もし必要であればＳＣなどのスクールカウンセラーなどの派遣等々も、適切に行っていくというのが一般的ではないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○４番（岡村達馬君）

ここで本来は避難基準、休校等の判断基準をお聞きしたかったですけども、先ほど御答弁をいただきましたので、その判断基準については理解ができたと思っております。

実は昭和42年、当時は東中学校だったのですが、今の東小学校横の河川が氾濫して教室まで土砂が押し寄せました。

旧カーブの井石側に位置する東小学校は、現在でも十分河川氾濫する可能性があると思っております。

被災を総合的に判断、把握する資料として各自治体が作成しているハザードマップがありますが、しかしこのハザードマップは、あくまでも想定される範囲内で作成されたもので、複合的な災害には参考にできない場合があります。

特に避難経路等については、立地検分した平常時とは違った様相を見せることもありますので注意が必要とされております。

ぜひ再度避難経路についての御検討、御判断もしていただきたいと思っております。さらに学校防災マニュアルは、地震についても記載されております。波佐見町では日常的にはあまり地震に対しての恐れや対策を感じませんが、ここ数年大きな地震が九州内でも度々起こり、例外ではないと考えたほうがよさそうです。

画像を変えますけども、特に地震については宮城県石巻市の小学校で職員10人、児童74人が犠牲になる大惨事がありました。

新聞の記事によれば、あの場所は過去に地震の被害がなかったこと。それにより津波に対するマニュアルがなかったこと。地震災害への避難訓練がされていなかったことが、その大きな理由とされております。

各学校では風水害のほかに地震への対応や訓練等も行われておりますが、地震に対応する避難マニュアルは作成され、それに伴い避難訓練も行われているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁にも御紹介しましたように、年間3回のうちの1回につきましては地震を想定した避難訓練を行っております。

なかなか経験の無い自然災害ではありますので、知識の部分を深めるために、視聴覚教材等々を使った学習をした後の適切な避難の仕方ということを学んだ後に、実際の訓練に入るということを行っております。

ただ地震による災害よりも、地震を受けた後の火災等々の発生という場面のほうが実際的に多いものですから、内容としましてはもちろん机の下等々に避難するとか、頭部にカバーするもの。そういうことは当然学びとしてやっておりますし、そういう避難を行っておりますが、地震そのものの被害よりも、地震後の疑似的な災害に対する対応ということで訓練を行っているというのが現状でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

続いて学校のセキュリティと地域総合協力についてお尋ねいたします。

画像を変えます。平成7年度に開校した中央小学校は、ほかの小・中学校を見習い、いかに学校の門戸を開き地域の人たちに愛される学校になれるよう模索検討しておりました。私も平成8年、9年度に中央小学校のPTA会長をやっておりましたけども、学校内に入る全ての場所にご自由にお入りください。という張り紙を行い、希望者は好きなときに自由に授業を見ていただいております。特に地域老人会とは、お弁当も一緒に食べたりもしておりました。

このように学校と地域の人たちとの良好な関係が続いていましたけれども、状況が一変する事件が起きました。

平成9年に神戸児童殺傷事件、平成13年大阪教育大学附属池田小学校で発生した無差別の殺傷事件が時を経ずして起きました。

池田小学校は1年生8人を殺害15人が負傷された事件です。学校で起きた事件ばかりでなく日本犯罪史上、まれに見る無差別大量殺人事件として、社会に大きな影響を与えました。これらの事件をきっかけに全国の学校は、社会や地域に対して門戸を閉め中央小学校でも校内への入りは許可できなくなりました。

これについて、地域と関係がうまくいっておりましたので地域の皆さんは非常に残念がられました。今こうした事件を防ぐための対策や対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

議員がPTA会長有的时候に、同じ学校に勤めておりましたので、一緒になって学校にどうぞと行ったことで具体的に懐かしく思い出しております。

どうぞおいでと入れている中。私が張本人で、真っ先においでおいでと言っていました。

こういう事案が、痛ましい決して起きてはいけないような事案が当時は引き続いて起きていて、学校は門を閉める状態になっていったという大変辛いでき事ではあります。

それを受けて当然各学校も門扉を閉めることで、本当にそれでいいのだろうかという反省の中で。まして波佐見町のように、地域との協力性の中で成り立っている学校におきましては、地域の方々を遮断するという事は、やはり決してよくないのだろうということは今でも思っております。

ただやっぱり、こういう安全を脅かすような事案事件が起こりますと、それなりの対応はやらなくてはいけないということになりますので、今現在は御存じのように受付時において来庁者の名簿に記入をし、IDカード等の所持をしていただくということが、まず真っ先に行っているところでございます。

初めてお見えになるような方については、例えば複数職員で対応するなどそういうことも行っておりますし、各階廊下等にはさすまた等も常置をして、急な危険を要することがあれば、職員のほうで対応するという事もあると思います。

学校によってはホイッスルを常時ぶら下げていたり、あるいは携帯電話をそういう緊急用にということで所持をしたりということを取り組んでいる学校等々もあるようです。開かれた学校と、守る部分というところのバランスをとりながら、今後もやっぱり研究検討やっていかなくちゃいけないかなということを思っております。

ある意味地域に開かれて、地域の方々が出入りをする地域の方々の目がたくさんあることによって、子供たちが守られるっていう観点があることも、大事にしなくてはいけないかなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

それと併せて学校保健安全法第29条に基づき、学校防災マニュアルが整備されていると思いますけども、この安全確保を図るために学校の実情に応じて、訓練や対応地域の環境変化に伴って対処要項を作成するとなっておりますけども、この防災マニュアルは一般に公開されているものなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

一般には公開はしておりませんが求められれば、その分についての開示は当然行います。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

また危険発生要項による職員への周知を図るとともに、訓練や危険発生時において、職員が適切に対応するために必要な処置を講ずるとされておりますけども、この必要なシステムは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

災害発生の状況にも様々ありますので、例えば火災対応だとか不審者対応によって条件が変わり、対応が変わってくると思いますので、ここで1例ずつあげていくと大変だと思います。

とにかく火災、不審者対策、地震対応等々について職員の業務内容、役割等々については決めており、計画に基づいて避難訓練等々のときにも、それに準じた役割の中で訓練を行っています。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

それに防災マニュアルは学校独自の視点で作成するとされておりますけども、町内の小中学校のマニュアルで、各学校で大きく違うというものはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

共通事項については多分、4校とも同じだと思っておりますが、今一番大きく違うのは南小学校の裏の鴻ノ巣が地すべりの危険地域ですから、その地すべりに対しての対応、先ほど議員御説明の東小学校、中央小学校等は、逆に河川のほうが一番危険な自然災害の発生可能性が高いのだらうと思います。

そういう地形だとか、学校の規模等々に合わせた部分にどう具体的に対応するかという点での工夫、違いはあるのだらうなと把握しております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

さらに学校が所在する地域の実情に応じて、災害発生時にはPTAや地域自主防災組織の協力を得るように、努めるものというようにされておりますけども、先にも述べましたが、いま閉鎖が原則になっている学校と地域社会とのつながりはどのようなかたちで行われているのでしょうか。

それとあわせて、地域との交流イベントも難しい時代ではありますけども、現在実施されている地域社会とのつながりを実施するプログラム等があれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど回答の時にも申しましたけれど、多くの方々が学校に入られることによって、あるいは学校職員と地域の方々が、顔見知りになることによって子供たちの安全を守るという観点がこれからとても大事だと思っております。

例を挙げれば東小学校が一昨年度から立ち上げた「東っ子支え隊」というように、個人事業所等々が学校に来ていただいたり、あるいはこちら側から出かけていったりしながら、地域との連携性、顔見知りの関係をつくるという点は、とても大事だと思っております。南小学校でも中央小学校でも、もちろんそのようなことが行われていることは、あるのだろうと思っております。

ただ、今の訓練等が学校だけで行われているというのは、大きな課題ではないかなと思っております。

答弁にも申しましたように、やや地域連携という点では課題があるのではないかと。私たちの情報元としては、役場から流れている警戒情報に従って動いているのですが、その連携性がそれでいいのか。あるいは避難訓練等々にもっと地域保護者の方を直接入れ込むというようなことはできないのかという、学校だけではない避難訓練防災というのは、今後町あげての課題になっていくのだろうということを、強く感じているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

セキュリティと地域総合協力については、理解をいたしました。

続いてG I G Aスクールについてお尋ねしたいと思います。画像かえます。

2019年、いわゆる3年前に12月に文部省が打ち出したG I G Aスクールはその言葉が示すとおり、全ての児童・生徒にグローバルで革新的な扉をという意味を持ち、その目的は子供たち一人一人に対して創造性を育む教育の実施や情報通信や技術面を含んだI C T環境の実現とされております。

具体的には子供たち一人一台の学習用端末と、ネットワーク環境の整備を行い個別に最適された教育の実現であり、その背景には日本のI C T教育の遅れがあるとされております。これまで世界各国で教育のI C Tが進む中で、日本はI C T機器を活用した教育が一般的ではなかったと言われてきました。

波佐見町のG I G Aスクールの現状と対応については、町の教育委員会としてどのような見解をお持ちなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等が入ることによって確実に、積極的に活用をした教育活動を展開しなくてはいけないのだろうということを思っております。

学校では答弁にも申しましたように、これまでは学校教職員の事務負担の軽減というのが主な狙いでI T教育というのが進められてきました。

そのあとに子供たちの総合的な学習の時間などの情報教育という分野の中で、パソコンに触

れながら、興味関心を高めていきたいと思いますという流れがあり、今のようにタブレット端末を一人一台配られ、より密接なツールとして積極的に活用するような事業展開活動を行いたいようとなっていくのだらうと思います。

まだそのことについて若いですので、今からこのツールを有効に活用していきたいということと同時に、持っているその負の部分といいますか、先にすべきことをきちっと身につけた上で、有効に活用するというスタンスでやらないといけないと私たちとしては感じております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

この構想が実現すれば、児童・生徒ごとに教材を配信でき学習状況やレベルに応じた教育ができるとされています。実態はいかがなものなのでしょうか。

また先生たちも情報を共有でき、業務に追われる時間が減れば、事業の準備や指導方針の検討などにも専念できるとされておりますけども、このような状況がいま具体的に出てきている、あるいは成果としてみるができるようになっていっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレット等々を積極的に使って活動が始まってはいるとは思いますが。

昨日の子供たちももちろんそうですし、学校訪問をした際の子供たちの活動を見る中で、タブレット・パソコンを本当に有効に使って、タブレットらしい使い方をやっとなら始めたなどという部分は嬉しく思っているところです。

しかし課題としてやはり先生方のスキルの差、そして意識の差というとても大きな課題があるのだらうと思っております。

不得手な方々は、そこからやっぱり避けたいというところは当然ありますし、教科や学習内容によってはそこまで使わなくていいという方々も当然いらっしゃいますので、先生方のスキル、意識の改革と同時に、やっぱり子供たちのスキルの部分もあります。

なかなかやっぱり得意な子、不得手な子がおりますので一斉に一律に、はいどうぞ。という部分にはいきません。そのため計画的に順を踏みながらやっていきたいという部分もあります。

ただそう言いながらも、学ぶよりも慣れろという考えがこれはとても大事だと思っております。まず慣れさせるってということもとても大事だと思っておりますので、もう朝来たらタブレットを開いて、帰る時まで自由に使っていいということも、これからはやっていかなくちやいけませんし、そこにモラルリテラシーの指導を行いながら、とにかくもうすぐ手元にタブレットがあるというところの感覚は、子供たちに培っていききたいと思います。

そういう教育環境を作っていきたいなと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

いま教育長もおっしゃったように、これまでと教育方法が大きく変わるため先生たちのスキルや指導能力向上も必要となってきました。

いわゆる、そういった意味において先生たちの気持ちの中に多少負担を感じていらっしゃるかたもいらっしゃるかとは思いますが、先生たちのそういった意味での対応、先生たちへのケアというのはどのようなものがなされているのですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

もう一番やっぱり大きな課題であるのだろうと思っております。

その先生方をサポートする研修の時間がなかなかとれないというのが今の学校の現状ではないかなと思っておりますので、ICT支援員を特に不得手の先生のところの要望意見、あるいはお願いに対してICT支援員を横につけてということもあるだろうと思ひますし、校内には長けた職員もおりますので、そういうチーム的な対応の中でレベルアップを図っているというのが現状ではないでしょうか。

やっぱり先生方のスキルの差、意識の差というところをどう埋めていくか。研修の確保、共同性の確保、そして専門家の指導。そういうことを組合せながら、改善、解決をしていくのが課題ではないかなということ把握しております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

先生たちばかりでなく児童もいわゆる自宅学習を求められています。

家庭での通信環境あるいはヤングケアラーなど家庭で時間がとれない子供たちに慣れること、もしくは学習することへの格差が生じていることは感じ取れますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

課題の中で家庭のそういう環境については、やっぱりあるのだろうと思っております。

インターネット環境だとか、Wi-Fiの整備環境だとか、そういうことでの条件整備が十分にできてないことによって一斉の家庭への持ち帰り、家庭学習の有効な活用というところまでいけてないのが課題としてあります。

それらの家庭については様々な支援を具体的に行っておりますし、広報周知を今でも行っているところでございます。

子供たちの現状等を十分に把握しながら、そういうきつい、辛い思いをしている子供がいれば、丁寧に対応していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

いわゆるこのGIGAスクールも本格的運用が始まって、このタブレットを利用したトラブル等もまた発生をしております。なりすましとかですね。他人の教材を使った、言葉悪いですけども悪用した問題。

そういった問題は現在みられておりますか。

それとも、そのようなIDやパスワード等の指導や管理は適切になされているような状況でしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○町長（一瀬政太君）

フィルタリングを行っておりますし、パスワード等につきましても以前町田市で起きた事件がありましたので、あれを受けてランダムな部分で子供たちのパスワードは提供しております。

そういう対応は行っておりますが、やはり子供たちの興味関心のほうが勝る部分において、もしかしたら新聞等でもありますように授業中にほかの画面を見るなど、今議員御説明にありました、なりすまして云々ということも起きうる可能性は本町でもあるのだろうと思っております。

そのため先生方による子供たち自身の状況、活動の内容等の点検等々も行っておりますので、もし万が一そういうことが起きた場合には、適切に即時に対応をして元から止めることが必要であれば、元から止めることもあるでしょうし、モラル的なものの指導で終わる部分もあるだろうと思います。

これは正しい使い方、有効な使い方をする中で、様々なトラブルというのは今後も起きるだろうと思っております。

そのときに、適切に対応するということろしかできないのではないかと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

くしくも一昨日の読売オンラインですけども、端末を使ったいじめが全国109使用自治体のうち、25自治体で47件。他人のIDやパスワードを使った不正アクセスも23自治体で36件あったと報告されています。

ぜひ管理をしっかりお願いして、GIGAスクールが円滑に進むようお願いをしておきたいと思っております。

また学校の先生たちの要因については先ほど県内でも郡内でも、今不足していることについては、問題ありませんと答弁いただきましたので、この問題については省略をさせていただきます。

続きまして、西肥バス運行の変更問題と、高齢者等の交通安全についてお伺いをいたしま

す。

この問題は町全体の問題ですので、みんなで検討して一緒に考えてみたいと思います。

いま確かに町内を走る便数にあまり変わりはありませんので、一見これまで通りという錯覚を覚えます。

しかし、朝夕を除いた三川内方面のバスは重尾行きとなっており、早岐田子の浦を経由せず、佐世保方面には行ってはおりません。

嬉野・波佐見、佐世保路線は、波佐見町にとっても一番重要な幹線ルートではないのでしょうか。町の見解をお伺いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほど町長が答弁しましたように、佐世保嬉野線については本町の一番の重要な路線ということで、佐世保市と嬉野市をつなぐ最重要路線だという認識でおります。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

画像変えます。さらに佐世保市内への直行便がなくなることは、佐世保市内の学校へ通学している学生、あるいは通勤されている方々ばかりの問題でなく、一般の方々が医療センターなど佐世保市内の病院に頻繁に通院されている方、行かざるを得ない方についてはいわゆる死活問題となっております。

そもそも波佐見から重尾方面に行かれる方はそう多くはないと思っております。画像で示しておりますとおり、今波佐見から行っても早岐中町付近で、乗り換えをする必要が生じております。

本来は早岐田子の浦で下車し、重尾方面に乗り換えるのが一般的だと思いますが、そのルートは今ありません。

乗り換えるにしても早岐田子の浦は欠かせないと思うのですが、先ほど答弁をいただきましたように波佐見から佐世保に行くのには、一旦早岐中町での乗り換えが必要になり、佐世保方面から来る場合は早岐方面川棚方面に乗り、早岐中町で乗り換えることが必要となっております。

実際新しいルートでは、早岐中町での乗換えが必要です。

現地で交通量と状況の確認をしましたが、ここは早岐の中心部で交通量も多く、一切風雨を防ぐ施設也没有。調査当日は晴天でしたけども、雨の日等についてはとても大変だろうと思います。

さらに体の不自由な人についての乗り換えは、はっきり言って無理だろうと考えました。

町内ではこれまで廃止された路線として、最初の嬉野有田線から始まり、現在川棚村木有田線。波佐見西回り線經由川棚線。志折經由重尾線など8路線にもものぼっております。

心配されることは、公共交通衰退は自治体の衰退に即つながることが懸念されます。

そういう意味で行政議会、町民の皆さんと一緒に考えていかなければならない問題であると思います。

もちろん現在の状況が少子高齢者と人口減に事を発して、調査人数が減っていることは認めなければならないと思います。

今回の件で西肥バスからはどのような提案が、いつごろどのようなようになされ、町としてはどのようなかたちで受け止められたのでしょうか。

西肥バスの説明への対応や、町としての回答はどのようなものがなされたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まずこのダイヤ改正については、西肥バスのプレスリリースが3月14日にあっております。それで翌3月15日に本町に来庁されて説明を受けました。

事情を詳しく聞く前どのように受け止めたか、どのように感じたか、というところは当然ながら非常に乱暴だなと思いました。

利用者が一番不便になる。そして先ほどおっしゃったように、町としての公共交通機関が佐世保市とつながらないことによる、まちの価値の問題にもつながると考えたと同時に、この佐世保嬉野線が欠損路線に転落する可能性もあるということが瞬時に頭をよぎりました。

いまは冷静に言っていますがそのときはこう言われて、反論いたしております。当然バスの問題として我々も一番難しい問題でずっと考えてきていますので、そう感じているのですが、一番の背景は運転士不足です。

回したくても回せない。あとはもちろんコロナ禍での会社としての赤字。利益確保が難しいという部分もあるのですが、あとそれと長距離路線をどうしても短くしないと、運転士のローテーションの計画ができないということで、一番はこの路線を維持するためにこういう改革を致し方なく、というのも詳しく聞いた中でありました。

先ほど早岐中町の問題も時間がないのですが、早岐中町の乗り換えは私も何回も見ています。おっしゃるとおりあそこでの乗り換えは難しいかなとちょっと考えます。

ただ田子の浦は地形的にバスを待つことが非常に難しいので、代替案としてもう一つ先の早岐シルバーボール前まで行っていただくと、あそこには立派なバスステーションと言いますか待合所があります。

反対側の市民生活部市民協働推進室早岐支所の前にも屋根があります。交通は多いですけど横断歩道を渡ってもらう。

そこでただ料金が波佐見からシルバーボールまで行くときに30円プラスされます。逆に向こう早岐駅方面から佐世保駅方面に行くときに10円プラスされます。合計40円がプラスされます。

そのためその負担が増えるということで、そういう負担についてはいろんな方法で解決策もあるのではないかと考えています。

そのように早岐中町ではなく、もう一つ先で乗り換えというのも一つの方法なんじゃないかといま思っているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

データかえます。昨年11月の波佐見町議会だよりで免許証を返納したいですが、川棚警察署まで行けません。役場で返納手続きができませんかという意見が掲載をされました。

この件については、川棚警察署の見解も文書で伺いましたけども、川棚警察署以外では原則できないということでした。

ここ数年高齢者ドライバーによる逆走、重大事故が耐えません。

波佐見町としてもその対応について、タクシー券等を発行して対応に努めているところですが、実は統計によれば71歳から80歳以上の方で、免許証を返納するつもりはないと回答されている方は22.3%にも上ります。

このようないわゆる公共交通、バス等の削減あるいはルート変更がなされるとさらに返納を躊躇される方が出てくるのではないかと心配をしております。

データ変えますけども、先日長崎新聞で路線バスに新補助検討の記事が載せられておりました。

路線バスの問題はやはり全国的な問題で、多くの郡部や町村の問題でもあります。これまで1年ごとに補助をする仕組みでしたけども、複数年度にまたがってエリア単位で支援することができ、住民に使い勝手のよいダイヤ改正を促し、自治体にもエリア全体への交通政策や長期的な財政計画を立てて、利用者を増やす狙いがあるとされております。

ぜひ波佐見町においても御検討いただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現在でも西肥バスと連携した中で、あらゆる国の補助金を使いながらこのバス路線というのは維持をしてくれております。

当然ながらこの新しい補助金があれば、事業者と連携しながら使えるものは使っていくということで、行っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

以上をもって、一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で岡村達馬議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時から再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 田添有喜議員。

○3番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従って一般質問を行います。

1. 道路整備について。

町内の各事業所等では、コロナ禍の中いろいろな工夫がなされ、町内外から集客を期待した多くのイベント等が行われ、町にも活気が戻りつつありとても嬉しく思います。

そこで、今後町のさらなる活性化を図るためには、道路環境整備はとても重要であり、来町者に対するおもてなしの環境づくりの一環としても欠かせないと思います。

そこで次のことを伺います。

(1) 八島交差点について本年3月議会後、どのような実態把握が行われたのでしょうか。

(2) 町道及び県道の陥没箇所の対応はどのように進められているのでしょうか。

(3) 県道107号線の中央線（村木郷）の対応はどのようになっていますか。

(4) 道路標識の設置や撤去について、町としてどのように要望等を行っていますか。

(5) ヘルシーウォークコースの表示板の撤去はどのようになっていますか。

2. 教育行政について。

教育界では、時代の流れとともに大きな変革期を迎え、教師の働き方改革など流行に左右されている傾向にあるように感じています。

教育の充実は、町の発展や人づくりの基盤であり、課題も山積していると考えます。

そこで、次のことを伺います。

(1) 波佐見町教員住宅の使用状況はどのようになっていますか。

(2) 町内小中学校における「いじめ」や「不登校」の実態はどうでしょうか。

(3) 中学校における部活動の在り方に対する教育委員会の考えはどうでしょうか。

具体的な内容として、

①部活動の加入状況はどのようになっていますか。

②部活動指導員制度への取組はどのように取り組まれていますか。

③休日部活動の地域移行への取組はどのように進められているのでしょうか。

(4) 教育委員会事務局が新庁舎へ移転後、総合文化会館を他の団体へ委託することにつ

いて、どのように進められているのでしょうか。

壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 田添有喜議員の御質問にお答えいたします。

まず道路整備について。

町内の各事業所等では、コロナ禍の中いろいろな工夫がなされ、町内外の集客を期待した多くのイベント等が行われ、町にも活気が戻りつつあると。

今後町のさらなる活性化を図るためには、道路整備はとても重要であり、来町者に対するおもてなしの環境づくりの一環としても欠かせない。

そこで、次のことを問う。

（1）八島交差点について本年3月議会後、どのような実態把握が行われたかという御質問ですが、八島交差点については3月議会でも申しましたとおり、県及び警察との協議を行い現状の変則的な交差点の状況においては、現在の形が最良と考えております。

実態把握においては付近を利用する際において、状況の把握に努める程度であります。

（2）町道及び県道の陥没箇所の対応はどのようになっているかという御質問ですが、陥没の規模によって対応が異なりますので順に申します。

町道の場合、小規模で簡単なものについては職員が即時に補修を行い、職員が対応できない中程度の補修は、委託業者へ依頼を行い早期に対応を行っております。規模が大きいものは予算の兼ね合いもありますが、緊急的に対応が必要なものは早期対応を心がけています。

県道の場合、県のパトロール車による巡視が行われているため、パトロールの職員が発見した場合、小さい陥没はその都度補修をされており、中程度のものは改めて舗装業者へ依頼されています。

通行に支障があるような大きな陥没については、緊急的に対応を行った事例もあるようです。

また小規模で簡単なもので町が把握したものは、町道と同様に本町職員が簡易的に対応を行っています。

対応できない規模についてはコーンなどの安全を講じた後、県の担当課へ報告し速やかな対応をお願いしているところです。

（3）県の107号線の中央線（村木郷）の対応はどのようになっているかという御質問ですが、お尋ねの県道稗木場有田線の中央線について、一部不明瞭な箇所を確認いたしましたので、このことについて県にお尋ねしたところ、当該箇所については順次計画的に対応を行っており、今年度も実施する予定であるとの回答をいただきました。

そのようなことから急な案件が生じない限り、対応いただけるものと思っております。

(4) 道路標識の設置や撤去について、町としてどのように要望等を行っているかという御質問ですが、道路については自治会等を通じて様々な要望があり、道路本体の整備を除くと最近の要望としてはガードレール、カーブミラー、区画線の設置が多い状況です。

その中で一定の規制を行う道路標識については、数は多くありませんが横断歩道の設置、一時停止線の設置の要望があります。また道路標識ではありませんが、自動車の減速を促す看板の設置や路側帯のカラー舗装の要望があります。

そこで道路標識の設置や撤去について、町としてどのように要望等を行っているかですが、規制を伴う道路標識は県公安委員会が設置や撤去を行っており、本町においては川棚警察署が窓口となっています。

これまで道路標識にかかわらず交通規制に係る要望については、その都度川棚警察署に連絡を行い、協議を行っています。

今年度においては、先ほど申し上げた自動車の減速を促す看板等を設置してほしいとの地元要望があったことから、川棚警察署と県道の管理者である県北振興局担当部局を交え、現地での協議も行っているところです。

このように道路標識をはじめとする交通規制に関しては、様々な要望がありますのでその都度川棚警察と協議を行い、適切に対処してまいりたいと思います。

(5) ヘルシーウォークコースの表示板の撤去はどのようになっているかという御質問ですが、昨年議員から町道鮎川今熊線には歩道が整備されておらず、ウォーキングコースとしては危険なので撤去してほしい旨の御意見があったことは記憶しております。

ただ車の往来が活発な時間帯にあえて危険を冒してまでウォーキングする方はいないのではないかと推察されます。

御指摘がありました撤去については、折を見て検討したいと思います。

その他の御質問には教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君）

教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 教育行政について。

教育界では、時代の流れとともに大きな変革期を迎え、教師の働き方改革など流行に左右されている傾向にある。

教育の充実は、町の発展や人づくりの基盤であり、課題も山積していると考えそこで次のことを問う。

(1) 波佐見町教育教員住宅の使用状況はどのようになっているのかのお尋ねでございますが、教職員住宅はしばらくの間、教職員の使用がなかったことや、かなり老朽化して今後の使用も見込めないことから、行政財産としての用途は廃止し、普通財産へと移行して町

で管理しています。

一昨年までは地域おこし協力隊の住宅として使われていましたが、現在の利用はあっておりません。

(2) 町内の小中学校における「いじめ」や「不登校」の実態はどうかとお尋ねでございますが、小中学校におけるいじめや不登校の問題については、現在も支援中の繊細な事案でもあり、詳細は差し控えさせていただきたいと思っております。

昨年度末の県への報告では不登校については22名でした。ただ新年度を迎え一桁台まで改善されてきています。

学校では自分の教室に直接通えなくても、学習室や総合文化会館を利用するなど、登校を促す手だてを行っております。

また担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが定期的に家庭訪問や相談も行っており、町任用の特別支援教育支援員などと連携して、子供に寄り添った対応を行っています。

本年4月6日の始業式には、昨年まで不登校、不登校傾向だった子供たちが全員登校してきました。子供たち自身も何とかしないと、と頑張っています。

これからも子供たちに寄り添って、きめ細やかにサポートしていかなければと思っております。

またいじめについては、昨年度4件の報告がありましたが現在はほとんどが解消されております。とはいえ今後も継続的に観察を行う必要もあり、配慮を要する課題です。

(3) 中学校における部活動の在り方に対する教育委員会の考え方はどうか。

①部活動の加入状況はどうかとお尋ねでございますが、現在の中学校の部活動は、全校生徒393名中335名の生徒が16の部活動に所属をしております。

②部活動指導員制度への取組はどうかとお尋ねでございますが、文部科学省は平成29年4月から部活動指導員を制度化していますが、部活動指導員制度とは学校の部活動において、顧問教員や外部指導員がいない、また専門的な指導ができない場合に利用する制度です。

現在中学校の部活動においては、顧問または外部指導員は全ての部活動において確保できておりますので、この制度を利用してはしません。

③休日部活動への地域移行への取組はどうかとお尋ねでございますが、教職員の働き方改革の一環として、当初令和6年度末、先日のスポーツ庁の発表では令和7年度に向けて、学校での部活動を地域の方に担っていただく部活動の地域移行が進められています。

平日の月曜から金曜までは学校の部活動として活動をし、土日などの休日は地域のスポーツクラブ等での活動とすることで、教職員の働き方改革につなげていくものです。

長崎県においては長与町がモデル町として指定され、昨年度から取組を始められています

ので長与町での取組を参考に、今後本町における本町らしい地域スポーツを検討する必要があると思われます。

なお、このことについては定例教育委員会、さらには町体育協会、社会教育委員会、スポーツ少年団理事会等の年度当初の会議において、概略を説明しており将来に向けて協議を重ね検討してまいりたいと思います。

(4) 教育委員会事務局が新庁舎移転後、総合文化会館を他の団体へ委託することについて、どのように進められているのかとお尋ねでございますが、教育委員会が新庁舎へ移転後の文化会館の管理については、指定管理者制度によるか通常の業務委託によるかはまだ決定しておりませんが、いずれにしても施設管理を他に委託することになります。

現在の計画では新庁舎の工事状況、業務移転の状況を見ながら、委託業務の内容について今後県協議を進めてまいりたいと思っております。以上壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

最初に道路環境整備について、お尋ねをしたいと思います。

いうまでもなく道路というのは私たち人に例えると動脈、静脈。最後に走り渡る毛細血管みたいな生きていくうえですごく大事なものです。そこを怠れば病を引き起こし寿命も短くなるということで、まちづくりにおいても非常に重要なことだと思います。

各問いに対して、今までお聞きしたような答弁がありましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

まず八島交差点についてです。前回の回答と全く同じでした。

なぜこれを聞いたかといいますと、前回の議会の折になぜこういう状態になったのか警察等とも確認をしますというような答弁があったので私はこの質問をしたわけです。けれども事故が原因だったのか、何が原因だったのかというようなことだったのですが、そのあたりについての具体的な警察署からのお話はなかったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

県道と八島線の取付けのところについてですが、これにつきましてはまず平成22年にこの改良を行うというところがありました。

そういったところから進めてきた中で、当初は県道側の左折の分も残っていたわけですがその後の協議で四差路化ではなく、今後警察公安委員会としては三差路化を目指すというような表現の中でそれが一つありました。

そしてもう一つはコンパクト化という言葉が使われています。その規模が大きくなりますと、事故が起りやすいというような形があるためコンパクト化を図ってその工事を防ぐという部分が一つ。

そして県道に対しての町道接道の部分ですけども、基本的にその直角に接するっていうところがありまして、それを満たすには現道の形しかないということがありました。

そして今の形でポストコーンちょっと写真がありますけども。ああいった形になったのも一つは減速を意識してほしいということで、このような形になったと県及び警察のほうへ確認したらありましたし、これまでの記録にも残っておりました。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

私が提案を前回して、いろんな方からあそこを早く解決してほしいという意見を聞きました。

実際やはり通ってみないとわかりません。例えば佐世保、三川内のほうから来て、ナフコのほうに入って行ってみてください。

物すごく大きなS字といいますか、曲線を描きながら入らなければいけません。

私がおかしいと指摘をしたのは、最初にこの工事を行った際はこのポールなどは考えておらず、後からついてきたもの。だからそういう工事をなぜ許したのかということです。

後付けは幾らでもできます。

これがもしナフコ、田ノ頭から八島線の道路の開通が遅れているために、そういう状態を招いているのであれば解らないでもないですがそのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ここにつきましては先ほどの理由とちょっと被りますけれど、減速をしていただくというのが第一にあります。

交差点においては区画線により、車道幅を狭めてスピードの抑止効果を発揮させることが今回の目的になっております。

それをさらに効果的にするために、こういったポストコーンが作られていると私たちは理解をしています。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

そちらもその立場で答弁をされているのですが、私たちは最初できたときの交差点を知っているものなので、何でつくる前にそこの規制に対しての話合いができなかったのか。町等との要望ができなかったのかということがおかしいし、またこういう形をつくるにもやはり税金、お金がかかっているわけですからそこのところで指摘をしました。

前回ここの田ノ頭八島線については、完成の見込みがないという答弁がありましたが、大体どのぐらいを目途に完成を目指そうとされているのでしょうか。

町民の方も関心があると思います。よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

八島田ノ頭線の完成の見込みということですが、我々としてはできるだけ早期に考えますが、やはりこの場所につきましては相手もあることですし、それについては慎重に我々も進めていきたいと考えております。

いろいろと時期を焦らせてといたしますか、総括とかそういったことをするのではなく相手の意向も酌みながら進めていく必要あると思っております。

その最終的な終期といたしますか。いつまで完成というところは今のところまだ示すことができないとお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

毎朝私は立っていますけども、かなり速度違反とか優先順位を間違っ、待たなければいけない車がパッと入るなど、そういうルールを守れない空気を感じるものですから、前回町をあげて交通安全まち宣言ができませんかという問いかけもしたわけです。

今現在ここのポールが1本折れています。県道ですので県のほうが対応するかと思えますが、そのところについて何か情報得られていますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ポストコーンのところが折れているということですが、県からの情報、県からのお話としてはまだ上がっておりません。

それは県と話をしながらまた確認していきたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

次に道路の陥没箇所の対応についてです。

早々に窯業試験場から長野に抜ける陥没箇所については対応していただきまして、そこを利用される方がやっこの補修工事ができたということで、喜びの声を耳にしております。対応ありがとうございました。

しかしまだまだありますし私の提案の仕方が皆さんの心に響いてないのかもしれませんが、これも八島交差点と同じように実際そこを走行してみると、その状況を見てみるとこのままではやはりいけないと思えます。

特に他県の車もたくさん通っていますし、私も有田に行くことがあります。有田のあたりの対応はものすごく早いです。

県が違うので財政組み等々違うとは思いますが、片方山を越えて佐賀県に行ったら対応早い。こっちに来るとなかなかというような、そういうのも見られます。

町としての働きかけ、県道に対しては町としてしっかりと警察等にも要望をし、町民の安心な生活を守っていただきたいと思います。

ここを以前言った際に、副町長のほうから勤務時間外にそういう現場を見に伺わないと言われました。

しかし毎日見ていると、今これ両サイドからです。酷いときは2メートル以上みんな水を飛ばしていきます。最近分かっている方はここを避けて通られるものですから中央線をはみ出して、非常に離合というかそういうのが通勤時間に非常に難しい。

いま雨の日に私はここまで子供たちを連れてきて、もう車にとにかく速度を落としてくれというようなジェスチャーをしながら渡しているのです。

また最近樹木の伐採等で大型車に丸太を多量に積んでいきます。あれで走ったら波打ちます。あれが落ちていったらどうするのだろうと、それは積載上のルールを守られて積まれているかもしれませんが、あの大型者がバランス崩して倒れたらこの子供たちはどうなるだろうと。毎日そういうことを晴天時も雨天時も私は心配しながら、絶対ここで事故を起こさないぞ。死者を出さないぞ。という思いで雨の日も歩いてくる子供たちがいますので頑張っています。

この実情をぜひ分かってください。これは八島交差点のところからはすわ診療所の下を通ってきた永田交差点です。

ここもある方から、田添さんあそこ通ってみてと具合が悪くなるよと。どうなっているのですか、もう凸凹で酔う。運転しながら具合悪くなる。通ってみてください絶対。

私がなぜここまでしつこくこの陥没箇所に対して言っているのか、あとここにはあげておりませんが前回岩崎交差点も言っている。

あそこ走ってみてください、ものすごく陥没しています。あれは道路が悲鳴をあげていると思います。

その悲鳴をどうか感じて、財政の都合をつけるのは大変かもしれませんが、そのあたり僕は緊急に対応していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今おっしゃっているところにつきましては、我々としても大まかに把握はしております。

ただ今の部分でいうと稗木場のエリアだけですが、町内を見てもほかにも急ぐところが沢山ございます。

現に町道県道のこういった住民からの要望だったり、自治会の要望だったり。こういったものにつきましては月に15から20ぐらいの要望が毎月上がっております。

それをその都度対応しておりますがやはり予算に限りがあり、対応できないと思います。ですので、大きな工事につきましては我々としても予算が必要になりますので、それも計画

的に優先順位をつけながらやっていきたいと思っております。

答弁のありました小さい所につきましては、少しずつ我々ができる範囲の中で解消はしていきたいと思っております。

なお先ほど話が出ましたので山角橋のところで、道路につきましては計画的にこれまでも進めてくるということでありましたけれど、今回先ほどの場所は今年度の予定箇所としてあげておりますので、対応する予定でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

やっとな対応していただく、財政苦しい中に対応していただくという回答をいただきまして非常に嬉しく思います。

今年度の予算を見ますと、多分もう数年前から計画をされていたと思いますが、長野皿山線の舗装工事を予算化されています。

線についてどのぐらいの緊急性があるのかということで、時間あるたびに長野から皿山まで何回も走りました。

そして焼野から波佐見病院の下を通过这个の陥没箇所、長野交差点岩崎まで走りました。緊急性は町民側からいうと町民の利用頻度等から考えると、波佐見病院の下から岩崎までが優先すべきだと思います。

今長野から皿山において子供たちはタクシーで行っています。歩いて行く子供はいません。もう安全は確保されています。

あそこから来るのは三川内経由で、波佐見を通過して川棚とか、そこから大村、諫早とか行かれる利用者、大型車が今多いと思います。だから現実をとらえて最終的には、町民または町民の財産である子供たちの尊い命を守るために、予定はあるかもしれませんが部分的じゃなくそのところを、先にすることも必要だし、もう発注をされているということですのでぜひ補正等または、町長裁量でふるさと応援基金等そういう時に使うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今予算のことも出ましたので私のところからはちょっとあれなのですが、全体を見ながら考えていく必要があると思っております。

そういったところは例えば補正でとか、話があったときにその道路だけにそれを使うのかっていう場合もありますし、町全体の事業を考えながら対応していきたいと思っておりますので、それを踏まえたところでの判断をさせていただきたいと思っております。

当然建設課としてはこういった要望をあげてまいります。先ほど言いました全体を見ながら、ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

何回も利用されているかもしれませんが、実際ハンドルを握ってそこを走らせてみると、私がなぜここまでしつこくお願いをしているのかが分かると思います。

逆に言えば、地域住民の方がそのように思われているということを最後に押さえておきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

県道107号線については私が言った後、すぐ対応してもらっているなあと思ったら半分で終わっております。

これも予算で先ほど答弁がありましたように、計画的にというようなことでしたが、私が最初にここをお願いした時はこれから梅雨時期になります。利用者の安全等を考えたときに、早くあの中央線を引いていただくようにということでした。

ここも通ってみればわかりますよ。途中までぱっとして一番直線になっているところは書いてないわけですから。予算の都合だというのは分かるのですが、そういうところに対しても県道ではありますが町としてしっかり、もう予算関係のことも分かっているかもしれませんが、町として積極的に働きかけていただきたいと思います。

次に行きます。道路標識の設置に対して町の要望はですね、ある意味私自身がっかりもしました。

というのは4月20日に、川棚警察署より交通課の職員の方が説明に来られました。町に説明に行かれるべきじゃないですか、と言っているような雑談をしました。

前回5月の自治会長会で警察のほうからチラシの配布がありましたが、周知徹底をするためには本町でも毎月1回自治会長会が来ていますので、そこで周知徹底をお願いされたらどうですかということで紙面での配布をされたのではないかなと思います。

確認です。私はこの道路標識については町内に不都合な標識の設置がありますよ。子供たち、利用者を守るためにこの改善が必要ではないですか。ということで提案をしました。もう一度しつこく確認すると、例えばここはここまで、ここから先は駄目という表示になります。警察の話の中で工事の際に、その設置をちょっと漏らしていたという区間の話をされました。

そしてこの間の資料では、歩道が3m以上無いと駄目であるという説明もされました。

しかしこれは学警連という郡内の学校と警察とその中で子供たちの安全を守るために、3メートルなくても標識を立ててそこを利用していいですよということで、歩道が3メートル無いところにも「自転車通行可」いう設置をされました。

結果は撤去ですよ。僕はもう町民の方に頭を下げないといけないと思います。今まで何十

年と設置をして、子供たちまたは利用者の安全を守っていたこの標識が、私が言ったことで撤去という処分の結論を出してしまいました。

そのあたりについて町としてどのように、警察のほうにお話をされたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず道路標識については県の公安委員会が設置、撤去の権限を持っております。

まず県の方針とすれば、波佐見町あるいは県内において、自転車の通行可の撤去を全体的に進めたいというような方針があるようでございます。

おっしゃるとおり4月20日に川棚警察署の担当の方からお話を伺いまして、私たちも突然のことではございましたので、田添議員が以前からこのお話をされており、議員さんでもいらっしゃるの、田添議員のほうに一報を入れてみてはどうですか、ということで私もお答えをいたしました。

県のほうにも確認を行いました、まずはこの標識のあるところと無いところが混在しかえって混乱を招いていると。これは他の地区でも同様なようでございます。

そこで話をしたのですが交通量が多い道路については、そもそも歩道を自転車は通行して構わないということになっているようでございます。

したがって、通学または下校時に自転車が歩道を通ることは構わないということ、5月13日の自治会長会に警察の担当が来られて説明された際も御発言がございました。

繰り返しになりますが、撤去についてはあくまでも公安委員会の判断、そして町とすればその辺のいきさつを聞いて地域の方に説明して欲しいという願いをした次第でございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

この標識等の設置基準については、もうずっと変わっておりません。

警察の方から恐らく私の資料持っていました。

これはもう以前からあったので、だから川棚線までずっと東彼杵町にもこの標識はありますけれども確認をしました。いやこれが無くても通られますと。それは無い時の話であって、今まであったのを撤去してどうぞ、ではないけれど交通量の多いところは通れますと言っても逆に僕は町民の方の命を守るためにはちょっと後退したのではないかなと思います。

これを撤去するのも金かかります。だから町として公安委員会が設置するかもしれませんが、それは最終的に撤去になるかもしれませんが、もっと住民の声を表に出して一議員の私の名前なんか出す必要ないのです。

普通、そこに今まで気づいていた人もいるかもしれませんが、そういう指摘をしているわけですから私は町としてもっと胸を張って町民を守っていただきたいと思いますが、公安委

員会、警察にそういう発言はできませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは県の公安委員会のやはり考えもあるのだろうと思います。

私どもとすればそういった議会での論議を踏まえて撤去についてはいかがなものかということをお伝えいたしました。

ただ警察からすると、あるところとないところが混在することがかえって全国または県内、町内みても混乱を生じさせるのではないかという指摘がございました。

これを撤去する一方で、地域あるいは学校等で教育をすることによって、適切に歩道を自転車が撤去できるのではないかという説明も受けました。

私どもとすれば撤去について本意ではございませんが、やむなしというような判断をしております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

これも前にお話をしたと思うのですが、速度規制とかそういうものについては住民からの要望ですとか、そういう枠も持っていると思います。

都合のいいときは住民からそういう要望がありました。だから設置しました。私はこの住民なのにそういう要望したことないのに何でというような、何かうまいように言っているの、もう長くは言いませんけど。

そうなっているかもしれませんが、今回の場合は今まで20年以上だと思います。

設置されていたその期間は何て説明するのか設置基準も何も変わってない、それを撤去することによって町民にマイナスの影響を与えることを危惧しております。

時間がありませんので、私が聞いたのは宿の交差点から梅ノ高野の区間4号線、それから稗木場の一部だけです。うちの近くだけです。

それからこの標識の設置について、ここはいちのせ内科循環器科の前の標識がこれに変わりました。

以前はちょっと無かったので山積みの標識、これはセンサー式で通過したらライトが付くようになっていました。いちのせ内科循環器科、薬局、冬場にはバスで通院をされて通られる時に、センサーで歩道が照らされる。

これ4年前5年になりますかね、自治会長会のときに切れていますから対応をお願いしますということで要望をいたしました。

そのときの答弁は1か所だけではできないので、数か所そういう事案があったときに、まとめて電球の交換を行いますという回答をもらってずっと待っていました。

そしたら今年撤去です。だから何度も言いますが、どのような要望をされているの

かということです。

それからこれは山角交差点の信号機が無くなって横断歩道のこの標識。御存じかと思いますが、車道から25センチ以上離れたところにポールを立てなければいけません。

高さが低いものは1.88メートルから2メートル50センチ以内。高いのは5メートル以内。決まっています。測りました。25センチは歩道から離れていますがここは子供たちが渡ってきて、自転車通学も来て非常に複雑な交差点のため、何でここに立てないといけないのですか。

こういうのは要らないです。もっとほかの安全な場所に建てて、自転車通学生や高齢者や子供たちを守らなければいけない。

昨日南小学校の子供たちが歩道を広くしてほしいと。こういうところを来ているから、実際朝に見ているものですから。だからここは車道から25センチ離してあれば設置できるとちゃんとなっているのですから、わざわざその25センチにこだわる必要はないのです。

だからそういうところにも、私はこの信号を取るときに、町には信号機をつける予算がないと言われてまして、もう撤去ですと。そうですか、と押しボタンでも270万円程度でできるのですけどね。

そういうときには町の意見は聞かれて、この設置に対して意見は言われなかったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは道路標識、規制に係るそういった諸々の規制については、やはり権限を持っているところの権限と責任においてされるわけでございます。

その責任を果たす上でいろんな規制、決まり事があるので、その中で先ほど言われたような間隔をあけるとか、そういうものは公安委員会の責任においてされていると思います。そこで私どもの関わりというのは、そういった要望を窓口の警察につないでいるところでございますが、最終判断は権限と責任を持たれる公安委員会がされているというところでございます。

話を戻しますと自転車通行可の標識についても、そもそもは警察、公安委員会からの発言であって、私どもから要望した案件ではございません。

かえって、付けてくださいということは言うておりましたが、そういった全国的な流れでやむなしということで判断をしております。

一方で様々な要望についてやはり、地元住民の方が全て納得いくようなことであることはなかなか難しいことがあります。

そこに落としどころをつけて本来の目的であるその通行を順調にできるとか、目的を達成するために警察と協議を重ねて担当も一生懸命頑張っておりますので、その点は御理解をお

願いたいと思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

事情は十分分かって、あえてこう問いをしておりますが、町道等については町が管理権を持っているわけですから、ある程度前向きなといいますか、町民の代弁者として公安委員会、警察等に意見を発信していただきたいと思います。

次にヘルシーウォークコースの看板撤去について。

前回の答弁と異なった答弁をされました。

これはもう旧ヘルシーウォークコースですから、撤去しますという当時の課長さんからの答弁でした。

私はその際に、ヘルシーウォークコースであるならばもう少し整備をすべきじゃないですか、または車道幅を拡張して実際利用できるようにしたらいいのではないのでしょうかということで、そのときはお話をしました。

撤去すると言われてからずっとされない。実際利用されたりまたは通勤で歩いてこられたりしています。

現実には、朝方は車も松尾総建の下までは大型車も通行可なのですが、そこでさえも離合するために、片車線は停まって離合をされているような現実です。

今年度、今熊の先のところの樹木の伐採、竹の伐採等されています。

計画があるのかもしれませんが、そこに今ロープを張られています。しかし早急にガードレールを設置しないと、あそこから落ちたら命に関わる事故、特に夜間等通行されてハンドル操作を誤られた場合には、そういう大きな事故を引き起こす可能性があります。

もう対応されているかもしれませんが、よろしくお願いします。

答弁要りません。

次は教育行政についてです。

この職員住宅について、もう廃止しているということで半分安心をしましたが、私が知る限り18年前、当時波佐見中学校の校長先生が佐世保在住でしたが、家族共々転居されて、ここを利用されました。

そのあとにリフォームを行いALTが利用した。

条例等見ていたらこれが残っていました。昭和41年4月に日本教育公務員弘済会ですか、そちらのほうから委託を受けて設置をされたと思いますが、平成15年に一度見直しがあります。

いや破棄されるのであれば私のような誤解を招かぬために、規約等の整備をすべきだと思いますが、そのあたりはなさっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

例規システムを見られていると思いますが、一部確認不足のところがあると思いますので、その辺の経過については早急に確認をしたいと思います。

教育委員会において既に用途廃止をされている通知は、町長部局のほうに届いておりますので、実際廃止されるということには変わりございません。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

いじめ不登校の実態について御報告がありました。

新年度は先生がたの努力、保護者の努力、地域の関わりもあって、登校率は非常に高いです、私の経験上。

しかしこれが5月6月になると、子供たちの大きな新年度の期待、現実。そのギャップがあつて、だんだん疲れてきます。

私も朝、泣きながらおばあちゃんに手を繋がれて登校したり、遅れて1人で歩いていたりといろんな現象を見ているわけですが、決して安心することなく中学生では2年生。小学生では3、4年生がちょうど精神的にもそういう障害物にぶち当たるときだと言われております。

私のほうもお願いをして教育相談室の電話が単独設置されました。電話番号85-3899。利用状況はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

お説のとおり9月の声を聞いたときに、やはり馴染めないという生徒が増えてきているのは事実であります。

引き続き気を引締めながら子供たちの現状等に寄り添いながら、丁寧に対応していきたいということを思っております。

二点目の教育相談電話の現在の利用状況はまだありません。

○田添議員（田添有喜君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

多分、教育相談窓口というような明記で、85-3899という設置をされていると思いますが、誰でも来やすく相談しやすいために、もう少しやわらかいキャッチフレーズで、窓口を開設していただきたいと思います。

次に部活動についてです。

部活動指導員の制度については、活用してないというような回答がありました。これは次に尋ねている休日の部活動の外部地域への移行と関連をしています。離せないものなのです。

この部活動指導員制度を活用しないということで、これは国のほうも助成をしながら国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1の補助をしながら研修等を行い、学校現場では部活動指導の経験がない方が約50%、もう半分は指導経験がないのです。

なぜかという、あえて言いますと昔は県が求める教師像というその中に、子供と一緒に汗かいて部活動を頑張る。そういう先生を求めますよということが書かれております。

今現在は「情熱にあふれ、生徒とともにあり、分かる授業に勤める人」というのが、県が求める教師像です。一層、部活動あたりの指導経験がない人が教壇に立たれる。

だから校内のシステムを、働き方改革に移行する前の段階として、このような部活動指導教員制度を国は打ち出したのですが、これについて今後設置をされて、休日の運動部活動等の地域移行への足がかりとするお考えはありませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

部活動指導員も含めまして先ほど申しましたように、令和7年度に向けての地域スポーツへの移行という大きな課題について、本町の最大の課題は経済的な理由とこの人材確保という点だと思っております。

いかにして専門的な御指導いただけるような方を確保できるかということについては、現在も今後も大きな課題となります。

その人材発掘、そしてそれをどう保障するかということは今後の大きな課題であるということで、部活動指導員についてもその人材確保がなかなか難しいということで各学校の現状もお聞きして、今のところ対応しておりませんが、今後に向けては人材確保という大きな課題に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

本当この働き方改革は多岐にわたって、いろんな施策等が打ち出されてきておりますので、水面下で受ける自治体では本当対応が大変だと思いますが、枠組みをしっかりとっていないとなかなか体制づくりは困難だと思います。

教育長の答弁の中で、定例の教育委員会等で話題にされたということを知って安心をしました。

他町もこのことを定例の委員会で、本当に議題としていろんな議論をされています。なぜならば教育長が言われた地域の受皿、これは急にはできません。

私が今年度この機会に出したのは、国は令和5年度から部活でのこの地域移行全面展開をやっていく。長崎県の情報は令和6年度から段階的に地域へ移行していきます。

1年前では遅いのです。だからあえてこの時期に予算確保もあるでしょうし、いろんな定例の教育委員会総合教育会議、関係者との話し合いがありますので、これについては本当に、

運動の盛んな波佐見町でも時代は変わろうとしております。

そういう枠組みのところをしっかりと整えて、子供たちが主役です。大人じゃありません。そのところが少し残念な部分であります。

どうぞ地域の協力を得ながら、地域体制に時間をかけて構築して、子供たちが夢に向かって伸び伸びと活動できるような、そういう取組を是非していただきたいということで今回御質問をさせていただきました。

その点について教育長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先週開催をしました町の体育協会。

今現在では一番大きな母体だと思っておりますので、ここでこのような現況提案をし、皆様方の御協力を仰がないとこの活動は実施できませんというお話はしております。

教育委員会だけで行うことでもありませんし、ましてやできることではありません。

町内の各種団体様の御理解御協力を仰ぎながら7年度という一つの目途がありますので、計画的に対応していきたいということを考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○3番（田添有喜君）

その前向きな取組の一つが、国が平成30年4月に公開しています「運動部活動在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しなさいということで、本町はどうなっているのか。委員会のところにはこのガイドラインはありません。

見つかったのは中学校のホームページで活動方針のところ、委員会の4項目がありました。

町はこの4項目をどこから持ってきたか。国、県のガイドラインを見ました。

あったのは県の施策の趣旨、そこにある「あ・い・う・え」という4項目を抜粋してあげているだけです。

これでは体制はできないです。学校現場が具体的な策を出してきていますが、学校設置者としての責任があります。

町がきちんとして、時津とか作っていますから見てください。町としてのガイドラインができて休日はこうですよ、休日大会等の参加はこうですよ、とある程度は設置者がガイドラインを出して、それをもとに学校側が作るべきです。

あまりにも簡単だったし、このことは毎年見直しをとということですが、中学校の場合は平成31年度より変更がなされておられません。

以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で田添議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時10分より再開します。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は9番 北村清美議員。

○9番（北村清美君）

通告に従い次のことを質問したいと思います。

1. 人口減少対策について

全国で人口減少が顕著にみられる中、本町も例外ではなく、高齢化や若年層の減少により、逆ピラミッド現象が急速に進んでいる。

そういった社会背景から人員不足や人材争奪戦等が起こっている。

そこで、次のことを問います。

（1）消防団について

①分団の定数不足が続いている。また、各分団における一人当たりの活動費が異なるが、それぞれの対策はいかがでしょうか。

②非常事態勢の状況は。また、定数不足の対策として、各地区に消防団OBによる自衛消防隊を創設してはどうか。

③団員の生命を守る避難マニュアルはあるのでしょうか。

（2）職員の職場環境について

①職員の総数と年齢構成はどうか。

また、最近の新卒採用者の推移はどうでしょうか。

②職員の職務に対する意識改革と啓発は。また、カウンセラーの設置は。

③技術職員の対策は。

④給与アップの改革状況は。

2. 町長選挙について

9月に町長選挙が行われる。進退については、昨日町長が表明されましたが、改めて次のことを問いたい。

（1）6期24年の実績は見事である。気力、体力を維持しながら、旺盛なチャレンジ精神を持って若さを失わず全うされたことは本当に称賛に値すると思うが、町長自身の自己評価はどうでしょうか。

（2）首長の姿勢、考え方等はどうあるべきか。町長の真意をお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 北村議員の御質問にお答えいたします。

1. 人口減少対策について

全国で人口減少が顕著に見られる中、本町も例外ではなく高齢化や若年層の減少により、逆ピラミッド現象が急速に進んでいる。

そういった社会背景から人員不足や人材争奪戦等が起こっている。

そこで次のことを問う。

（1）消防団について

①分団の定数不足が続いている。また、各分団における一人当たりの活動費が異なるが、それぞれの対策はという御質問ですが、令和4年4月現在の波佐見町消防団の団員数は、条例定数の330名に対し正団員253名、補助団員34名をあわせて287名となっています。この団員数は5年前の平成29年度の317名に比べ30名の減、昨年度に比べると17名の減になりました。

傾向とすれば退職した団員に対し新規加入の団員が少ないためですが、その要因としては少子化があり若年層自体の人口が減少していること。

町外の事業所に勤める方が多く、有事の際に消防業務に従事できない方が多くなったなど様々な要因があります。

また分団によっては消防団活動への参加が見込めない方々について、退職のお願いを行ったことも減少幅が大きくなった要因となっています。

加えて消防団を初めとする社会貢献に対する価値観の多様化も、若年層が消防団に入らない大きな要因と考えられ、国においても喫緊の課題として、消防団員の処遇改善を進めるよう指導されているとのこと。

次に消防団員一人当たりの活動費について、町としては一定の基準に基づき支援を行っており、そのほかに各分団においては、管轄内の自治会から資金面の支援を受けています。

その支援内容については、分団によって差があることは事実ではありますが、各分団の成立の背景や歴史、地元自治会との関係がある上、管轄内の世帯や対象となる施設数などが大きく異なり、活動費について差があることは当然だと考えています。

本町においては、消防自動車の更新を初めとする消防資機材の充実や詰所の改築、防火水槽等の消防水利の整備を年次計画により進めているとともに、今年度は年額報酬、出動報酬や分団運営費を増額するなど、消防分団の環境整備と職業改善を進めているところであります。

そのため今後も分団長会議等を通じて、様々な意見を吸い上げて消防分団運営の円滑化と

団員一人一人の処遇改善を進めていきたいと考えています。

②非常事態勢の状況はという御質問、また定数不足の対策として、各地区に消防団OBによる自衛消防隊を創設してはどうかという御質問ですが、冒頭申し上げましたとおり、今年度の団員数は287名であり、条例定数の330名に比べると43名の乖離があります。

このため、条例定数まで増員することが望ましいところですが、処遇改善の効果を見極めながら、長期的な団員確保の取組を進めたいと考えています。

また団員の中には町外の事業所に勤める方も多く、さらに勤務時間も多様化し非常事態勢について懸念があったことから、平成18年度に消防団を一旦退職された方を対象に、補助団員制度を設け現在34名の方が加入されています。

その補助団員は町内事業所に勤めている方が多く、有事の際は後方支援として大きな役割を担っていただいております、その重要性は増しています。

一方で補助団員の年齢は60歳までとしており、補助隊員を退団された多くは、地区内で御活躍の方ばかりだと思われま

す。このような背景から町内の自治会では、議員御提案の消防団OBによる自衛消防隊を組織され、初期消火等の支援体制を整えられていると聞いておりますので、今後その自衛消防隊の活動内容について、他自治会へ周知する機会を設け組織化を促したいと思

います。③団員の生命を守る避難マニュアルはあるかという御質問ですが、消防団活動は常に危険との隣り合わせであり、申し上げるまでもなく東日本大震災や近年の風水害で、その尊い命が失われることは残念ながら発生しています。

このため消防団活動の中にあっても、自分自身の命を守ることは基本中の基本であり、それぞれの訓練過程において座学や実地の中でその対象を学んでいます。

そこで、避難マニュアルはあるかのお尋ねですがマニュアル自体はございません。一方で、先ほど申し上げた訓練の中で学んでいるところですが、他自治体の事例や佐世保市消防局と相談のうえ今後策定を行いたいと思

(2) 職員の職場環境について

①職員の総数と年齢構成は。また最近の新卒採用者の推移はという御質問ですが、令和4年4月現在の職員数は、町長等の特別職を除き再任用職員を加えて、116名となっています。

年齢構成は20代が24名。30代が42名。40代が32名。50代が17名。60代が1名となっております、30代が最も多くなっています。また最近の採用者ですが平成30年度は7名、平成31年度が7名、令和2年度が6名、令和3年度が9名、令和4年度が3名となっています。

②職員の職務に対する意識改革と啓発は、またカウンセラーの設置はという御質問ですが、我々自治体職員に求められる資質能力は時代とともに大きく変容していますが、職務に対する意識については普遍的な側面もあり、組織的な取組と波佐見町役場全体の機運醸成も

必要と考えています。

そのため毎月行っている管理協議会や朝礼で、町のでき事や話題を通じて私の考えを伝えながら情報共有を図るとともに、事あるごとに担当課に出向いて、職員とじかに話をしながら意見交換を行っています。

一方で、町村会を初めとする各関係機関による新人、係長、管理職研修を初めとする階層別研修を行うとともに、各法令研修やセミナー参加など、機会をとらえて職員の派遣を行っており、時代の変化に対応できる職員力を養いながら意識改革も進めているところです。

次にカウンセラーの設置についてですが、現時点で設置は行っていないですが、産業医の設置を行っており必要に応じて相談できる体制を整えています。

また年一回、全職員を対象にストレスチェックを実施しており、高ストレス者については産業医の面談を行うようにしています。

③技術職員の対策は、という御質問ですが、御承知のとおり昨年8月の豪雨により、町内では山間部を中心に甚大な被害が発生したところであり、建設課を中心とする技術職員により、災害復旧工事を進めているところです。

災害復旧工事は国の補助による事業が大部分であり、3年間に完了する必要があるうえ、災害発生時における被害報告、国による現地での査定、実施設計、発注後の工事管理等、技術職員が担う業務は多岐にわたり、その業務量も多大となっています。

このため災害復旧を効率的に実施するため、災害復旧に関わる技術職員を今年度から建設課に集約するとともに、農林災害、建設災害工事を相互に補完しながら、発注管理できる体制を整えたところです。

しかしながら先ほど申し上げたとおり、災害復旧工事は限られた期間の中で多くの業務を行う必要があることから、県内の建設会社と業務委託契約を行い、工事監理を行う技術者の派遣受入れも行ったところです。

このような体制を整えた上で災害復旧工事を進めていきますが、今後の職員の業務量等に注視をしながら、必要に応じて対応を検討したいと思います。

③給与アップの改革状況は、という御質問ですが、地方公務員の給与体系は国家公務員の給与体系に準じて条例、規則で定めており、給与改定については国の人事院勧告に従って議会に条例改正としてお示ししながら行っています。

また県の定員管理調査や給与実態調査により、県を通じ国に報告することになっており、その中で県から厳しい指導があることから町独自の裁量で給与体系を定めることはできません。

一方で職場環境の改善の観点から申し上げますと、有給休暇の取得環境、育児休業や子供の看護休暇など、いわゆる福利厚生制度の充実については、自治体独自で一定の裁量があることから本町においてはここ数年改善を進めています。

具体的に本年度におきましては、夏季休暇を3日間から5日へ。子供の看護休暇について、これまで未就学児までが対象児であったものを小学校6年生まで拡大するなど、拡充を行っており、働きやすい職場環境の改善を進めているところです。

2. 9月に町長選挙が行われる。進退について明確にされていないが、と書いてありますが、もう明確にしております。

(1) 6期24年の実績が見事であると。気力、体力を維持しながら、旺盛なチャレンジ精神を持って若さを失わず全うされたことは本当に称賛に値すると思うが、町長自身の自己評価は。

今議会の初日において所信を申し述べ、また昨日の福田議員の御質問にもお答えしたことにも一部重複すると思いますが、私なりの感想を申し上げます。

財政状況は最悪の事態状態からのスタートで、活力と潤いのあるまちづくりの実現のために走り続けた結果、変化を目の当たりにし、そしてそれを肌で実感できた24年間であったように思います。

町の厳しい現実を御理解いただくために、自治会長制度を導入しそこから地域との信頼関係を深めることができたように思います。

また政権政党交代による国策の大規模な変更等も経験し、当時のコンクリートから人への掛け声も、今はコンクリートも人もといった時代に変化したのではないのでしょうか。

3町合併破綻による焦燥感も味わいましたが、その後の波佐見焼の知名度アップと格段ににぎわいを増した陶器まつり。

農政における大型圃場整備の実施や集落営農への転換。

工業団地造成と企業誘致による雇用の創出。

観光立町を宣言し、観光や文化の振興、高齢者福祉の支え合いのまちづくり。

そして、ふるさと納税の確保による財源の確保など、一定の成果を収めることができたと思っております。

これも振り返ってみれば、議員の皆様はじめ町民皆様の御協力と、そして何より職員諸君の真摯な取組でピンチがチャンスとなり、成果が出せたのであろうと思います。本当に運がよかったなと感じているところであります。

(2) 首長の姿勢、考え方等はどうあるべきと考えるか、ということですが、まずは自分の町の現状を客観的に考察し、日本の政治経済社会の動向を見て世の中の変化を敏感に感じる。このことが肝心であろうかと思えます。

自分一人の視点では大変難しいと思います。戦後日本の首相の指南番と言われた、安岡正篤先生の進言であります。目先にとらわれず長い目で見ること。一面的に見ないで多面的、総合的に考察すること。枝葉末節にとらわれず根本的に考察すること。これはもう常に頭の中に取りました。

またトップリーダーとしては、原理原則を教えてくれる師を持つこと。直言できる側近を持つこと。よき幕賓をもつこと。よき幕賓というのは自分の組織の中で無くして、一步離れたところで見識のある本質をつく、そういう人のことでございます。

全て恵まれました私は。

そして、私なりに首長のあるべき姿勢とはやっぱりここの地域の特性、どこにもないわけですね。この特性を生かして経済の活性化と福祉の向上に取り組む。

そのためには現状を分析し共有して、その原因を探り対策方法を練る。そして目標を掲げ実践することではないかと思えます。

民間と違って国や県の施策等を踏まえ、町がどう対応していくか。大所高所から検討し、最小の経費で最大の効果を上げなければなりません。

そのために一人でできることは限られています。

行政最大の経営資源はなんだと思えますか。僕は職員であると思っております。その能力をいかに発揮できる環境をつくれるか。それが肝要かと思えます。以上です。

○議長（百武辰美君）北村議員。

○9番（北村清美君）

質問に移りたいと思えます。昨年今井議員から消防団員の報酬等を聞きまして、どうなるのかなと思っていました。基本的になり手不足というようなことを基本に置いて、この国の方針が決まったと思えます。

ただ私が疑問に思うのは、なり手不足の地域はどこを見られたかですね。どこを基準にされたかというのが非常に疑問に思うわけです。

若者がいるところはいいですよ、いないところはどうしますか。という疑問が第一にきました。

そういうのは国が決めたことですからあえて追及はしませんけど、それに基づいて質問をしていきたいと思えます。

確かに今年度から出動手当は個人の口座に振り込み、団員の報酬は来年度から個人の口座に振り込むという支出の説明がありました。

そしたら私も総務委員会を傍聴させていただいたのですが、この問題はやはり皆さん共通のお悩みを持っていらっしゃいました。やはり問題だなと思っております。

対策として今後、来年度以降の運営上の問題が出てくると思えます。これは当然予測をされていると思えます。

それはなんであるかということですが、個人口座に振り込むということですので分団には入りません。非常に消防団の運営資金としては団員の報酬も、これものすごく大きいわけですよ、金額的に収入の部分では。

これはもう事実ですから、それがなくなるということをもとに基づいて質問したいと思

ます。

当然運営が行き届かない部分がありますし、その対策としてはどのようにお考えですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この消防団のなり手不足については、かねてから様々な方が御質問いただいております。

波佐見町の実情、また県の実情、全国の実情もやはり同様でございまして、消防団になってくれる人が不足しているという全体的な流れがあります。

そこで国においては、消防団の処遇改善を図ろうということで、年額の報酬なり出動報酬なりを改定し、それを直接個人に支給することで一人一人の処遇改善を行っていかうという流れです。

一方で御指摘のように消防団の運営費について、そこがどうなるかということでございます。

今年度も様々な改革を行ったわけでございますが、これは今回で終わりではなく、今後もさらに検討を進めていきたいと考えております。

参考までに申し上げますと今回消防団の運営費について、一人当たり2,600円を6,000円のほうに増額をしております。

そういった状況を見ながら、実際その個人支給に切り替わったことで、団の運営について、どのような支障があるかということを見極めて、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

実際対策としてはその運営費を増額ということはもちろん考えられます。今後の方針としてはですね。

あと考えられるのは自治会の負担の増額ですね。

それと個人口座に振り込んだ金額を団員さんから戻しいただくか、の対策。それと経費の大幅な削減ですね。

この4つしかないと思います。どう思いますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは御指摘のとおりかなと思います。

まず個人口座に振り込んだものを、団に納めていただくかということについては、各々の分団の中で協議がなされるものと思いますが、基本的に個人に支給したものは、団に引き上げることは不可能だと考えております。

したがって、どういったルールでそういったことをやるか。例えば御苦勞ぶりの時に、そ

それぞれの負担金をいただくということも一つでしょうし、あるいは自治会そして団のほうで協議して、さらに切り分けをするということも必要かと思います。

あわせて消防費の団の運営費について自治会の皆様とよく話をされて削れるものは削る。

先ほど言った御苦労ぶりの話っていうのが実際問題あるように思いますので、その辺についてどういったやり方でやるかということについては、今後協議を深めていければと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

その前に私もちょっと確かめないといけないことがあるのですが、昨年もこの消防団のことに關して今の教育次長に質問してお願いをしたわけですが、実は消防団このような運営上の問題が出ていますよね。当然。

来年度から、そしたら各分団の決算書を見えていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

十分には私もまだ見ておりません。

幸いにして昨日5分団の決算報告、予算委員会のほうに私、中尾に上りまして参加させていただきました。

決算書概要のみでございますが、拝見させていただきました。やはり支出については多岐にわたるなと思っております。

一方でやはり自治会からの支援というのが大きな割合を占めているというのがわかりましたので、その後各分団の状況についても、目を通す必要があると感じております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それはぜひやってください。そうしないと手が打てないですよ。

とにかく自治会の同意。増額というのは非常に問題がありますから、余裕のあるところはいいですが、とにかく100円上げるといことは本当に揉めますから。

だからそういった意味では非常に決算確認をしていただいて、やるべきじゃないかと思っております。

それともう一つですね。コロナ禍でこういうノコミュニケーションと申しますか、先ほど答弁の中にありましたように、ノコミュニケーションが無いです。各分団ほとんど無いと思う。そしたら団員の結束、団員の意識、それから士気。これに結果が出ているのではないかと思います。つまり何かと申しますと、常時訓練のときに集まりの具合が減っているということは事実あると認めますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

これも昨日の第5分団の報告会の中で、団員の活動状況について分団長、副分団長から発言がありました。

やはり毎月の訓練のときに少ないとこで2、3人。役員しか来ないというような状況があったと聞いて、私も正直驚いたところでございます。

議員さんがおっしゃるとおり、コロナの影響もあるかと思いますが、消防団はやはり本当に切迫した危険な場所で、分団長の命令に指揮系統をしっかりと従う必要があります。やはりそういった情報交換といいますか、日頃からの顔合わせが必要だと思っています。

コロナの影響が出ているという認識ですが、コロナ禍が落ちついたらやはりそこを重点に復活させるべきだと私は考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

やっぱり今の答弁は優等生の答弁ですよ。だから実際この問題は大きな問題になるわけです。考え方で分かります。

訓練不足はいかに、いざと非常時に飛びますよね。どうします、間違いが起きますよ。これは大事なことですよ。

だから意識と士気をどうするか。団員の意識改革をどうするのかというのを真剣に考えていかないと、消防団組織がどんなに再編スタートしても、大きな問題を残しますので後に支障ができます。

ということを申し上げてこの質問を終わりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

議員のおっしゃることは十分我々も極力分かっております。

やっぱり自治会によって格差があるっていうことも事実でありますし、そういう面で10年前と、格段の差ができてきているのではないかなと。

ある意味では消防団の個々のことについては、やっぱり消防団の本部。分団長と自治会長さんと、そして我々の担当部署と協議をして、そして皆さんが理解納得できるような話合いの積み重ねとか、短兵急にはできません。

だから皆さんが納得できるような話合いをやりながら、来年度予算化できればもう少し早めに多分できる。

できればそういうような対応ができると思いますが、今期ちゃんと話合いをしてそして来年度の予算に反映できるようなかたちで持っていければという思いをいたしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

ぜひ、そういうふうにしてください。そうしないと組織は、がたがたになりますよ。若い人が参加できないってことは、そういうところの問題ありますから、ぜひお願いしたいと思います。

それと各分団で総務文教委員会の資料いただいたのですが、要するに一人頭の費用金額が倍違うのですね。

少ないところは年間2万円しかない。多いところは4万4,000、5,000円あると。2倍違います。

どこのほうとはいいませんが、同じ仕事をしながら、同じ訓練を行う場合にこれだけの費用の差額があつていいものかということも、一つは検討してもらいたいと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回質問をいただいて、令和3年度の実績で一人頭を出しました。

議員さんがおっしゃるとおり、少ないところで自治会からの負担のみでございますが2万円。多いところはやはり4万の差があつて、倍の差があると思います。

そこを補うのが分団の運営費、町の分団の運営費補助かなと思いますが、そのやり方について現在一人当たりの基準ということになります。

したがって例えばではございますが、一定の均等割りを設けて残りを団員数で割るということも、検討に値するのではないかなと思っております。

先ほど町長が言ったとおり、団長を中心にそのあたりをやはり今後協議をしていく。さらにはやはり自治会の皆様にも全体共有を図っていくということが必要だと思いますので、これから丁寧にそういった回数が重ねられればという思いでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

実は私が住んでいる中尾郷では6年前に火事がありました。何十年かぶりに。

その時に消防団がないですね、本団員が。どうして消火したかという消防団のOBが地区に集まって消火したわけですよ。

それから中尾これではいけないということで、みんなが気持ちを持って自衛消防団をつくらうじゃないかという機運になりました。

それがいま火災に対してだったのですが、去年みたいに線状降水帯がきて鬼木が4箇所、金屋2箇所。大きな地滑りが起きました。昭和27年に中尾では、14名の死者が出た事実があります。

でもあの山手一帯は嬉野というか、裏表なのですよね。テレビに出る嬉野というのは全部降雨量が多いとありますよね。実はあの地区も一帯です、非常に多いところ。

この災害が、逆にこんなメインになってきているわけですよね。

だからそういった面で本団員が昼間いないということは事実です。ほとんどいない。補助団員はまあ少しいる。

だから消防団OBによる自衛消防隊をつくったほうがいいのではないのでしょうか。

これはどこの町にも市にもないです。例えばあるところには女性消防隊があったとか、そういう話はちらほら聞きますけど、本町をあげてそういう体制、組織づくりをするということも大事じゃないのでしょうか。

これはどうするか今から検討していただかないといけないですが、そういう考え方はありますか。どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

本当に昨日、5分団の会合にお招きいただいて本当によかったという思いがございます。その際には中尾、鬼木、井石の自治会の方も来られていろんなお話をされて、中尾の自衛消防隊の話もされて、大変私自身も勉強になりました。

今後そういった60歳以上。まだまだ元気な先輩方が多くいらっしゃいますので、そういった方でそのような組織ができればいいと思います。

やはり自治会内部で十分協議をしていただく必要があると思いますので、その点については私も総務課のほうも情報収集しながら、各自治会のほうに御紹介をする機会を設けていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

本当に実行してくださいよ。現実の中尾の自衛消防隊っていうのは、町が74ですよ。そのほか約今現在20名近くおります。

何かあったら出てきます。そういう体制を整え、現実の中尾っていうのはもう火事っていうのは密集していますから、一度起こすと大火になる可能性がある。

そういう事実はあるのですが、このシステムっていうのは災害幅や地区の川が出たとかいろいろ出てきますよね。そのときに発揮します。いざという時。

そのかわりOBじゃないと駄目です。これは素人がやってもどうにもならないです。

そういうことを念頭に置きながらぜひ推進して、実行するように呼びかけてもらい、郡分団長との話でもいいし、本拠の分団との話でもいいし、自治会と話してもいいし、あらゆる面で対策を練っていくべきじゃないかと思います。

それと非常にもう一つ大きな問題があるわけですよ。その前に先日ですか。同じ総務文教委員会に三石団長が来られて一つの提案をされましたけど、ドローンを用意してもらえないだろうかというお話がありましたが、あれはどうなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ちょっと突然御質問いただきましたので記憶を紐解きますと、三石団長から災害現場等で早急に状況を確認したい、そのときの上空からのドローンを使った映像が一番いいだろうということを御提案いただきました。

そこで、三石団長とお話ししてるのは、そういった役場職員が本部中心おりますので、そこから職員を拠出して新たにラップ隊と同様に、ドローン隊というのを作ってはどうかという提案もありましたので、現在鋭意検討しているところでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

それは一つの手段として、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと昨年11月に、自治会と消防の講演会があったのですが、11月2日でしたか。総務文教委員会は覚えていらっしゃるでしょ。そのとき私も聞きに行きました。

そこで一番印象残っていることが、消防団員の危機マニュアルがないということです。国に。この話を聞いてびっくりしたわけです。驚いてもものすごく記憶に残っています。

31年前、雲仙普賢岳で消防団員と警察官、新聞社とか43名が亡くなった。消防団員12名ですよ。

そして去年でしたか、熱海の土石流がありましたよね。テレビに何度も映っていましたね。そのときに間一髪で助かっていますよね。もう皆さん見ておられたので分かると思うのですよ。引き際ですね。

消防団員というのは、責任感使命感これを持って行動しているわけです。それで自治会はどうするか、避難するときに。

自治会は消防団員がいるから、消防団員に任せたとなる。消防団員はよし任してください。となるわけです。

だからそこが使命感に燃え過ぎて、判断を誤る場合があると思うのです。命を失ったらなににもなら無いですから。殉職し表彰をもらってもどうにもならないですよ。そういった意味でドローンの必要性もあるのではないかと思います。

私の先の答弁でも国の資金はない、マニュアルもない。波佐見は独自の条例じゃなくて、一般団員が誰でも分かるような指針を出したらいいのではないかと、その研究をしていただきたいわけですが、そのあたりどうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長が答弁したとおり今後、策定をしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

そういうことで色々な答弁がありましたけど、研究していただいて行政言葉じゃなくこれは肝心なこと。分かりやすく、こうなったら逃げなさいというような、責任を負わなくていいから、とにかく命を守ってくれということを出してほしいと思います。

次にあまり時間もないから、急ぐのですが、実は町長に関して質問をしていきたいと思っています。

先ほど答弁がありました。昨日から答弁がありまして、相変わらず非常に謙遜された言い方をされていますけど、ここに至ってはあと3か月の任期ですので、ぜひ頑張ってもらいたいです。

まず私の町長とのいきさつを簡単に説明しますと、同じ中尾で生まれました。4つ違いの年上です。

私小学校の低学年までは同級生のお兄ちゃんということしか頭に無かったです。上と下と、中尾も下と遊び場が違いますから全然接点が無かった。

その中で一番印象残っていますのは小学6年の時です。彼は中学3年野球部です。私はもうびっくりして今も鮮明に覚えているのですが、今の東小学校は当時東中学校と言っていました。

その時に野球だった。野球でこちら側から、道路を越してホームランを打ったのが何本もあるわけですよ。それを見て感動した思いがあります。それから一瀬政太さんがいると思えました。

それともう一つ印象に残っているのは私が中学3年のときに、彼は熊本の済々黌から帰ってこられた。そのとき町内一周駅伝もありました。たまたま私も選手として、中学で出たわけです。

そのとき彼を改めて見たわけですよ。そして、彼も走っています、もう勢いがよかったです。もう馬力は抜群でしたね、自分から率先していくと。大したものだなと思ひまして改めて驚きました。

そしたら20歳のとき、成人式がありました。私の成人式ですよ。成人した時に来賓で青年団長として挨拶されました。もう鮮明に覚えています。もう本人は覚えてないかも知れない。

そういうことで最初からその様な活動をされていました。なぜかなと後々まで考えてみますとじいちゃんが当時上波佐見村かな、のトップをやられていたのですよね。

そういう思いがあったのではないかと思うのです。最初からやはりそういうようなことで物事進んでいくと。

そして彼はすぐ窯業協会に入られて、私も窯業会に飛び込んで。それで何十年かお付き合いをさせていただいたわけです。気心も大体わかっています、向こうもわかっています。

そして私が50のときに54歳で出馬なされました。一度敗れたのですがね。

それから24年間。頑張り通されたわけですが、そのときに私が感じたのは今町長の答弁にもありましたけど、当時借金が81億円あったという声明がされています。

今なんと実質39億円と説明されました。24年間で減ったということですね。基金も増えてますうちにいろんな投資をされています。

当初予算がその当時20年前多分50億円いっていると思うのですよ。それだけで81億です借金が。民間企業ならすぐ倒産ですよ。それを耐えに耐えて、今の状況があるわけですね。

幸いにも3町合併しなかったからよかったと、結果的には町長も言われています。

そして職員のやる気を出して仕事をしていただくという、最初のモットーが大事なことです。

やっぱりふるさと納税の平成10年に始まった37万円から始まったことが今20億円超したと。14年目に。

これもやっぱり私は職員の努力が物すごくあったと思います。

それをうまく町長が引っ張り上げたということじゃないですか。だからあなたは運がいいですよ。そう思いませんか。いったん切ります、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当にやはり運がよかったですね。そういう「ヒト・コト・モノ」に出会う。そのことの中でいつも学ぶと言いますか。

やはりそういう、僕は大体こっちのほうですから。頭はあんまり良くないですけど、ちゃんとそういう面で自分よりいい人の話をどんどん吸収して行って、そしてそれを活かしていくっていうことが大事なことじゃないかと思っております。

やっぱり人に、いい人に沢山出会うことができたので。

それから「コト」。合併だ、あれがこうだといろんな事に神経が振り回されるとは思うのですが、そういうときにいつも思うことは心中常に自信を含むこと。

喜びをどこかで必ずよくなるはずだという気持ちを持ちながら、それと消防精神と一緒に心身が健康でないとどうしようもないですから、百条のこれは欠かさずやらないといけないと。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

実はもう皆さん御存じかどうかは知りませんが、波佐見町も合併していま約66年です。当時昭和31年です合併してから。

福重武次郎さんというのが初代の町長。

その次にこの人は1期もされていませんね、今の六十餘洲のもうおじさんなのかな、今里久香さん。この人は3期務められています。

そのあと福田寛吾さんという方が副助役から来て、そして町長を4期されました。

そのあと兒玉薫さんが途中1期されまして、その後から松尾常盤さんが2期ありました。松尾常盤さんから一瀬町長がされました、これが6期です。

何と言いますか福田寛吾さんがそれまでは4期されたということで、だから非常に6期というのは長期政権です。

でも本当に偉いと思うのはストレス解消をどうやっていたのですか。それをちょっと聞きたいです。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ストレス解消は大変大事ですね。別に時と場合によって違います。

人と会って誰か愚痴をいっぱい聞いてくれる、心の広い人に会うことや、酒をいっぱい飲みながら、もうどうにもならないからどうにでもなるさと、思いながらどうにかしないとねっていう、そういうことですよ。そうたいしたことはなかった。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

本当にそういうことで24年間勤め上げられました。本当に御苦労さまじゃなくて、よくやったなと思います。

色々ありながらそういうことで、今後も波佐見町を見届けて、これ一層に指針を与えてもらえばいいと思います。

特に職員さんを大事に、方針をやっていたかないといけないと思います。町長の事を神様って言う人が何人かいらっしゃいます。もうこれは嘘でも何でもない。何回も聞きました。あらゆる人から特に女性職員です。何か手を出したのですかね、そういう状態ですけどそういうことを辛抱する人が多いということです。それが24年間の実績じゃないかと思えます。これは別問題なのですが、先ほど質問漏れをしていたところがありますのでお尋ねします。

先ほど職員の給料アップに関しては人事とか何やかんや言われていますが、人事はよく分からないのですよね。

でも3月の議会で質問したように、生涯賃金っていうのはなぜ近隣町村と差があるのか、この是正をしなきゃいけないのではないか。

その点はどのようにしたらいいのでしょうか、副町長。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

現在の給与体系については、これまでの経緯の中でそれぞれの組合との交渉なり、あるいは今までの人事勧告の流れの中で構築してきた経緯もございます。

ただ、おっしゃるように他町との乖離が大きい場合については、やはりその運用の見直しというのはこれまでも適宜行ってきた点はございます。

けれども、今後においてもさらにそういった格差が非常にあるような場合については、指定を規定すべきものかと思えます。

今後まだ人事評価制度というものを先ほど議会でも答弁しておりましたが、人事評価制度というものも導入しなくてはならないように指導がっておりますし、その中で一生懸命働く人、あるいはそれなりの成果を出す人といえますか、そのように働く意欲が出るように、給与体系というものも考えていかなければならないと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○北村議員（北村清美君）

是非それはお願いをしたいと思います。

同じ仕事をして精一杯、3月議会で言ったように111億です当初予算が。川棚なんていくらですか、もっと低いでしょ。同じ職員数で変わらないわけで、仕事量が波佐見はもの凄く多いということです。

現実に差があったらいけないですよ。少なくとも同等、もしくはちょっと上という感じの計算をやっていただければと思います。

そうしないと大卒の職員入ってこないですよ。本当に年齢構成を聞きまして非常に若い人が多いですよ。40代以下が現実に、非常にいろんな職員の教育というのが問題になるかと思えます。

こういうことをやらないといけないという施策は、もう一つ考えられませんか。何かありませんか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

副町長が答弁したとおり今様々な給与の運用といえますか、そういうことについては検証を行っております。

私どもができることはある程度限られております。どういった手法でやるかどうかというのは、副町長が言った人事評価制度もしかりでございますし、町長が申した職場環境、育児、看護の状況を拡充するとか、そういった多角的なことをやりながら職員が働きやすい環境、そして職員がここで働いてよかったと思うようなところを、しっかりやっていこうと思えます。

ただ、いろんな制度の縛りもございます。そこは技術的なところもございまして、事務方のほうでしっかり検証させていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

要は働いてよかったというように思わなきゃ駄目なわけです。職場というのはどこの会社でもそうなのですが、絶対これ必要なのですよね。

魅力ある職場、そのための本人の自覚もありますけど。そして皆さん管理職は何を職員さんに求めているか、あとはスキルアップを求めないといけないわけです。

そして何とか20代30代40代を全国レベルに上げるというような、あれを組んでほしいわけです。

魅力ある職場これ一点につきます。そうすれば人は集まります。

そう思いませんか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いうように職員が働きやすい環境をつくる。やりがいのあるそしてやっぱり心身の健康。働きやすいというのは、給与だけの問題じゃないです。

やっぱり職場の中の融和を図る。そしてそ課内のチームワークとか、そして課と課の連携とか。そういうことが本当に全てチームワーク的な面がうまくいって初めて働きやすい、そしてそれにより効率的、効果的な仕事ができるというような。そして、やりがいがあるということが見えてきて、最終的に波佐見町の評価が高くなる。

そして町民の皆さんが住んでよかったと、そういう役割をみんなが繋げて、続けていくことにより今ずっといい方向にいつていると思います。

チームワークもそういう面では、あんまり急いで仕事を仕損じるということもありますので、田を耕したり、水をやったり、もうそろそろ花が咲くっていう時期がいつになるかわかりませんが、それを目指していければと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○9番（北村清美君）

これで質問を終わりますが町長頑張ってください。また、ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で北村議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時20分より再開します。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は2番 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。私は今回、通告に従い人口減少に伴う諸課題への対応に関し、次の3

つの観点から質問をいたします。

1. 少子化について。

(1) 令和3年度、令和2年度、令和1年度及び平成23年度の本町における出生数は。

(2) 全国・県の減少率の推移と比較し、本町はどのような現状にあるか。

またその要因は何か。

(3) 今年度及び次年度以降の出生数を高めるための対策は。

2. 町民霊園と無縁墓地について。

(1) 町民霊園の使用料の徴収が3年以上できていない墓地と墓標が立てられていない墓地への対応策は。

(2) 町民霊園の外に墓石が運ばれ、並べられた経緯は。

(3) 町内に点在する無縁墓地の今後の取扱いについて、法的に注意すべき点は。

3. 荒れ地について。

(1) 土地・家屋の固定資産税が徴収できていない件数は。

また相続登記が的確に行われていない宅地・農地・山林の面積の割合は、

(2) 所有者が複数いて長く管理されておらず、将来的にも管理される可能性が低い荒れ地への対応は。また地域住民が管理する場合、法的に注意すべき点は。

以上壇上からの質問終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

岡村真由美議員の御質問にお答えいたします。

第1に少子化について。

(1) 令和3年度、令和2年度、令和1年度及び平成23年度の本町における出席数はどの御質問ですが、まず人口の比較を求められていますので、年度ではなく年でお答えします。各年の出生者数は令和3年108人。令和2年130人。令和元年116人。平成23年129人となっています。

(2) 全国・県の減少率の推移と比較し、本町はどのような現状にあるか。またその要因はという御質問ですが、6月3日に公表された国の速報値によると、全国的には毎年3%前後の減少が見られ、平成23年と比較すると約23%減少しています。

県では毎年1.5%、1%から5%ぐらいで減少が見られ、平成23年と比較すると約24%減少しています。

一方波佐見町では平成25年から平成29年までは122人前後で推移し、その後は多く生まれた年の翌年は少ないといった波があります。

平成23年と令和3年の比較では、先ほど申しましたように129人が108人へと21人減少しており、本町でも総じて減少傾向であり減少率は約16%です。

数字の上では、国・県と比較すると幾らかは抑えられている状況だと思います。

また平成30年が142人。令和2年が130人と平成23年よりも多い年もあり、平均すると124人となり、この10年間だけでいうと微減にとどまっているのではないかと思います。

その要因については詳細な分析はできませんので推測で申し上げますが、企業誘致の効果もあるかもしれませんが、そのほかの定住促進策や子育て支援策の効果もあるのではないかと思います。

なお、前年比マイナス22人と減少が大きい令和3年については、新型コロナウイルス感染症の影響があるのではないかと考えています。

(3)今年度及び次年度以降の出生数を高めるための対策はという御質問ですが、若者の意識や社会構造の変化に伴う都市部への転出や未婚化、晩婚化、少子化に伴う人口減少については、全国的な問題となっています。

本町においても例外ではなく、この流れを最小限に食い止めるべく「波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取組を進めてまいりました。

まず少子化の最大の要因となっている未婚化、晩婚化の対策については婚活総合支援事業として婚活パーティーなどを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、イベントの実施を断念せざるを得ない事態となったこともあり、令和3年度から事業を見直し、西九州佐世保広域都市圏が実施する婚活サポート推進事業へ新たに参加をしています。

そのほかにも国の交付金を活用した波佐見町結婚新生活支援事業補助金で、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の支援を行っています。

また出生率低下の要因として、仕事と子育ての両立の負担感の増大や、子育ての負担感の増大が挙げられています。

そのため少子化対策は国が強力に推進しており、町としても子育て支援策を充実させることが重要と考えています。

経済的な支援として出産のための不妊治療費や、小さく誕生したときの未熟児養育費、医療費など医療費の助成、子育てをする保護者に対する児童手当などを支給しています。

そのほかにも、保育所・認定こども園に入所できる環境を整えることや、子育て相談にに応じる体制をつくることも町の役割だと認識しています。

子育て支援の一環として、今年度からは新たに保育所の待機児童を解消するための保育士確保対策事業や、小中学校の給食費一部無償化を実施することとしました。

次年度以降も効果的な施策を検討しながら、今後も結婚から子育てまで切れ目ない支援を行うとともに、社会全体で結婚、妊娠、出産、子育てを応援する機運の醸成に引き続き取り組んでまいります。

次に2の町民霊園と無縁墓地について。

(1) 町民霊園の使用料の徴収が3年以上できていない墓地と墓標が立てられてない墓地への対応策はという御質問ですが、全国的に少子高齢化、核家族化の進展、非婚化、離婚率の上昇等による家族の多様化により、墓の継承者がいないという問題がより深刻化してきました。

お尋ねの町民霊園の使用料の徴収が、3年以上できていない墓地のことですが、この墓地については使用者が死亡され、それを継ぐ人がいない状況であります。そのため使用権抹消の手続を行っています。

また町民霊園内で墓標を立てていない墓地使用者への対応としては、令和3年度にアンケートを実施しています。

その中で経済的な理由ですぐ建てられない。家族と使用を協議中などの意見が大半でした。それとは別に使用しないと回答された方については、返還を求めました。その結果、今回返還された区画は6区画になります。

(2) 町民霊園の外に墓石が運ばれ、並べられた経緯はという御質問ですが、平成19年に県営波佐見工業団地造成に係る測量時に発見され、その当時、刻まれた名前から調査をされましたが、該当者や縁故者がなくさらに町内のお寺に照会しても不明でした。

また土地所有者の話からは、昭和25年頃現地に深さ1メートル程度の穴が数か所あったことから、改装してある可能性が高いことや、江戸末期以降の墓石であることから、町としては墳墓とみなしておりません。

その後、県営工業団地造成工事の進行に伴い、土地開発公社から墓石の移転先の相談を受けたことから、町民霊園墓地敷地外の町有地を紹介し現在地に移設されたところです。

(3) 町内に点在する無縁墓地の今後の取扱いについて、法的に注意すべき点はという御質問ですが、墓地埋葬等に関する法律で規定された行政手続で官報への公告、墓地に立札を立てるなどを行って、墓地の使用者、縁故者から1年間申出がなかった場合に無縁墓の解体撤去ができるものとされています。また改装をする場合は、町へ申請する必要があります。

3. 荒れ地について。

(1) 土地・家屋の固定資産税が徴収できていない件数は。また相続登記が的確に行われていない宅地・農地・山林の面積の割合はという御質問ですが、土地家屋の固定資産税が徴収できていない、いわゆる滞納件数についての御質問ですが、滞納となった課税対象地がお尋ねの荒地かどうかまではわかりませんので、固定資産税課税対象の全てについて申し上げますと、令和3年度分は現年度課税及び滞納繰越し分を含めて、件数は延べで545件。

人数にして114人となっています。次に相続登記が的確に行われていない宅地・農地・山林の面積割合についてであります。宅地については約39万3,000平方メートルで約11%。農地については約178万8,000平米、約17%。山林については約433万平方メートル、約16%となっております。

(2) 所有者が複数いて長く管理されておらず、将来的にも管理される可能性が低い荒地への対応は。また地域住民が管理する場合、法的に注意すべき点はという御質問ですが、荒地については様々な形態があり、原野や農地、山林などで対応が異なりますが、住宅地内に存在する荒地という前提で答弁させていただきます。

荒地に至る原因については、相続等により土地が共有名義になり土地の管理人が不明確になった場合や、土地そのものが実質放棄されたことにより、荒地になる場合など多岐にわたるものと思われます。

またその原因は周辺の方々には荒地の実質的な所有者、あるいは継承者が誰なのかなど、わからないことが多く放置されているのが現状ではないかと思えます。

一方で草が繁茂し、害虫の発生や悪臭の原因、さらには景観を多く損なうことから周辺の方々が、草を刈るなど一定の管理を行うことはありうるかと理解します。

そこで公的に注意すべき点との御質問ですが、原則私有地であり権利を有する方に無断で草刈り等を行うことは、ごく稀にはありますが後日の紛争につながることも想定されます。そのため過去は管理されていた土地であり、そのときの所有者の親類等に連絡を行った上、相続人や自主的な管理者と思われる方に事前に相談を行うことがよりよい方法ではないかと思えます。

全国的に見ると荒地問題は、人口減少社会の中の一つの課題として顕在化しており地域及び自治体として対応が求められるようになっていきます。本町においても住宅地に隣接する荒地が散見され始めており、行政としても対応を研究する時期になっていると思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございました。詳しい説明、丁寧な説明でよくわかりました。

それではまず1について再質問に移りたいと思います。モニターをご覧ください。この赤いところが波佐見町です。

子ども・健康保険課の課長にお願いをして、先ほど町長が読み上げられた数のデータを入れております。少し字が小さいかもわかりませんが。

なぜこういうことを聞いたのかというと、人口減少、出生率の低下っていうのは、コロナが影響して、ますます深刻化しているというのは皆さん御存じだと思います。

そういう中に波佐見町はどうなのかなということを考えました。先ほどの同僚議員と町長のやりとりを興味深く聞きましたけれども、この一瀬町長の町政というのが成果というのがよく表れている数じゃないかなと私は一人思っております。

どんなに人が来ようが、どんなに会社ができようが、どんなに所得が上がろうが、私は子供が生まれない町は何のためっていう感じがします。

それがその平均推移に比べたら微減にとどまっていると。これは大きな成果だと私は思い

ます。

特に令和元年度っていうのは人口出生数が100万をきった年だそうです。初めてですね。このあたりからどんどんまた減っていくわけですけども。

その中であって去年は少しコロナの影響もあったのですが、令和2年度は大体10年前と比べて、ほとんど出生数は変わらないです。人口は減っているのに。これは評価できることなのではないかなと思います。

ちなみに一番最後に書いてある313っていうのは、統計の仕方が違うと課長さんからお聞きしました。波佐見町で生まれた里帰り出産等含まれるから、一概には比べられないということでした。

私はこの項目に関して一つだけ質問をしたいと思います。

微減にとどまっているのですが、コロナの影響もありますが波佐見町といえども今後は楽観視できない。

この108人というのが今年度は70人になるとかそういうことがなければいいなと密かに案じているのですけれども、止めるためには何が必要なのかっていうことを一つだけ聞きたいと思います。

結婚をすれば子供が生まれるという、イコールじゃないですよ。結婚をしても子供は持たないっていう選択肢もあります。どうすれば子供を1人2人、できれば3人産もうかなっていう気持ちになると思われませんか。それだけお願いします。町長よかったです。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私が聞きたいです。本当にそう思っている人も人の心はどうにもならないという状況です。物の見方考え方が人それぞれで、そして昔は我々が若い時代には暗黙のですね、があつて。やっぱり結婚しないといけない、子供持たないといけない。ということだったわけです。

しかし現代社会になっては非常に個人の考え方が尊重されるような状況の中で、自分はいという。これはもう波佐見だけじゃなく日本全国そのようなかたちになっているのではないかなと思っております。

社会現象としては非常にまずい。日本国としても、それぞれ自分たちがつくり上げてきたいろんなことが、やっぱり悪いことは無くしてしまってもいいけど、いいことはちゃんと守っていくのが大事なことだなと。

やはり結婚をする、結婚して子供を持つ、そして子供を育てることに喜びを感じる。それが一番人間としての、これは世界中どこでも必要じゃないかなというように思っております。

そういう機運がどうも外国から入ってきて東京から、全国に発信したような感じの中でちょっとやはり本来の日本らしさっていうのが失われているな。だから波佐見だけでも、そう

というような機運が高まるっていうようなことを、指導をしていただければと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

人権に関わることだから結婚をなささい、子供を2人以上産みなさい。とかそういうことは絶対に言えないことだと思うのですが、産むことが幸せだと感じられるような世の中を、私たちは地域住民みんなでつくっていかなくてはいけないと思います。

質問しないと申しましたけどもう一つだけです。

イーロンマスクっていう人がTwitterで、このまま日本が何も施策をしなければ日本は消滅するということを述べて話題になりました。

そして2014年には偉い人が、全国の自治体のうちの半数が2040年には滅びると。消滅すると予言をされました。御存じだと思うのですが。

この中に、波佐見町は多分入ってなかったと私は思うのですが、その当時。でも自治体が消滅する、国がなくなるっていうのはどういうことなのでしょう。どのように私たち町民はイメージすればよろしいのでしょうか。どうお考えになりますか。

○議長（百武辰美君） お答えできますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もうそんなことは考えたくないですね、はっきり言って。

そういうことになりつつあるっていうのは、愕然とする思いがしております。

やはりここでもう一度日本国、例えば日本人としての誇りといいですか。先人が築いてきた歴史文化、日本人の特質をここの議員の皆さんと一体となり、そういう気持ちをまず持つこと。

そしてその気持ちが表れてそういう喚起が生まれるようなきっかけをつくっていくしかない。

お金をあげれば済む問題では無いですし、そういう機運を高めていくことが一番大事ではないかなと思います。

それはやはり町長もですが、議員さんにも大きな責任があるのではないかなと思っております。

そしてやっぱり住みよい地域波佐見町。住みよい自治会。そういうところをつくり上げていくことにより、子供を産み育てようという、そういう雰囲気環境ができればいいのではないかなと思います。

何かきっかけができるようによろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

ありがとうございました。難しい質問に答えていただきまして。

こういう対応をなさるということで、次に立たれる新町長には波佐見町が子供を産み、育てたいと多くの女性が思うような町に是非していつてもらいたいと希望して次の質問に移ります。

二つ目です。ご覧ください。これは町民霊園のフェンスの外に並んでいる9本ぐらいの柱です。

私、先ほどの話を聞いて墓とみなさなかった。穴があいていたので改装がなされたのだろう。だから石を動かしたただけだということ、この事実を土地開発業者より役場に相談があり、中山宮司さんが行って祓ったということでした。

この前、金屋神社の「町石」の発見で長崎新聞を相手にした3月15日の記者会見の様様をケーブルテレビでゆっくり見させてもらいました。

最後に宮司さんの発言を聞きこれがそうなのだと、3月議会の後私はここに行って見ました、読みました。何でこんな墓がこんなところにあり、ここは墓だったのかと思ったぐらいで謎が解けて嬉しかったのです。

この墓について教育委員会は2年前か、2020年に教育委員会。総務課長が教育次長の頃だと思のですが、長崎大学に依頼し中尾地区の墓石の墓0地の調査をされています。

これはどういう目的で行ったのかお知らせください。

○議長（百武辰美君）

すいません教育委員会は通告質問ないですね。行政側でお願いします。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず全体的な流れで私の記憶をちょっと紐解きますと、重要文化的景観の指定に向けて中尾の成り立ちを調査する中で、住民の方がどのように生まれて亡くなったかというのは墓石に刻まれます。

そういったことを踏まえて、そのような墓地の調査がなされたというように、私の記憶ではございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よく覚えていてくださりありがたいのですが、そのときに中尾地区だけでなく波佐見町一帯全ての昔の墓地の実態、悉皆調査って書いてありました。

行ったということを長崎大学の野上先生の金沢大学紀要に記載された論文を2つ読ませていただきました。

その中に詳しく昔の波佐見町、明治25年でしたか。当時の地籍図を見てこういうところに

こんな墓があるということを全部調査されています。

その時にこれがあつた飛出の墓地についての地図があるのですが、これの原野と山林と紫のところ少しあるのが解りますか。オレンジは民家です。白いところは何なのか盛山さんに聞いていないのですけれど、紫のところは墓地です。

これが分かっていたのです2020年。でもその時、キヤノンの造成の時にそこに墓があつたことは多分知らないですよ、教育委員会は。

そのあたりの連携というか、伝えはもう無かつたのですね結局は。もうこれは墓ではないだろうということで、何も知らなかつたということなのですね。

野上先生も全くここの墓については言及されていません。3月の15日の金屋神社での発表の後、大石先生が即、中山宮司さんの話を聞かれてここに駆けつけて、まず町民霊園の墓石を読んで。そのあと残りのところにも行って、これはもう間違いなく瘡瘡墓だというように言われました。

今までの例えば中尾にある瘡瘡墓とはちょっと違ふと。よその人が来ていると。何人、そして時代が江戸末期けれども、ほかの墓石を見ればいつなのか分からないのですが、そういうものであると分かつた。

このような墓石はもしかしたら改装されたかも分からないのですが、こういった墓を今後あのまま石を並べておくように、放置されるお考えかどうかをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず今お示しをされているのは、字図だろうと思います。

字図は結構古い時代に作成をされています。町長が答弁した中で昭和25年ぐらいの記憶によると、地元の方の記録では改装されたということでございますが、それ以前の形態を示しているものでございます。

そのため、これをもって現在がその造成当時は墓であつたかどうかというのは、断定できないとは思ひます。

ですので、あくまでもその参考の一つとして、この字図が継承されているのだろうなと思ひます。

その後については町長の答弁があつたとおりだと思ひますので、適切に処理はされているという思ひがござひます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

適切に処理されているということは、あのまま石をあそこに並べておくということですね。そういう答弁だと理解します。

何といいますか、金屋神社の町石の発見も、金屋神社がどういう位置にあったのか。文化的にどういう交流があったのか。というのを大石先生が熱く語っておられました。

プラス瘡瘡墓という存在も、すごくよく野上先生が調査をされています。その一つということに間違いがないというお墨つきも貰ったわけです。

よそは慰霊碑等を建ててこういうのがここにあり、ここに移しておりますと言っているけれども、そういう考えは無いと今は受け止めておきます。また、ゆっくり考えてください。

これ関連は何かと言いますと、先ほどより町営墓地、町民霊園の使用料などが納められてない、墓石を建てる約束だったのに全然建てないと。

そのように条例が決まっているにも関わらず、周知徹底が初期にできなかったためか全然守られずに50年以上経っているということを、前回も私はお聞きしました。

しかし今でも13万円の永代供養料と、年間の2,000円で済むのであれば是非町民霊園に入れてほしい、使わせてほしいという要望があるわけです。

しかし新しく作る予定はないし、作る財政的余裕もないということはこの前の答弁でもいただきました。

それならばやはり条例に即した運営をなさって、それにそぐわないものは改装の場所をちゃんと設けて、そこにお移りくださいという感じにして、ここを使われる方はどうぞというように条例の見直しをしていただきたいなと私は思います。

明日また同僚議員が、同じような提案を具体的にされるということですので、そのときに御返答をお願いしたいと思います。

あと一点だけ。こういった今の飛出ですけれども結局探したけれど、そういう人は全然縁故者が見つからず、結局は墓では無いみたいな扱いをしたということなのですが、そういうのが地区にいっぱいあると思います。集団墓地の中に。

実は私が住まわせてもらっている志折郷にもあるわけですよ。後ろ付け様の丘の上の方は本当に石がごろごろとしていて、ここは墓だったのだらうなというところがあります。

そういうところは、地域の方が今からこれは放置したらいけないとか。これはどうにかしないといけないという感じで私は人に聞かれたのです。

ここはもう片づけていいですか、綺麗にして石をどけてってことでした。いやそれはちょっとですねと、もう途絶えている訳です。

早く言っても江戸末期に途絶えた墓もありますし、それ以降も自分のところの縁故筋の墓だと名乗る人がいない墓がいっぱいあるのですが、そういったものをどうしていくか。

先ほどは官報に立てると。官報に広告を出す墓がありますよね、墓の改装については。それは大体何年ぐらいに亡くなった人からするのでしょうか。江戸時代の人まで遡るのでしょうか。

そこの詳しいところがよくわからなくてお尋ねしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

先ほど議員が言われた何年までっていうのは、具体的には分かりませんが、縁故者がいないという状況であればまず官報のほうに周知を図る状況になります。

そこでその墓のところに、立札を立てて1年以内に周知を図ると。そこでも縁故者の申出がなかった場合には、撤去をするという流れになっております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

今の答弁は先ほど町長の答弁の中にありましたのでよく分かるのですが、具体的には私も分からないし、課長も分からないと。何年でもどんな墓もそれをしなくちゃいけない。

そしたら町民霊園では無いので住民が2万の広告料を出して、それを行わなくてはいけないということなら、もう放置しますよね。何のメリットも無い訳ですので。

放置されるまま、でも触らないでくださいと土地の人に言うしかないというような判断をします。

事前にちょっと質問を上げていたのですが、この前私が聞いた官報に載せられた方。お名前は個人情報ですので、伏せるのかなと思ったのですが、官報には名前も住所も亡くなった時の年齢も載るのですよね。ここであえて言ってもらう必要はないのですが。

その方はいわゆる考慮死亡人と言われる身寄りのない死亡者だったのか、それともその方が亡くなったときに町民霊園に契約をされていて、そこに入っておられたけれども使用料を払う人がその後いないからということで、官報の公告を出されたのか。

どちらか分からなくなったので、正確なところを教えてくださいませんか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今議員おっしゃられている官報の周知のことなのですが、現在準備中でございます。

今月中には官報の販売所へ掲載を依頼予定ということで今準備を進めております。

先ほど言われた名前等が官報に載るわけなのですが、ここでは伏せさせていただきます。身寄りのない方でございます。そういうことで、今後官報のほうに周知をして霊園候補者がいないかというところを、1年経過後というところで行政の処分あたりを考えている状況でございます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

しつこいようですが、その方は町民霊園を13万円出して契約し、生きている間は2,000円をずっと払い続けてこられた方なのですかということを知りたいです。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

永代使用料も年間使用料も納められている方でした。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

よくわかりました。理解できました。

その人が亡くなって5年ぐらい経つけれども、その後の使用料が収まってないから官報に出すということですね。その通りですね、ありがとうございます。

明日の答弁の参考にしていただきたいのですが、佐世保市では市が経営する墓地が二つ、永代墓と市民霊園があります。これは長崎新聞から知り得た情報なのですが使用料などお金が全然違うのだそうです。

なぜ同じ市民の税金で作っている墓地なのに、こんなに差があるのか。それはおかしいだろうという意見が述べられ、識者の方も是正すべきなのではないかとコメントを載せておられます。

町民霊園も使わせてもらいたいという納税者の声がありますので、前向きにきれいに整備をするかたちで検討していただければと思います。よろしくお願いします。

参考ですがこれを見てください。この方は大石先生です。これは志折郷の墓の拓本をとられているところで、2020年ですからもう2年以上前です。私が議員になる前ですが、大石先生は昔の知り合いです。

いらっしゃって、初めてこれが1633年に亡くなった御夫婦の墓というのが分かりました。1年違いで亡くなっていますけれども。

こういう墓があるということを奥川先生がお書きになった22郷の風土記の中では解明されておりません。名のある方の墓なのだろうけれどもということで、この度解明できて盛山さん以下みんなで喜んでおります。

盛山さんがここにおられますけれども、これは昭和48年に志折郷ぬすどぼるというところがあるのですが、そこにあった墓土から縁故者がおられる墓を全部寄せ場として、ここに10件ぐらいの墓が並んだ際、建てていた方のお父さんがこんな立派な墓石は、さぞかし名のある方の墓なのだろうと、骨まで掘り起こさなかったけれど、重たかったと思うのですがきちんと持ってきて並べて置いておられた。

ですから住民の方はここにお花を手向けたり水を上げたり、お参りをされているそうなのです。ここにその方が作られた、もう亡くなった先ほどの方のお父さんですが、無縁仏八柱の墓という、立派な金のあれまで書いて立てておられます。こうやってお墓は大事に移しておられます。

これがあったから森山さんが調査をして、志折にはまだこんな歴史もあったのかと分かりました。ここで見つかった方は、大村藩の見地奉行をした家の実家の墓でした。

どうして途絶えたのかはこれから解明するところ、解明できないと思うのですが。そういうことが分かったということだけで、私は昔の人がこういうことをしてくださったから、おろそかに墓を扱わなかったから、志折の歴史というのを波佐見町のほかの方たちにもお知らせできる機会になったのかなと喜んでおります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き、最後の問題に関して再質問をさせていただきます。これを御覧ください。これも志折郷でございます。志折のことを私は言っていますけど、これほどこの地区にもあると思うので聞いております。

ただ自分の地域のことを一生懸命言っていると思わないでください。誤解されないようにお願いいたします。

ここの所有者は生きてらっしゃいます。しかし非課税世帯なのでおそらく税金は納めてないのかなって思うのですが、ここの前の庭と畑みたいところがきれいになっています。これは何故か。近所の方が定期的に草刈りをしたり、除草剤を撒いたりされて、御苦労なことだなんて。

この道が奥に入ったところにもう一軒、使われてない家があつてその奥に民家があります。その方が通り道だからということで、一生懸命年に何回か行われています。地域にあるそういった荒地や空き家の管理って、すごい社会問題になっているわけですが、こういったものをどう管理していくか。

先ほどの答弁の中に、微妙な問題があるけれど持ち主や権利を有する人の1人でも連絡が取れば、その許可があればそれなりに使用していいというのは、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

管理という面でお答えをすると、そういった周辺の方々が土地の継承者、あるいは自主的な管理をされている方へ連絡をとっていただいて、草刈り等するのは当然できることかなと思ひます。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

所有者が連絡を取れる方であれば、相続がなされていなくても連絡がつけば、管理することは、労力と油代を使って汗水垂らして毎年やるわけだから、ありがたいばかりだと思いますが、これを見てください。

昨日南小学校の子供たちが来て、町政に対する要望などいろいろあつた中に花をいっぱい植えてほしいというのがありました。

そうだよなって。草ぼうぼうよりも花がきれいに咲いているところがいいなど、私も思つて聞いておりました。

これは昨年の左側岳辺田です。右側は川内の為朝石の近くです。左は東彼商工会女性部の皆さんが、岳辺田の某人の畑を借りてひまわりを植えられました。為朝石のところは農協婦人部の皆さんがここにひまわりを植えられ、きれいに咲きました。

これは看板がありますが「ひまわりプロジェクト」という全国的なプロジェクトを、長崎県も推進しております。波佐見町でもやろうじゃないかということで行ったものです。こんなに立派なものではないのですが、これは志折郷で行ったもの。本当に小さな猫の額ぐらいの、いわゆる荒地の先だけをきれいにしましてひまわりを植えました。

これは子育て支援をおばちゃんたちがサポートしますよ。という意思表示のひまわりです。これはとてもいいことだったと思うのですが、これに対して無断でこういうことをしてはいけないという発言がありました。

それはどういう経緯で言われたのかをお聞きしてよろしいですか。これは聞いてないので駄目ですか。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

副町長にはお話をしたのですが、その後農業委員会に言わなくちゃいけないとか、届出が要るのだとか、勝手にこういうことをしてはいけないという指導を私は受けたのですけれど、その指導の意図は問うていただけましたか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

発言をした本人にはまだ問うておりません。今後その指針を聞いて参りたいと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

5月15日です。私がこういう質問を一般質問でしようかなと考えていたときに、長崎新聞に掲載されておりました。

5月15日長与町の百合野台というところ、時津町との境にある新興住宅地です。近くには長崎百合野病院という大きな総合病院もあり、家もいっぱい建っております。

でもこの畑、花壇の奥は山林です。時津町です。この方が立っていらっしゃる場所から先は時津町。手前は長与町の土地で家がいっぱい建っております。

これはなぜかという、荒地を再生して15年超って書いてありますけれど、15年前に家の近隣住民から草がぼうぼう生えていて困ると言われ、ここの持ち主である長崎在住の方が来て草刈りをされていたそうです。

それを見かねたこの方の先々代ぐらいの老人会の方が、自分たち老人会でお世話をしてここに花を植えましょうか。よかったら野菜もつくりましょうか。とって作って、子供たちと野菜も植えて芋ほり大会をするなど、そのように15年間ずっと続けてこられたのだそうで

す。やはり長与とか時津とかそういった町にもこういう問題どこにでもあるのだなと。ここはそんなに大きい土地じゃないのですが、市街化調整区域といって売買もできないところですよ。水も来てないから水やりもできない何もできない。

本当に困っていて、ただで貰ってほしいけど、貰っても管理もできないと宙に浮いているような状態。それを今回寂しくなるけど、老人会に入る人も少なくなるし、お世話が大変だから撤退しますということでした。こういうのが人口減少とともにあちこちで出てくるのではないかな。

さっき町長とも、お母さんたち女性が子供を産みたくなるような町に、草ぼうぼうのところはならないです。

それをどうやっていくかといったら、地域住民が一緒になって行政にしてもらおうのではなく、自分たちでもやっていこうという声上がるのが大事だと思います。

私は土曜日に長与町へ行き、この方は波佐見中学校にもおられた方ですが、教頭先生をなさっていたそうです。御存じですか。江口洋先生とおっしゃいます。その方がいたということで縁を感じていたのですが、これは土曜日に行き、日曜日は平戸に行きました。

平戸に行った地域おこし協力隊をされた方が、やはり荒れ地をどうにか良くしようということで、移住されて5,000平米の家付きの土地を買われたのだそうです。同じような事を波佐見でもやっていますよと言われて、鬼木に行きました。鬼木の買われたところありますね。

彼と話をしているときによく買えましたねと、農民でもないのによく土地まで買えましたねと言いました。

確か600坪以下の農地は、営農者でない限り買えないという規則があるのですよと言われてたのですが、こういう決まりはあるのでしょうか。

これ、質問してないから答えてもらえないのですかね。

○議長（百武辰美君）

農業委員会の管轄ならお答えはできないと思います。農林課の管轄だったらできますが、その管轄はわかりません僕には。どうですか。

○農業委員会事務局長（古賀真悟君）

農地の譲渡ですね。

賃貸借については、五反要件5,000平米ですね。6,000じゃなくて5,000平米の要件があるのですが、それは自治体によって変えることができます。

今、波佐見町は一反ですから10a、10a1,000平米になっております。それと、それ以下の農地を求める場合は、今住宅の登録がない例えば空き家バンクに登録されている住宅については、それに付随する農地については購入可能というように、これは町

独自の解釈といたしますか規定になっております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

法律とかなかなか分からないのですが、空き家バンクに登録されていれば農地がついていても、農業するつもりです。という誓約書を書けば、その農地も買えるっていうことで理解してよろしいでしょうか。よく分かりました。

あと5分ぐらいあるので、まとめをしたいと思います。

人口減少というのは、大石新知事もおっしゃっているように、県でも最大の課題です。波佐見町もいろいろ頑張って、けど結局は人口減少を食い止めたいということでいろいろなさってください、今の成果を上げられたのだと思います。

大きな課題だと思います。その中で色んな歪みが食いとめられなかったら、やはり先ほどの消防団のこともあるし色んなところに歪みが出てくるわけです。

それを解決していかなくちやいけないのですが、そのときに何といたしますか。私たちはよく町に、町に、と言いますが、町はもう一生懸命仕事をしておりそんな余裕はないと私は本当に理解をしております。

もっと住民の方が自分たちでという気持ちになるような働きかけ、もっと温かい目で頑張ってください、よろしくお願いします。というような呼びかけをこれからどんどんやってもらいたいと私は切に願います。

9月の議会にはまだ立たれる、もうないのかな、ですよね。

最後になると思いますのでこの場をかりて、町長から町民の皆さんに最後の励ましというか。君たちしっかりやって、町を栄えさせてくれっていう温かいお言葉を一言もらえたら嬉しいです。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まさに議員がおっしゃる通りだと思っております。やはり町の職員は、国県の意向に沿ったそういう施策、政策に沿って精いっぱいやっている。

そしてその中でも地域のことは地域の職員が一番知っていますから、いろんな自治会や、そしていろんなことの情報、意見交換等ができています。

しかしやること自体がもう手一杯なのです。はっきり言って。

そういう中で地域の住民の皆さんたちが、自分たちでできることは自分たちでやろうというような、小さな枠でもいいです。小さな地域でもいいです。

まず、小さなところからやって徐々に大きく輪を広げていけば、お互いに負担を感じずに済ませるし、そういう自発的な行動。

やはりそういうことに対しての最低限の支援を行い、活動をしやすい状況はつくれるので

はないかなと思っております。

ぜひ今のうちに田を耕し、種をまいて、そして3年先、5年先に少しずつ花が咲いて、波佐見に来てよかったと言われるような。

そのような小さな行いから徐々に将来に向けてやっていけば、子供たちも本当に波佐見住んでよかったとか、他所の人も波佐見に来たいというような、そうなってくればいい。

そういうことに対してのある面では、財政的な面は惜しみなくやらないといけない。効果が上がる全体的な士気を高めていく、町民の意識を高めていくっていうことに対し、そのようにやっていければと思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

一瀬町長が残された自治会長組織っていうのですか。その分をフルに活用してもらいたいと思います。

総務課長に最後に自治会長会の活用についての抱負を一言いただけますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

御指名いただきましたので御回答させていただきます。

この自治会長制度は町長が重ねて申し上げているとおり、自治会の課題を町の行政に生かす、町がいろいろ抱えている課題も自治会の方に理解をしていただいて、相互に協力しながらお互いイーブンな立場ですという制度が始まったものであると私は思っています。

その成果が今の一瀬町長の成果につながっていると思いますので、私どももやはり職員一人としてこれを継承していくべきだと個人的には思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村真由美議員。

○2番（岡村真由美君）

言葉ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で岡村真由美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

今日はこれで散会いたします。

御起立をお願いいたします。お疲れさまでございました。

午後4時20分 散 会

第3日目（6月9日）（木曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

尾上 和孝 議員

1. 魅力ある町づくりについて
2. 町民霊園について
3. 町内の自動車販売業者の負担軽減について

藤川 法男 議員

1. 産業振興について。
2. 子育て支援について
3. 西ノ原土地区画整理事業について

今井 泰照 議員

1. 自治会支援について
2. 窯業振興について
3. 教育問題について

脇坂 正孝 議員

1. 教育委員会事務局の新庁舎への移転について
2. 町の施設で残置している廃焼却炉の解体撤去について

三石 孝 議員

1. 役場新庁舎建設について
2. 中央グラウンドの整備について
3. 地場産業について

第3日目（6月9日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	澤田	昭則	2 番	岡村	真由美
3 番	田添	有喜	4 番	岡村	達馬
5 番	福田	勝也	6 番	城後	光
7 番	横山	聖代	8 番	三石	孝
9 番	北村	清美	10 番	脇坂	正孝
11 番	藤川	法男	12 番	今井	泰照
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬	政太	副 町 長	前川	芳徳
総務課長	福田	博治	企画財政課長	辻川	尚徳
商工観光課長	澤田	健一	庁舎建設推進室長	大橋	秀一
税務課長	山口	博道	住民福祉課長	井関	昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟	建設課長	本山	征一郎
水道課長	中村	和彦	長寿支援課長	松添	博
子ども・健康保険課長	石橋	万里子	会計管理者 兼会計課長	宮田	和子
教育長	森田	法幸	教育次長兼 教育センター所長	朝長	哲也
総務課課長補佐	太田	誠也	企画財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

みなさん御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和 4 年第 2 回波佐見町議会定例会、第 3 日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 町政に対する一般質問を行います。

これから昨日に引き続き一般質問を行います。順次発言を許します。

13 番 尾上和孝議員。

○13番（尾上和孝君）

皆さんおはようございます。

まずは一瀬町長。6 期 24 年大変お疲れさまです。これまでの御功績に対し深く敬意を表します。それでは通告に従いまして、質問いたします。

1. 魅力ある町づくりについて。

近年、コロナウイルスの影響で来庁客が減少したものの、今年のカストロノミーウォーキングやはさみ陶器まつりでは賑わいをみせました。

先日、九州経済調査協会が今年のカールデンウィークの各地への来訪者数を示す「おでかけ指数」を発表し、九州・沖縄・山口の上位 30 市町村で、本町が 2019 年度比、12.5 倍で 1 位だったことが長崎新聞に掲載されました。

今後、更なる来客アップを図るには、窯業、農業はもとより、美しい自然を生かすことが大切だと考えております。

そこで次のことを問います。

(1) 今年オープンする鴻ノ巣公園のキャンプ場付近や波佐見温泉付近の桜並木、また、RV パーク場、その他町内の公園に芝桜を植えることができないか。

(2) ふるさとづくり応援寄付金を利用して、町全体に桜や紅葉の苗木を植樹し、美しい景観づくりができないか。

2. 町民霊園について。

現在、町民霊園において使用権の取得はされているが、墓標を建てないままになっている区画が多数あると聞きます。

その原因が、3 年過ぎると使用料の一部を還付できないところにあるのではないかと考えております。条例の一部見直しができないか。

3. 町内の自動車販売業者の負担軽減について。

町内の自動車販売業者に買い取られた中古軽自動車は、再度利用者に転売するまでの間、その販売業の自己名義にしたうえで販売されています。そして、その自己名義内に係る4月1日時点での軽自動車税は自動車販売業者が負担している現状でございます。

少子化やコロナウイルスの影響により、販売不振で苦慮されている中、販売される軽自動車に対する軽自動車税の課税免除ができないか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 尾上議員の御質問にお答えいたします。

1. 魅力あるまちづくりについて。

近年、コロナウイルスの影響で来町客が減少したものの、今年のカストロノミーウォーキングやはさみ陶器まつりでは賑わいをみせた。

先日、九州経済調査協会が今年のカールデンウィークの各地への来訪者数を示す「お出かけ指数」を発表し、九州・沖縄・山口の上位30市町村で、本町が2019年通年比12.5倍で1位だったことが長崎新聞に掲載された。

今後、更なる来客アップを図るには、窯業、農業はもとより、美しい自然を活かすことだと考える。

そこで、次のことを問う。

(1) 今年オープンする鴻ノ巣公園のキャンプ場付近や波佐見温泉付近の桜並木、また、RVパーク場、町内の公園に芝桜を植えることができないか。との御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本町を訪れる観光客はコロナ前と比較すると半減しており、誘客という観点ではまだまだ厳しい状況が続いています。

そのような中でもウィズコロナ、アフターコロナに向けて、お客様に喜んでいただく仕掛けは必要であり、宿泊施設を整備するなど、その準備も着々と進めてきています。

議員御指摘の美しい自然を生かすことも、このような時代には極めて有効だと感じています。

現在、鴻ノ巣公園のキャンプ場付近や波佐見温泉付近の桜並木、RVパーク場周辺は春には桜やツツジ、秋には紅葉など、既に季節ごとにいろいろな花もあり緑も美しいことから、これらの環境をしっかりと管理することで、お客様への癒しへと繋げていきたいと考えています。

よって現段階では、町が芝桜を植栽する考えはございません。

(2) ふるさとづくり応援寄付金を利用して、町全体に桜や紅葉の苗木を植樹し、美しい景観づくりができないか。という御質問ですが、地域が主体的に良好な景観を保全、創出することにより、地域ブランドとして観光客増加など、地方創生につながっています。

また良好な景観が地域に暮らす人々の誇りとなり、地域全体の価値の向上につながることもなります。御提案の町全体に桜や紅葉の苗木を植樹し、美しい景観づくりができないかとのことですが、町が主体となっていくことは現在のところ考えておりません。

なお本町では緑の募金緑化事業を推進しておりまして、自治会またはボランティア団体等が、そのような事業を行おうとした場合、苗木の購入費用の助成を行っています。

1 団体10万円を上限としていますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

また御提案のような事業を新たに行おうとする場合は、その財源としてふるさと納税は活用できるものと思います。

2. 町民霊園について。

現在、町民霊園において使用权の取得はされているが、墓標を建てないままにされている区画が多数あると聞く。

その原因が3年過ぎると使用料の一部を還付できないところにあるのではないかと考える。条例の一部見直しができないかという御質問ですが、波佐見町霊園条例では墓地は墳墓以外に使用することはできないとしており、墳墓として使用しなくなる、言い換えれば不要となった場合は返還しなければならないとしています。

また墓地の使用許可を受けた方は、永代使用料13万円及び年間使用料2,000円を納入していただくこととなります。

既に納められた使用料は基本的には還付しませんが、墓地の使用許可を受けた後3年以内に場所の全部を使用することなく返還したときは、1年以内は50%、2年以内は25%を還付することとしています。

なお条例等の見直しについては、現在のところ考えておりません。

3. 町内の自動車販売業者の負担軽減について。

町内の自動車販売業者に買い取られた中古軽自動車は、再度利用者に転売するまでの間、その販売業の自己名義にしたうえで販売されている。そして、その自己名義内に係る4月1日時点での軽自動車税は自動車販売業者が負担している現状がある。

少子化やコロナウイルスの影響により販売不振で苦慮されている中、販売される軽自動車に対する軽自動車税の課税免除ができないかという御質問ですが、軽自動車税につきましては4月1日現在、原動機付自転車軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車の所有者等に課税をしていますが、個人の所有はもとより販売目的のために事業者が所有している軽自動車にも、所有台数や対象車種に応じて賦課している状況です。

これに対し本町の減免制度については、公益のため直接専用する軽自動車等や身体障害者等に対する減免のみであり、議員が言われる自動車販売業者が所有する販売目的の軽自動車に対する免除制度は設けておりません。

県内及び近隣市町ではそのような減免措置を行っている市町もあるようですが、本町とし

ましては現在のところ販売用軽自動車に対する課税免除制度を設ける予定はありません。

今後他市町の動向や、本町中古自動車の流通状況を十分見極めてまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

まずは1項目からいきたいと思います。芝桜の件です。

まず芝桜の説明をしたいと思います。皆さんもいつもあちこちで見られているかと思いますが、これが芝桜でございます。

芝桜とは、春にピンク色のかわいらしい花を見せてくれる多年草でございます。原産地は北アメリカの東部、見る人と心を和ませてくれるこの芝桜は4月、5月に咲いております。

この芝桜の花言葉、可愛らしい花をたくさん咲かせる様子から、忍耐や希望など強い生命力を表す花言葉となっております。

由来は、ぱっと見て皆さん分かると思うのですが、性質が芝に似ていて桜のような花を咲かせることから付いております。もう見たままでございます。ということで芝桜の説明は終わります。

まず鴻ノ巣公園の入り口は、キャンプ場ができて樹木や花そのままの状態でございますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

鴻ノ巣公園自体は建設課の所管ですが、キャンプ場を運営するというので商工観光課からお答えします。

キャンプ場を作っている周辺は、現状のつつじや桜、紅葉の状態、そのままの自然美を提供していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

この新しくできるキャンプ場の近くに、花壇も含めて花は植えられていますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

公園内には花壇は無いかと思います。しかし植栽としてつつじなどがあります。

あと、この駐車場のところのブロックにフラワーポットがありますが、花が咲き誇っているというような状態ではございません。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今のところ花壇はないということで承知いたしました。

というのは先日、南小学校の生徒さんが議会を見学にいらっしゃいました。そのときに波

佐見町に望むことという題で発表されました。その文を一部紹介したいと思います。

「私が波佐見町に望むことは、花壇を増やしてほしいということです。理由は、森林はたくさんあっていいけど、花壇・花が少ないと思ったから。さらに花をたくさん育てることで、観光客などほかの人たちも、波佐見町はこんなにきれいなところなんだと知ってほしいし、花を見れば、みんな明るい気持ちになれると思ったからです。」と発表されました。

私もそう思います。これを聞かれてどう感じられますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

非常に私も花は好きですので、花を否定しようとは思っていません。

それぞれに鴻ノ巣公園にもいま既に桜やツツジがあり季節の花があるかと思います。

なので、まず子供たちがそういう花を求めるというのも非常に分かるし、何と申しますか、自然の美しさを感じていただくのが一つの見せ方だと感じております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

ありがとうございます。芝桜はどういったところに生えやすいかというのをちょっと。

こういった法面。芝桜は水捌けがいいところを好むと言われております。斜面に植えれば根が張ることで斜面の土も流れにくくなり、崖崩れにもなりにくいといえます。

これは公園の中なのですが芝桜とかを植えたら、こういったところが少なくなるのではないかなと思っております。

それともう一つ。学校や公園の入り口などで、この芝桜で花文字をされているところもあると聞きます。写真はございません。

言ってみれば、これ南地区のRVパークの先のところなのです。こちらの通りから、波佐見川棚線の道から本当よく見えるところなのです。それと、あと波佐見高校のところのこういうところに芝桜で花文字を書き「ようこそやきものの町、農業と自然のまち豊かな波佐見町へ。」とか。

これは長過ぎますけどこれを短くして、インパクトのある言葉にして花文字にしたら、またその季節だけなのですが、4月、5月っていうのは陶器市もありお客さんの来場も多いと思います。

そういった時に、もてなしの心といいますか。花で行ったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

非常にすばらしいアイデアだと思います。しかし私も農家で、その斜面とか草刈りをよく行っています。

あそこに芝桜を植えたら、誰が管理をするのでしょうか。草刈り機で管理ができない状況になります。

非常に綺麗でものすごく観光資源になるとは思いますが、総合的に管理も含めて考えないといけないのではないかなと思いますし、あえて芝桜なのかなというのを感じております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

これは大きな話だったのですが、ここがRVのところですよ。

ここあたりにもせつかくRVでキャンプされる方に少しでも緑を。今でもありますが全体的には言いません。一部でもいいですのでその辺り付近に、この様にしたらどうなのかなと思います。

それと鴻ノ巣公園ですね。さっき映りましたここは公園入り口のすぐです。

この前の道を真っすぐ登っていったら、キャンプ場へつながる道なのですが、一部でいいですのでこういったところに、一つ芝桜を置いてきた人を歓迎する。そういったのも必要かなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

先ほどのRVパーク周辺も、そういう芝桜があればその季節は綺麗なんでしょうけども、これは必ずしも町が行うものではない部分もあるかなと思います。

そういった色々なボランティア団体などに、まず行っていただき実施をしていただければ、管理も含めてどういう状況なのかなど分かってくるのではないかなと思っております。

今のところは町として芝桜を植えることで観光誘客につなげるという施策ではなく、特にキャンプ場などは森林とか山を生かした、今ある自然を最大限活用し、そこを楽しんでいただく。

そういうコンセプトを考えていますので、逆に違和感が出るのではないかなと考えております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私はそのキャンプ中の中にとか、用地の中にとか、テントの下にとか、そういったことは一言も申し上げておりません。

私もあちこちへキャンプに行きます。5月から4回ぐらいしているのではないですかね。ですからよく分かってございます。

皆さんお気づきかもしれませんが、町内のあそこ小樽ですか、内海ですかね。テクノさんのところの前の煙突に、波佐見町の煙突というか、それに「ようこそ波佐見町へ」と書いて

いらっしゃいます。

そここのところの交差点にも、最近芝桜を植えられているのを御存じでしょうか。

あそこは信号で停まった時に見たときは本当きれいだなと。多分ボランティアの方がなさっているのかなと思うのですが、1年目はやっぱりそんなに無かったのですが、ずっと株を増やされて御努力されております。

そういったちょっとしたところに、他所から来られた方は来て良かったなあとか。さすが波佐見だなという感じで、思われるのではないかなと思っております。

今後また芝桜の件は、ほかの花も含めてちょっと考えていただきたいなと思っております。

続きまして町民霊園に行きます。

町民例は私も条例とか規則。これも十分読ませていただきました。先ほど町長がおっしゃったのはこの第20条ですね。

こちらのことで、使用料の一部を還付することができる。またその還付の条件も、ちゃんとこちらのほうに載っておりました。そこを踏まえた上でまた質問したいと思います。

この永代使用料。これの意味を教えてください。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

永代使用料の定義でございますけども、お墓を建てる場所を使う権利を得るための費用ということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そのとおりでございます。永代使用料というのは、永代使用权という権利を購入することであり、決して土地を購入ということではございません。そのとおりでございます。

まずこの波佐見町の霊園なのですが、何年に造られて今何年経過していますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

波佐見町民霊園でございますが、昭和48年開始いたしております。50年経過しております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

50年ですね。もう結構、半世紀ですね。

墓標がない墓で古いのは何年ぐらいに所得されたものか。古い順で分かれれば5年単位で数を教えていただけますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

もう墓標がない墓で古い順ということで、5年単位でよろしいですかね。

今現時点で使用資格を得て3年を超えて墓石等の未設置区画が29区画ございます。

古い順から申し上げますと昭和49年から53年が7区画。昭和59年から63年が2区画。平成元年から5年が8区画。平成6年から10年が1区画。平成16年から20年が4区画。平成21年から25年が4区画。平成26年から30年が3区画。合計29区画になっております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

結構古いものありますね。昭和49年から53年が7区画。59年から63年が2区画、これだけで約10区画ありますよね。平成3年から平成5年までは8区画。これでもう半数以上は占められているのではないかと考えております。

また今回、アンケートをされたとお聞きしております。これのアンケートは以前もなされたことがございますか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

アンケートでございますが、今回初めて行っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今回初めてということで50年間この墓のことをずっと行われていて、これまでも墓標が無かったことなども、ずっとあったと思います。

特に多分、この29基の中には今度新しく放棄された6つというのは、入ってないかと思うのですが、一応その確認だけよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

この29区画には、今回返還をされた6区画が入っておりません。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

それで計算はわかります。

なぜ今までこのアンケートを取ってこられなかったのか。

ちょっと代わられたばかりでよく分からないかと思っておりますけど、分かる範囲でよろしいですので、答えられたらお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

なぜアンケートを取ったかという状況でございますが、近年の墓地に取り巻く環境という

のが変わってきている状況がございます。

町民霊園の返還について増加が見られる中で、墓石等の未設置区画が見受けられるものが複数あるということから、使用者の墓石に対する未設置の理由等を確認したいと。

それと今後、継続して使用する意思がとおりになるのかどうか。そのあたりの確認も含めて今回アンケートをとった次第でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

先ほどの言葉を返すようですが、返還の増加が見られる中ということでアンケートを行ったという御発言のように聞こえたのですが、アンケートを行ったからこの返還の増加があったと私は思います。

黙っていて、この返還の増加が見られたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

返還で公募するということが毎年起きております。

今回のアンケートの目的でございますが、使用の状況を今後どうされるかという中で、使わないとかそのような状況であれば、返還の勧奨も含めたところで今回アンケートをとっております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

アンケートをして返還したいという意思がとおりになるのをトータルしたら6件あったということよろしいでしょうか。

それで先ほども説明されたと思いますが、建てない理由。アンケートの結果、これはどういったところにありますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

墓石を建てない理由でございますが、主なものが経済的に近々での設置は難しいということと、あと家族と使用について今協議中というところでございます。

今後夫婦で使用し、どちらかがついでというところでは建てるかもしれないとか。

そういう家族内で今協議しているという状況が主な意見でございました。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

やっぱり御家族の中でいろいろ意見があって、夫婦2人いても子供がいらっしゃらない家庭もありますし、いろいろなパターンがあると思います。

ですから一概には言えるところでは無いのですが、大体町としてはこの永代使用料を払わ

れた方にそのまま作っていただきたいという考えがまずはあると思います。

それで経費として考えていた場合ですね、一回この全ての墓地がまだ埋まってしまっているのですよね、一回はもう。今も埋まってしまっていると。この13万円ですね。ということは、この13万円一回もらっているということで使用权は、一応ペイができていっているのではないかと思います。

この年額使用料は、大体何に使われるのでしょうか。年額使用料です。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今年間の使用料は何に使われているかという御質問でございますが、まず年間は先ほどから言っておりますが2千円の使用料をいただいております。

何に使っているかとの状況でございますが、まずは水道料に使っております。それと通信運搬費ということで、年間の使用料の発送や督促の手数料の発送、郵便料金で使っております。

一番大きいのは霊園管理の手数料ということで、樹木の剪定、草刈り等委託業務で行っております。その分の手数料を、年間使用料分で充てているという状況でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうですね。永代使用料と年額使用料。これは大体年額使用料などは管理費等が主な料金ではないかなと思っております。

昨日も同僚議員よりちょっと話しがあったことの一応確認なのです。

一昨日尋ねられた件なのですが、永代使用を払いなおかつこの年間の2千円も払ってこられて、お亡くなりになりました。

誰も後を見る方がいらっしゃらないということで、官報の周知っていうことを得た後、1年後に誰もいらっしゃらなかったら、この権利を募集するというお話を聞きました。

事前に幾らか平均でもあったら、結局ここまでの話が、今ここでいう20%が幾らか返ってきたら、そこまで持っていかなくても途中で、いやもう放棄して2万円貰っておこうというような気持ちにもなると思うのですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

これも条例では確かに戻しませんということではありますが、そういったところでの考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

昨日議員のほうからお話のあった部分でございますが、まず使用者の方が亡くなられて今後、手続を踏んでいくというところでお話をしました。

この方ははっきりした状況はありませんけど、この方も継承されてこられているという状

況のお話を聞いております。

最初使用権を得られたお父さんが永代使用料13万円を納められて、継承した方が今回亡くなられたという状況で、縁故者がいない状況というところで進めているところでございます。

いくらかでもというお話でございますが、これは条例上そういったかたちでしかこちらが事務できないところもございます。

永代ということはずっと永久に、初代先代からその子供、孫という状況で永久に墓を使える権利というのが、永代使用料の主な定義でございます。

その趣旨から考えますとずっと貰える権利でございます。その永代使用料というのは今後、残していくべきものかなと私は思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

趣旨はよく分かっております。しかし幾らかでも返金することが霊園の今後の運営がスムーズにいくきっかけになればと思っております。

私が質問をしたのは、まだ悩まれている方がいらっしゃいます。その方からちょっと相談を受けまして今回質問をしております。

その方が言われるには一番初め13万円貰っていて、そこが空いたからと言って、また13万円、ほかの方も13万円払われますと。そしたら、町は2倍に儲かるのではないかという考えですね。

こういったことを考える方も中にはいらっしゃいます。条例ではもう分かっております。重々わかっております。

しかしやっぱり今ある霊園をスムーズに戻したり、新しく工夫したり、うまく回していくにはそのあたりの見直しも一つ必要ではないかなと私は思います。以上で霊園は終わりたいと思います。

続きまして次に行きます。3項目です。これは軽自動車税の免税でございます。

町内の軽自動車税の登録台数はお分かりでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

現在の町内の軽自動車の登録台数でございますけれども、4月1日現在で787台でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

これまた数字になるのですが、2021年で今年の2022年における、3月から5月までの新車、中古車、別々に登録台数は分かりますか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

新車と中古車の内訳はちょっと分かっておりませんが、21年の3月時点の登録台数を申し上げれば3月時点では7,072台ですね。4月時点で7,122台、5月は7,163台。それから2020年ですけれども、3月時点の登録台数は7,006台、4月時点で7,087台、5月時点で7,109台というようになっています。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

多分私の質問の仕方が悪かったのですよね。

一番はじめ町内の自動車の登録台数は何台かということで787台だったのに、2001年から2002年における3月から5月までの新車、中古車別々に登録台数は分かりますかということで、いきなり700台が7,000台になったので、びっくりしております。

ちょっとその説明をもう一度お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

大変失礼しました。間違っただけです。

例年の4月1日現在の登録台数につきましては、7,087台でございます。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

全体も分かりました。

私が聞きたかったのは、例えば3月に20台新車登録ありました。中古が10台ありましたとかそんな感じを聞きたかったのですが、トータルの数でしか分からないということで、それはよしといたします。

そこで現在近隣市町では免税。波佐見町内は課税となると、町内の販売業者は不利な状況になると思いますが、そうは思われませんか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

今回他市町の状況を調査しましたところ、全国的には20か所から30か所程度で課税免除の制度を取り入れているということが確認できております。

しかし県内や郡内などの幾つかの市町に問合せ話を聞いたところ、県内ではこの課税免除は知らないし、取り入れていないということがほとんどでした。

県内でまだやっているところが無いと思います。

一方近いところで佐賀市、鹿島市、お隣の佐賀県の有田町が今年の4月から運用を開始したという確認がとれておりますけれども、制度創設に至ったその意図や目的がどこにあるのか

までは把握できておりません。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そうです。何か所というのは私もずっとネットで調べたのですが、はっきりしたことはわかりませんでした。あとこの長崎県内も把握することはできませんでした。

しかし長崎県の一部でも、この軽自動車税の課税免除に関する要望書を出そうという動きが今あっております。それは御承知ください。

ということで何故これを言うかと申しますと、自動車販売業者が中古車自動車の仕入れに際し、届出を抹消し車検を切れば、販売業者者にそれは課税されません。4月1日現在ですね。

しかし買う側の利用者にとっては購入時の車検代、これら登録費用の増大、時間的なロスが大幅に増大すると思うのですが、ここの考えはどうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

正直申し上げますと、今回議員さんが通告されるまでこの販売用の軽自動車に対する課税免除制度、私存じ上げておりませんでした。県内の状況もそういうことであると思っております。

先ほど町内のほうでも、その要望が出される動きにあるということらしいですけれども、そういった話も全然聞き及んでおりませんでした。

そのためどういう町内の状況なのかというのは、今後調べてみる必要があるのかなと考えています。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

本当に困るのは、やっぱりこの中古車販売業さんも困られると思うのですが、本当買う側にしたら少しでも安く買いたと思いますよね。

先ほど税務課長もおっしゃっていましたが、佐賀県のほぼあちこちでやっていらっしゃいます。近くで言いましたら嬉野町も4月から行われましたし、隣の有田町もそうです。

ということは隣接する隣の県の町がこれを導入しています。佐世保がしないからどうのこうのではなくて、もう佐世保もこのような流れにきたら、絶対されると思うのですよね。

ですから、いち早くしたらいいのですが、これまだ来年の4月なのですが要望書がもし上がってきたら、それなりの配慮をしていただいてこの免税のほうを考えていただけないかなと思いますが、最後に御回答をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 税務課長。

○税務課長（山口博道君）

要望書が上がってくるから、即取り入れますということや決定はできませんが、町内の販売店さんの経営状況などもきちんと精査した上で、要望書の中身を精査しながら本当にこの制度が必要なかどうかを判断していく必要があるかと思っております。

○議長（百武辰美君） 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

私としては町内で軽自動車を買ってもらい、売るほうも買うほうもウィンウィンであってほしいと思います。

ひいては売上げが上がれば本町にも幾らかの恩恵が回ってきます。

どうか要望書等上がってきたら、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で 尾上議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前10時48分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

11番 藤川法男議員。

○11番（藤川法男君）

町長におかれましては長年町をリードしていただきまして、その業績は皆さんが認めているところです。今後とも、御指導をよろしくお願ひします。

さて質問に入りますが、この2年間新型コロナウイルスの影響で本当に自治会の行事も無い、そしてまた催しも無い。そして人との接触も控えてくださいということで本当に、特に子供さん、生徒さんあたりは運動会も無い、修学旅行も無いということで本当に大変な時期を迎えてこられました。

しかしコロナワクチンの接種により、ようやくその長いトンネルから抜けそうになってまいりました。

7月からまた4回目の接種があると聞いております。今後とも今以上に注意して皆さん方に頑張ってほしいと思っております。

それでは3つあります。産業振興について、子育て支援について、そして最後は西ノ原土地区画整理事業についての質問に入ります。

1. 産業振興について。

(1) 陶器まつりが3年ぶりに開催され、22万人の来客があり久々の賑わいとなっております。

ましたが、陶器まつり会場など、関係者からの意見はどうだったのかを御質問いたします。

(2) 窯業関係者はもとより、町民の間でもSDGsの関心が高まり、持続可能な事業などに対しまして期待が高まっている中、廃石膏リサイクル支援事業が本年度で終了と聞いておりますが、次年度以降も継続した支援ができないか御質問をいたします。

(3) 近隣市町では、補助事業として刈り取った麦わらの「圃場へのすき込み」を推奨されております。麦わら焼きは、住宅地等からの苦情が非常に多く寄せられておりまして、それに伴いまして事故も発生しております。SDGsの観点も含めて、本町はどのような対策をとるのか。そしてまた、どういう考えをお持ちかをお尋ねいたします。

2. 子育て支援について御質問をいたします。

近年、夫婦共働きによる保育園や認定子供園の早期での入園が多くあります。ほとんどの園で定員に達しているところ です。

若者の定住計画と同様に園に対しての中・長期的な政策が必要と思われ ますが御質問をいたします。

3. 西ノ原土地区画整理事業について御質問をいたします。

西ノ原土地区画整理事業は、長期化しておりまして時代の変革に対応できず遅れをとっている。

地域住民や一部の町民の方からも計画の変更が必要である等も聞いております。どのような計画があるのかをお尋ねをいたします。

次は自席で質問をいたします。よろしくお願 いたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

まず1. 産業振興について。

(1) 陶器まつりが3年ぶりに開催され、22万人の来客があり久々の賑わいとなったが、陶器まつり会場など、関係者からの意見はどうだったのか。という御質問ですが、コロナ禍の中、本町最大のイベントである陶器まつりが2年連続で中止となり、業界をもとより波佐見町全体の経済も大打撃を受けました。

今年の陶器まつりは実に3年ぶりの開催となり、関係者をはじめ来場者に至るまで、その喜びは大きかったのではないかと推測します。

今年の開催に向けては、まず昨年の秋に事務局レベルでの通常開催に向けての意思確認を行い、11月30日開催された1回目の実行委員会においては開催の可否、コマ数、出店者募集の内容など意思決定がなされました。規模感も2019年のコロナ前までの規模まで戻すことも同時に決定されました。

このように幾つかのプロセスを得て3年ぶりの開催となったわけですが、当然ながら感染

対策をしっかりと行い、安心・安全対策には十分注意しながらの開催となりました。

結果、大きなトラブルもなく多くの方に御来場いただき、事業者、お客様ともに笑顔の中で無事終了できたことにより、開催してよかったという声も聞いています。

次に（２）窯業関係者もとより町民の間でもSDGsへの関心が高まり、持続可能な事業などに対して期待が高まっている。

そういった中、廃石膏リサイクル支援事業が本年度で終了すると聞かすが、次年度以降も継続した支援ができないかという御質問ですが、本町窯業会の長年の課題である産業廃棄物の処理については、平成11年3月に町営の埋立て型の処分場が満杯となり、その後は可能な限りリサイクルを行うと意思確認されました。

しかし、その後に参入した埋立てを主流とする業者の台頭によりリサイクルの機運は一気に冷め、主に埋立てによる処分が町内の2社の中間処理場を経由して行われてきました。

その後、数年前より県内の最終処分場が廃石膏型の受入れを拒否したことから、町内の中間処理場に廃石膏が滞るようになり問題が表面化してきました。

そこで2018年に商工会の補助事業を活用し、小規模ながら長崎県産業振興財団から紹介いただいた専門家を招聘し、廃石膏リサイクルについて研究を始めました。

2020年からはふるさと財団の地域再生マネージャー事業を活用し、本格的にリサイクル事業を実施し、今年度はその事業の最終年度である3年目を迎えています。

この事業自体が3年間の限度となっており、また事業の要件や出資としてはこの3年間の事業の中で、ビジネス創出と持続可能性につなげていくという命題があります。

補助事業終了後は民間移行へと導き、本来排出事業者の責任のもとで処理されるべきことから、業界全体で自分事としてとらえていただき、普及を図っていきたいと思います。

とはいうものの、今後行政が全く関わらないというわけではなく、状況の変化や産業振興という側面からも伴走的に関わっていき、クリーンで責任感がある産地を目指していきたいと思います。

次に（３）近隣市町で補助事業として刈り取った麦のわらの「圃場へのすき込み」を推奨されている。麦わら焼きは、住宅等からの苦情が多く寄せられており、また、事故も発生している状況にある。SDGsの観点も含めて、本町はどのような対策があるのかという御質問ですが、麦の作付けが多い県では、水田活用の直接支払い交付金に麦わらをすき込むと交付金を支給する独自のメニューを設定し推奨されております。

しかし本県にはその設定がなく、県内各地ではほとんど焼却が実施されている状況です。本町においても麦と米の二毛作を行う大半の農家が、収穫から田植までの作業効率を上げるために焼却を行われております。

幸いにして煙による事故発生の報告はありませんが、苦情については数件寄せられています。

今後の対策としては、焼却を行う場合に農地周辺に極力迷惑をかけない時間体での実施や風向きにも十分考慮するよう農業者に呼びかけたいと思っています。

また麦わらには有機物が豊富に含まれ、自力と収量アップにつながることから、今後すき込みについても関係機関と検討してまいりたいと思っています。

次に2. 子育て支援について。

近年、夫婦共働き等による保育園や認定こども園への早期での入園が多く、ほとんどの園で定員に達している。

若者の定住計画と同様に園に対しての中・長期的な政策が必要と思うがどうかという質問ですが、2番 岡村議員からの質問にもありましたが、人口減少は避けては通れないものです。

現在定員をオーバーして受入れをしていただいている園もありますが、少子化の傾向を見据え新たな職員採用には慎重にならざるを得ないとのこと。経営的に考えれば当然のことであろうと思います。

今年度からはその点も踏まえ、また課題となっている保育士の確保を目的に、基準以上に配置した場合は人件費の補助をすることとしています。

市町村では5年ごとにニーズ調査の結果と人口の推移、一人親世帯の推移、就労の状況などをもとに、子供子育て支援計画を策定しており、波佐見町では令和6年度までは定員に達する状態が続いていくものと思います。

しかしながら、将来的には減少に転じることが想定されます。

その際保育の充実を図るためには、現在の基準どおりの保育士の配置ではなく余裕を持った配置ができれば、保育の質の向上につながるものと考えます。今後は量よりも質に重点を置くことも必要と考えます。

また施設の改修工事などハード面についても園の計画を確認しながら進めており、該当する補助事業への申請の支援を行っています。

さらに保育行政については国の政策が大きく絡んでおり、毎年のように新規事業や事業の見直しが行われています。このことは社会情勢の変化に迅速に対応するため、そうした変更がなされているものと思われま。

先ほど申しましたが、町で策定した5か年間の子供子育て支援計画が中期計画に当たると思いますので、これをもとに園と情報共有を図り、状況に合わせて随時変更を加えながら対応してまいりたいと思います。

次に3. 西ノ原土地地区画整理事業について。

西ノ原土地地区画整理事業は、長期化しており時代の変革に対応できず遅れをとっている。

地域住民や一部の町民からも計画の変更が必要であると聞くが、どのような計画があるのかという御質問ですが、令和2年度から事業の見直し検討に着手しており、事業規模の縮小

を含めた計画の変更を検討しているところであります。お尋ねの計画の変更につきましては、その内容についてももう少し詰めていきたいと考えているところです。

現段階では地区住民の皆様をはじめ、国や県などの関係機関との協議等が十分に進んでいない状況であることや、検討内容の詳細に関して地区住民の皆様にもお示ししておりませんので、調整段階ということで御理解いただきたいと思います。

なおこれからの動きとしまして町が検討した見直し案に対しアンケートを実施し、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

関係住民の皆様のお協力を賜りながら引き続き慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

陶器まつりから質問をいたします。

3年ぶりですか。本当に陶器関係の皆さん、また町の皆さん方も一番のメインの陶器まつりが無かったということでしたが、今年はありませんで22万人ということで、大体7、8の割の人が来町されたということで、ほっとすると関係者の方が言われていました。

そこでどういう話があったかといいますと、本年度は雨が少なかったのが助かったということです。

しかし大雨が降るときには、会場の特にステージ側の広場が水浸しになるということで、あそこの整備をぜひ行ってほしいとあがっております。そしてまた会場などはちょっと質問しましたのであとはその商品に関して。

やはり今後の陶器まつり。あちこちで陶器まつりが今度は秋にありますけど、非常に資源の高騰がいろんなところに響いてくるということを聞いております。

土が上がって、ガスも上がりました。当然ながら運賃も上がってまいりました。

そういうことで非常に、コロナは終息しましたが今度は焼き物全体が非常に厳しいということをお聞きしました。

そのあたりの例えば支援ができるのか。また状況次第ではそういう方向性も持っておられるのか。会場を含めて質問いたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず陶器まつりに関しては、非常に喜びの声が大きかったということで、特別マイナスな意見とかは無かったように思っております。規模的にも非常によかったのではないかなと思っております。

また、あの奥のステージの前の芝生の部分のところは、毎年そのような話をいただいております。

できるだけ何らかの解決策ができないか、イベントだけで考えるとなかなか難しいのですが、もっとあそこの商工サイドとしての活用のやり方っていうのができないのかというのも、今後ちょっと研究をしないといけないところじゃないかと考えております。

あと工業組合あたりからも、そういう原材料とか経費の拡大、昨年度はガス代の高騰についても要望いただいております。

また今年になってからおっしゃるように土が10月に上がるとか、いろいろな原材料の値上げの通知がどんどん来ている状況は、それは十分承知をしております。

そういう中で、これを直接的にその保険というものがもう何億かかるのかという話になってきますので、直接的な補填、非常に町単独での補填というのはなかなか厳しいのではないかと考えております。

いろいろな価格転換の考えや、あと国あたりにも陳情など要望されているようです。そのような国の動向、この産業だけではないでしょうけれども様子を見ながら、町に何ができるかというのも今後研究していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

確かに一業種を、そこだけっていうのはなかなか難しいと思っておりますが、ふるさと納税あたりの90%が焼き物ということを考えますと、国・県には要望しているということですが、そのあたり町も一緒に行い要望していただきたいです。

そういうふるさと納税をしてきた方々に対しても、今以上の商品を開発するという意気込みを工業組合もしておりますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、駐車場問題で本年度は大手の企業さんが予約制をとられ、混雑も無かったということでした。

来年度、再来年度は当然ながらコロナも終息をすると予想したときに、また同じような駐車場問題が出てくると考えております。

キャノンさんがあそこをお貸しになって、シャトルバスがあるものですから非常に助かっておりますが、例えば今のやきもの公園の反対側にバスの駐車場があります。

向こう側はほとんど使われていない農地等があります。農地ですので非常に難しいとは思いますが、しかし国も5年後には水張りを1回もしなかったところには補助金をやらないということも聞いております。

ですから、いろんなことを考えていただいて、やはり近くにもう少しそういう駐車場等を、将来的に考えていければと考えておりますがいかがなものでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

年々陶器まつりの来場者が多くなるにつれて、駐車場問題というのは非常に厳しい状況に

なっていくとっておりました。

そういう中で数年前には、周辺にそういった土地がないかなど、いろんな調査を町としても行った経過がございます。

その中でキャノンさんの駐車場をお借りできるという状況になり、取りあえずの対策ができたのですが、これはその根本的な解決ではありません。

おっしゃるようにそういった駐車場の確保というのは凄く課題だと思いますし、今年の来場22万人の状況を見ると来町者は7割減っているのですが、駐車場の収益は90%をキープしています。

そういうことから取りこぼしがなく、非常にスムーズに回っていたのではないかなということ、渋滞も少なかったということもあります。

このぐらいの規模だったらいいのでしょうか、来年以降はまた3年前に戻るのではないかなとっております。

そこは引き続き駐車場問題の研究をしていかないといけないとっております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

本当に人が来て、例えば停めるところがない。こうなったらもう本当に、私たちもいろんなところに出かけている訳ですが、やはり呼んだ以上はある程度確保するというのも開催するところの責任だとお思います。ぜひ研究していただきたいとお思います。

次に参ります。廃石膏のことで質問をいたします。

さっき町長答弁のとおり町も独自にしたのですが、いっぱいになって様々な要因を重ねて、今はもう作らないということで、このリサイクル事業を行ったわけです。

3年間ということで一応は終わるということをお聞きました。

しかしこの3年間、今年いっぱいして本当に事業化になるのか。そのあたりをお伺いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この廃石膏リサイクルの問題は非常に規模が大きく大変な事業です。

今資料を皆さんのタブレットのほうに送っておりますので「定例会」の中の「関連資料」というグレーのファイルの中にありますのでご覧ください。

「本事業のこれまでの道のり」というまずそこから説明をさせていただきます。

廃石膏リサイクルについてですが、短期的な対策としては工業的なリサイクルとして、排出事業者が収集運搬に渡して、それをセメント工場や土木資材などにリサイクルして循環していくのはもう既にできています。

ただそれは、排出事業者の負担がある程度伴います。大体リサイクルというのは普通より

負担が大きくなるのが常でございまして、そういうデメリットがあります。

ただそれではこの産地がなかなかおもしろくないので、中長期的にそれぞれの農業活用や建築材の活用などを模索し、そこに付加価値をつけることで収益を生むような事業をこの3年間考えてきました。

その中で一番の成功事例としてはこのような物語をつくり、お土産品として陶箱クッキーがいろいろな賞をいただきました。毎週5分で完売するなどそういった成功事例もできております。

そしてプラス農業活用が一番今のところ有効な手だてとなっております。

もう一つ同じ関連資料の中で、つい最近の日本農業新聞にこのような記事が出ております。次の「日本農業新聞1.2」っていうのをご覧ください。今プッシュ通知が来たようです。（※プッシュ通知…タブレット端末による通知）

5月26日の日本農業新聞、これは全国版です。その中で水田・水稻のうるち米とかお米に対して、この石膏が有効だと出ています。

5月26日の農業新聞です。この石膏はCaSO₄硫酸カルシウム。その硫酸の部分の大部分の硫黄が不足している田んぼが、日本の中にあちこちで出てきているということです。

本来は火山列島ですので、本来硫黄が不足することはなかったのですが今そういうことが全国で出ているため硫黄欠乏を石膏で防ごうという全国記事が出ています。

これは非常に私にとっては追い風で、農家の皆さんに波佐見の石膏も安心して使っただけのきっかけになるのではないかと考えております。

そういう理由でこの農地の土壌改良剤や肥料登録の準備をいま進めています。それができ農家の方に活用していただけるようになれば、ビジネスチャンスというのが広がってくるのではないかと考えております。今のところ一応、このあたりで話を置いときます。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

説明はわかりました。私が言うのは3年間行われていたその事業が、回るのかということをお尋ねしました。

例えばある程度予算超過、延長しても業者の方がどういう業者かは知りませんが、しかし運搬業者の方もなかなか躓いているようなことも聞いております。

そういうことを私は質問しました。やはり今後そういう方の出番がいつできるかわかりません。

そういう方々を育てながらSDGsと一緒に循環するというのも考えていくという、今課長がおっしゃった内容は十分わかります。

やはり業化に向けて今後、今年で終わるのか。しかしもう少し推進したいとおっしゃるのか、そのあたりはどのようなふうにご検討されるのかをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

今回事業する中でいろいろな関係者の皆さんに協力いただきながら、事業をやっているのですが、予期せぬトラブルや何でこうなるのだろうかという壁にぶつかることも多々あっております。

そういう中で今頑張っている、この問題を解決して行くしかないのではと思っています。町長答弁ありましたように、いかにこの排出事業者というか、当事者の皆さんこれ役場の問題ではないですよ。

当事者の皆さんの問題ですので、自分のことって思っていたきたい、また商工が何か言っているぞという話では、全然先に進まないですよ。当然わかってらっしゃると思うのですが。

今1カ月に1回専門家にも来ていただいております。1カ月で分かった。その1カ月後に1から忘れました。何もしません。それでは話になりません。そこを自分ごと化するよう我々は必死にやっております。

そしてこの分が自分のことになるとというのは、ある程度収益が出るとかビジネスのチャンスがないと、なかなか自分ごとになってこないのだと思っています。そのためビジネスモデルをつくっていくというところで今ちょっと苦労しているところです。

そこはこのあと残された時間でしっかりやっていきたいと思っております。ただ来年以降、全てぶち切って、私たちは知らないふりというわけにはいきません。

ちゃんと回っているかなどのチェックを行い、年に専門家にも何回か来てもらって、少し干渉していただく。そういったことは伴走的に行っていく必要が当然あるのではないかと考えています。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

確かにそういう事業を中心として、行政がずっと行うということはそれも考え違いです。

ただリサイクル。その石膏のリサイクルというのは長年の課題であり、今後もそういうことが続くわけです。

そしたら当然それは自己責任でありましょうけど、そのあたりの取組がそういう関連の人たちに伝わるような。私もこの前、窯業組合の総会に行きまして、その中でこのリサイクルの話が出ました。私会長さんから初めてそういう流れを、業者の関係の人から聞きました。

確かにしなければならぬという気持ちは当然あります。あと一押し皆さんにその説得、自己責任ですよと説得を兼ねて、事業化になるような支援も確かに必要だと思っております。今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次にまた、SDGsの関連でしようけど農業支援ということで、本県はそういう事業が無

いということで、燃やしておりますというお話がありました。

しかし、地球温暖化とかSDGsとか言いますと、ひと昔のように燃やしてばかりもいられないということも聞いております。

本県は無いということであれば、やはり波佐見町川棚町東彼杵町、三町の町村会の中でも佐賀県がしているのになんで長崎県は無いのだろうか。このような取組をしないと周りは、例えば住宅地がたくさんできてきて20年前は無かったと。

しかし10年後、また5年後。最近はどんどん増えてきて家の中に田んぼがあるというところもあります。

そのことを考えればこのような支援も確かにいるのかなと思っております。そういう内容をどのようにお考えか御質問いたします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

麦の稲わらについて交付金が交付される場所は一大産地。

御存じだと思いますけども全国で2番、3番目の作付け地である福岡佐賀。こちら広大な平地といいますか平野を有しております。

そこに、波佐見が今110haの村作付けを行っているわけですが、その数十倍の麦を作付けされるわけで、そこを以前、20年ぐらい前まではやっていたということで伺っております。

一遍に何百haもの麦わらを焼きますと相当な煙が出て、議員がおっしゃったとおり事故が起こったとのこと。前も見えないような状態になったということで、これはもう県としてどうにかしなければならぬということで、県が動いて行った経緯があるそうでございます。

それにならぬ佐賀が先にやりまして、福岡もそういったことを進めなければならぬということで福岡でも始まったと伺っております。

長崎県周囲、長崎県はまだ今作付面積が20台と中間あたりになるのですが、もうhaでいけばかなり少ないということです。

作付けをしているところが一番多いところで諫早市だと思いますが、そこでもまだ麦わらは焼いているそうでございます。国道が通っている関係で、やはり少し考えなければならぬという動きも出てきているようでございます。

そういった今の世界の流れといいますか、野焼き自体がやはり否定されるような事態になってまいりましたので、そのあたりも踏まえて検討、やはりよく協議をしなければならぬ。そういうところもあります。

そして焼かないとなると今度は漉き込みにかかる技術的なところもございまして。そのためそういったところも進めていかなければならぬと思います。

そういうものも複合的に考えていく必要がございますので、このあたりにつきまして県のほうともしっかり話をしまして、どのような形がいいのかということも今後の課題として検討してまいりたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

おっしゃったとおり一大産地はそういう支援があるということで、長崎はまだ特に波佐見は100haということでしたが、その中でやはり波佐見町も人命に関わる事故が数年前に発生いたしました。

そういうことも含めて中間産地または大きな圃場も地域住民と一緒に農業の理解をして進まない、今から非常にトラブルが発生します。

この時期に関しては課長も御存じのとおり、いろんな住民からの苦情、通報がたくさんきます。それはやはりこういうことの理解ができないということもありますし、もう今はこういう時代じゃないですよ、という住民の方の声もあろうかと思えます。

そのあたりも町として農業支援ということに関しては補助金ばかりではなく、行いやすい環境も是非つくっていただきたいと、そう考えております。

そしてもう一つ。その補助金といいますか、窒素・リン・カリウム等が昨年から非常に高騰をしております。

例えばロシアがどうか私たちが新聞紙上で聞きますけど、海の向こうの話とっておりましたが、しかし窒素あたりは世界の35%がロシアということで、もうJAあたりも中々来年は入ってきませんと専門家の方々がおっしゃられています。

やはり農業を取り巻く環境、当然さっき言った窯業も農業も取り巻く環境は非常に厳しいと思っております。

やはり地域住民とのトラブルが最低ないような事業方針をとっていただきたいと思えますけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

作物を育てていくためには先ほど議員おっしゃいました、窒素・リン・カリウム。これはもう重大な三要素でございます。

そちらのほうはしっかり分かっているわけですが、その内容の窒素についてはロシアからの輸入ということで伺っております。価格は倍近くまではいってないのですが、もう倍近くなる勢いで高騰しているそうです。

そこでこの窒素につきましては、麦わらの中に窒素がかなり多く含まれているため、窒素が10必要であれば麦わらの中に5あれば、5あと足せばいいということになってきます。

漉き込みがうまくいけば、窒素を散布する窒素数量を減らせます。その数量を減らせば、

経費が削減できるというようなかたちにもなります。

また御存じかとは思いますが、ウクライナのほうは「欧州のパンのかご」と言われるくらい麦が豊富にとれます。この豊富にとれる麦が輸入できないということで、今日本はかなり麦も高騰しております。

輸入できないとなりますと、今度は国内で生産していくということになってくれば、今よりも麦の作付けを推奨していくようになるのではないかなと思っております。

そうなってくれば、また煙の問題なども出てきますので、そういったところを考えれば、今後はやはり漉き込みのほうも少し考えていく必要があるかと思っております。

肥料の低減と量産、そのあたりのバランスをうまく考えながらやっていく必要があるのではないかなと思っております。今後はそのあたりについても、鋭意検討研究をしてみたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

ぜひ例えば100町分あるということですから、一反2,000円でも幾らでも出していただければ、そしたらしょうかというところも絶対出てきますので、いろんな面で御検討お願いいたします。

次に子育ての支援に関して御質問をいたします。

委員会でもいろんなお話を聞きました。本当に今の保育園やこども園は、コロナ禍もありまして身につまされるようなピリピリなさっておられます。

そういう中で、定員にも達しているということで早く預けないといけない。早くということが3歳から2歳、2歳からもう1歳、0歳児からも預けるということになってきたということ聞いております。

確かにここも事業化ですから無駄な保育士とか職員とかは当然雇わないし、雇う必要がないということでしょうけど、これも例えば他力本願でしょうがIRがハウステンボスあたりに計画があるということで、日本に二つ。大阪とテンボスということです。

しかし大阪のほうは今、20万人の署名を集められて府のほうの議会に提出をしてどうするか揉めております。

そうしますとカジノオーストリアインターナショナルジャパンが、1,700万か1,800万出して総事業費4,400万。これは新聞紙上ですから、来るということでちょっと大きな話なのですが、ただそういうことが現実味になると20分かからないうちの波佐見町も、いろんなことが考えられます。

そこで急に増えたから増やそう。減ったから職員さん辞めて下さいと、そうは言えません。

この前の話の中にありました保育の支援員で、支援員の方は免許がなくても講習とか研修

ができるということをお聞きしております。そういうことも含めてもう少し支援員の方がスキルアップすれば、何とか私たちもというような園の方の経営者に聞いております。

そのあたりのスキルアップの対応はどうお考えになっておりますか、お尋ねします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まずそのIRが来るかどうかというところですが、もし来たとする場合大きな企業でありますと、企業が保育所を開設するなどの場合もあるかと思えます。

その地域の保育状況を見ながらそのようなことも検討される企業ではないかと思われま

す。そして今お尋ねの、現場にいらっしゃる保育の支援員さんのスキルアップに対応したらどうかということですが、基準上、保育士の基準というのがございます。

子供さんの年齢、人数に応じた保育士の配置をしなければならないというところがありますので、保育士の資格を持たない方はあくまでもサポートになります。

そのため今は支援員といいますか子育て支援員の方という方がおられます。そういう方は子育て支援の仕事に関心を持ち、子育ての分野の仕事に従事したいとか、今、実際従事している方が研修を受けて資格を取られておりますが国家資格ではない状況です。

そういう方が国家資格である保育士になっていただくには、専門機関である短大等のそういう教育機関で2、3年勉強して試験に受かっていただく必要がございます。

即戦力としてすぐ保育士の変わりができるか、ということではないと思えます。

そして今年度新規事業を立ち上げましたけれど、県のほうでその意見を伺いました。そういうときに、このようなスキルアップに対しての御意見は特にいただいておりませんでした。

今後少子化が進めば、保育園の定員割れも生じる可能性もございます。先々は保育士余りといいますか。余ってくるような状況ももしかしたら将来的には出てくる可能性もあるのではないかと思います。

雇用の維持。せっかく保育士になっていただいて、子供がいないからお辞めくださいとは言えないと思われま

す。将来を見据えたところで保育士の確保については、慎重に検討しなければならないのではないかと思います。以上です。

○藤川議員（藤川法男君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

確かにそういうことは、私も小さい会社を持っておりますので重々わかっております。

ただ保育士もハローワークにしても、募集してもゼロ。どうにかこう人にしてもゼロ。

保育士がいないということはなかなか、私は東京とか大阪のところで起きている現象かな

と思っておりましたが、この前の話では波佐見町でもそういう現象だということをお聞きしてびっくりしました。

保育士は保育士であり、同じような仕事は当然できませんが、一園補助員の方がいて助かっておりますと言われました。

だから全然補助員の方にあまりこうではなくて、補助員は補助員の立派な仕事があるわけですから、そのあたりを雇われることでもう少しスキルアップできないかということをお聞きしたわけです。

IRも他人事ですから私も深く追及はしません。

ただ保育園の今の状況を見ればどこに来て、いないというような感じがしております。

そういうところは海外から募集してくるのかもしれませんが。

ただやはり若者定住など町が奨励するのはそのあたりも一緒になって考えていかなければならないと私は思っております。

保育支援が今年の事業で保育園が1名。子供園が2名補助をするということも聞いております。そういうことをして、いかに今からの若い人たちの呼び込みをするかということも、非常に重要になってきます。

そのため今後もいろんなサポートをできる体制をつくっていただきたいと思っております。

保育園の全体の考えを私個人的に聞きまして、基本的に町をよくしていただいているということもお聞きしました。引き続きそういう支援をお願いいたします。

最後に西ノ原のことに関して御質問いたします。

平成9年からの計画で11年着工と思っておりましたけどなかなかですね。これは80年の計画だということをお聞きしておりました。

今何十年ですかね。30年ぐらい経っております、まだ80年まで時間があるということで、私もそう考えております。

しかし想定以上に世の中が進んでしましまして、非常にこの計画も難しい事業になってきたなと思っております。その計画をさきほどお聞きしました。

まず住民の人にお尋ねをして、どのように対応するかということ。これは大体、何年度、何年、どのような手順でなさるのか。全く年度も決まっていないのかお聞きします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今、区画整理の年度といますか、そういった話が今出ました。

先ほど町長の答弁にもありまして、そういった事業の見直しを今後行っていくというところがございます。その計画の変更の部分についても今後詰めていきたいと考えております。

その内容によって後ろの年度といいますか、そういったところも決まってくると思いますので、ここで何年ということは言えることではないと思っております。

ただこれについては答弁ありましたとおり慎重に、住民の方もいらっしゃることでさら、そういった意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

そして答弁にありましたアンケートをそういったかたちで利用していきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

それでは今までに総事業費はどれぐらいで、町の持ち出しはどれぐらいか。そこだけはお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これまでの事業の費用ということですが、平成9年から順時着手をいたしております。

おおよその数になりますけど、今年度の予算まで含めたところで約22億1,000万円。22億円というように思っていていただいて結構です。

そのうち町が負担をしたところが、このあたりの用途はいろいろありますが一般財源として、直接負担をしたものが約3億5,000万円。

あと起債。いわゆる借入れを行って実施をした部分、これが6億6,000万円ぐらいございます。

ただこの起債につきましては、交付税の措置もございますので、全てが借入れ分というかたちにはならないというように理解します。よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

町長も本当に長い間24年間頑張っておられて、いろんなことがございましたが、まず前松尾常盤町長は、宿あたりの開発が一番なのではないかと思っておりますし、一瀬町長はキャノンとか、企業誘致が私たちから見て一番の成果だったと思っております。

こういう中で西ノ原がまだ80年ということで続きますが、いろいろ長くなれば長くなるだけ多分事業費はかかると思っております。資材の高騰とかいろいろですね。

ぜひそういうアンケートをとられて、新しい方向性に進まれるように念願をいたします。

私もこれで議員としての質問は終わりました。

皆様方、本当ありがとうございました。これで終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

西ノ原土地区画整理事業は80年とは明言はしておりません。

要は一番最初にあそこの土地、一番高い人口密集地に土地を確保したのが、一番の癌です。

ほとんどが農家とか産地とか、そういうやりやすいところです。だから一般財源の8,000万円しかできないというかたちで起きて、そして私権の制限などいろんなことがありました。

そしたらもう自治会、地域からはこういう道路と暗渠を先にしてくれっていうようなことがありました。

いろんな意見交換をして何とか早く、縮小とか中止とかそういう方向へ持っていきたいと思っていました。そして県にいう時には必ず地元の人たちの意見はどうかと考えます。

そのためにはやはり地元の人と意見交換をして、そして地元の意見要望を聞きながら、それに近づかせるにはどうすべきか。

平成16年もそういう縮小を考えながらも、そういう緊急で地元が一番熱望しているのをこれから。先ほど去年の10月ぐらいに縮小も視野に入れながら、よりよいかたちで持っていこうというそういう意見を集約し、ある程度の判断材料としてアンケートを作り、それもまた結果として地元の人と検討と相談をしながら、そしてある面では合意形成をつくってから、一歩前に進んでいきたいというそういう考えでございます。

○議長（百武辰美君）

以上で藤川議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は12番 今井泰照議員

○12番（今井泰照君）

皆さんこんにちは。まず初めに今期にて御勇退されます一瀬町長に、心より敬意と感謝を申し上げます。

町長とは18年間、議会において御一緒させていただき多くのことを学ばせていただきました。大変お疲れさまでした。

それでは通告していましたが3項目について質問いたします。

1. 自治会支援について。

自治会アンケート調査による郷内世帯の月の負担金では、月額で1,200円ほどの開きがあります。

負担金が高い自治会は、人口減少や高齢化率が進行している地区であるため、町として新たな支援措置は考えられないでしょうか。

2. 窯業振興について。

(1) 窯業人材育成事業における、これまでの実績はどうなっていますか。

また今後の方針をどのように考えているのかお尋ねします。

(2) 町内の生地業者においては、若い人材が設備投資などを行い、新たな動きが見られています。

そこで人づくり・まちづくり事業費補助金などを活用した先進地視察ができないかお尋ねします。

3. 教育問題について。

(1) 新型コロナウイルスでの影響により学級閉鎖などで、授業が遅れないような措置として、各家庭でタブレットを活用したりリモートによる学習を行ったと先般の全員協議会で説明がありましたが、実際に行ってみて問題などなかったのかお尋ねします。

(2) 令和4年度一般会計当初予算において「奨学金返還支援費補助金」が新規に計上されましたが、これまでに申込みや問合せなどはあったのかお尋ねします。

また、対象者については「陶磁器産業及び関連事業所」、「認定こども園」、「保育園」、「介護事業所」の4事業者に限られていますが、町内の全ての事業所を対象にできないのかお尋ねします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 今井議員の御質問にお答えいたします。

まず一番自治会支援について。

自治会アンケート調査による郷内各世帯の月の負担金では、月額で1,200円程の開きがある。

負担金が高い自治会は、人口減少や高齢化率が進行している地区であるため、町として新たな支援措置は考えられないかという御質問ですが、波佐見町の自治会は住民の民意による自主的な運営がなされており、地域の発展並びに郷民の融和と親睦を目的に様々な活動が行われています。

また住民に最も身近で地域に根ざした組織であり、地域の様々な課題についても積極的に取り組んでいただいていることに心から敬意を表するものです。

本町としましてもそのような自治会の取組を行政に反映するために、平成12年に自治会長定例会制度を設け、毎月自治会と情報交換の会議を行い、地域からの町全体の課題について論議をしているということは、現在の波佐見町が元気のあるまちとして認知されている大き

な原動力ではないかと考えています。

一方で少子高齢化、人口減少社会の到来は自治会活動においても、様々な課題が生じており、月額自治会費については自治会の規模により1,200円程度の開きがあることは承知しています。

そこで町として新たな支援は考えられないかとの御質問ですが、自治会に対し町独自で助成や補助を行っている制度として、自治振興交付金、地域振興補助金、人づくり・まちづくり事業補助金、里道等改修費補助金、環境美化推進事業などがあります。

それに加えて自治会等へ広報誌等の配布をお願いしている観点から、行政事務委託契約があります。そのほかにも国のコミュニティー助成事業などの自治会支援制度もごございます。

議員御質問のとおり人口減少や高齢化等に伴い、人口や世帯が減少すれば相応に自治会活動にも影響が出てくることが予想されます。

そのようなことから地域振興補助金については自治会の様々な課題に対応するため、対象となる事業を拡大するとともに、自治会の世帯や人口規模、高齢化率を考慮して3区分に分け、これら状況が厳しい自治会ほど補助率を上乗せしています。また自治振興交付金については平成30年度に予算額を100万円増額し、自治会財政の強化を支援しています。

このようにその都度、自治会からの要望を踏まえて拡充を図っているところですので、今後とも現行制度をもとに自治会の状況を踏まえて、対応していきたいと考えています。

次に2. 農業振興について。

(1) 窯業人材育成事業における、これまでの実績は。

また今後の方針をどのように考えるかという御質問ですが、窯業人材育成事業は波佐見焼産地における下請業の人材不足、後継者不足が顕著なことから、平成27年度から事業を開始しこれまで1期生3名、2期生3名、3期生1名、4期生1名の合計8名の研修生が産地で学ばれました。

このように、町内外から生地事業を担う窯業人材の研修生を数年間受入れてきて、全員の定着とまではいきませんでした。これまでの研修生8人中5人が波佐見焼産地に残り、生地製造業として起業されたり窯元の生地部門で就業したりと一定の成果は残せたものと思います。

しかしながらここ2年間は、新型コロナウイルスの影響もあり、町外からの研修生を募集することも現実的ではなく、また募集しても集まらない状況が続きました。

これまでこの窯業人材育成事業を実施してきましたが、研修生受入れに際して波佐見焼のものづくりに興味を持って産地に入られるものの、生地事業に特化したメニューであるために、応募者の思いとミスマッチなことがあっても方向修正が制度設計上難しいという側面もありました。

事業主体である波佐見焼振興会によると今後は軌道修正を行い、まず広く産地の全体像や

産地の仕事内容を知っていただき、裾野を広げるために一般の人も対象に含めたインターンシップ方式を検討している状況とのことでした。

また産地全体での生地事業の在り方、これまでの完全分業制からもっと効率がよい他の方法はないのか、業界と一緒に考えていかなければならないと思います。

次に（２）町内の生地業者においては、若い人材が設備投資などを行い、新たな動きが見られている。

そこで、人づくり・まちづくり事業費補助金などを活用した先進地視察ができないかとの御質問ですが、波佐見町人づくり・まちづくり事業補助金は波佐見町の多様な歴史、伝統、産業等を活かし、独創的、個性的なまちづくりと個性豊かで優れた人材育成や地域住民が一体となって地域コミュニティの活性化を図ることにより、活力と潤いのあるまちづくりを推進するため、地域で開催する事業や雇用の創出、または交流人口の拡大を目標とすることを目的としております。

人材育成のための事業や伝統文化の継承のための事業などもメニューとしてあり、この事業は本町に存在するものもしくは本町に所在する事業所等に勤務する者。またはその者が属する団体５人以上等に対し、今後の窯業振興につながるようなものであれば、旅費についても補助の対象としております。

対象となる経費や、補助率、補助限度額などもメニューごとに設定があるため、詳細については担当課に御相談いただければと思います。

なお当然のことではありますが、補助事業であることから事業実績書や事業費精算書の提出は必要となります。

なおその他の御質問については、教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

３．教育問題について。

（１）新型コロナウイルスの影響により学級閉鎖などで、授業が遅れないような措置として、各家庭でタブレットを活用したリモートによる学習を行ったと先般の全員協議会で説明があつたが、実際行ってみて問題などなかったのかのお尋ねに対してですが、新型コロナウイルス感染で学級閉鎖や出席停止となった児童・生徒には、自宅でタブレットを使った活動にも取組ました。

問題点としては、まず環境面としてネットやWi-Fi環境の未整備と電源確保などの課題があり、モバイルルーターや電源コードの貸出しなどの対応を行いました。

また低学年児童においては、まだタブレットの使い方も十分ではなく、集中力も長続きしなかったという報告も受けています。

さらに全学年とも意見交換ができにくい、授業の理解状況の確認ができにくいなど、様々

な課題も出てきました。

今後ICT活用推進委員会などで、どんな対応が必要なのか検討していきたいと思っております。

(2) 令和4年度一般会計当初予算において「奨学金返還支援費補助金」が新規に予算計上されたが、これまでに申込みや問合せなどがあるか。また対象者については、「陶磁器産業及び関連事業所」、「認定こども園」、「保育園」、「介護事業所」の4事業所に限られているが、町内の全ての事業所を対象にできないかとのお尋ねでございますが、今年度からの人口減少対策と町の産業を担う若年層の確保を目的に、新規事業として「波佐見町奨学金返還支援事業」を創設しました。

今年度の当初予算は126万円で、現在までの利用申込みは2件あり、2件とも認定を行っています。今後さらに周知を進めてまいりたいと思います。

またこの支援事業の対象となる事業が4事業所に限られていることについては、予算にも限りがあるため、まずは本町の基幹産業である陶磁器産業を対象とし、次に現場から職員不足の報告がっております認定こども園や、保育所の子育て関連と介護事業所の4事業所に限定をしております。

先ほども申しましたとおり、予算もあることから現状ではある程度の制限をかけることが必要であると判断しこのような運用を決定した次第です。

御理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

まず一番の自治会支援についてでございますけども、自治会制度については先ほど説明がありました平成12年度、各郷の総代制度から町長が自治会制度に改革されました。

ちょうどそのときに私の父親が湯無田郷の自治会長をしまして、初代自治会長会の会長を務めさせていただきました。

そのときに父親がよく言っていたのは、以前は郷からの要望等は、なかなか真っすぐに町のほうに届いていかなかった。それで当時はよく地域の議員さんに言って、役場に行ってもらってというような流れがあったのですが、真っすぐ自分たちが言えるようになったということで、スピーディー化ができたと言っていました。

またそういう意味において議員は、町全体の代表であるとの住み分けもできたのではないかと思っております。

先ほどお話にありました、自治振興交付金。平成30年度に見直しがあったと答弁がありました。

現在のところ均等割が300万円、世帯割が600万円、900万円との予算ですが、30年度100万円増えたということですが、今回ももうそろそろ、高齢者の年金も下がっておりま

す。

その中で、高齢者あるいはひとり親世帯、母子家庭などには各郷もそういった負担額を通常より減らしたりされております。

そういうことを考慮したときに、ここでもう一度見直す時期に来ているのかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

お尋ねの自治振興交付金についてですが、経緯を申しますと平成12年から自治振興補助金として創設されております。平成28年に自治振興交付金と名称を変えて今に至っております。

10年前の平成24年には予算額として1,530万円でした。そのときは均等割が20%で世帯割が80%、その後平成25年に見直しを行いまして予算額1,700万円とし、均等割を30%。世帯割を70%に変更しております。

議員がおっしゃいましたように、平成30年度に予算額を100万円増額しまして、1,800万円とし、均等割を30%から3分の1、世帯割を70%から3分の2に見直しを行っているものでございます。

議員おっしゃいました今後の見直し等が必要ではないかということでございますけども、自治会の状況等を踏まえて今後検討を要するものかとは思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今、私が言いましたのは半期分を行ってちょうど半分の額です。

その場合、前期分と半期分と分けられて支払いがあるということなのかもしれませんが、私は今がもう見直す時ではないかなと思います。

高齢者の年金も見直しがあつて下がります。そして結局ひとり親家庭っていうのがかなり増えていっております。

特に先ほど言いました郷によっての格差があります。そのあたりのことを見直したときに、均等割のもう少しパーセンテージを上げるか、額を増やすか、そのあたりを考えてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

社会行政が関わり、少子高齢化で各自治会の人口構成が大分変わってきているということで、議員おっしゃるような状況です。

まずはやっぱり今年度に、十分協議をして均等割をどうするか。そして予算総額をどうするか。そういう中で個人の負担にあまり格差がないように持っていくことが大事じゃないか

なというように思っております。

そういう面で、一人一人の1人親世帯までいかないですけども、高齢化率などの人口減少については十分、この前は内々に非公式的に自治会の皆さんにもちょっと話をしております。

だからある面では今年度中にきちっとして、できれば次年度にそのようなかたちでいければと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひそういう方向に進んでもらいたいと思います。

ちなみに先ほど地域振興事業補助金のパーセンテージがABC違うということですけども、A地区B地区C地区、差し支えなかったらどの地区が当たるのかお願いしたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

自治振興交付金については世帯割としておりますので、純粋に全世帯のうちその自治会が占める割合で、交付をさせていただいております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今、言ったのは地域振興補助金です。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

申し訳ございません。地域振興補助金の地区の区分ですが、まず一番高い割合のA地区ですが、中尾郷・三股郷・小樽郷・野々川郷・鬼木郷・川内郷・甲長野郷・平野郷です。

B地区が永尾郷・井関郷・金屋郷・皿山郷・田ノ頭郷・乙長野郷・志折郷。

C地区が湯無田郷・折敷瀬郷・宿郷・村木郷・稗古場郷・岳辺田郷・協和郷以上でございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今上がってきたところ、やはり高齢化が進んでいる少子高齢化が進んでいるところがA地区ということですけども、先ほど町長から答弁がありましたとおり、今後そういう地区とC地区の開きが少しでも少なくなるような施策を今後考えていってほしいと思います。

続きまして窯業振興問題についてお尋ねします。

先ほど答弁がありましたとおり、8人中5人が今窯業界のほうに残っているということで答弁がありました。

その中で先般ちょっと2人の方とお話をさせていただく機会がありました。

2期生の方ともう1人は3期生か。ちょっとそのあたりはよく、どっちだったかちょっとわかりませんが、その方たちは2期生の方がもう事業主というか、そういう事業を始められて、もう1人の方がそこでお手伝いをされて、鑄込みのほうをされております。

その方がおっしゃったのは、やはり自分たちは波佐見に来てものづくりをして起業したかった。生地屋として生計が立てられるようになりたかったということで、なかなか3年間では研修も短かったということもあります。

また指導される方々によって教えてもらう内容も違ったし、はっきり言ってプラスになった面、マイナスになった面もかなりあったと言っておられました。

そして当初は家賃の負担金もなかったのですが、そういったところをいろんな話の中で、町のほうに臨機応変に対応してもらったということもあります。

しかしやはり自分たちは事業主になりたいので、そういう独立するバックアップの形態が欲しいということをおられました。

今後はコロナ禍の中で、今はその研修生の受入れもあっておりませんが、やはりそういうものづくりに対して期待して行っている方々の期待を裏切らないような、町としてもバックアップなどを行っていかねばならないのかなと思っております。

そのあたりはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

大きな夢を持ちこの産地に、全く見ず知らずの場所に来ていただき、研修期間は1年間プラス事業所のほうで就業というような流れで勉強してもらって、今言われた方は独立という道を進んでいらっしゃると思っております。

ただ議員もその事業者なのでご存知かとは思いますが、2年3年ぐらいで技術が身につくわけでもないと思っております。

今回事業で、あくまでもきっかけづくりをさせていただきましたが、今いろんな創業支援、補助金での創業支援というのは国県においても、あまり事業メニューが無い状況です。

これを全て丸々抱えて創業支援を行ってしまうと、創業者は絶対に成功しないと思います。やはり融資の部分が非常に大きいです。創業支援というのはやはり、それだけの覚悟を持ってやらないと、全て丸抱えというわけにはいかないと思っております。

この産地に生地が足りないということで呼んだところもありますので、何をどのようにしてほしいのか。もっと声を上げていただきたいと思っております。

例えば生地組合を通じて要望をしていただくとか、波佐見焼振興会を通じてのさまざまなヒアリングの中で声を上げていただくとか。

具体的に話をしながら、解決策を見出していくようなことも必要だと思っております。それは私

たちも含めて、業界全体でそういうところを考えながら、どのような支援ができるか検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

やはりそういった話の中でも、月に一回研修生のときは定期的にお会いして、お話をさせていただいたとお聞きしたのですが、なかなか自分たちが思っているのとマッチングしなかったということもあります。

一つの企業なので事業所を今立ち上げようと言われていますが、やはりその仕事をして、またあとは少しほかの生地屋さんに勉強に行くなどされております。

今、おっしゃったとおり振興会は、生地組合あたりはどれぐらいの力があるかわかりませんが、そういう中で話をしながら極力いい方向に進むように、またこれが、ずっとそのあとの後継者もできるような方向で進められるように、町としても先ほど言いましたバックアップをやってもらいたいと思います。

今後もしういった受入れということで進めていかれるのか、また先ほどインターンシップあたりのお話も出ましたけども、どのようなかたちをお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

平成27年からこの事業を始めまして、全く手探りの状態でした。

この生地の後継者不足が大変なことになるということでしたが、今、実際生地が足りないという状況に陥っております。

しかしこの間実施してきて、このスキルではなかなか難しいのかなということも感じております。

それで振興会と話す中でも、どのようにしたら生地屋さんが増えるのか、生地をもっと順調に作っていけるようになるのか、もちろん価格の問題もあるかと思えますし、これはもう生地屋さんだけが考える問題ではなく、売手の商社さんがもっと一番考えないといけないと思っています。もちろんメーカーも、産地全体で考えていく必要があるので非常に難しいと思うのですが。

今、振興会の中である程度軌道修正をして、やはりどうしても産地に来たら生地をやらうと思って来て他いろいろな仕事が見えてきます。なぜ自分が生地だけしないといけないのか、というところを考えられます。

やっぱりメーカーさん、商社の華々しい世界も見ます。そういうこともあり、その人の特性をどのように生かしていけるかという、もう少し全体的な目で受入れて、波佐見に定着していただく方法がもっといいのかなと思います。

あといまはこの分業体制で、例えば夫婦で生地屋さんを営んでいる小さな会社がいっぱい

ある体制がいいのか、もう少し規模が大きいところを作っていただき、そういった体制に仕上がらせてはいけないのかなどフォロー。

議員が一番御存じだとは思いますが、そういうところを横断的に話ながら、解決策を探っていこうと振興会とも話をしているところでございます。

○議長（百武辰美君）今井議員。

○12番（今井泰照君）

本当に課長もそういう厳しい立場かと思えますけども、このように仲を取り持っていたいただければと思います。

今、このようなマイナスというか不適な面もありますけども、先ほどおっしゃいましたとおり生地屋はもう仕事はかなり忙しくなっているところもあります。

そういう中で先ほど壇上で申し上げましたとおり、若い人たちが新しい機械を入れて、いい製品をつくろうというような努力もされております。その中でやはり単価のベースアップ等もあります。単価も上げてほしいということも要望もしておられます。

自分が生地事業に入って約40年になりますが、その前は父親とか家族というか、うちはおもう従業員10人ぐらいの生地屋だったのですが、そのときは定時制高校に通う人たちもいらっしやいました。そして近所からもたくさんの方が来ておられました。また会社で5時まで勤められてからうちに仕事に来てもらいました。

創業当時は私の父もよそに就職してきて帰ってきて、分業化の一番最初を始めました。生地組合も当初20件でできたのですが、当初からいましてやっておりました。

しかしそういう作れば売れる。作っただけ、あの生地も捌けていたので朝から晩まで仕事をしておりました。

そういうのを見ていた者、私も仕方がない跡継ぎなのですが、見ていた人たちがやはり後を継ぎたくないという進学して、外に出ていくというようなことで悪循環というか、そういうことが起きたのかなと一つ思います。

今は組合員が43軒ほどあります。その中で10軒まではいきませんが先ほど言いました若い人たちが後を継ごうとされております。

やはりそういう人たちには、もう先ほど言いました「人づくり・まちづくり」の制度を使って、先進地に研修に行って勉強してもらいたいと思うところです。

なかなかそういうところは見せがらないですが、先進と言えぱやっぱり窯業会は名古屋ですね。中の人たちの中にはそういうところにも伝手があり、個人的に行っていらっしゃる方もいます。

そういう人たちが勉強してまた窯業界を盛り上げるようなかたちになり、またその次の子供たちも生地屋は儲かるということで、あとを継いで貰えれば一番いいことだと思います。

この先ほど言いました「人づくり・まちづくり」これは5名からってというような制約があ

るのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

申請にあたって、本町に在住する者もしくは本町に所在する事業所に勤務する者、またはその団体が5名以上に属する方っていうことになっております。

個人での申請でも構いません。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

個人の申請でも構わないということですね。私は5人以上集まらないといけないのかなと思っていました。

実はこの制度を使って以前、石膏型の廃石膏関係で生地屋さんと型屋さんに紹介して、制度を使って先進地というか他所に見学に行かれたこともありました。

こういうすばらしい制度があるので、ぜひ使ってもらいたいと思いますけども、今一番勉強したいなっていうところが焼き物を削る金です。

金をつくる人が今1人しかその技術者がいらっしゃいません。その人がもし廃業されたら、あと波佐見で金を研ぐ人がいなくなります。

そういったことの勉強も生地屋さんやメーカーの人たちとも一緒にしたいという話もあります。先進地にそういうオートというか、ある程度の技術があれば金が研げるような機械などを見に行く。そういったところにも利用できたらいいのではないかなと思っております。

このように使い道はいろいろあるかと思いますが、近々この制度を使った事業というのはどのようなものがあつたのか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

昨年度の実績で申しますと自治会。これは地域コミュニティー等も活用できるようになっておりますので、自治会から公民館の備品等の購入。また個人の方から陶芸関係の申請も上がっております。もう1件が団体のほうから観光交流マップの作成等の事業もありました。

昨年度は61万円交付しております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

これは個人で行っても半額で出るのですか。

そういった窯業関係者が調査に行くとしたら、どのくらいの補助率があるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

補償については補助対象経費の3分の2以内で、15万円を上限としております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

是非、こういう制度があるのになかなか。これは窯業界にも限らず農業何でもオールマイティーに行けるのかなと思います。

しかしこのような制度があることを多分、4月の自治会長の折各自治会には資料等が配られているようですが、こういう制度があることをもう少し多くの皆さんに町としても周知をしていくべきではないかと思いますがそのへんいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

周知に関してはホームページ等でも制度は公表しているかと思うのですが、ちょっと周知できてない部分もあるかと思うので、そのあたりは今後検討してまいりたいと思います。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

よろしく申し上げます。

先ほどの藤川議員の話の中にもありましたけども、陶土も20%10月から値上がりです。そしてレアメタルって皆さん御存じかと思いますが、今レアメタルの不足。

一番レアメタルの不足で窯業界で困るのはコバルトです。コバルト合成の絵の具。そのへんも高騰しております。これはコンゴ共和国で採れているのですが、中国あたりがアフリカ周辺で資金を出して買占めにもなっています。

今後いろんな面で値上がりなどもあるかと思います。

そういう中においては、やはり波佐見だけではなく隣の有田、嬉野など広域的な窯業界の中で、業界ももちろんそこに行政側もちょっと入った会議が多分肥前窯業圏とかそういうところがあるかと思います。

そういう中で話をしていかなければならないかと思うのですが、そのへんいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

非常に原材料の高騰や10月から陶土が上がるということですが、去年までは据置きということだったので、もういよいよ上がるということでした。

それだけではなく今おっしゃったような様々な原材料が上がっていく。経費が膨らんでいくということで、おっしゃるような一つの町だけが単独でその事業にかかる経費を、そのままずっと助成していくというのは限界があると思っております。

そのような中で、こういった問題の行政側での協議会みたいなのは多分無いと思います。

おそらく業界の中で陶土などを研究する話合い、業界のレベルでの肥前なんとか人連とかという組織があり、そういうところで研究会が前から行われていると聞いております。

そういう業界の中での協議会でいろんな議題を上げていただきながら、何を行政に支援を求めていくのかなどを整理していただくのも一つの手ではないかと思えます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ぜひ私たちもそういう広域的な話をして一緒に国のほうに要望する。そういったことを行っていかなければならないと思っております。

それでは続きまして教育問題についてです。タブレット活用で、せっかく子供たちの皆さんに与えて使ってもらい、まだまだ1年目なので難しい点もあるかと思えます。

そういう中で今回、聞くところによると家庭での格差というか、まだWi-Fi環境が整っていない家庭というのがどのくらいあるのか。

そういう把握をされているものかお尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

昨年11月にそういった各家庭にアンケート調査を行いまして集計しました。

その結果、現在11月の集計時点でございますけども、37件整備が行われてないというところでございました。

昨年そういった家庭にも助成制度を設けました。上限2万円という制度を御活用していただきまして、今現在17件が御利用をなさっております。

あと20件についてはまだ利用がない。もしくはひょっとしたら自前で行われている可能性もあるございます。

そのため今現在は何件の家庭が未整備かという最終的な調査は行っておりませんが、そのような状況でございます。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

先ほど答弁にありましたコロナでの家庭学習の中で、皆さん使われたものかどうか、家庭学習されたのかどうかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

家庭の環境がまだ十分でないところは、こちらのほうからモバイルルーター等の貸出しを行い、差がないように配慮しました。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

前回12月の質問の中でモバイルルーターがまだ余っているというようなことでしたが、整備ができてないところには貸出しをして、子供たちに格差が生まれないような取組をやってほしいと思います。

今後も、先ほどのお話の中にありました先生たちも、今回逆に一度そういう過程でリモートの学習ができたということは一つの成果だと思われれます。反省点もできたし一つのいい機会だったかなと思っております。

ぜひ先生たち、そして子供たちも一緒に勉強ができるような環境を今後も行ってほしいと思っております。

次に行きます。奨学金補助金制度ですけれども、今まで2件の御相談があつて2人とも認定したということですが、差し支えなかったらどの分野の方で、この制度が預かれるのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

すみません、分野までは調査しておりません。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

ちゃんとこの職種まで決まっているので、そのあたりは行政側としてしっかりしなければいけません。いいでしょうか、よろしくお願ひします。

私は、先ほど教育長の答弁の中にもありました、たくさんの職種に対しては、予算上無理ということがありました。

しかし役場の職員もお願いをしようかなと思つていたところ、答弁の中にそういう職員もあると、今後は考えるとおっしゃいましたけれども、そのあたりは間違いなくいいのでしょうか。

なかなかいま役場職員が入ってこない、大卒はこないということなのですけれども、そのあたりの見解をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

役場職員っていう内容、言葉。私は申し上げたでしょうか。そこを確認したい。

○議長（百武辰美君）

申し上げてないということですね。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

勘違いしていました。

この4つの職種に加えて、私は行政の役場職員の皆さんにもそういう制度をぜひ使ってほ

しいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

4業種に限定をしております。これまでのやりとりの中で大変厳しい状況にあるということが大前提であります。

窯業関係はもちろんですし、保育所等々に人材の確保。逆に言えば、就職の希望をしている職種でもありますので、まずはこの4業種に限定してスタートをします。

まだスタートしたばかりですので、今後どのような御意見、要望があるのかを踏まえてやっていきたいと思っております。

まだまだ周知が足りずせつかくのいい取組が周知できないことは、私自身も残念なところがあります。

私たちの反省として広報周知を徹底し、その中でさらなる意見要望がありましたら、前向きに考えていきながら対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

申し訳ありません。先ほどのどの分野ということでしたが、窯業関係が1件、それと保育関係が1件ということで計2件でございます。申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

今後一度やってみて、どのくらい応募があるか。先ほど教育長おっしゃいましたとおり、まだまだ周知が不足しているかと思えます。

この制度に関しては、1年間受け付けられるっていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

制度につきましては1年間というわけではございません。まだしばらく対処をしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

いや私が言うのは、受付はいつでもいいのかということです。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

この受付に関しては、通年受付しております。

先ほどもございましたけども、まだちょっと周知ができてない部分がございますので、このようなチラシをつくりまして、保育所等あと介護事業所等に周知を行い、対象の方の発掘

というお知らせなどを行っていきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 今井議員。

○12番（今井泰照君）

そういうやり方が一番ですね。

もう事業所は限られているので、もうそこに持っていく。そういうやり方ができると思いますので、そのあたりはよろしく願います。

今回いろんな施策の中で、町長が一生懸命取り組んでまいられました。その中で本当に波佐見町という町が、よその人たちから羨まれるような町になっております。

今後ともこの波佐見のために皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますのでよろしく願います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で今井泰照議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

14時10分から再開します。

午後 1 時 52 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は 10 番 脇坂正孝議員。

○10番（脇坂正孝君）

皆様こんにちは。質問の前に一言申し上げます。

一瀬町長の6期24年にわたっての町政運営は、お名前が示す「政太」にありますとおり、本町町政を強く逞しくなされました。

文字どおり政を太くされたと思い、敬意を表すものであります。ありがとうございました。

それでは質問に移ります。

まず1. 教育委員会事務局の新庁舎への移転について、でございます。

新庁舎建設が進んでいるが、教育委員会の新庁舎移転については、不安や不満、反対の声を多く聞きます。このような中、移転は見直すべきと考え質問をいたします。

(1) 移転について体育・文化団体等をはじめ、町民の理解は得られているでしょうか。

(2) 仮に移転した場合、次のようなことが想定されますがどう考えるのか。

①公民館機能としての役割はどうするのか。

②職員不在では、総合文化会館は完全に貸館施設となってしまうが、教育施設としてこれでいいのでしょうか。

③移転した場合の事務局の管理・運営またその経費はどうするのでしょうか。

④総合文化会館や体育センターで町主催事業や後援事業等を開催する場合に、担当職員は準備や後片付け等で新庁舎から何度も通わなければなりません。かえって不便になるのではないのでしょうか。

2. 町の施設で残置している廃焼却炉の解体撤去について、でございます。

学校等でのゴミ焼却が廃止されて久しいが、学校や農村環境改善センター等にはまだ焼却炉が残置されている。ダイオキシン類等の有害物質の残留が予想され、また危険性も高くなっております。

早急に調査・解体・撤去が必要と考えておりますが、いかがされますか。

以上、壇上からの質問終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。御質問の順序と答弁が異なりますが、御了承をお願いいたします。

通告2. 町の施設で残置している廃焼却炉の解体撤去について。

学校等でのゴミ焼却が廃止されて久しいが、学校や農村環境改善センター等にはまだ焼却炉が設置されている。ダイオキシン類等の有毒物質の残留が予想され、また危険性も高い。

早急に調査・解体・撤去が必要と考えるかどうかという御質問ですが、廃棄物の野外焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、平成13年4月以降、構造基準を満たした焼却炉での焼却を除き原則禁止されています。

御指摘のとおり公共施設敷地において、現在は使用していないものの一部残置している状況です。教育委員会関係では中央小学校と南小学校に焼却炉が1基ずつ残っています。また中央小学校跡地に焼却炉が2基。体育センター裏に1基残っています。

中央小学校、南小学校の焼却炉については、現在針金等で固定され使えないようになっており、子供たちへの危険も回避できていると思われまます。

また旧中央小跡地の焼却炉については、1基は雑木に囲われ近づくことも大変な状態になっています。

もう1基と体育センター裏の焼却炉については、扉がなくなっていましたので安全対策を行いたいと思います。

農村環境改善センターでは、ごみ等の投棄がなされないように焼却炉の扉を番線で固定し洗浄をしています。

いずれの焼却炉も建設と設置から長時間が経過し、また風雨にもさらされていることから定年劣化が進んでいます。

解体撤去に関してはその処分に多額の費用を要することからまず現況調査を行い、緊急度

を緩和して順次実施をしてみたいと思います。

なお、そのほかの御質問については、教育委員会から答弁があります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 教育委員会事務局の新庁舎への移転について。

新庁舎建設が進んでいるが、教育委員会の新庁舎への移転については、不安や不満、反対の声を多く聞く。このような中、移転は見直すべきと考え質問する。

(1) 移転について体育・文化団体等をはじめ、町民の理解は得られているのかのお尋ねでございますが、パブリックコメントや各種会議等において趣旨を説明し、御理解をいただいていると思っております。

これからも必要に応じて継続的に説明を行ってまいりたいと思っております。

(2) 仮に移転をした場合、次のようなことが想定されるがどう考えるのか。

①公民館機能としての役割はどうするのか。

②職員不在では、総合文化会館は完全に貸館施設になってしまうが、教育施設として、これでいいのかというお尋ねでございますが、各種団体の講座や講演会、普段の会合等で文化会館を利用される公民館機能はそのまま従来のとおり、文化会館を使って行っていただきます。

公民館機能がなくなる、あるいは弱まることはないものと思っております。

また、教育施設としての利用も同様と考えております。各種団体の会議や打合せには職員が出向いて、その支援や対応についてこれまでと同様に関わります。

利用される側に御不便をおかけすることがないようにしたいと考えております。

③移転した場合の事務局の管理・運営またその経費はどうするのかのお尋ねでございますが、昨日の田添議員の御質問にもお答えしましたように、新庁舎移転後の文化会館の管理については、指定管理者制度によるか、通常の業務委託によるかはまだ決定しておりません。

いずれにしても施設管理を他に委託することになります。

また、その経費については、委託方法により異なってまいりますので、詳細には検討しておりませんが、その委託方法や管理内容を踏まえた上で算出したいと考えております。

④総合文化会館や体育センターで町主催事業や後援事業等を開催する場合に、担当職員は準備や後片づけ等で新庁舎から何度も通わなければならない。かえって不便ではないのかのお尋ねでございますが、現在でもある程度の規模以上の教育委員会主催行事の照明や音響のホール業務については、外部の民間組織に業務を委託しております。

また、町や教育委員会が後援します行事についても、その主催者にホール業務については外部民間組織に業務を委託するようお願いをしております。

こういった行事についての職員の業務は受付などが主な業務となってきます。

大規模な行事については前日に準備することになると思いますが、そこまで規模が大きくない業種の場合は当日の準備で間に合いますので、何度も通うということにはならないものと思っております。

イベントの計画段階において、その準備・運営等を十分に検討しそういうことにならないよう効率的に行ってまいりたいと思っております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私も教育委員会の事務局移転については、昨年6月と9月に続きまして今回で3回目ということになります。質問の内容に重複もあろうかと思えますけれども、改めて答弁をお願いいたします。

まずモニターをご覧ください。これは総合文化センターの文化会館の全景です。この右のほうに教育委員会事務局があります。左のほうがホールです。これは大ホールです。これも同じくですね。そしてこれが図書館。そして体育センターでございます。

このように一帯には、大ホールや図書館、体育センターを含め中学校や中央小それから学校給食センター。こういったものが配置されておまして、教育施設が集中しております。

体育センター、図書館それから中央小学校や中学校の設置がされております。一帯を文化センター、文教センターとして形成しているところでございます。

最初にお尋ねをいたします。教育委員の事務局移転について教育委員会から所管されている団体、いわゆる委員会等含めまして、これはどこどこに説明をされていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

主だったところは、まず定例の教育委員会、PTA関係諸団体等々の文化協会様や体育協会様等々に説明をしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

あとですね社会教育委員会。それから総合文化会館運営委員会それにもう一つ、各自治会の公民館長からなります連合の会ですね。このあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

社会教育委員会のほうには説明をしまし、自治会のほうでも説明はされております。

全体的にパブリックコメント等々でももちろん、庁舎移転につきましては町広報紙等々で町民の方々に全て広報周知はされていると思っております。

改めてそれぞれの団体様に、1対1での説明ということは行っておりません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

説明はされたでしょうが、そのあたりの了解と申しますか、それは得られていますでしょうか。

例えば、体育協会や文化協会。PTAの連合会などからは。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

私どもとしましては、もうこのことにつきましては計画的に年度をもって、了解が終わっているものと思って事業を進めております。

今回のことで改めてそれぞれの団体様に説明をし、了解を得るということは行っておりません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

昨年6月の議会の折に、教育長が答弁でPTA等と協議し理解は得られると思うと答弁していらっしゃいます。

結局、理解は得られると思う。ということですが、理解は得られておりますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

説明をしております。先ほど申しましたようにこの建設そのものが、了解を得て承認を得て進められている活動だと取組施策だと思っております。

改めての説明ということで、こちらからの方針等々の説明を行ったということです。

それについての理解納得をされたかどうかについてまでは把握をしておりません。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ただいまの10番の脇坂議員の御質問に関してですが、質問の根拠を確認するため確認権の行使の許可を。

○議長（百武辰美君）

事務局、時計をとめてください。

確認権の行使を認めます。

町長お願いします。

○町長（一瀬政太君）

教育委員会の新庁舎への移転について不安や、不満、反対の声が大きく聞くとお話がありましたが、そのような声は私のほうには全く届いておりません。

教育委員会にもほとんど聞いていないという状況です。確認をします。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私は昨年から今年にかけて約15人から20人の方に直接言われたり、私から逆にお尋ねしたりして状況を聞いております。その結果ほとんど95%がやっぱり不安、それから反対でした。

1人の方だけどちらでもいいと、そういう御意見でございました。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。では時計を再開します。

質問を続けてください。脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

私の思いを申しますと、説明もなく理解も得られてない。説明はある程度行われたかもしれませんが、それにまず移転のことを知っている方も少ないです。

これは広報などを行われたということでございますが、そういった理由で町民からの不満や不安が多いということでございます。

それから移転するというのを御存じの方も、もっときちんと説明し理解を得ることが必要ではないかと思っております。

危惧ですが、このまま決行すれば大きな混乱を招く恐れがあるかと思っております。

それから去年これはパブリックコメントということかもしれませんが、町政懇談会で教育委員会事務局は移転の計画がありますと。去年の懇談会の折、昨年夏のですね。と、いうことでありましたが、3、4行の文言で町民への説明を済ましたと。町民が理解されたと判断されたのかどうかと思っております。

やはりもう少し丁寧な説明が必要じゃないでしょうか。

それからもう1件。去年の6月から7月に行われました新庁舎の基本設計に対する意見公募、これについて13件の応募がっております。

意見に対します解答、この中で7件ですかね移転についてどうかと思うという御意見ですが、これをよく見ますと回答は部局との連携、あるいは外部委託で従来どおりのサービスができるという回答でございます。

このあたりが不安のもとで無いかと思っております。

従いまして先ほど申しました、教育委員さんへの賛同を得られるということは私も聞いておりますが、残りの大きな団体あるいはパブリックコメントで言えば、個人的な方も募集して一同に会してでもいいかと思えます。

さらに説明を行われたらいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

基本計画は令和元年12月13日に、教育委員会事務局の配置は、庁舎分散化による利用者の負担や事務執行における非効率等の問題解消のため、新庁舎建設に併せて移転し、町政機能を統合することを計画しますと明記をいたしております。

そして昨年、一昨年かの町政報告会でも教育委員会事務局の新庁舎への移転をはっきりと明言し、配付した資料にも掲載をしております。

行政は年々多岐にわたって幅広い対応が求められており、昭和30年、40年ぐらいの社会教育と今は様変わりしているわけです。

昔はこうであったという方々もいらっしゃると思います。しかしこれが分散していたのは、ここの波佐見役場の庁舎が狭く、そして新しく文化会館ができたので機能的にするために教育委員会をやろうという次第です。

これは東彼杵町もそのような状況です。2、3日前にも佐々町も設計をしております。

そして教育委員会はどうするのかというようなことを聞きました。とんでもない一緒に必ずします。そんなことは考えていないというような、そういう事業であります。

昨日の城後議員の質問でもやはり、今の社会教育は「まちづくり・地域づくり、子供の子育て」そのような非常に幅広い取組が求められているわけです。

そしてそのためには、おいでになった方々が非常に便利になる。そして同じ庁舎にしていたら連携もとれる。

今からはそういう社会教育・社会体育に特化ではなく、まちづくりの新たな、これだけ30年40年も変われば生き方、在り方が変わってきます。

ただし町民のニーズも変わってきているので、それに併せたかたちになっていかなければならないのではないかと考えております。

特に母子保健、母子福祉、教育相談と、幼稚園保育園それと入学と。本当に連携をきちんとしていかないと、子育て面こそ小さな子供たちの教育には支障が来すのではないかなと思っていますところ。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

連携ということは私もよくわかります。それはよく承知しております。

しかし、やはり先ほど申しあげました団体の方。このあたりも含めて、もう少し必要性を説明していただきたい。

去年、町政懇談会では「現在、総合文化会館内に設置している教育委員会事務局については、庁舎分散化による利用者の負担や事務負担、事務執行における非効率等の問題解消のため、新庁舎建設に併せて移転し町政機能を統合させることを計画します。」というたったこれだけのものでした。

これをもう少しわかりやすく丁寧に説明をしてもらわないと、町民の皆さんはどうしてだろうかとお思いになるかと考えます。

このあたりを含めて、まだ正式な移転までは時間がありますので、3年度で終わったということなく、今年度もそのような方向で理解を求められてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

確かに現在の総合会館が20数年利活用されて、多大な成果を上げております。

親しみやすい、使いやすいということで、それがなくなるという不安が多分大きいのだろうと思います。

しかし何度も答弁してきましたように、これまでの利活用については一切、不便をかけることがないよう配慮をしていくという繰り返しの答弁であります。

私たちが庁舎のほうに移転するのは、先ほど町長が答弁しましたとおりの理由で行っており、御不安な部分の現在の様々な利活用されている方々への不安に対して、そういうことが無いように、いざ移転した場合には対応、配慮を心がけてまいりますという繰り返しの答弁をここで言うしかできません。

これまでの説明が足りないのではないかとということではなく、私たちは先ほど町長も答弁しましたように、順を追って、必要な会議、必要な説明等々を行って、基本計画、実施計画が立ち上がった中で、移転を前提としたかたちで動いているところです。

どう準備をするかを考える、シフトを変えているところもありますので、改めて説明の必要というのは、まだ教育委員会としては判断をしておりません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

基本計画はどのようなメンバーで作成されたのでしょうか。

○議長（百武辰美君）

庁舎のってということですか。新庁舎のですね。

通告外ですがお答えできますか。できませんか。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

基本計画は基本構想を有識者の方にさせていただき、そのあと職員の係長級を集めて基本構想をもとに1年間をかけて作成いたしました。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そのように苦労して作られたということは分かりますが、その段階でもう少し町民の方に、実際の図面と基本設計でほぼ図面引いてありますよね。

それって基本計画でそれらや今の文言の説明をされていないから、ずっと混乱が生じているのではなかろうかと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長（百武辰美君）

すいません脇坂議員。庁舎建設のほうに議論がずれておりますので、意見のほうに転換して質問を続けてください。

○10番（脇坂正孝君）

これは移転についてです。移転について結局教育委員会事務局、教育長室あるいは職員の席、こういったものが基本計画に入っているわけです。

これらができた段階でもう少し説明が必要ではなかったかと思うわけです。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

当時、私は企画財政課におりました。

基本構想のメンバーを申しますと、自治会長の代表者であったり、老人クラブの代表者であったり、PTAの代表者であったり、そういった方をメンバーに加えて基本構想から御提言をいただきました。

その中でも教育委員会は事務局を庁舎の中に統一したほうが良いという討議がなされております。そういった検討結果を踏まえて、基本計画を策定したところでございます。

議員がおっしゃるような、何と申しますか周知が足りなかった部分は多少あるかと思えますけれども、全く無視してこちらの主導で教育委員会を持ってきたという流れは全くございません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

再度ですが、移転についてもう少し説明をされる予定はありませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

御不安や御意見等がございます諸団体様、個人様におきましては個別に対応してまいりたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

それでは公民館の重要性と申しますか、総合文化会館の重要性についてお尋ねをしたいと思えます。

町長は青年時代に青年団の団長をされたということを聞いております。

恐らく当時は5、600人の大きな世帯だったと思っておりますが、そのリーダーとして大活躍をされたと思っております。

その中でそのときの活動の拠点は公民館だったと思うのですが、そういった意味で町長には公民館の果たす役割、それから思い出、こういったものはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

質問外でございますがお答えいたします。

その時代は非常に社会教育というよりも社会体育のほうが盛んでした、とても。

40年前、前後です。私が37、8歳くらいかな。

何もかもがこのように、そして公民館の事務局を打ってもらいそれで行っていく。あとは全部それぞれのクラブの会員が、どんどんやってきているわけですね。

そういう時代にはほとんど子供の社会教育と学校との関係っていうのはあんまりなかったのではないかなと思っております。

しかしこの35年、40年ですね。ものの見方、考え方、価値観が変わってきて、社会経済、社会の情勢も変わってきております。

そして教育委員会とか公民館に求める要素もまた違ってきているわけです。

そういう流れを体感してきている組織有識者の皆さんの環境的な考えが基本構想にもあり、皆さんに十分周知をしていただいているっていうような思いをしております。

まさに時代に即した、そして今からの教育委員会の在り方っていいですか、施設になっていくのではないかなと思っております。

3、40年前のようなことは同じようなことは再現されない。その当時のよかったことは継承していかないといけない。

そしてやっぱり、また新たな価値観をもち青少年の健全な育成、そして特に低学年とか幼稚園保育園との連携。

こういうことをきちっとしていく、そういう機能が発揮される施設になるのではないかなと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

やはり不安や反対される方の一つの理由というのが、職員がいなくなるということがやはり一番の要因です。

今の現場で何かのときは職員がおられたほうが、頼んだり指導を受けたりしやすいと。そういうことが一番大きな理由かと私は思っております。

今の計画では委託かはっきりしてしてないということですが、そのあたりの計画は行われているかと思えます。

そのあたりは大まかですけども、指導できるとかそういったことは考えておられるのですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

役割分担の中でやっていけばいいのではないかなと思っております。

例えば貸出しとか受付等々については、管理をしていただいている方に行っていただければ結構だと思っております。

より専門的に指導的な場面が必要であれば、私どもがそこに入って議会運営等々にも協力をしていくというかたちで、全てにおいてあそこに私たちが対応するってことではないのだろうと思っております。

あそこに職員がいなくなるということではなく、教育委員会がこちらのほうに移転はしてきますけれど、内容に応じて私たち教育委員会の職員も全て対応は行っておりますので、公民館活動の機能がなくなるとか、弱まるということには繋がらないと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

さっきも申しましたとおり、職員不在では総合文化会館は完全に貸し館施設になってしまうという危惧があるわけです。

そのあたりがやはり一番怖いところで、それをどのようにフォローされるのかということがあります。

総合文化会館あるいは公民館の機能の条件としまして、施設設備はまずありますね。

それから職員、事業の実施これらが大きな要素と思うわけですが、総合文化会館だけあっても機能しないということで、やはり現場に職員がいないと生きた活動はできないと思うわけです。

今、体育センターも委託、それから図書館も委託。ここで何かあった場合あるいは緊急の場合、また利用者の方などいろんな問いかけ等があった場合には、先ほどこちらから出ていくと言われましたが、その対応は恐らく時間がかかるなど今までどおりはいかないと思います。

そのあたりはいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

何度も申しますが、繰り返しますけれど、確かにこれまでの長い間現在の総合文化会館の積極的な利活用が、実績としてありますので、今それがなくなるのではないかという大きな不安をお考えになっているのは、十分に了解をしております。

ただ教育委員会が移転をする趣旨の部分をお理解いただいて、現在抱えていらっしゃる不安や御心配等々が無くなるように、少なくなるように計画的に対応してまいりたいと思っております。

公民館活動につきましても私たち自身、中央公民館として私たちがリードをとるというよりも、今、現在各地区の公民館もそれぞれに積極的な活動を行われております。

その後方支援や、あるいは指定公民館制度を使いましてその中でも2地区の公民館を指定させていただいて、より良い公民館活動の在り方についても提案いただき、それをみんなで協議をするわけです。

波佐見町全体の公民館活動の機能も活動も活発化していくのだらうと思います。

それぞれの公民館あるいは全体的なことにおいて、私たち教育委員会社会教育担当が前面に出ていく場合には、必ずそこに出向いていき一緒に協議をし、一緒に準備活動を行っていくという基本的なスタンスは一切変わることはありません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

県下の状況をよくよく参考にとということになるわけですが、県下21市町の部局の所在地と教育委員会の所在地が別々であるのは、現在のところ21市町中12市町だと思います。それから町では8町中2町です。長与と時津だけです。

こういった中で、例えば島原市はもともと市庁舎の中に教育委員があったわけです。しかし合併で有明町の旧役場跡に教育委員会が移られました。

そして2、3年前に島原市役所は新庁舎ができたわけです。しかしそれでも島原市の新庁舎に戻られなかったわけです。

そのためちょっと私もそこが気になり聞きましたところ、全く困ることは無いと。そして若干距離があったほうが逆にいいという回答も貰ったわけです。

こういったところだけ先駆けて一緒になるというのはいかがなものかなと思いますが。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

何回も言いますが、やはり庁舎内で今からの子供たちの未来を考えれば、一緒になったほうが、ほとんどの市町村がやっています。

ただ分かれたところというのは地形的な問題、合併の問題、そして合併によりこの地域にばかり庁舎があったらいけないなど、そういう問題があるわけです。

だから波佐見町にあれば同じ中央の一番集まりやすいところで、そして一緒に内部の連携もきちんと行きながらスムーズにきちんとした機能ができるし、先ほど教育長も言ったように、何か問題があった場合にはそれなりの対応ができます。

そして、できるだけ今心配されているようなことがないように、そういう心がけで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

もう一つ気になりますのが委託なり指定管理にした場合、まだそこまで詳しい予定はないと、計画はされてないということでございましたが、経費的にはどのくらい見込まれておりますでしょうか。

体育センターが今年度の予算で委託料が391万9,000円。約400万円ですけども、そのあたりはどんな思いですか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁申しましたようにまだ今のところ、その計算等は行っておりません。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

仮に体育館と同規模としましても約400万円。合わせて800万円ということで、それ以上となりますと1,000万円を超えるということです。

これが継続して毎年度毎年度、必要となるというわけですね。このところも十分考えておかないといけないだろうと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育委員会が新庁舎に移転をする。この理由というところを最大限に考えた施策だと思っております。そこに費用がかかるのも、しょうがないところと思っております。

あくまでもこの新庁舎に教育委員会が移転をする目的目標を達成し、充実した教育活動、子育て支援が行えるようなものとして、私たちは捉えてこの計画を進めているところでございます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

この経費についてはまたどうなるかわかりませんが、予算等の段階で議論したいと思っております。

先ほども申しましたとおり、やはり町民の皆さんの不安や不満を無くすためにも、納得のいく決め方、方法で諸団体や住民の方の意見をよく聞かれて最終的な結論を、結論は出ているかもしれませんがお願いしたいと思っております。

まだまだ条例改正案や予算案ということで、いろいろ議論も必要かと思っております。その折には、またいろいろ質問をさせてもらいたいと思っております。

それから次の町立施設に残置している焼却炉の解体撤去についてです。モニターのほうをお願いしたいと思っております。

これがまず南小学校でございます。これはもう煙突も崩壊しております。それからこれが中央小学校です。これはかなり大きな焼却炉です。それからこれが元中央小学校の甲辰園の

登り口にある焼却炉。これはもうご覧のとおり手前のほうのブロックの中にごみといますか、木くずも入れてあります。それからこれが講堂のトイレのほうにあります焼却炉。ご覧のように葛の葉がずっと巻いてとても見られる状況じゃないです。そして蓋も開いたままというような恰好でございます。

そしてこれが農村環境改善センターの裏のほうにある焼却炉です。これは確か使えないような方法をとってあったと思います。

もう一つが小さいですけど体育センターの裏。

このように私が確認しただけで6基あります。東小学校や中学校には無かったので撤去されたものと思っております。

これですが多分平成9年頃文科省からこの話、ダイオキシン等の残留物ということで、学校での焼却はやめなさいという話が出てきました。10年には完全に禁止になったと思っております。

その後、撤去等についての特別指示はないとは思うのですが、この中にダイオキシン類と猛毒類がくっついているということで非常に扱いも慎重になっているわけです。

まず周辺の1市2町に尋ねましたところ、佐世保市は平成23年度までに全校終わりました。それから川棚町も随分前に済んでおります。それから東彼杵町も済みということでございました。

長期間、今まで解体撤去されてないわけですけど、ダイオキシン類等の調査はされてますか。

○議長（百武辰美君） 担当どこですか。住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

いまの各施設にあります焼却炉に残っている残土等のダイオキシンの調査等も行われているかという御質問でございますけども、今の状況では調査等はまだ行われていないという推測をしております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

こういった焼却炉では以前禁止になる前は何でも燃やされていたということですよ。紙やちょっとしたごみ類はともかく、ビニールや発砲スチールのものまで恐らく焼却をされていたはずですよ。

それだけにダイオキシン類等の有害物質の残量が予想されるわけですが、先ほどの町長答弁では随時という話でありました。しかし、まずは調査だけでも急ぐ必要がなかろうかと思っております。

というのが、いろんな資料によりますと小さい焼却炉ほど、町や組合で運営されているような大きな焼却炉は高熱で焼きますのでそういった心配はないわけですが、小型焼却炉とい

うのは恐らく300とか400度、そういった温度で完全燃焼はしませんので、逆に有毒物質が残量する可能性があるということです。これはもう煙突も含めてです。

そして平成14年からですので、もう20年以上経っているわけですが、場合によっては一部が空中に飛散しておりますでしょうし、それから一部は周囲に落ちて残留物質になっている可能性もあります。

したがって、これは補正予算をしてでも早急に調査だけでもまずはしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

誠に申し訳ありません。おっしゃるように予算編成のときには、なかなか大変厳しい状況の中で、これは1基でも4、500万円ぐらいかかるそうです。

しかし今、議員がおっしゃったように計画的に次年度予算で調査を全部行い、計画的に処分をしていきます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

そのあたりは有難く思っておりますけども、もうできれば補正でもぜひお願いしたいと思っております。

県立学校も平成の23、4年ぐらいには全部終わっているはずですが。

あらゆるところがそのような状況にありますので、恐らく県下の市町村でも本町だけじゃなかろうかと思えます。私は全部を調査してはおりませんが。

そういう思いでありますので、あくまでも児童・生徒の健康管理そして住民の方の健康管理。それから場合によっては、子供たちがこれに登ったりする可能性もあるわけです。

もう一つ言えるのが、これはレンガ積みでございますので崩壊したときに、またそこからダイオキシン類等有毒物質が飛散する可能性があるわけなのです。

したがって、一刻を争うという状況になっているかと思えます。その早急な対応をお願いしたいと思っております。

特に南小学校につきましては、校舎の裏のほうにあるわけですが、すぐ隣がプールそして浄水受水タンクがあります。その隣には給食の受口です。こういう全体の健康に影響するような場所が2つ3つとあります。

ぜひそういう事で、早めの調査、撤去、解体をお願いしまして私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（百武辰美君）

以上で脇坂議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

15時20分から再開します。

午後 3 時03分 休憩

午後 3 時20分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま藤川議員から、本日の一般質問における発言について、会議規則第63条の規定によって発言の取消しをしたいという申出がございました。

その部分は、「コロナ禍の2年間に各小中学校の運動会、修学旅行が開催されていない」という旨の御発言をいただきましたが、確認をしましたところ各校とも実施されていたことが確認できたためこの部分の発言を取消したいという申出であります。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、藤川議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

○議長（百武辰美君）

一般質問を続けます。

次は、8番 三石孝議員。

○8番（三石 孝君）

皆さんこんにちは。

このたび一瀬町長におかれましては9月の町長選の不出馬を表明なされました。

24年という長きにわたり町政を担ってこられました。御苦勞、御功績に対しまして最大級の経緯を称したいと思えます。

今回をもちまして一瀬町長との一般質問の議論も最後となりますが、今までの激しい議論の全ては、なんとか町民のためという強い意志から来るものであり、その中で私は町長から多くのものを学ばせていただきました。

この場を借りまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

では通告に従いまして質問いたします。

1. 役場新庁舎建設について。

(1) 今後のスケジュールは。

(2) 全体の予算は。

(3) 新庁舎の特徴は。

(4) 部署等の配置はどうなっているのか。

2. 中央グラウンドの整備について。

山手側の側溝整備はできないか。

3. 地場産業について。

窯業・農業・観光業に対する支援策の財源として基金の新設のお考えはないか。

以上です。

再質問は発言席にて行わせていただきます。

○議長（百武辰美君）町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 役場新庁舎建設について。

（1）今後のスケジュールは。という御質問ですが、令和2年度に基本設計、令和3年度に実施設計を行いまして、令和4年5月に新庁舎建設工事の入札を行い、先般その工事請負契約については議会の御承認をいただきありがとうございました。

建設予定地は造成工事もほぼ完了し、建設工事の着工を待つばかりの状況となっております。

今後は令和5年8月末の新庁舎本体の完成を目指して、安全第1で施工してまいります。

新庁舎での業務開始につきましては電算システム等の移行もございまして、遅くとも令和5年度中を計画しております。

移転後、現庁舎本館解体、現庁舎新館（現議会棟）の改修、外構工事2次施工を行いまして、全ての新庁舎建設事業完成は令和6年度中と計画しています。

（2）全体の予算についてですが、基本設計にて総事業費22億400万円を提示させていただいておりますが実施設計が完了し新庁舎建設予算、新庁舎本体、倉庫と、開口工事、一時施工を含む発注額を16億3,240万円計上させていただきました。

入札の結果14億7,290万円で落札されました。

総事業費につきましては22億円を目標に事業を進めてまいりたいと考えていますが、今後の社会情勢の変化、経済状況の動向など、多方面からの意見を取り入れ必要最低限の変更を行いながら、シンプルで機能的なデザインの新庁舎の構築を行ってまいります。

（3）新庁舎の特徴は。という御質問ですが、新庁舎は現庁舎の課題を解決するだけでなく、これからのまちづくり計画で目指していく姿を実現するものであり、基本計画において基本理念として新庁舎の特筆すべき事項を定めています。

その内容は、

基本理念1. 町民に優しく親しまれる庁舎。

子供から高齢者まで誰もが利用しやすい機能性を持たせ、町民の皆様がくつろげる庁舎にします。

基本理念2. 町民の安全、安心を支える庁舎。

昨今のゲリラ豪雨や風水害などによる災害発生に備え、防災拠点及び後方支援さらには復興拠点としての機能を持たせます。

基本理念3. まちづくりと連携した庁舎。

周辺施設や町民の皆様の取組と連携して、活力あるまちづくりの形成に寄与できる庁舎機能を設けます。

基本理念4. 波佐見の景観に溶け込んだ美しい庁舎。

波佐見町のシンボリックな存在とするために、陶板、町産木材、リサイクル石膏などを各所に使用し波佐見の特性を生かした美しい庁舎を建設します。

このほか町民の皆様や、日々使用する職員の利便性等を追求し、様々な特徴や機能を持った新庁舎の建設に努めてまいります。

(4) 部署等の配置はどうなっているのか。という御質問ですが、まず1階から説明いたします。

窓口機能を1階に集約し、一目でフロアが見渡せるワンフロアサービス窓口とします。

町民の皆様の利用頻度が高い部署、届出や各種証明などのいわゆるライフイベントに多く関係する住民福祉課、税務課、長寿支援課、子ども・健康保険課、教育委員会、会計課を配置します。

またキッズスペース、授乳室、多目的トイレ等を設け、町民の皆様の利用性を高めます。

そのほかにも住民交流情報発信スペース、多目的会議室は時間外の使用も想定しており、期日前投票所、役場主催の会議において利用可能とします。

次に2階には主に事業課を集約し、総務課、企画財政課、商工観光課、農林課、建設課、水道課を配置します。

また町長関連諸室を配置し職員との連携がとりやすい計画とします。

そのほかにも職員が自由に使えるミーティング兼リフレッシュスペースを1、2階の北側に設け職員の働きやすい環境とします。

3階には議会機能を集約し、議会事務局、正副議長室、議員控室、委員会室、議場、傍聴ロビー等を配置します。

議場は車椅子利用者にも配慮したフラット形式とし、議会が開催されない時期には、多目的ホールとして利用可能な計画としています。

また災害対策本部室を配置し、隣接する会議室は移動間仕切りを設けることで、様々な会議形態に対応できるようにしており、毎月の自治会長定例会議も3階会議室での開催を想定しています。

そのほかには議会会期中の議員、理事者、傍聴者の動線が交錯しない配置計画としセキュリティに配慮します。

屋上には非常用発電機、受変電設備、高架水槽、空調室外機、太陽光パネルを配置しま

す。

部署等の配置については、これまで管理職や職員代表者、検討委員会などにて協議し計画しております。

今後は多様化する公共サービスや組織改編に対応し、運用の中で柔軟に対応してまいりたいと考えています。

次に2. 中央グラウンドの整備について。

山手側の側溝整備はできないか。との御質問ですが、中央グラウンドは上波佐見村と下波佐見村が合併し、波佐見町が誕生した間もない昭和36年に稗古場郷、皿山郷、宿郷、田ノ頭郷、村木郷の5地区の共同で整備されたものです。

現在に至るまで関係自治会の様々な行事に活用されているものと思います。

一方で町との関係については、昭和61年11月に5地区自治会長の連名で、波佐見町に土地の寄附が行われています。

これは土地自体の名義が個人名義であり、5地区が法人格いわゆる地縁団体でなかったことから、当時の5地区への土地の所有権移転ができず、相続等による後日の紛争を避ける観点から町に寄附されたものです。

このため土地の名義は波佐見町となりましたが、土地に関する権利、義務は5地区が有することとされており、その後も5地区自治会で管理運営が行われているところです。

今般議員ご質問の山側の側溝整備については、5月2日付けで5地区自治会長の連名にて要望が行われています。

現地も確認したところ、流末の側溝に向けて土砂が堆積していることから、側溝の必要性は認めるところです。

しかし中央グラウンドはグラウンド整備の経過や、5地区自治会で管理されていることを踏まえると、関係自治会で整備されることが基本だと考えます。

このため5月13日の自治会長定例会の折に、関係自治会長にお集まりいただきこの考えを直接お伝えしたところです。

自治会が整備される場合は町の地域振興事業補助金の対象となりますので、その旨自治会にはお話をしており、具体的な側溝整備の方法や補助金手続についても、今後相談に応じる旨をお伝えしたところです。

今後自治会から見積り額等が町に寄せられましたら、補助金の予算化を行い整備について支援を行いたいと思います。

次に3. 地場産業について。

窯業・農業・観光業に対する支援策の財源として基金新設の替え考えはないか。との御質問ですが、本町の基幹産業であります窯業・農業・観光業の振興は極めて重要な課題であると認識しております。

一方で基金は、地方自治法において普通公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立てまたは定額の資金を運用するために設けるものとなっております。

本町における積立て基金としましては、ふるさとづくり応援寄附金を財源とした、ふるさとづくり応援基金をはじめ、教育施設整備基金や庁舎建設基金のような、将来的に大きな支出が見込まれる事業などのために設置しております。

窯業・農業・観光業の振興において施設整備など大きな支出は現時点では予定しておらず、また既存のふるさとづくり応援基金や、ふるさと創生基金も産業振興のために活用できることから、現在の予算及び基金の枠組みを維持することで対応可能と考え、基金の新設については現時点では考えておりません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

モニターのほうを御覧いただきますでしょうか。

新庁舎建設のイメージ図なのですが鳥瞰図ということを書いています。これは15か月後の来年の8月末にはこういう状態で新庁舎ができるということでございます。

いろんな意味で今までなかった部分をフォローしながら、耐震を中心に設備を整えたと町長のほうからの御説明がありました。

中でもいろんなかたちで、5つの理念に基づいて作ったということでしたが、ここでは一番重要なのはやはり防災の拠点であるということを重視し、耐震性の装備を備えた庁舎というのが一番の根幹ではあると思います。

その中で耐震はともかく災害に伴う災害本部を設置しながら、緊急事態のときはここを中心に救助活動や指示を行うということでございます。

一つ気になるのは、屋上における太陽光などいろいろなお話がございますが、ヘリポート関係はどうなっていますか。この庁舎において、ここに来る間の道路が切断し通れないような状況など発生する可能性が当然のごとくあり得ます。

これに対して海がないわけですので波佐見町は空から来るしかないのですが、そのあたりの対応はどうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

現在のところ新庁舎には敷地内にヘリの着陸場所、いわゆるランデブーポイントの設置は計画しておりません。

町内には波佐見町中学校や波佐見高校、焼き物公園の3か所がドクターヘリなどの着陸ポイントに指定されております。

その指定場所以外であっても、電線や高圧線、高さ15メートル以下の高さの建物や樹木が

ない場所には、相応の広さが確保できれば着陸することもできます。

新庁舎駐車場に着陸できるかなど確認をしていき、できるようであれば構造的などいろいろなものを勘案して計画をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

長い説明は要りません。

できる、必要であるということを結局おっしゃいました。

中学校のグラウンドとかおっしゃいましたけども、川がたくさん周りにあります。

そのため空の連絡路はその都合含めて、屋上などにヘリポートをつくらなくてもできますということであれば、別に構いません。

考えてないのですかということだけを言っています。考えていたら、考えているとおっしゃってください。わかりません。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

議員から言われるまではあまり考えてなかったのですが、できるのであれば議員が言われるように必要と思われれます。

設置する方向で計画はしていきたいと考えております、以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

基本理念の5番目にあがっておりました。いろいろあがっておりますけれど、職員の利便性とか町民が来庁されたときの利便性かれこれ。

職員については1、2階のリフレッシュルーム的なものが作れるというような御説明を受けました。このリフレッシュルームというのは昼食の際も食事を、全員というわけにはいきませんが、取れる時間帯スペースとかあるのですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

ミーティングランチルームにつきましては、職員同士の会議でありましたり、ウェブ会議などこの頃多くなっておりますのでウェブ会議を行ったりとか、1人作業をするときに使用したり、今議員がおっしゃったように昼食をとるようなスペースと考えて作らせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

この間の全協の説明の折にそうおっしゃいましたが、スペース的にそう広くない。

要は何を言いたいかという、リフレッシュルームっていうのは単に弁当を食べる場所だ

けじゃありません。

精神的にいろんな、デスクワークはほとんどの役場の方なさっていますし、やっぱり緊張の中執務室で仕事をされています。

ちょっとした休憩でリフレッシュできるわけです。だから新庁舎ができました。波佐見の町民の皆さん方も行ってみましょうとなった時に、今みたいにデスクの上で弁当広げて食べるわけですか。

そういうことをまた新庁舎でもやるということですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

1, 2階のミーティングランチルームでは、一斉に昼食をとることはできないと思われま

す。会議室や2, 3階にテラスフロアをつくらせていただこうと思っています。そのテラスで御飯を食べられるように、この新館の改修も行わせていただきます。

そこに厚生室っていうのを男女別で作らせていただきたいと思いますので、そこでも昼食がとれるように、あとは運用の中で考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

そのようにしていただきたいです。会議室を充てるようなことは、まずやってもらいたくないです。

またいろんなかたちで何人いらっしゃるかわからないけど、メンタル面で不安を抱えている職員さんも多いと聞きます。

やはり休憩とかりフレッシュできる場所が必要だし、閉鎖されたところよりはオープンになっているところが必要です。そういうのをぜひ作って部署の配置とあわせて考えていただきたいというのが一つです。

また職員の皆さん方はどれぐらいいらっしゃるかわからないですが、10人か15人程度は喫煙をなさる方、来客者にも喫煙をなさる方がいらっしゃいます。

喫煙者のことと、非常口が最初全協で説明があったときものすごく分りづらいというか、しっかりした非常口の表示がなかったように考えます。

この2つについてはどうですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

喫煙スペースについては新庁舎の中に現在確保はしておりません。

しかし庁舎については、一応健康増進法第一種施設となっており、原則敷地内禁煙となっています。

特定屋外施設場所以外の喫煙は認められていないということなのですが、今回の庁舎建設計画、喫煙場所を設置する場合は受動喫煙によるたばこを吸わない人にも考慮しないといけません。

また場所を考慮しながら喫煙場所を確保する必要があるとは考えております。

喫煙者にとって喫煙場所が無くなることは、議員が言いましたようにストレス解消や情報交換、あと交流場所を無くすことになり死活問題になることは私も理解しております。

しかしその反面、非喫煙者にとっては不快なものになるのかもしれませんが。そこで今後は所管課の総務課と協議しながら、適切に設けられるように対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

わかりました、ひとつよろしく願いいたします。

町民に優しくまたいろんなかたちでということで基本理念の中にもありました。

提案ですけど、今回ケーブルテレビさんの御協力や契約の中において議会の生中継もされています。録画もありますので、庁舎内でも議会を同時に見ることができる部署もあり、いろんなかたちで波佐見町から町民に向けての宣伝やお知らせや情報などもある。

そのため、できれば庁舎に一方踏み入れた町民へ常に情報が入るように、モニターを各部署の町民が手続を行う場所に向かって発信を行うように、常に波佐見町からの情報を発信するシステム、装置をつけたらどうかと思いますがどうですか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

議員が言われるように私たちもそれを考えていたのですが、デジタルサイネージといいまして、テレビで宣伝やポスターを順に流すようなものを各階にとか、あと来庁した方へ「波佐見町へようこそ」とかそういうかたちです。

あとは備品の購入になりますので総務課、企画財政課と協力しながら、予算を上げさせていただいて購入させていただければと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

何といっても新庁舎ですから防災は中心に置きながらも、利用する町民、執務を行う職員の人たちが常に利用されるところでございます。

そのあたりについては、いろいろ後付けでもいいですから皆さん方のアイデアがよりいい職場環境、行政環境につながるように努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして中央グラウンドの整備についてということですが。

御説明がありました内容は、今回5月2日に側溝整備を行ってくださいという要望書が出たわけです。

モニターをご覧いただきたいのですが、中央グラウンドを知らない方もいらっしゃるかもしれないということで、簡単な御説明をします。

一番下の県の7号線というのは右方のほうが岩崎で、左方が有田に向かっている道路です。旧道があったのですが県道の、それが今農地の上のほうの町道岩崎100幹線という道に変わっております。そこからずっと山手のほうに行き、右手のほうに中央グラウンドがあるわけです。

これは平面図ですからこのようになるのですが、このグラウンドのオレンジの線から少しブルーが上に引いてありますがそこが問題です。

写真でいうと向こうが山手です。こちらは宿少年野球クラブが練習を行っているところでこちらがグラウンドになります。

先ほど言いました田んぼのところの町道から来て、手前のほうが田んぼになります。ここですね。

上から水が流れますので下に、当然のごとく中央グラウンドのほうの水と山手のほうの水が合流して、このように入っていきます。

結局のところグラウンドは真砂土を毎年入れますし、2年に1回ですか、1年1回入れます。

山手のほうは砂岩です、砂の石ですからぼこぼこ入ります。それと一緒に流れてきて、この側溝に詰まるわけです。もう毎年その農業者がこれを上げる状態が続いているという状況です。

結局これがグラウンドで、これが切り取った山手のほうの岩です。ご覧のように今にも崩れてきそうな感じです。これが一緒に。

要は左手が山手で右がグラウンドですがそこに側溝がございます。これはL字というのですか、Uの字のトラック。側溝が入っているのですが、詰まった状態のときの写真で、向こう側にたまります。もう詰まって動かない状態です。

現状はこうやって素掘りをされているのですが、先ほど言いました右のグラウンドから砂、左から砂岩が落ちて、しばらく経つと埋まってしまう状況です。

今回5月2日に要望書を上げて、町に何とかやってくれませんかと言ったときに、また農業者のほうから急いでもらえないだろうかというお話がありました。

5か部落の自治会の担当の自治会長のほうから緊急に公社さんに依頼を行い、このように整備をされました。

整備は行ったのですが基本的にはまだまだ終わってない。これから先が50メートルぐらいあるという状態です。

基本的にこれを切り取ったままの状態がずっと、昭和36年の4月とおっしゃいましたので、それからずっとこのままだと雨風で自然に崩壊するわけです。

この状態を放置されているものですから、いろんなかたちでこの状態が続いているので、今もなお何年かに1回このような問題が起きてしまうという現状です。

確かにどう考えても、回答書の中にこういう要望書を上げました。何とか整備してくれませんかとあげましたが、回答書には基本的に5か自治会で作ったのだから、今までどおりにやってくださいとありました。

町長の説明にもありましたように、自治振興補助金のほうで何とか補助を出しますので見積りをとって、あげてくださいというのが今の行政のスタンスです。

間違っているのは、この回答書の後段にこういうことが書いてあります。

ついでに要望書記載のとおり自治会の財政の状況は、5か部落がほんのわずかずつ出していると理解するところですが、前日の経過やほかの自治会グラウンドの維持管理との公平性からもこれまでどおり5地区の自治会による維持管理をお願いしたいと思えますという。工事ものです。

ここは何をどう行政側が理解されているのか、ほかの自治会でも確かに村木もございますし、持っていらっしゃる自治会ございますが、全然意味合いが違います。

どうのように理解されているのかと僕も疑問に思うのですが、これは前の平成31年にもグラウンドの管理維持を何とか役場でやってくれませんかと陳情書も出ている。

ここに書いてある内容、配当書なのですが、これにはまたこういうことが書いてあります。

中央グラウンドが設置された歴史的に詳細な経過までは確認できていませんがと、ここ陳情書の冒頭にありました。経緯、現在の運営管理及び状況については理解をいたしますとありますが、歴史を分からないでどう理解するのですか。歴史の網はどのようになっているか、わかりますか総務課長。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今回該当の側溝整備についてあるいは中央グラウンドの管理について、議員お説のとおり平成31年4月と今回の2回に分けて要望書が出ております。

31年4月の回答書のその歴史云々については議員がおっしゃったとおり、記載をしているところでございます。その当時の町とすれば理解度は無かったと思えます。

しかし今回改めて関係自治会の皆様とお話をし、経過等がどうなっているのかを踏まえたところ、今回の令和4年の5月の要望書で、昭和31年町村合併により波佐見町が誕生した当時は、スポーツを通じての町民相互の交流は甲辰園グラウンドのみであったため、そういった観点から5地区で整備されたということに記載していただいていた。

そのあたりの経過がわかったため、改めてそこを踏まえて5地区のほうでお願いできませんでしょうか。という文書で出したわけでございます。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

全然。御存じのとおり前回同僚議員が、町長の今までの6期24年のお話をする中で合併のときからの町長のお話をされました。

31年の6月に合併して新しい町ができました。その前は御存じのとおり、上波佐見と下波佐見村でした。そのように合併をされた経緯があり、いろいろな協議がなされて2年近くの協議の中で誕生したのが、この波佐見町なのです。

そのときの初代町長も、これ当時の官報波佐見です。31年前の昭和31年の町長もこのように書いております。

町の振興発展を図るには、何といたっても町民の調和。これの一致が最大の要件と信じます。

わかりますか。上と下と分かれている間にできているのですよ。その当時は村木と宿は上だった。下のほうに田ノ頭、稗古場、皿山があったわけです。この一番上と下の触れ合うところに作られたのは、2代目町長の今里久香さんです。

記念の石碑があります。町長、今里久香氏。発起人が代表として、富永四郎氏、岩永積次氏、細野五郎氏。関係団体部落、宿郷、稗古場郷、皿山郷、田ノ頭郷。

この側面に書いてあります。なぜこれを作られたと思いますか。融和がないと合併後に人と人とが一つになろうとするのが厳しいのです。

町長も先ほどの御質問でおっしゃいました。当時はスポーツが何といたっても盛んだったと。スポーツによって融合・合併を全員が盛り上げようといわれた。そういった意味合いがあります。

そこを分らずにほかの郷のグラウンドと一緒にすってそれはないでしょう。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずはそういった経過を教えてください、ありがたかったと思います。

そういった融和をもとに各自治会が、そのときは郷ですが、郷がやはりどうしたらいいかということで自発的に考えられて、整備をされたものと思います。

本来であればその時、町ですべきであれば町ですべきであったろうと思いますが、現実的に5地区でされたということは、そういう5地区の発意であったのではないかなと思います。

一方でスポーツ振興という面では、その後鴻ノ巣公園の整備に多分移ったのはそういったスポーツの振興、町全体の融和。そういうことを目指して鴻ノ巣グラウンドは建設が始まっ

たものと思います。

そのような観点からすると時代の編成に伴ってグラウンドの在り方、またスポーツに対する融和の考え方というのが変遷してきています。

建設の流れについてはそういった歴史的な経過がありますので、現在は経過を踏まえてそれらを尊重して、地元で管理をしていただくというのが適正だと考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今あるもの全ては歴史です。町長がここまでしっかりした町をつくられたのも、6期24年間の間の苦しい中で頑張ってこられたということも同僚議員おっしゃったじゃないですか。

そこが意味するものは何なのかというのは分かつとしない限り、分からない訳です。

単にグラウンドですから。当時は甲辰園グラウンドの改修工事を昭和初年に行っただけで、大きなものではなかったです。

なぜ鴻ノ巣グラウンドを持ちだして、相対してそういう話をするのですか。

予算的にもそう無かつたって、昭和36,7年って2億あるか無いかの時代です。

それだけ町民を鼓舞しながら合併で一つになろうという気運を起こすために、やられたからこそ今があるわけです。

その意味あいを考えたら、いま単に現実的にある物事だけを考えるのではなくて歴史的なものを考えて、今回の対応も行ってくださいということをお願いしています。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずはそういった発意の経過があつたということは理解できます。

そうであれば5地区で行つたというのにそもそもの目的があり、その経過があつて、グラウンドの整備に至つたのではないかと思います。

だからその5地区で整備された御身となると、やはりこの5地区で現在まで連綿と続いている状況を考えると、これからもお願いをしたいと思います。

一方でこの5地区。当時はグラウンドを有してなかつたと思います。その他の地区については、それぞれ農村整備事業や構造改善事業でグラウンドの整備を順次されております。

そのように時代の流れで各地区それぞれグラウンドを整備されていますが、一番最初にされたところについては、共同で行われたということです。

したがって共同か単独かという違いはありますが、各地区グラウンドを保有されていますので、そこで差異をつけるということはありません。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ちょっと意味がお分かりになられてないというか、そういう感じを受けます。

このような時代の中においてトップである町長が、まずは町の財産である人と人とを一つに一致団結させようと動くのは当然の試みだと思うわけです。

だから今回このように綿々続いていくその流れの中で、一切手が加えられず、ご覧になれば分かるように整備がされないままここまで来ている現状を見ていただき、ここはひとついろんな意味で、さらに新しい町が発展することも考えて町のほうが整備に関して積極的に入っていくというお考えはないですか、町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう歴史的な背景もありましようけども、そういうグラウンドだけではなく町民総親和ということで駅伝大会も開催されました。町民運動会も開催されました。

そしたらそれぞれの地域から、頑張ろうという総和が町民全体の和になってきたという思いをしております。

だからある面では中央グラウンドは5地区が中心となり、まずは自分たちの使うブランドというかたちの中で、整備の事業をされたのではないかと考えております。

いかんせんそういう時には必ず5区でなにかあったら、他の地区は中央グラウンドを使え無かった。

だからそういうかたちで5地区の人達の所有、例えば権限は全部というように5地区になっているわけです。

便宜上のみ町の名義ですけども、全部権限は5地区になっているということで、全て優先的に5地区が活用されてきたという思いを致しております。

なので、それらは5地区の融和も波佐見町全体の融和に十分貢献をされております。

そして5つの部落よりももっと小さくて厳しいところが、それなりにグラウンドをつくるなどして、公民の融和を図ってきたということです。

ほとんど皆さんそのような一つの決まりの中で、行っていただいていたという流れです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

5地区のことだから町は関係無いと言ったら、何故これは波佐見の34年の広報に「グラウンドを着手して新工事済む」と出ますか。町でしていないのに。そのの意味合いを考えてください。

そこに必要だったと、やはりそういう触れ合う場が。やはり人が宝です。町の運営としては人がおり、土地があつてという3要素があるわけです。

だからそういう面からすれば、このグラウンドの果たした役目は大きいです。

教育の夏の球技大会。いろんな幼稚園の運動会。小学校の遠足。全部行っています。そこを考えてほしいのですが、どうですか町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それはやはりそれぞれの部落の自治会も自発的にされました。

そして5部落も自分たちで自発的に、一番連携をとれる、近くの部落で一番中心になる中央グラウンドが設立されたということでございます。

そういう施設はある面では一つの町が関与するのは関係無いとおっしゃっていましたが、それらを整備するときには、町の施設整備などを十分活用してくださいということです。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

やらない意思が固いから、幾ら言っても同じことを言うのでしょうか。しょうがないです、そのあたりは。

しかしこの崩れ落ちる砂岩に関しては、吹付けをやることによって半永久的に落ちてこないわけです。子供が怪我をするかもしれないわけです。

挙げ句の果てに農業の被害が来ている現状と、全体をみて考えてみてください。それで分かりにならないということは、どうかしているのではないですか。私にはわかりません。

では次に行きます。3番目の地場産業についてということで基金の新設はできないかということでございます。

これは同僚議員からもかなり多く、今の窯業会の資材、陶土、燃料費、かれこれの高騰がどうにかありませんかと訴えがっております。

農業も同じく窒素の話をされているのですが、肥料もそうですけど農薬も上がっております。

あといろんなかたちで、これは同僚議員の御質問に対しては国や県と力を合わせてやりましょうとおっしゃいましたが、要はいろいろな支援の仕方はあると思うわけです。

よそがやってないからやらないという答弁を今回の一般質問等を通して伺いました。

いや、よそがやってないからやるのです。こんな一番はやれない、2番3番はやりますという話です。いやいや。そうではなく、だからこそ支援をやるための財源が必要なのです。

その財源に、いまさまざまな取組で窯業会等々が頑張っていて、ふるさと納税が他町に比べものにならないぐらい寄附をいただいています。

そういう寄附があるときにさまざまな基金を創設して、何かのときにその基金を元手に支援をやる。それは税金の使い方として、やり方として正当じゃないかなと僕は考えるのですがいかがですか。

○副町長（前川芳徳君）

趣旨をお尋ねしたいため確認権を行使いたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）

はい。時間をとめてください。

副町長。

○副町長（前川芳徳君）

いろいろな施策をするために、今回基金を設けてほしいという御提案でございますけれども、三石議員はこの基金を設けることによって財政がどのように、あるいは予算がどのように有利といたしますか働くという考えなのか。

その必要とする、作ったほうが良いと思われる理由をお示しいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

基金を作るということはここでも、現状の基金の話を町長がされました。町長でしたかね。

例えばふるさとづくり応援基金。庁舎建設応援基金。教育施設整備基金。いろんなかたちで文化基金その他ございます。一番大きいというか必要になるとときには、財政調整基金という基金を作られています。

このような基金をすることにより、通常では一般会計の総予算の中で、さまざまな枠があり自由に単独事業として使えるものというが、その中で振り分けをされていると思うわけです。

そのときに基金に例えば窯業振興資金というのがもしございましたら、窯業資金の取崩しをやりながら窯業会の支援施策の財源として使われるのではないかという理解をしております。

そこで窯業は窯業、農業は農業、観光は観光の基金を作ったらいかがでしょうかというお話をさせていただいております。そういう理解で進めてよろしいですか。

○議長（百武辰美君）

ただいまの回答でよろしゅうございますか副町長。

○副町長（前川芳徳君）

先ほど御回答いただいた中で、企業の資金というようにお答えがございましたけど、これは基金ということで理解してよろしいでしょうか。

企業の資金というようにお答えなったようでございますけれども、これは基金と捉えてよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

滑舌が悪くて申し訳ございません。基金と申しました。

○議長（百武辰美君）

よろしゅうございますか、はい。これで確認を終了いたします。

これより質疑を再開します。事務局は残時間の停止を解除してください。

副町長。

○副町長（前川芳徳君）

確かにおっしゃるとおり、窯業なり農業なりそれぞれの産業の目的に応じて基金をつくり、それから財源を捻出する方法も一つの方法かと思えます。

ただし本町におきましては答弁の中にも申したとおり、ふるさとづくり応援寄付金。何度も出てまいりますけど、そこにはかなりの積立てを行っております。

また、そのほかの基金の中でもそういった産業振興に対する活用ができるようになっております。

加えて全体で積立て基金が10何種類。それから定期型の運用基金が4種類。全体で20幾つもの基金を抱えております。逆に今は、基金をもう少し整理してはどうかという提案を財政サイドがしております。と申しますのは、いろいろ多目的に小さく分け過ぎているので、もっと大きくハードに使えるもの。あるいはソフトに使えるもの。あるいはその定期積み方や貸付けできるような定期運用型基金と申しますか、そういったものの分類をもう少し直したらどうかという提案をしております。

そういった中で産業振興に使えるような基金の再造成は、考えていくべきかと捉えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

いいお話です。もうおっしゃるとおりです。

基金で使われずにそのままの基金というのもずっとあつたりします。そういう面からすれば、たくさんある基金を整理されるっていうのは、もう大賛成です。

そういった整理をしながら、先ほどおっしゃいましたように産業、地場産業に使える基金というかたちで整理をしながら、ちゃんとしてつくり上げていくというのは、もう大賛成です。

そうしないと多過ぎて何が何か分からない、全部分かってますでしょうけど。

そういう状態で使われないまま、ずっと経理しているっていう基金もあるみたいですから、それはぜひともやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

先ほどの答弁と重複しますが、そういう検討をするように財政のほうには指示を出しております。

早急にはできないかと思えますけども、今の基金の成り立ちやあるいは地方交付税の中でこういった基金も設けるといふものもあるようでございます。

そういった過去の成り立ち等も調べ上げて統合できるもの、あるいはもうこの際、廃止すべき基金等も整理していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 三石議員。

○8番（三石 孝君）

大変良い提案をいただきまして質問した甲斐がありました。

本当業界の皆様方というのは日々いろいろ、物価も含めて直接影響を受けられる方ばかりです。世界はコロナが発生し、移動制限があり、経済も自由にできないような世の中になってきています。

また一方で戦争という、起きてはならないでき事が間接的に物価高騰を生む原因になってしまうケースがあるわけです。

町長が以前から農業と窯業は基幹産業の2本柱とおっしゃっておりまして、最近になってプラスワンの観光が出てきました。

しかし日々の生活は第一生産を行います農業や、やきもの製造業に関しては、そのちょっとした値上がりはやっぱり響いてくるわけです。そのためには通常、一般会計でみる予算から崩すわけにいかないわけですね。計上経費を。

そのためそういう面からすると、いま副町長から提案があったように基金の整理をしっかりと行っていただき、またこのような苦しむ状況が継続するならば、それを財源として使っていただけるような施策のほうを推進していただきたいと思います。今後ともよろしく願います。

先ほど副町長からするという話の提案がございましたので、最後に町長から基金の対応の話について、確たる心構えをお聞かせください。

よろしく願います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いま副町長が言ったように基金が多過ぎる。そして基金があつて使えない、使いにくいです。1回1回機動的にできないです。必ず議会の議決を得ないといけないところがあるし、当然それは基金を取り落とす。

それよりも幅のある、そしてこれだけ経済のほうは右往左往しているこの時に機敏に、業界は業界なりの負担をしていただいてそれにする。

それから農業のほうはいかに国の政策、そこは県の政策。ここで補助金をどんどん。

もう来年の予算は7月7日から国に町村会でいきます。ここで11日に県知事と、議長にも陳情します。29項目あるのですが、やっぱり地場産業。

それらが一番中心になって、コロナ対策としてのそういう経済対策。そういうことが一番大事じゃないかなと思っております。

やはり基金をつくるのは優しい感じですが、使い勝手がおろすときは物凄く窮屈な感じがします。

だからある面ではそのような予算の組み方、取組方を時と場合においては、柔軟に対応できるように。

そういう財務体質を、今はふるさと納税があるからそういうことができると。

今まではできなかったです。できないから基金を積むだけで使いようがないというような、土地区画とかなんとかそういう。

キャノンのあれなどは存分に使わせてもらったのですが、やっぱり限られてきます。

貴重な基金をフルに使えるような状況にしていきたいと思っております。

○三石議員（三石 孝君） 終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で三石議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御起立をお願いします。お疲れでございました。

午後4時20分 散 会

第 10 日目（6 月 16 日）（木曜日）

諸 報 告

- 1 諸般の報告
委員会報告

議 事 日 程

- 第 1 議案第 28 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例
- 第 2 議案第 29 号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて
(波佐見町税条例の一部を改正する条例)
- 第 4 議案第 33 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度波佐見町一般会計補正予算 (第 15 号))
- 第 5 議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 第 6 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号))
- 第 7 議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 第 8 議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 第 9 発議第 1 号 議会議員政治倫理条例
- 第 10 報告第 1 号 令和 3 年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 11 報告第 2 号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄について
- 第 12 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

第10日目（6月16日）（木曜日）

1. 出席議員

1 番	澤田	昭則	2 番	岡村	真由美
3 番	田添	有喜	4 番	岡村	達馬
5 番	福田	勝也	6 番	城後	光
7 番	横山	聖代	8 番	三石	孝
9 番	北村	清美	10 番	脇坂	正孝
11 番	藤川	法男	12 番	今井	泰照
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 筒 晴香

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副 町 長	前川 芳徳
総務課長	福田 博治	企画財政課長	辻川 尚徳
商工観光課長	澤田 健一	庁舎建設推進室長	大橋 秀一
税務課長	山口 博道	住民福祉課長	井関 昌男
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	本山 征一郎
水道課長	中村 和彦	長寿支援課長	松添 博
子ども・健康保険課長	石橋 万里子	会計管理者 兼会計課長	宮田 和子
教育長	森田 法幸	教育次長兼 教育センター所長	朝長 哲也
総務課課長補佐	太田 誠也	企画財政課 財政管財班係長	鶴田 秀幸

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

みなさん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和4年第2回波佐見町議会定例会、第10日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

これから、諸般の報告を行います。委員会報告については、その報告書を配付しております。

委員会報告については、新庁舎建設等調査特別委員会及び議会改革調査特別委員会からの中間報告となりますので、それぞれの委員長に報告を求めます。

まず、新庁舎建設等調査特別委員会委員長から報告を求めます。

○新庁舎建設等調査特別委員会委員長（藤川法男君）

皆さんおはようございます。

ただいまより新庁舎建設等調査特別委員会の中間報告をいたします。

令和4年6月16日

波佐見町議会

議長 百武 辰美 様

新庁舎建設等調査特別委員会

委員長 藤川 法男

新庁舎建設等調査特別委員会所管事務調査中間報告書

新庁舎建設等調査特別委員会における調査事件について、会議規則第46条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 調査日時・項目

(1) 日時 令和3年1月21日（木） 午前10時00開議

調査項目 所管事務の調査（庁舎建設推進室所管）

・進捗状況について

・今後のスケジュールについて

(2) 日時 令和3年4月8日(木曜) 午前10時00分開議

調査項目 所管事務の調査(調査建設推進室所管)

- ・進捗状況について(基本設計3D空間動画での説明)
- ・教育委員会事務局の移転について

(3) 日時 令和3年5月20日(木曜) 午後1時30分開議

調査項目 所管事務の調査(調査建設推進室)

- ・進捗状況について(基本設計3D空間動画での説明)

総務文教委員会と介護委員会の内容として、進捗状況について、
平面図、各階の間取り図の説明でありました。

- ・教育委員会の事務局の移転について、

(4) 日時 令和3年8月5日(木) 午前10時00分開議。

調査事項 所管事務の調査(庁舎建設推進室)

- ・進捗状況について
- ・新庁舎建設工事費の予算について
- ・パブリックコメント(意見公募)の結果について、

(5) 日時 令和3年10月21日(木) 午前10時00分開議

調査項目 所管事務の調査(庁舎調査建設室所管)

- ・進捗状況について

(6) 日時 令和4年2月18日(金) 午前10時00分開議

調査項目 所管事務の調査(庁舎建設推進室所管)

- ・進捗状況について(外観イメージ図、駐車場の説明)
- ・新庁舎建設予算について

(7) 日時 令和4年4月15日(金) 午後1時30分開議

調査項目 所管事務の調査(庁舎建設推進室所管)

- ・実質設計について
(3D動画による説明、平面図及び各階の間取り図の説明)

2. 出席者・説明員

(1) 出席者

委員長	藤川法男	副委員長	今井泰照			
委員	脇坂正孝	北村清美	岡村達馬	岡村真由美	澤田昭則	
議長	百武辰美					

(2) 説明員

大橋秀一庁舎建設推進室長、中村謙一庁舎建設推進班係長

川瀬智也庁舎建設推進班主任

森田法幸教育長、福田博治教育次長、藤 圭介教育総務班係長。

※教育委員会は、令和3年5月20日のみの出席

3. 調査概要

◎基本設計の進捗状況について

基本設計は外部委員が構成する庁舎建設検討委員会の答申を受け、令和元年12月に町職員のグループワーキングを経て策定した。計画を具体化する図面を作成するため、プロポーザル方式により公募を行い、株式会社 三省設計事務所を選定した。その後、令和3年3月末までに国の地方財政措置を受けるために、株式会社建友社設計が実施設計業務に着手した。

◎パブリックコメント（意見公募）の結果について

令和3年6月21日から同7月20日までの意見公募を行い、団体2件個人2名からの延べ13件であった。内容は庁舎建設工事費の高騰、新庁舎の緊急時の利活用及び教育委員会事務局の移転などがあった。また緊急対策の備蓄庫を単独スペースにすることや非常用発電機のメンテナンスの進入路の確保などの意見は参考にしたい。

◎実施設計の進捗状況について

執務室の広さは、職員数との相対関係で決定されるものであり、有識者会議や職員の意見を十分に取り入れたところで、1階、2階ともワンフロアとなり、延床面積を3,000㎡とした。その後2階の緑地分が削除され、一方で職員の要望を踏まえ、3,300㎡となる。

なお説明を受け、委員からは教育委員会事務局の移転について、特に社会教育関連は、現状の総合文化会館の方が町民の利便性がよく、小・中学校の児童生徒に関する諸問題など、相談しやすく、総合文化会館に置くべきとの意見があった。

一方で教育委員会事務局では、近年談合事件が発生しており、その原因は、技術者職員との相談不足という意見もあり、実施設計においては、新庁舎への移転となった。また教育委員会事務局も、子ども・健康保険課と隣接して配置することで、児童生徒への連携した支援が可能となる。また、ワークセンターの解体を令和4年2月に、土砂の切り下げ工事を令和4年4月までに実施し、その後、造成工事を計画している。

◎起債計画について

庁舎建設費総額22億400万円で、その半分の約12億円を庁舎積立金で補い、残額は5年の据置きで年間約1,000万円。6年からの30年間で年間4,100万円の起債計画としている。

◎町産材の活用について

町有林の杉、檜等が植樹して50年以上となることから、正面玄関付近や議場の一部に使用する、一般材の1.2倍から1.5倍の単価であるため、使用は限定的である。また、廃石膏を利

用した壁面の施工も計画している。

◎実施設計の内容説明について

延床面積は3,300㎡で、後に整備する既存新館を合わせると4,300㎡となり、現庁舎と比較して1,300㎡広くなり、各課の執務スペースの余裕が出る。また1階2階ともワンフロアとなり、各課の相談も容易にできる設計となった。その中で新型コロナウイルス等の対策として、各課をアクリル版等で仕切ることができる設計となった。

また、執務スペースのほか大小8室の会議室があるが、職員の打合せや少人数での住民相談などは、窓側にあるスペースで対応できき、利便性が増している。

3階は議会エリアとなり、議場については椅子、机の移動をそのまま可能となるため、災害対応に、警察や消防自衛隊を入れて、災害対策本部として使用ができる。

主な質疑ですが、そこにアップしておりますので後ほど御覧ください。

4. 調査の所見（まとめ）

新庁舎建設等調査特別委員会は、基本設計の業務終了後、令和2年10月に公共施設等調査特別委員会から役割を引き続き引継ぎ設置された。

新庁舎建設工事の実施設計は、令和3年11月に終了したが、それまでの間、係長級が12回、町長を含む管理職が3回、それぞれ各検討委員会で協議を重ねてきた。

本委員会からの意見として、新庁舎の全体・執務室の面積、新型コロナウイルス感染症対策、建設工事費、町民の利便性などがあがり、その意見に対し、数回の設計変更を経て新庁舎本体の工事を行うこととしている。

また、教育委員会事務局の移転についても、多くの意見があったため、教育委員会事務局に対し総務文教委員会と合同での調査を行った。その中で、教育委員会事務局も含め、新庁舎での町民の利便性を第一と考えながら、併せて職員の働き方改革も踏まえて将来の職場として、働きやすい環境も整える必要があるものとする。

実施設計は、利便性を持った安全・安心な設計になっている。

町民や職員が「誇れる」庁舎を建設する必要があるため、今後も引き続き調査を行う。以上であります。

○議長（百武辰美君）

次に、議会改革調査特別委員会委員長から報告を求めます。

○議会改革調査特別委員会委員長（尾上和孝君）

中間報告をいたします。

令和4年6月16日

波佐見町議会

議長 百武 辰美 様

議会改革調査特別委員会

委員長 尾上 和孝

議会改革調査特別委員会中間報告書

議会改革調査特別委員会における調査検討事件について、会議規則第46条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 調査検討事件

議会の改革を進めるための調査・検討

2. 設 置 日

令和3年6月15日（火）

3. 設置の目的

波佐見町議会の議員定数、議員のなり手不足問題及び議会議員政治倫理条例の制定など、総括的に議論、検証し、議会の改革を進めるための調査・検討を行うことを目的とする。

4. 調査検討日時・項目

- (1) 第1回委員会 令和3年6月15日（火） 午後2時30分開議
・正副委員長の互選について
- (2) 第2回委員会 令和3年7月16日（金） 午前11時23分開議
・今後の方向性について
- (3) 第3回委員会 令和3年8月17日（火） 午後2時7分開議
・議員定数について
- (4) 第4回委員会 令和3年9月17日（金） 午後1時7分開議
・議員成り手不足をどうしたら防げるかについて
- (5) 第5回委員会 令和3年10月18日（月） 午後4時38分開議
・議員定数及び議員報酬について

- (6) 第6回委員会 令和3年11月15日(月) 午後4時49分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (7) 第7回委員会 令和3年12月14日(火) 午後2時48分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (8) 第8回委員会 令和4年1月17日(月) 午前11時9分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (9) 第9回委員会 令和4年2月14日(月) 午後3時34分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (10) 第10回委員会 令和4年3月14日(月) 午後3時30分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (11) 第11回委員会 令和4年4月14日(木) 午後4時10分開議
・議会議員政治倫理条例の修正か所の確認について
・議会議員政治倫理条例制定について
・今後の議会改革調査特別委員会の進め方について
- (12) 第12回委員会 令和4年5月13日(金) 午後4時9分開議
・要望書の取りまとめについて
・議会議員政治倫理規則の制定について
- (13) 第13回委員会 令和4年6月14日(火) 午後3時55分開議
・議会議員政治倫理条例の制定について
・議会議員政治倫理規則の制定について

5. 出席者

委員長 尾上和孝 副委員長 田添有喜
委員 今井泰照 藤川法男 脇坂正孝 北村清美 三石 孝 横山聖代
城後 光 福田勝也 岡村達馬 岡村真由美 澤田昭則
議長 百武辰美

6. 調査検討の概要

(1) 今後の方向性について

今後の方向性について、7月16日に協議を行った。協議の主な内容は、委員会の組織づくりと調査事項であった。

協議の結果、組織は議長を除く議員13名で構成し、調査・検討を進めることとした。また、調査事項については、議会の課題が山積する中、まずは議員定数について調査を行うとし、その後議員の政治倫理条例について調査することとした。

委員会は、基本的に月1回、全員協議会後に開催することで定めた。

(2) 議員定数について

議員定数の見直しについては、全国的にも「議員のなり手不足」などの大きな課題があり、本町においても避けて通れない課題である。

委員会では、昭和35年の町村合併期からの議員定数の推移についてから協議を始めました。また、県内各市町の実態や全国の実態等について調査を行った。

多くの自治体では、議員定数決定の根拠として、人口とその関係性を重視している実態があることを確認することができました。本町の場合の例外ではなく、人口を考慮した定数となっている。

8月17日の委員会において、定数について各委員の考えを聞き、挙手にて決をとった。結果は、現状維持9名、定数減3名、どちらでも良い1名、欠席者1名であった。

今後、具体的な議員定数と議員報酬について委員長より案を示すこととした。

(3) 「議員なり手不足をどうしたら防げるか」について

9月17日の委員会では、「議員なり手不足をどうしたら防げるか」について協議を行った。議員なり手不足について、各委員から多くの意見が出された。

【主な意見】

①市議会の方向を目指すか、村議会の方向を目指すかにあり、報酬や兼業に関わる課題がある。

②議員自身の情報発信やPR活動が必要で、議員活動の内容を周知することが大事である。

③報酬や手当・政務活動費など、議員の環境整備が必要ではないか。

④自治会長会等の団体との意見交換会を行い、生の声を聞いてみるのもよいのではないか。

⑤専門性や経験豊かな人・若い人などいろんな年齢層の議員がいた方が、議会は活発になるのではないか。

⑥前々回の選挙では新人が6名出馬され、今回は4名が出馬されている実態から、なり手不足とは言えないのではないか。

⑦地方議員は、定数や報酬など自分たちで決めないといけない。新しい考え方で一度制度をつくって考えてみてはどうか。

以上のような、多くの意見が出されました。議員のなり手不足についての課題は多く、短期間で結論は出せないことを確認しました。

(4) 議員定数と議員報酬について

10月18日の委員会において、議員定数と議員報酬について最終的な確認を行い、令和6年の改選時は「現状維持」という結果に至りました。

なお、定数については、改選が4年に1度で見直しに対し協議することが難しく、平成21年8月から平成23年3月に調査された過去の組合みを見ても、長い時間を要して検討された実

態がある。そこで、次期令和6年の改選時の定数は現状維持の定数14名とし、令和10年の改選時についての方向性を早期にまとめておく必要がある。ただし、状況によっては、緊急的に定数の見直しが必要とされることもあり得ることも確認しました。

また、委員の中から、定数減になった場合の常任委員会や議会運営委員会及び議会特別委員会の運営についても考えなければならないとの意見も出され、単に定数減という議論だけでは不十分であり、検討しなければならない事項が多くあることも確認できました。なお、議員定数については、令和4年9月実施の町長選後に具体的な議論を行うこととした。

(5) 議会議員政治倫理条例について

11月15日から議会議員政治倫理条例についての調査を開始した。条例策定ということで協議の時間を十分に確保し、5回におよぶ調査となった。

初回は、条例の必要性について各委員から考えを聞く場を設定し、協議を深めた。その際にあがった意見としては、「職員や町長等三役の政治倫理条例策定の動きがあるという理由で議員も策定するという考えはおかしい」、「議会で何らかの不祥事が発生しているわけではない」、「町議会会議規則や議会運営の申し合せ等、また議員必携において議員としての資質等が示されている」などがあつた。

そこで、県内の市町及び他県の動向等を参考にし、条例策定の実態の検証や条例の内容についての協議を行った。

基本的な考え方として、県議会の実情に適した内容の条例にすることを目指した。特に時間を要したのが「請負等に関する遵守事項」で、結論としては、なり手不足等との関わりもあり、この項については明記しないこととした。その他、「審査請求」や「対象議員及び議会の措置」・「請求による説明会」等の項目について、かなりの時間を要して協議を行った。また、条例策定に関わる「議会議員政治倫理条例施行規則」の制定についても協議を重ねた。

令和4年6月14日の委員会において、条例及び規則の策定について最終確認を行い、賛成多数により議会に上程することを採択した。

(6) 今後の議会改革調査特別委員会の進め方について

議会改革調査特別委員会が抱える課題は多岐にわたることから2部会制をとり、「議会に関する事項」の部会と「議員に対する事項」の部会で調査・検討を進めることを確認した。また、最終的な採択は、全体会において決定することとした。

なお、2部会による調査・検討を進める前に、「議会基本条例」までは全体会で協議し採択することとした。

(7) 要望書の取りまとめについて

要望書の提出の目的は、町民の声を町政に反映させることにあり、各種事業の効率的な執

行や事業に必要な予算確保に対して、必要性が生じた時に要望書の提出を行うものである。

提出方法は、当該事項を所管する各常任委員会の全員一致で議長へ提出し、全員協議会において採択を行い、議長が町長へ提出するという流れで提案した。

しかし、要望書の流れとしては課題があるとして、常任委員会から出された要望事項を一旦議長にあげ、議長の承認を得た上で、議長名で全員協議会へ提出することとした。そして各委員会での全員一致ではなく、全員協議会の多数決によって採択し、議長名で町長へ要望書を提出することとした。

7. 調査検討の所見（まとめ）

議員を取り巻く環境が時代の流れとともに変わりつつある。この現象は本町においても例外ではない。そこで、議会や議員が抱える課題を解決していくため、「議会改革調査特別委員会」を設置し、調査・検討を行うこととした。

課題解決においては、多岐にわたる事項があり、何から手をつけるか協議を重ねた。その結果、議員活動にあたって議員が遵守すべき行動基準を定め、政治倫理を常に自覚することで、議員自らが改めて襟を正し、町民の信頼に応え、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的に「議会議員政治倫理条例」の策定に向けて調査・検討を行うこととなった。

また、全国的な課題である「議員のなり手不足」についても調査をすることとした。なり手不足の要因は多岐にわたり、何から着手するかについては議員それぞれの考えがあり、方向性を示すことにはかなり苦慮した。まずは、本町の課題である「議員定数や議員報酬」について取り組むこととした。しかし、現実問題として、議員の欠員が生じることが現実となり、本年9月実施の町長選挙終了後に調査・検討を行うこととした。

今後は、議会基本条例の審議を行うこととし、その後は議会及び議員に関する事項の課題解決に向け、2部会体制で調査研究を進めていく。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから議事に入ります。

日程第1 発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例

○議長（百武辰美君）

日程第1. 発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例を議題とします。

議会改革調査特別委員会から委員会提出議案として提出されましたので、委員長に内容説明を求めます。

○議会改革調査特別委員会委員長（尾上和孝君）

発委第1号

令和4年6月16日

波佐見町議会

議長 百武 辰美 様

波佐見町議会

議会改革調査特別委員会委員長 尾上 和孝

波佐見町議会議員政治倫理条例

標記について、別紙のとおり会議規則第13条3項の規定により提出します。

(提出理由)

議会議員に関わる倫理の保持に資するため、本条例を制定するものである。

波佐見町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる波佐見町議会議員（以下「議員」という。）が、町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、町政に対する町民の信頼を確保し、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理観及び品位の保持に努め、町民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。

2 議員は、地方自治の本旨に従って、議員本来の使命の達成に努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(町民の役割)

第3条 町民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ議員に説明責任を果たすことを求めることができる。

2 町民は、主権者として自らも政治を担うことについて自覚を持ち、議員に対し、次条に規定する政治倫理基準に反する働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、公職にある者に対して適用される法律の規定によるもののほか、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

(2) 常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人または団体の利益を求めて、公

共の利益を損なうような行為をしないこと。

(3) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その権限または地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(4) 町の契約に関して特定の者を紹介し、推薦し、又は妨害し、排除する等の働きかけをしないこと。

(5) 町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(6) 町の職員の採用、昇格又は異動に関して紹介又は推薦をしないこと。

(審査請求)

第5条 町民及び議員は、議員に第4条に規定する政治倫理基準に規定する請負等に関する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあると認められたときは、これを証する資料を添えて、町民にあつては議員の選挙権を有する50分の1以上の連署、議員にあつては2人以上の者の連署をもって、その代表者から文書で議長に対し、政治倫理基準等違反の確認の審査を請求（以下「審査請求」という。）することができる。

2 前項の規定による審査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

3 議長は、審査請求を受理したときは、当該審査請求の適否及び当該審査請求に係る事項の審査を行うための特別委員会（以下「審査委員会」という。）の設置の可否について、議会運営委員会に諮問するものとする。

(審査委員会の設置及び運営)

第6条 審査委員会の設置、組織及び運営に関しては、波佐見町議会会議規則（昭和63年規則第1号）及び波佐見町議会委員会条例（昭和63年条例第1号）の定めるところによる。

2 審査委員会は、当該審査請求の適否及び政治倫理基準等に違反するかどうかについて審査するとともに、議会の措置についても協議するものとする。

3 審査委員会は、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査委員会は、審査のため必要があると認めるときは、対象議員及び関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

(対象議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査委員会から前条の規定により、審査委員会への資料の提出又は説明を求められたときは、これに協力しなければならない。

(審査委員会の審議結果)

第8条 審査委員会は、審査請求を受けた日から60日以内に審査を終え、議長に対して、審

査結果を文書で報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告書が提出されたときは、その内容を対象議員に通知する。

3 対象議員は、前項の規定により通知された報告書の内容について、不服がある場合は、議長に対し、文書で弁明の申立てをすることができる。

4 議長は、前項の申立てがあった場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(対象議員及び議会の措置)

第9条 対象議員は、政治倫理基準等に違反している旨の委員会審査結果について、議長から通知があったときは、自らの責任を明らかにしなければならない。

2 議会は、政治倫理基準等に違反したと認められる対象議員に対し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 文書による警告

(2) 公開の議場における陳謝

(3) 議会における役職の辞職勧告

(4) 議員の辞職勧告

(5) その他必要な措置

3 議長は、前項の措置を講じたときは、その内容を第5条第1項に規定する代表者に通知するとともに、本会議で報告し、措置の内容を公表するものとする。

(請求による説明会)

第10条 議会は、前条第2項の規定による議会の措置に対し、議員の選挙権を有する50人以上の連署により、町民に対する説明会（以下「説明会」という。）の開催請求があり、特に必要があると認めたときは、これを開催することができる。

2 対象議員は、説明会に出席し、釈明しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

最初に町民の皆さんもよく御存じのように、職員の2度にわたる不祥事、事件を受けて責

任者である町長等の政治倫理条例が昨年成立をいたしました。

このような中で、今回の町議会議員の政治倫理条例の提案はなぜ、このようなかたちで提案をされたのか。目的をしっかりと御説明いただきたい。

○議長（百武辰美君） 尾上委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（尾上和孝君）

三石議員にお答えしたいと思います。

先ほどおっしゃった件ですが、議員において不祥事は起こっていませんが、町長等の政治倫理条例が成立したことによりそれを正す側、私たち町議も自ら制定すべきと議員の多くが賛同したため今回の制定となりました。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

ではこの条例を制定され施行されるにあたり、今までの議員活動からどのように変化し、変わるのですか。早く言えばですが、この条例の効果は何ですか。

○議長（百武辰美君） 尾上委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（尾上和孝君）

特別に変わることはないと考えております。この条例成立によって、抑止力につながるのではないかと考えております。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

町村合併が行われ波佐見町が誕生しました昭和31年。合併以来、町政が始まって66年間内としても、先ほども委員長おっしゃったように、議員の不正は存在していません。

議会議員の政治倫理規定がないことでの、不都合はあるのですか。また地方自治法で定められています100条、百条委員会とよく言われますけれども、この関係はどうなりますか。

最後にそもそも政治倫理って言うのは何ですか。

○議長（百武辰美君） 尾上委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（尾上和孝君）

議員の不正は存在したのかということなのですが、私の記憶ではありません。それと不都合がありますかということですが、不都合はないと思います。

地方自治法100条で定める百条委員会との関係はどうなりますかということですが、この倫理条例は議員それぞれの心構えなので、百条委員会とは違うと考えております。

それと最後の質問なのですが、政治倫理とは何ですかということですが政治に携わる者として、汚職や詐欺などを許さないとする道徳心とっております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

○議長（百武辰美君）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか反対ですか。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

私は発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例について反対の立場で討論を行います。

政治倫理とは国民全体の代表者として、今回の場合は波佐見町の町民全体の代表者として、公平公正に行動するために政治家が持たなければならない行動規範と辞書には定義をされております。

行動規範すなわち政治家たるものこうあるべきという概念は、法律やこの条例等の規制の枠でつくり上げられるものではなく、政治家自身の政治家たる自覚によってつくられるものと考えます。

まずはこの条例の中身で私が欠点だと思われるものに関して申し上げます。

この条例の中で、冒頭から目的も含めて書かれておりますが、波佐見町議会議員の政治倫理条例の目的のところから、既に政治倫理という言葉が使われております。約10か所使われているのですが、政治倫理とは何かといった定義もしくはうたってある箇所がないわけです。

その中で各11条までの間にこのように政治倫理が世間の常識というような捉え方の中で、文言が構成されている部分そこについては条例については欠点があると考えます。

また町民に対して役割というのも規定がされております。

当然この中の町議会議員の皆様方は町民の信託を受けて、町議会議員として町政の運営に監視役も含めて業務をされているわけです。

そのあたりに関しては町民が至極、注意を持って見てらっしゃいます。行動発言含めてですね。改めてその町民の役割などという項目を、設ける必要はないと思います。

そもそも議員は自由なのです。自由な中においてルールに従ってやります。そうでありながら規制というかたちでつくり上げることがよろしいものなのかどうか。

町民は多くの税金を払って、町政の運営を町長に託します。町長の執行によって税金の使われ方が決定し、いろんなかたちで町民の生命と財産を守るために日々努力されています町政の方たちは。

その中において議員の皆さん方のお仕事というのは、それがきちんと公平・公正に税金の使用をされているかというのをチェックしながら、議員活動を行うのが我々の使命だと私は

思っております。

そこで一番不正が起りやすい立場、場所は行政です。

そこをしっかりと見据えて、私たちは適正な行政のために行動を起こし、意見を発言するのが普通ではないかと思います。

先ほど委員長の発言の中でも町政66年の中で不正をやった議員さんはいらっしゃいません、政治倫理とは支出であり貰うであってとおっしゃいました。そのとおりです。

多くの議員が町政66年間に、このまちをつくり上げてこられました。

その方達の資質はもう優秀です。なぜここに至りその必要性があるのですか。そこが私は疑問です。だからありもしないことです。

このように規定して自由な行動、発言、活発な意見交換等を制限するような条例の制定について私は反対をいたします。

このように条例の制定によって、私たちの行動発言等が規制されることは言うまでもございません。またこのような倫理規定により、先ほど委員長報告がありましたけども、なり手不足の話をされました。

なり手不足の話はいろんな条件があると思います。報酬の問題かれこれあると思うのですが、そういうなり手不足まで助長をしかねない。

そういう問題もはらんだ条例であることを認識していただきたい。そのように考えます。

私はよって、このような条例の制定は必要でないと思いますし、皆様方が今お持ちの政治家としての倫理を尊重し、行動していただければ、不要な規定はいらぬという立場で反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

7番 横山聖代議員。

○7番（横山聖代君）

今回私は発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例について賛成の立場で討論いたします。

全国的に確かにこのような政治倫理条例は、その市町村の議員の不祥事が起こってから制定されております。本町の議員では不祥事は起こっておりませんが、この度制定するために特別委員会で何度も議論し本日に至っております。

私はこの条例を議員の行動に対しての規制とは思っておらず、転ばぬ先の杖ではないですが、何かが起こってからでは遅く、また議員としての倫理をこの条例で明文化することで、今以上に襟を正し方が一に備えて準備しておくことに何らおかしいことはないと考えするため、賛成の立場での討論といたします。

○議長（百武辰美君）

次に、反対討論はありませんか。

○議長（百武辰美君）

次に、賛成討論はありませんか。

4番 岡村達馬議員。

○4番（岡村達馬君）

発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例についての賛成の立場から討論を行います。

議会議員政治倫理条例は、その目的にも記されているとおり町民全体の奉仕者としての信託を受けた議員が、その活動に当たって遵守すべき政治倫理の基本的事項を定め、町民に信頼される最小限の基盤をつくり、公正で民主的な町政に寄与することとしております。

本来ですと条例の有る無しにかかわらず、全ての議員活動は公正さを保たれているべきです。

これまでもその在り方を模索し、波佐見町議会でも実際に多くの改革がこれまでもなされてきました。

今回、この波佐見町議会議員政治倫理条例をきちんと明文化し定めることによって、町民から一層の信頼、日常的な付託の関係を履行する仕組み、その基準に基づく活動について説明することもまた求められております。

これにより町民の信頼を得られ、その目的である公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与するものと確信をいたします。

よって発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例制定について賛成をいたします。以上です。

○議長（百武辰美君）

次に、反対討論はありませんか。

○議長（百武辰美君）

賛成討論はありませんか。

6番 城後光議員。

○6番（城後光君）

発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例について賛成の立場から討論いたします。

私は条例制定に当たって委員会の中でも、いろいろと質疑等を行いました。

その中でやはり、今なぜこういう条例が必要かという議論を議員さんと深めました。

こちらの政治倫理条例の第4条でうたっているのですが、「町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。」とあります。

全国的に国会議員も含めて、いろいろな議員の不祥事というのが起きております。今まで個々人の倫理感や逸脱した行為によって町の信頼をおとしめたり、職員さんの業務の遂行を妨げたりする事例というのが、枚挙にいとまがないぐらい発生しております。

これまでは各政治家の倫理感に基づいて、ある程度それに任せてしまっていた部分があると思います。

ただもう今、波佐見町に限らず政治家の状況を見てみると、その倫理感に欠けた議員さんというのが現れているわけですね。そういう現実が起きたときに、議会としてどう正常化するかが。規定として今まで明文化されておりました。

この倫理条例によって審査委員会を設置するだとか、あとは問題が起きたときにどういう対処をするのか、ということをごきちん明文化されました。

もちろん問題が起きないことが大前提ですが、その結果もしも起こったときに、どのようにその問題に対処するかという議会なりのルールがきちん明文化されました。

またこの中で、審査委員会を設置するにあたり有権者の50分の1の署名で、審査請求があったときには審査をしないと。ということが明文化されております。

仮に問題が起きた、問題を疑われる議員が出たときに、町民の方が今まで具体的に声を上げる仕組みがありませんでした。

ただこの政治条例できちんとうたうことによって、もし議会が正常化しないと町民の方が判断されたときには、きちんそれを正す仕組みが制定されることとなります。

もちろん大前提として、これに合致する問題が起きないと私は前提として思っておりますし、今後もそういう議員さんはいらっしゃらない前提で思っております。

しかし問題が起きたときに、議会の自浄作用として、さまざまな方法で対応するすべを持つのは非常に有意義なことだと思います。

そのため私はこの政治倫理条例に賛成という立場で討論させていただきます。

○議長（百武辰美君）

次に、反対討論はありますか。

賛成討論はありますか。

11番 藤川議員。

○11番（藤川法男君）

私は発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例に賛成をいたします。

私も10年間議員をしておりまして、そういうことはありませんでした。しかし、すれすれなことが過去にありました。

それはこういうことですから言えませんが、そこでは条例もなく、議会も議長もどうすることもできませんでした。

やはり倫理というもの自分で自覚するものでありましようけど、これが10人20人寄ったときには時代とともにいろんな変化をいたします。

そこで私たちの倫理はもとより、どうあるべきか、というのがこの条例だと思っております。

この条例が制定されて、議員は町の代表として品位をもち責任を持って、という条文もあります。

そのあたりも加味して、私たちが真剣に取り組まなければならないと思っており、この条例に賛成をいたします。以上です。

○議長（百武辰美君）

次に、反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

○議長（百武辰美君）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから、発委第1号 波佐見町議会議員政治倫理条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第28号

日程第2. 議案第28号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第28号について御説明します。

議案第28号 町長の専決処分事項の指定に関する条例

町長の専決処分事項の指定に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出。

波佐見町長 一瀬 政太。

(提案理由)

町長の専決処分事項の指定について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するもので

ある。

3 ページの説明資料に基づき説明を行います。

(目的)

条例第1条でございますが、この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定に基づき、町長において専決処分することができる事項を定めることを目的としています。

その下に、地方自治法の該当条項を抜粋しておりますが、議会の権限を有する事項で議決により、これは条例のことでございますが、指定したものは専決処分をすることができることとされております。

その議会の権限を有する事項でございますが、代表的なものとして地方自治法の第96条の議決事件がございます。

地方自治法第96条の議決事件は条例の制定や改廃、予算決算など広範囲の項目がございますが、今回そのうち専決処分事項として、この条例の第2条第1項第1号として、地方自治法第96条第1項第12号の規定する和解に関するもののうち、100万円以下のものを行うこと。そして、条例第2条第1項第2号として、同法96条第1項第13号の損害賠償額について、1件100万円以下を定めることを専決処分事項として指定するものでございます。和解の定義並びに損害賠償の事案については記載のとおりですが、想定されるものとすれば、公用車による交通事故が考えられます。

本町についてはこれまで幸いにして、議決事件に該当する交通事故は発生しておりませんが、この後もないとは限りません。

今回提示した額以下については示談等を行い、相手方に速やかに損害賠償等を行いたく、専決処分事項として指定するものでございます。

その他ほかの団体では公共施設等で怪我をおった場合、被害者の方と示談した事例もあるようでございます。

また第2号のただし書きにおいて、損害賠償の額が保険等で全額補填される場合は、100万円を超える場合も同様に専決処分にしていきたいと考えております。

これは保険等で全額補填されるということは相手方に過失落ち度はなく、町に責任がありますので、これまで述べましたとおり相手方に迅速に損害賠償を行う観点から対象とするものでございます。

なお専決処分した後は、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告することになりますので申し添えます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 横山議員。

○7番（横山聖代君）

条例の2条の1項、2項に目的の額が100万円以下と金額があるのですが、この100万円以下にした理由をお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

この町長の専決処分事項の指定に関する条例は、ほかの団体での制定が進んでおります。先ほど触れましたとおり交通事故等になりますと、自動車が最近高額になっておりまして、やはり100万円以下であるとおおむね対応できるということで、最近制定されている自治体においては100万円以下というのが主流になっております。

そのため今回本町においても100万円以下ということにさせていただいております。

○議長（百武辰美君）

ほかにありますか。8番 三石議員。

○8番（三石孝君）

御説明いただきました内容の中で、100万円という括りをつけていらっしゃいます。専決に値するその損害賠償とかありましたが、内容等についてはその限定の解釈をするのですか。その100万円という括りの中で内容はどうであっても、専決処分とするかたちをお取りになる予定ですか。そのあたりをお知らせください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず地方自治法の180条によりますと、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項というそもそもの定めがございます。

したがって、軽易な事項というのは先ほど申しあげた交通事故とかけがとかが主流になります。一方で過去に大きな事案とすれば、旧波佐見金山の滑落事故のそういったことについても議決を受けたような経過もございます。

そのような事案については当然、補償が全額補填されても議会のほうにお諮りするということと考えております。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

今の御説明は、ここに書かれている案件にして、軽微な事故という取扱いの内容については専決しますよという提案として理解していいのですか。

中身が事故だけには限りませんから、大きな内容はやはり議会に諮らないといけない内容という部分も出てくるでしょう。予測不可能ですので、それについて100万円で切ったのか

そのあたりを伺いたいです。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

少し説明が足らなくて申し訳ございませんでした。基本的に金額でまずは切りたいと思います。

ただしやはり内容が相手方に大きな損害を与えたとか、これはやはり議会に報告したほうがいだろうということについては、執行部のほうで判断し提案するか専決処分するか否かは、その都度判断ということで考えております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第29号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第29号について御説明申し上げます。

議案第29号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出。

波佐見町長。

提出理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により所要の改正を行うものでございます。

次ページをお願いします。

改正内容として、第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するものとしております。

6 ページ説明資料をお願いいたします。

波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担については、1 趣旨記載のとおり、令和2年12月の公職選挙法改正により、公費負担制度が導入されております。

今般施行令の改正に伴いその単価が改正、増額となりましたので、その内容に基づき同様に改正するものでございます。

2 制度の改正の概要ですが、公費負担の対象となるものとして①から③がでございます。

今回（2）改正内容として①から③記載の項目について、改正後、改正前の金額を記載しており下線部分が改正後の金額となります。

2 ページで説明しました第4条の改正部分が①、第8条の改正部分が②、第11条の改正部分が③に該当します。

次ページ7ページをお願いいたします。

4 公費負担の対象とその限度額でございます。

（1）から（3）まで具体的な算出方法を掲載しております。下線部分が今回の改正に伴う変更後の限度額となっております。

（2）選挙運動用のビラの作成については、町長選挙と町議会選挙ではビラの作成限度枚数が異なり、その限度額も異なります。

またその他の内容については資料記載のとおりであり、新旧対照表は3ページから5ページとなりますのであわせて御確認をお願いします。

以上で議案第29号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口博道君）

それでは、議案第32号について御説明を申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月7日提出。

次ページをお願いいたします。専決第4号 専決処分書。

波佐見町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。

専決理由でございますが、令和4年3月31日付けで地方税法の一部が改正公布され、令和4年4月1日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

次の3ページでございますが、別紙としまして波佐見町税条例の1部を改正する条例といたしておりますが、この3ページから8ページまでは改正分になっております。そして、9ページから22ページまでが新旧対照表。

そして最後の23ページと24ページに今回の改正概要をつけておりますが、改正項目が多く分かりにくい面があると思いますので、説明資料はタブレットの関連資料のフォルダの中にA4判1枚もののプリントで、議案第32号関係（資料2・法律の概要）というものをに入れております。

事務局長のほうから発信していただければと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君）

今送りましたので、青いボタンを押していただければ、
続けてください。

○総務課長（福田博治君）

よろしいでしょうか。

表題を「地方税法等の一部を改正する法律の概要」といたしております。これについて説明をさせていただきます。

今回の主な改正点は大きく分けて2点であります。1点目は個人住民税に係る住宅ローン控除の特例の延長についてでございます。

改正か所は、本町税条例の附則第7条の3の2第1項、附則第10条の3、附則第25条、附則第26条になります。

これについては、まず住宅ローン控除の適用期間を4年間延長し、令和7年末まで令和7年12月31日までの入居者を対象とするとともに、カーボンニュートラル、いわゆる脱炭素社会の実現の観点から、省エネ性能の高い長期優良住宅や、低炭素住宅等の認定住宅等につき新築住宅や既存住宅とともに、借入れ限度額の上乗せを行うものであります。

次に住宅ローンの控除率につきましては、現行の1%から0.7%に引下げられるとともに、所得要件も現在の「3,000万円以下」から「2,000万円以下」に引下げられております。次に新築住宅等については、控除期間をこれまでの10年から13年とするほか、令和5年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、40㎡以上の住宅を控除対象とすることになりました。

これまでは合計所得金額3,000万円以下で、50㎡以上となっていたものが、1,000万円以下で40㎡以上の住宅に緩和されております。

下の表を御覧ください。借入限度額のところは、上の「新築住宅・買取再販住宅」と下の「既存住宅」に分けております。

上の欄はさらに4つに分かれておまして、一番下の「その他の住宅」から上に行くに従って省エネ性能が高い住宅となっております。

一番省エネ性能が高いのは「認定住宅」になっておまして、借入れ限度額が5,000万円。その下の「ZEH水準省エネ住宅」は4,500万円。このZEHは何を意味するかといいますと、ゼロエネルギーハウスの略でございます。その下の「省エネ基準適合住宅」で

4,000万円。その他の住宅が3,000万円となっております。

しかし、この限度額は令和4年または5年に入居した場合の限度額でありまして、令和6年または7年に入居になりますと、限度額が500万円から1,000万円減額になります。

下の既存住宅の場合は、上の3つを合わせた省エネ住宅とその他の住宅の2つに分かれております。上の場合は令和7年までの入居であれば、借入れ限度額は3,000万円。その他の住宅で借入れ限度額2,000万円となっております。

それからその下の控除期間につきましては、新築住宅等で13年。既存住宅はこれまでと同じ10年となっております。

所得要件はこれまでの3,000万円以下から2,000万以下に引下げられております。

床面積要件は50㎡以上ですが、先ほど申しましたように2023年、令和5年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅の場合は、所得要件1,000万円以下で40㎡ということになっております。

次に、2固定資産税（土地）の負担調整措置についてであります。改正か所は、本町税条例の附則第12条第1項になります。

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、この負担調整措置の意味につきましては、下の※にその意味を記載しておりますが、土地に係る固定資産税において、地価が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかなものになるよう、課税標準額を調整する措置。より段階的に本来の額に近づけていくという措置のことです。

この負担調整措置について激変緩和の観点から、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅について、評価額の2.5%（現行は5%）のところを2.5%とする特例措置が規定されております。

もう少しわかりやすく言いますと、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響で、経済的打撃の大きな商業地等について、通常であれば前年度の課税標準額の5%を上限に加算することとされている負担調整額を、令和4年度に限り2.5%に半減する措置が講じられたということでございます。

3点目のその他全般としましては、引用条項及び本条例の項ズレによる改正を行っております。

以上が改正の主なものでありますが、これらの施行日につきましては資料の23ページ、24ページの全条例の改正概要、執行部の欄に記載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第32号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第33号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

それでは議案第33号専決第5号 令和3年度波佐見町一般会計補正予算（第15号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したものについて承認を求めるものです。

内容としましては、歳入歳出それぞれ27,00千円を減額し、総額10,481,000千円とするものです。

繰越明許費の追加、変更及び廃止は「第2表 繰越明許費補正」によります。

地方債の変更については「第3表 地方債補正」によります。

今回の補正は令和3年度一般会計の最終補正として、決算見込みによる事業費の増減とそれに伴う財源補正を行い、見込まれる決算余剰金を特定目的基金へ積み立てることが主なものです。

7ページをお願いします。第2表 繰越明許費補正ですが、一番で追加としておりますのは年度内に事業完了ができなかったものについて、新たに繰り越すこととなったものです。

2番の変更分につきましては、先に承認いただいた繰越事業のうち、9つの事業について令和3年度内の執行状況により繰越額を変更するものです。

3番の廃止につきましては、年度内の工事完了は困難と見込んでいたものが、結果的に年

度内に完了確認までできたため繰越しを廃止するものです。

8ページをお願いします。第3表 地方債補正ですが5つの事業で、それぞれ事業費や起債対象額の変更により、いずれも減額補正を行っており内容は記載のとおりです。

次に歳入に関して主なものを説明します。

11ページをお願いします。1款、1項、2目、1節. の法人税割を390万円減額していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

15ページをお願いします。2款. 地方贈与税から、23ページの8款、環境性能割交付金につきましては実績に基づき補正を行っております。

25ページをお願いします。9款、2項、1目. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を2,671万9,000円増額しています。これは中小企業小規模事業者の税負担軽減のため、固定資産税の課税標準額を0または2分の1とする特例により、固定資産税が減少する場合に減少額を補填するものです。

26ページをお願いします。10款、1項. 地方交付税ですが、3月に特別交付税が交付され、その実績により7,506万2,000円の増額補正を行っております。

27ページをお願いします。11款、交通安全対策特別交付金から、40ページの16款、財産収入につきましては、実績等に応じて増減しているところです。

32ページを御覧ください。14款、2項、1目、1節. 総務管理費補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、国から追加の交付決定を受けたことに伴い、748万8,000円を増額したものです。

41ページをお願いします。17款、1項. 寄附金ですが、2目. ふるさとづくり応援寄附金は、実績により6,205万円減額しておりますが、総額としましては前年比約2億7,400万円増の20億3,795万円となりました。

42ページをお願いします。18款、繰入金につきましては、各種基金を取崩して繰り入れることとしておりますが、充当事業の実績に応じて増減しております。

47ページをお願いします。21款、1項. 町債ですが、8ページの第3表 地方債補正で説明したとおり、各事業や起債対象額の変更によりいずれも減額補正を行っております。

次に歳出に移りますが、こちらは担当課から説明をします。まず、企画財政課所管分から説明します。49ページをお願いします。2款、1項、5目. 財産管理費24節. 積立金ですが、決算余剰金のうち1億6,000万円を庁舎建設基金に積み立てることとしております。なお令和3年度末時点の基金残高は約13億4,900万円となります。

50ページをお願いします。6目. 企画費18節. 人づくり・まちづくり事業費補助金ほか各補助金について、実施主体の補助事業執行の実績に応じそれぞれ減額しております。

51ページをお願いします。15目. ふるさと納税管理費ですが、寄附額及び掛かった経費の実績に応じ、それぞれ必要な経費について節ごとに計上しております。

24節. 積立金は651万8,000円の増となり、利子をあわせますと令和3年度の積立金は約9億9,100万円となりました。なお、令和3年度末時点の基金残高は約16億9,600万円となります。

52ページをお願いします。16目. 定住促進事業費ですが、定住所奨励金の申請実績に応じ減額しております。

18目. 地方創生推進費の18節. 結婚新生活支援事業費補助金ほか各補助金について、申請実績に応じ補正をしております。

企画財政課からは以上でございます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは総務課関係の補正について御説明を申し上げます。

51ページをお願いします。2款、1項、14目. 地域情報化管理費17節. 備品購入費でございますが、職員情報端末購入費として199万9,000円を減額します。これは入札減によるものでございます。

次に大きく飛びまして、78ページをお願いします。9款、1項、2目. 非常備消防費でございます。8. 旅費でございますが、費用弁償として152万9,000円の減額を行っております。これは消防分団の出動手当の実績による減額でございます。

次に5目. 災害対策費でございます。10節. 需用費消、耗品費として210万8,000円を減額しております。これは避難所の各資材マット、パーテーション、発電機、非常用の食料について購入したものでございます。これも入札減による減額でございます。

以上で総務課関係の補正の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

続きまして、住民福祉課所管について御説明をいたします。54ページをお願いいたします。2款、3項、1目. 戸籍住民基本台帳費で606万7,000円を減額いたします。主なものは12節. 委託料で586万円を減額するものでございます。個人番号・通知カード発行業務委託料いわゆるマイナンバーカードの発行事務に係る委託料でございますが、実績に基づき減額をするものでございます。

次に58ページをお願いいたします。3款、1項、1目. 社会福祉総務費でございます。286万5,000円を減額いたしますが、住民福祉課の所管といたしましては173万7,000円が減額となります。

この主なものは18節. 負担金、補助及び交付金。で162万7,000円を減額いたします。

民生委員児童委員協議会運営費補助金、社会福祉協議会事業補助金でございますが、民生委員児童委員協議会運営費補助金につきましては、コロナ禍において民生委員児童委員の研

修及び視察などができなかつたため、事業費の実績に伴って減額をするものでございます。

また社会福祉協議会事業補助金におきましても、社会福祉協議会が行う地域福祉事業に対する補助金でございます。こちらでもコロナ禍において事業規模の縮小等により、これも実績に伴って減額をするものでございます。

次に3款、1項、3目。障害者福祉費でございます。1,238万8,000円を減額いたします。事業実績に基づき減額するものでございますが、主なものは19節。扶助費で1,217万8,000円の減額となります。障害者に対する福祉サービスの実績見込みに伴い減額するものでございます。

次に61ページをお願いいたします。3款、2項、2目。児童措置費でございます。637万7,000円を減額いたしますが、住民福祉課の所管としましては、112万5,000円が減額となります。19節。扶助費の下から4段目、障害児通所支援給付費から以降になりますけれども、実績に伴い減額をいたします。

65ページをお願いいたします。4款、1項、5目。環境衛生費でございます。504万2,000円を減額いたしますが、住民福祉課の所管としましては18節。負担金、補助及び交付金。第三者認証制度取得促進支援金280万円が減額となります。

これは、ながさきコロナ対策飲食店認証制度でございますが、この認証を受けた飲食店につきましては町でも支援金として10万円を支給しています。令和3年度は実績をいたしまして17件170万円を支給しております。その実績に伴い減額をいたしております。

住民福祉課からは以上でございます。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

60ページをお願いします。3款、2項、1目。児童福祉総務費は、1,449万3,000円の減額で、主なものは12節。委託料18節。負担金、補助及び交付金。61ページの19節。扶助費です。新型コロナウイルスの影響を受け利用が伸びなかったもの、当初想定よりも下回ったものなどがあります。

61ページの2目。児童措置費は637万7,000円の減額で、主なものは12節。委託料19節。扶助費です。予算を確保していましたが、保育所や認定こども園での園児の受入れができなかったことが要因と考えられます。

62ページ4目。子育て世帯生活支援特別給付費。低所得の子育て世帯への児童1人当たり5万円の給付で540万円。5目。子育て世帯臨時特別給付費は18歳以下の児童1人当たり10万円の給付で290万円を減額しています。

63ページをお願いします。4款、1項、2目。予防費は1,281万6,000円の減額で、新型コロナワクチン分に係る経費と、通常の予防接種の委託料を実績に基づき減額しています。

64ページ3目。母子衛生費370万8,000円。4目。健康増進費117万5,000円を実績に基づき

減額します。特にがん検診の受診が大きく落ち込んでいます。

コロナの影響により、集団検診の予約方法の変更をしたことが要因と考えられます。以上で、子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

長寿支援課所管分について説明いたします。58ページになります。3款、1項、2目。老人福祉費全体で1,182万4,000円を減額しております。

主な内容として18節。負担金、補助及び交付金ならびに19節。扶助費については実績見込みにより減となっています。

また、27節。介護保険事業特別会計繰出金について介護保険事業における保険給付費や、低所得者保険料軽減の減額実績に伴い、負担すべき繰出金を993万2,000円減額しています。以上で長寿支援課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

それでは、農林課所管の主な補正予算の内容について説明をいたします。

67ページをお願いいたします。6款、1項、3目。農業振興費254万円の減額ですが、12節。委託料と18節。負担金、補助及び交付金の説明にあります都市農村交流事業、それから有害鳥獣捕獲対策事業、中山間地域所得向上支援事業、農家民宿等推進事業それぞれの事業の実績による減額となっております。

次に5目。土地改良費の244万1,000円の減額ですが、12。節委託料と18節。負担金、補助及び交付金の説明にあります、ため池ハザードマップ策定業務、それから小規模農林事業の実績による減額が主なものとなっております。

次に、6目。水田の水田農業対策費181万円の減額となりますが、18節。負担金、補助及び交付金の説明にあります環境保全型農業直接支払い交付金と、農業次世代人材育成投資資金の実績による減額が主なものとなっております。

次は69ページをお願いいたします。6款、2項、1目。林業振興費346万2,000円の減額になりますが、12節。委託料の説明にあります保育間伐調査設計業務と保育間伐管理業務につきまして、業者委託を行わずに自前で行ったということでの減額が主な理由となっております。

次に2目。林道維持費124万9000円の減額になりますが、14節。工事請負費の説明によります。林道維持補修工事の入札等による減が主な減額の理由となっております。

以上で、農林課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして商工観光課所管の補正予算の説明を行います。50ページをお願いいたします。

2款、1項、8目、18節、負担金、補助金及び交付金。ですけれどもバス路線維持費補助金、585万7,000円を減額しております。これについては川棚内海線の欠損補助でございますが、国のコロナ対策の臨時的な補助金が、直接国から事業者のほうに交付されておりますので、この分の負担が減ったということで585万7,000円を減額しているものでございます。

次に70ページをお願いいたします。7款、1項、2目、12節、委託料1,276万7,000円減額しておりますが、そのうち2番目のプレミアム商品券事業委託料1,282万2,000円の減額でございます。これについてはプレミアム商品券の販売実績による減額となっております。

同じく18節、負担金、補助金及び交付金。窯業人材育成等産地支援事業費補助金の341万の減額でございますが、主に窯業人材の研修生についてコロナの影響で応募が無かったということで、事業ができなかったということで減額となっております。

商工観光課関連は以上で終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは建設課所管について御説明いたします。74ページをお願いいたします。8款、2項、3目、道路橋梁維持費14節、の工事請負費153万9,000円を減額しております。

年度末における変更並びに緊急的に発注が必要となる補修工事に対応するための予算として残額を確保しておりましたが、今回実績により減額をいたします。

次に77ページをお願いいたします。8款、5項、1目、住宅管理費全体で591万2,000円を減額しています。主なものとして10節、需用費の修繕料96万7,000円。14節、工事請負費の住宅補修費308万9,000円。いずれの減も実績に伴う減額であります。

これにつきましては、要望等にも応じながら対応した結果ということで御報告しておきます。

飛びまして87ページをお願いいたします。11款、災害復旧費1項、1目、農地農業用施設災害復旧費12節、委託料になりますが123万8,000円を減額しております。こちらも実績によるものでございます。

以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは水道課所管分について御説明いたします。ページが戻りますが65ページをお願いいたします。

4款、1項、5目、環境衛生費でございます。水道課所管の分につきましては主なものは、18節、負担金、補助及び交付金。で、浄化槽設置整備事業費補助金で214万2,000円を実績により減額いたしました。

次に72ページをお願いします。7款、2項、1目。工業用水道事業200万円の減額といたしております。これは工業用水道事業会計補助金でございますが、工業用水道事業会計の決算見込みに伴い減額したものでございます。

76ページをお願いします。8款、4項、4目。下水道費でございます。412万9,000円を減額しておりますが、これは主なものは繰出金で、公共下水道事業特別会計繰出金で412万7,000円を減額しております。公共下水道事業特別会計の決算見込みにより減額したものでございます。

以上が水道課所管の内容説明になります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係を御説明申し上げます。

ページは79ページをお願いします。10款、1項、2目。事務局費でございます。10節。需用費135万5,000円を減額しておりますけども、この主なものにつきましては昨年タブレットの持ち帰り用の袋を購入したのですが、その部分で意外と安く購入できましたので100万ほどこちらのほうが減額になっております。

続きまして11節。役務費の通信運搬費でございます。350万減額をいたしておりますけども、こちらにつきましては子供たちの各家庭でのタブレットを持ち帰る、そのネット環境の昨年調査をしまして整備をしたものでございます。

11月に調査を行いまして、意外と言ったらおかしいですけども、各家庭ネット環境があったということで使われなかったということです。こちらにつきましては、モバイルルーターを貸出しする予定をしておりましたが、その貸出しが無かったということで350万ほど減額になっております。

続きまして12節。委託料でございます。学校施設改修実施設計業務委託料を148万5,000円減額しております。こちらにつきましては各学校におきまして、設計まで伴う工事が無かったということで、実績に伴って減額をいたしております。

続きまして18節。負担金、補助金及び交付金でございますけども、その中で家庭学習通信環境整備費補助金123万9,000円を減額いたしておりますが、こちらも先ほどのモバイルルーターと同じで各家庭で調査を行った結果、整備をしたいという家庭がそこまでなかったため、この実績に応じて減額をいたしております。

続きまして84ページをお願いいたします。10款、4項、4目。総合文化会館費でございますけども14節。工事請負費でございますが非常用照明器具取替工事費でございますけども、こちらにつきましては入札減による実績により、501万6,000円減額をいたしております。

それでは86ページをお願いいたします。10款、6項、1目。学校給食、給食センター関係でございますけども、まず1目。1節。の報酬でございますけども、会計年度任用職員報酬

100万を減額しております。こちらにつきましては途中退職等がございまして、その部分で執行がされなかったものでございます。

続きまして17節、備品購入費でございます。こちらにつきましても入札減による実績となっております。コンテナ、食缶等は10月22日に一般競争入札を行っておりまして、給食配送車は8月の20日に一般競争入札を行いまして、その部分による減額となっております。

以上で令和3年度波佐見町一般会計補正予算第15号の説明を終わらせていただきたいと思います。

御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

会議の途中ですがしばらく休憩します。

13時より再開します。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第33号専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

全体的なことが一つございますけども、子ども・健康保険課の説明の折に予算を確保していたが実施できなかったということで減額の御説明がございました。

これだけ多くの事業を1年間かけて実施されている中において、子ども・健康保険課の説明があった事業だけではないと思います。そのあたりについて実施できなかった事業等は何事業で、その予算額の総額はどうなるのかを質問したいのが一つです。

あと32ページの14款、2項、1目、1節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがありました。国会の場において郡内の町村レベルが、これを使って公用車の購入というのが問題化されていまして。人が重きであるということで回答を受けたとニュース等でも取上げていたようです。本町におきましてはどのような使い方をされたのか、ご説明をお願いします。

もう一つは令和3年度におきまして、補正があり剰余金等については基金に回したという御説明がございました。令和3年度において今回は1億6,100万円を庁舎建設のほうに基金としておりましたという御説明がございましたが、庁舎建設についてはほかにも基金として令和3年度に積立てられております。

合計で本年度の3年度の庁舎建設積立は幾らになるのか御説明をこの3点お願いします。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

最初にお尋ねの点でございますが、申し訳ございません。どれだけの事業が、というところまでは集計等は整理ができておりません。今回の補正で御説明しましたように、年間所要見込み等で付与が発生した部分で、2,700万円を減額している状況でございます。

2点目のお尋ねでございますが、新型コロナの交付金は令和3年度本町におきましては5つの事業に1億5,126万4,000円を充当しております。主なものとしてプレミアム商品券事業、事業継続支援金等に充当させていただいております。

3点目ですが庁舎建設基金への今年度の積立てについては、総額3億円となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

最初の質問に対してトータルの金額をおっしゃったのですが、何事業か実施できなかったということでしたが、そのあたりの数字的な部分。

早く予算立てはしていたけども、実施できなかったっていう事業がほかにもあるのだろうと説明を聞いていて思ったわけです。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

申し訳ありません。事業の数まではこちらのほうでカウントしていないため、総額で今集計をさせていただいているところでございます。

○議長（百武辰美君）

納得されましたか、できませんか。

○8番（三石 孝君）

数字はあるでしょう。事業の数は分かるのではないですか、違うのですか。

なぜ総額でとおっしゃいますけど、事業でできなかったものがある以上、そのできなかった分の合算額が2,700万円とおっしゃるのだったら事業の数、分かるじゃないですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

今そういう事業数がいくつかを手元に持ち合わせでおりませんので申し訳ございません。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

お尋ねの趣旨は予算計上して実施できなかったものと捉えてよろしいですかね。

予算上の仕分につきましては、各事業を挙げておりますと数百の事業になっております。その中で実施できなかったものを、今回の補正予算の中で限って言えば拾い出しは可能かと

思いますけれど、それは全然実施できなかったものに限って、調べられることがあれば可能であれば、後で御提示するかと思います。

必ずしも数が多いか少ないかはここでは申し上げられませんので、確実なところでの返答はちょっと避けさせていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）

すいません質問のときには起立してお願いします。

どうされますか。あとで執行部回答できるのですか、できないのですか。そこだけお願いします。

副町長。

○副町長（前川芳徳君）

小さな事業もございます。1件当たり例えば10万円だとか、あるいは10万円未満、小さな事業もございます。

一定の額で予算計上したものについては、ある程度100万円だとかを計上したものについては、可能であればお示しすることができるかと思います。

○議長（百武辰美君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

50ページの2款、1項、6目、18節、負担金補助金の中で波佐見高校の入学支援金関係ですが、入学支援金として330万3,000円。それから大学等の受験料補助金として67万9,000円。部活等遠征費補助金として68万7,000円ほどそれぞれ減額をしてあるわけです。

これは御存じのとおり去年の7月の補正で新たに編成されたものですが、1年間というか、1年経っていませんけども、今回の入学支援金等でこれだけの減額があっているわけですが、私のメモでは入学支援金が750万円あって330万円3,000円減ということは419万7,000円が支出されたと。

それから大学等が150万で67万9,000円の減ですから、82万1,000円の執行ですね。それから部活動が100万で68万7,000円の減ですから31万3,000円の執行になろうかと思いますが、この執行について、この実績ですが単価及び件数で遠征費は件数で結構でございますけど、ここのところを教えてくださいませんか。

○議長（百武辰美君） 副町長。

○副町長（前川芳徳君）

お尋ねの中身につきましては決算に関わることでございますので、決算委員会のときに決算時において答弁させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

減額の基礎ということですが、そうすると残りは執行ですが、そのあたりはわからないのですか。

○議長（百武辰美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

お尋ねの波佐見高校支援ですが、大学受験等に関しては延べ36名の方が活用されておりました、先ほど議員がおっしゃいました82万1,000円の執行をしております。

部活動の遠征費補助金につきましては、美術工芸科が町外の美術展の見学等に訪れた際も含めまして8回、31万3,000円を執行しております。

入学支援金の部分については今年度、令和3年度の執行はございませんので令和4年度入学分については令和4年当初予算で措置をしております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。12番 今井議員。

○12番（今井泰照君）

62ページをお願いします。3款、2項、4目、子育て世帯生活支援特別給付費これが540万補正額で落とされて不要額になっておりますが、件数にしたら108件分ぐらいになるわけです。そのあたり108件かなりいい数字だと思いますが、その説明をお願いします。

そしてもう1点、86ページ。1目、管理費の中で、会計年度職員の報酬が100万円減額。これは職員数が途中でおやめになったということですが、そのあたり給食センターにおいて支障がなかったのか。また今年度はその分の補充ができているものか、お尋ねいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こちらの62ページ3款、2項、4目、の子育て世帯生活支援特別給付費につきましては、低所得者の世帯の方の支援ということになりまして、申請が必要な部分でございました。

非課税世帯であったり家計が急変した世帯であったりということで、非課税世帯の把握はできるのですが、家計の急変と申しますと申請をいただかないと把握ができない状態です。今年度は今回初めて取り組む国から示された事業のため、どのぐらいを予定していいかわからないところもありまして、少し多めに当初予算を確保していたところです。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

86ページの10款、6項、1目、1節、報酬の関係ですが、いま現在給食センターの職員は正規職員3名。会計年度のフルの会計年度任用職員が10名。それとパートの会計年度任用職員が2名の合計15名で業務にあたっております。

途中2月ぐらいにお1人お辞めになりまして、年度途中でもあり入替えと言ったらおかし

いですが多ございまして、対応しているのですが先ほど言いました数字につきましては、フルの会計年度任用職員は本来11名、パートの会計年度任用職員は3名ということであと1名ずつ現在も足りてない状況でございます。

ですが先日応募がございまして面接を行いました。そこを補充するようなかたちで面接を終わっております。今解消に向けて動き出したものと思っております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。7番 横山議員。

○7番（横山聖代君）

58ページをお願いします。3款、1項、3目、障害者福祉費の中の18節、負担金、補助金及び交付金。成年後見制度利用支援事業費補助金で、18万円減になっています。

多分当初37万円あってということは、おそらく今年度幾らかこの補助金を利用されていると思うのですが、それが何件ぐらいあったのか。それと町長申立ての分で使ったのか。それとも成年後見人への報酬等で使われているのか、そこをお願いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

58ページ3款、1項、3目、18節、負担金、補助及び交付金の成年後見制度利用支援事業費補助金の御質問でございますが、今年度につきましては1件の利用がございました。先ほど言われた利用の内容ですが、成年後見人等の報酬で支給をしているものでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

先ほどの予算の確保に向けて実施ができなかった事業については、副町長の御説明ありがとうございました。

基本的には新年度予算においては事業をやりますよと、町民の福利のためや生命財産を守るためということで、当初予算も計上されている中身についてはできなかったということについては精査をしていただき、それがなぜできなかったのか。できる方向でのところはどこが不足していたのか。ということも含めて精査をしていただき、新年度に反映していただければと思います。よろしく願いいたします。

私は今の質問は74ページになります。8款、2項、2目、道路橋梁維持費14節町道維持補修工事153万9,000円。

毎年言うのですが、できるだけ町民の町道等への要望等については、大小いろいろ工事にすればあると思います。いろんなかたちで、ちょっとした予算で町民の要求が可能になるケースもあります。

そういう意味からすると、この予算はできるだけ限りなくゼロに近いぐらいに使い切っていただきたいと毎年私言っております。

そういう意味で150万円という数字でございますが、4m道路の1mにつき2万円という概算からしますと、70mぐらいの舗装ができる状況であるわけです。だから可能な限り使っていただくという面については、事業的とか要望的には150万円に満たない事業に充てる工事自体が無かったという解釈をしていいのですか。

それとも工期などの関係で150万円を減額せざるを得なかったという理解でよろしいですか。どちらですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

8款、2項、2目、14節。工事請負費の今回の減額に対しての御質問になりますが、まず我々が先ほど理由で申しましたが、今回の分については今後もこのようになり得ることを御理解いただきたいのですが、年度末に差しかかってきて緊急的な工事が発生する可能性が大いにあります。それに対応するための予算残というところを、まず一つ御理解いただきたいということがあります。

あと工事の変更。このようなことが生じてきますので、年度末においてそのような変更に対応するための残というかたちでも御理解いただきたいと思っております。

今後そういったことにつきまして事業をしないのかということですが、当然必要な部分においては対応していきますが、3月末になってきますと業者さんにおいても工事をたくさん持ってらっしゃるところもあります。

容易に発注してもすぐにはできないということもありますので、そういったケースについては新年度入ってすぐそのようなものについては対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

54ページをお願いします。2款、3項、1目、12節。委託料個人番号通知カード発行業務委託料ですが、今回586万円の減ということになっているようです。

これについては放送も何度もされて時間外に対応しますということも行われていますので、そのあたりのよくよく御苦勞のほどは分かるのですが、これについて昨年度は何人分を計画されて実績がどうだったのか。

そして最新の登録件数それから割合。そして3番目に最終的に目標はいつまでで何%まで見込まれるのか。その点についてお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

しばらく休憩します。5分ほど休憩します。

内部協議します。

午後1時21分 休憩

午後1時32分 再開

○議長（百武辰美君）

それでは休憩前に引き続き、質疑を続けます。

脇坂議員の質問をもう1回すいません。再度お願いいたします。

10番 脇坂議員。

○10番（脇坂正孝君）

54ページの2款、3項、1目、12節、委託料。586万円の減ということで、個人番号通知カード発行業務委託料ということになっております。

これについては通常の業務に加えて月に何回か、時間も延長して行われているということで、相当普及のため発行増のために尽くされているということは分かっております。

それについて昨年度は何人分の計画があり、実績は何件だったのか。それから最新の登録件数3月31日でも結構です。年度いわゆる旧年度ということであれば、それから今後の目標というのがもしあれば目標は何時ぐらいまでに達成されるものか。

この3点でございます。答えられないものは、答えられないで結構でございます。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

54ページ2款、3項、1目、12節、委託料でございますが、このマイナンバーカードの分ですが質問の答えられる範囲でお答えいたします。

令和3年度の実績でございますが、新規が2,005枚の発行をいたしております。直近の全体の波佐見町の交付枚数でございますが、7,682枚。交付率が52.7%となっております。

目標でございますが手元に資料はございませんけれど、国の方針、目標としては令和4年度100%という状況で、今年度はその目標を掲げてこちらも平日の時間延長であったり休日行ったりと、受付を増やしていきたいと準備をしております。

町民の皆様にはぜひとも交付申請、既に今年6月末はマイナポイントで新たな第2弾というものもございます。

ぜひともこの機会に、皆さんの申請をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑ありませんか。8番 三石議員。

○8番（三石 孝君）

67ページ、68ページの6款、1項、農業費になりますが、農業の場に関しては所得向上を国県の補助を頂戴しながら経営をなさっている事業者が多ございます。

その中でも補助を頂戴しながら、所得向上に関連させつつ経営をされていますので、68ページにおける9目、中山間地域等直接支払交付金事業費とか、10目、多面的機能支払交付金事業費についてはそれぞれ補正された後の執行についてもスムーズにっております。

戻りまして67ページの6目、18節、に環境保全型農業直接支払交付金や、農業次世代人材育成投資資金というのが今回減額されています。

これらも前々回の一般質問でも申しましたように、農業者の所得向上に寄与する制度でもあります。そういう面に対しどう効果をもたらすか。

予算があがっている以上、その予算の消化も含めて農家さんに使っていただけるような宣伝、広報等はなされたのか。というのが1点でございます。

もう1点は同じ67ページのイノシシの鳥獣獣害が3目、委託料のほうにあがっておりますが、減額が100万円ほどあります。これは3年度におけるイノシシ等の鳥獣の捕獲が少なかったのか、そのあたりの理由をお願いします。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（古賀真悟君）

それでは、67ページの6款、1項、6目、水田農業対費、18節、負担金、補助及び交付金。環境保全型農業直接支払交付金の件でございます。これは御承知のとおり、環境に配慮した農業を行った団体に交付されるものでございます。

減額の理由といたしましては各法人、各団体等に取組計画というものを当初出していたいております。この取組面積が計画上970haございますが、3年度の作付けは有機農業と大豆に限られて行われたわけです。この取組面積が約570haということで、取組に至らなかったということでの減額でございます。

これを私たちが公募しなかったということではなく、農業団体のほうでそこまで取組ができなかった、作付けができなかったということでの減額ですので、御了承いただきたいと思っております。

今後こういった内容のことを、大豆につきましても今後は輸入のほうが大変厳しくなっております。そちらの作付けも拡大するようになっていきたいと思っております。

それからもう一つのイノシシです。6款、1項、3目、12節、委託料。有害鳥獣捕獲対策委託料でございます。

これは先ほど議員がおっしゃったとおり、捕獲頭数の実績によって変わったということでございます。

頭数を申し上げますと、まず有害鳥獣のアナグマが45頭。これは1頭当たり1,000円。すいません、この部分については国費の部分だけとなります。1頭当たり1,000円で45頭。

それからアライグマが47頭。こちらも1,000円になります。

それからイノシシが二つに分かれております。まず親の成獣が403頭、単価といたしまし

ではこれが7,000円でございます。それから幼獣ウリボウですがこれが425頭、単価が1,000円ということになっております。

これは捕獲頭数としては例年並みというところでございます。幼獣が多かったために、少し委託料が減ったということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第34号

日程第6. 議案第34号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第34号 専決第6号 令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。ものに承認を求めるため説明をいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ11,000千円を減額し、それぞれ1,618,000千円とするものです。

内容につきましては決算見込みに伴う調整となっております。

2ページをお願いします。歳入については主なものとして、1款、1項. 国民健康保険料は、実績見込みで調整し353万8,000円を増額し4款、1項. 県負担金は1,363万5,000円を減額します。

3ページをお願いします。歳出の主なものとして、2款. 保険給付費を総額で3,939万6,000円減額しますが、そのうち1項. 療養諸費が3,467万8,000円で、大部分を占めます。

4款、1項。保健事業費は特定健診などに係る経費です。

31ページをお願いします。3目、7節。報償費111万3,000円を減額しています。特定健診を2年以上連続受診した方へ商品券を送付していますが、3月の受診分の広告を待っての処理となるため、購入枚数は5月に確定することになり出納閉鎖期間内の処理が負担となっておりました。そのため令和4年度の予算から令和3年度分を支出するように、年度を変更しましたので、令和3年度分が余剰となったものです。商品券を受け取られる住民の方への影響はありません。

続いて32ページをお願いします。1目。特定健康診査等事業費は特定健診の受診が伸びず275万7,000円を減額することとなりました。

33ページ5款、1項、1目。準備基金積立金につきましては、令和3年度の決算見込みで剰余が見込まれましたので1,000万円を増額しています。

以上で令和3年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 三石議員。

○三石議員（三石 孝君）

4ページになります。予備費です。補正額が2,552万3,000円。

この段階での予備費の増額について、少し説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

予備費は歳入補正と歳出補正の差額の金額になっております。

これはそのまま繰り越すことになり令和4年度で、また予算計上してこのうちに返還を生じる部分とか、あるいは保険料の還付に充てる部分とか。そういうことに使うものになっております。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第34号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第35号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第35号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第35号 専決第7号令和3年度波佐見町高齢後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

承認を求めため説明をいたします。歳入歳出の予算総額それぞれから1,000千円を減額し、181,00千円とするものです。内容につきましては決算見込みに伴う調整となっております。

2ページをお願いします。歳入については、1款、1項. 後期高齢者医療保険料を実績で見込み、34万8,000円の減額。3款、1項. 一般会計繰入金23万7,000円。5款. 諸収入を合計で41万8,000円減額します。

続いて3ページ歳出について説明します。1款から3款は実績を見込んだ減額で、健康診査の実施率の低下や、保険料収入の減少によるものです。4款. 予備費は歳入歳出予算の調整による減額です。

以上で令和3年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第36号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第36号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。本案について、内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添 博君）

議案第36号 専決第8号 令和3年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法179条第1項の規定により次のとおり専決処分したのでここに報告し承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10,500千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,443,000千円とするものでございます。今回の補正は決算を見込み、全体の整理を行ったものでございます。

6ページを御覧ください。歳入でございます。1款、保険料、1項、1目. 第1号被保険者保険料について収納実績に基づき全体で1,001万4,000円を増額するものです。

7ページをお願いいたします。4款. 国庫支出金から11ページ6款. 県支出金までは、県や県支払い基金それぞれが定めた事業費から算定された交付決定額により整理を行っております。

13ページをお願いいたします。8款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金については、それぞれ精算見込みから減額を行っております。

18ページをお願いいたします。歳出でございます。2款保険給付費については、1項、介護サービス等諸費から23ページの6項. 特定入所者介護サービス等諸費までについて、利用者のサービス利用に伴うもので、精算見込みによりそれぞれ整理を行い総額で5,350万円の減額を行っております。

24ページをお願いいたします。3款. 地域支援事業費、1項、1目. 総合事業費、18節. 負担金、補助及び交付金について要支援認定者のサービス利用に伴うもので、精算見込みにより204万円を減額しております。

28ページをお願いいたします。6款. 基金積立金、1項、1目. 介護給付費準備基金積立金に7,000万円を追加しております。令和3年度歳計余剰金見込額から基金に積立を行い、次年度以降の介護給付費等増嵩に対応するものです。

以上で令和3年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第36号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第37号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第37号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。本案について、内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第37号 専決第9号について御説明いたします。令和3年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

2ページをお願いします。歳入歳出予算の補正は、総額からそれぞれ340万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億5,320万円としたものです。2ページが歳入、3ページが歳出となります。

4ページをお願いします。繰越明許費補正になります。年度内の工事完了は困難と見込んでいたものが、結果的には完了確認までできたため、繰越しを廃止するものでございます。

1款. 総務費、1項. 総務管理費、事業名浄化センター設備改修事業。金額が740万6,000円です。

5ページをお願いします。地方債補正ですが公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、現限度額を3,270万円から、100万円減の3,170万円としたものです。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

次に歳入に関して、主なものを説明いたします。

9ページをお願いします。2款、1項、1目。下水道使用料でございます。122万9,000円を増額するもので、実績見込みによるものでございます。

11ページをお願いします。4款、1項、1目。一般会計繰入金でございますが、412万7,000円を減額したものでございます。これは公共下水道事業の決算見込により一般会計からの繰入れを減額するものでございます。

12ページをお願いします。7款、1項、1目。下水道事業債でありますけども、100万円を減額したものです。これは先ほど地方債の変更で御説明しましたように、事業費の変更に伴い減額をしたものでございます。

13ページをお願いします。歳出になりますが1款、1項。総務管理費で243万7,000円の減額としております。主なものは3目。処理場管理費で168万4,000円の減額でございます。以上で令和3年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番 三石議員。

○三石議員（三石 孝君）

ページ数が9ページになります。2款、1項、1目。下水道使用料1節。下水道使用料が122万9,000円プラスされていますが、使用料の下水道を使用される軒数が増えたのでしょうか。それとも利用される量自体が、多くなった結果として理解してよろしいでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

先ほどの補正でも少し金額の予算上の増額はしております。ただその時と比較しまして、実績見込みの見間違いというところもあるかと思いますが、今回は決算の見込みに基づいて補正をしております。

昨年度と比較しますと金額的には増えております。件数的には延べ件数で623件増えております。ですから月にすると大体50件ぐらい増えていると思っております。年間で623件増えておりますので、50件ぐらい増えているのかなと考えております。使用水量につきましても1万4,000 t ぐらい増えております。

○議長（百武辰美君） 8番 三石議員。

○三石議員（三石 孝君）

僕も聞き取りがよく解らないのですが、1年間で623件の下水道の使用件数が増えたのですか。1年間の新規ですか。

○議長（百武辰美君） 答えはいいですか。答弁ありませんか。

○三石議員（三石 孝君） 確認できましたのでいいです。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

日程第10 報告第1号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 報告第1号 令和3年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

企画財政 課長。

○企画財政課長（辻川尚徳君）

報告第1号について、令和3年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

2ページをお願いします。対象となる事業は、西ノ原土地区画整理事業や災害復旧事業費など23件であり、合計6億9,600万円を繰越明許費として令和4年度に繰越しました。

その財源内訳については右側に記載のとおりです。以上報告を終わります。

日程第11 報告第2号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 報告第2号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄についてを議題とします。本件について報告を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは報告第2号 波佐見町私債権管理条例に基づく債権放棄について御報告します。

波佐見町私債権管理条例第13条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

放棄した債権の名称は水道料金であります。放棄した年月日は令和4年3月31日です。放棄した債権の件数は27件で、件数につきましては月々の水道料金の件数になります。

放棄した債権の額は87,700円です。放棄した事由は、同条例第13条第1項、第2号及び第5号に該当するもので、内訳は第2号に該当するものが25件85,340円で個人2名分になります。第5号に該当するものが2件2,360円で、法人1社分になります。

なお当該債権87,700円につきましては、債権放棄を行った後不納欠損処理を行っていません。以上で説明を終わり報告といたします。

○議長（百武辰美君）

以上2件は報告でありますので、これで御了承願います。

日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第12. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から会議規則第77条の規定による申出があっております。

お諮りします。御手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第47条の規定により、今定例会において議決されました案件について、字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よって、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。以上で本日の会議を閉じます。

令和4年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後2時13分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員